

# 日本の軍縮・不拡散外交 (第六版)

外務省 軍縮不拡散・科学部編集

# 日本の軍縮・不拡散外交

2013年

平成25年3月

外務省 軍縮不拡散・科学部編集

(注釈)

本書は、原則として前回第五版（2010年3月発刊）以降2012年12月末までの軍縮・不拡散をめぐる国際情勢及び日本の取組をまとめたものです。但し、特に重要な事項については、2013年2月末までの動きも記述しています。

なお、本書に登場する人物の肩書、国名及び機関名については、すべて当時のものです。

# 「日本の軍縮・不拡散外交」（第六版）の発刊にあたって



外務大臣 岸田文雄

「安らかに眠って下さい。過ちは繰り返させぬから」

これは、広島原爆死没者名簿を納めた石棺の正面に刻まれた言葉です。1945年8月、私の出身地広島で、世界で初めて原子爆弾が投下されました。この一発の爆弾は、一瞬にして多くの尊い命を奪い、生き残った人々にも多大な苦しみを今なお与え続けています。

あれから約70年経ちますが、現在の国際社会は、依然として軍縮・不拡散を巡る多くの困難な問題に直面しています。包括的核実験禁止条約（CTBT）は未だ発効に至らず、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）も交渉に入ることができません。また不拡散分野では、北朝鮮やイランの核・ミサイル問題、核テロリズムの脅威といった、緊急の課題に直面しています。特に、北朝鮮は、昨年2度にわたりミサイル発射を強行し、さらに今年2月には、3度目の核実験を強行しました。これらは、安保理決議に明確に違反する、国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であり、日本を含む北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして断じて容認できません。

日本は唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け、国際社会による核軍縮・不拡散の取組を引き続き主導していかなければなりません。このような考え方にに基づき、具体的な行動を起こしています。1994年以来、毎年国連総会に核軍縮決議を提出し、圧倒的多数の賛成を得て採択されてきています。また、日本とオーストラリアが中心となって立ち上げた「軍縮・不拡散イニシアティブ」（NPDI）は、NPT運用検討会議の最終文書に盛り込まれた行動計画の着実な履行を後押しし、核兵器国と非核兵器国との橋渡しの役割を果たすべく活動し、着実な成果を重ねてきました。日本は、こうした様々な取組を通じて、「核兵器のない世界」に向けた現実的な歩みを着実に進めていくことを重視しています。

また、生物兵器、化学兵器や、人道や開発などの様々な分野にまたがる緊急の課題である小型武器、地雷、クラスター弾などの通常兵器の分野での国際的な取組においても、日本は関連する条約・国際的規範の作成・実施や普遍化への貢献、現場プロジェクトへの支援などを通じ、中心的な役割を果たしています。

さらに日本は、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化・効率化に取り組むとともに、輸出管理協

力の枠組である国際輸出管理レジームや大量破壊兵器等の拡散を阻止するためのイニシアティブである「拡散に対する安全保障構想」(PSI)などの取組に積極的に参加・貢献しています。

唯一の戦争被爆国としての経験を世界と後生に伝えていくことは、日本の使命であり責務です。日本はこれまで、核兵器使用の悲惨さを世界に伝えるべく、非核特使を派遣したり、被爆証言を複数の言語に翻訳し、国際社会に発信するなど、様々な努力を重ねてきています。また、若い世代の人々にも、核兵器使用の悲惨さや非人道性、平和の大切さを世界に発信してもらう取組を始めています。

2014年には広島において、NPDIの外相会合の開催が予定されています。日本はこれからも核軍縮をはじめとする様々な軍縮・不拡散分野で真摯な取組を続けてまいります。

本書は、このような軍縮・不拡散を取り巻く状況や、日本の軍縮・不拡散外交の現状を国民の皆様や世界の人々に分かりやすくお伝えすることを目指しています。本書が、皆様によるご理解の一助となることを心から願っています。

平成 25 年 3 月

# 目次

## I. 本編

### 第1部 概観

第1章 軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向	4
第1節 軍縮・軍備管理・不拡散とは	4
第2節 なぜ軍縮・不拡散への取組がなされてきたのか	4
第3節 軍縮・不拡散の現状と課題	5
第2章 軍縮・不拡散における日本外交	7
第1節 軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方	7
第2節 日本の取組	9
(1) 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)	9
(2) 日本提出の核軍縮決議	10
(3) G8を通じた取組	11
(4) 二国間協議における日本の取組	12

### 第2部 核軍縮・核不拡散・原子力平和利用

第1章 核兵器不拡散条約 (NPT)	16
第1節 概要	16
第2節 2010年 NPT 運用検討会議	16
第3節 2015年 NPT 運用検討会議へ向けた動き	18
第2章 核兵器国の軍備管理と核軍縮	19
第1節 総論	19
第2節 米国とロシアの軍備管理と核軍縮	19
第3節 核兵器国等における動き	22
第3章 包括的核実験禁止条約 (CTBT)	27
第1節 概要	27
第2節 CTBTの早期発効に向けて	29
第3節 発効促進に向けた日本の取組	29
第4章 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	34
第1節 概要と意義	34
第2節 経緯	34
第3節 交渉促進に向けた日本の取組	35
コラム：FMCTに関する専門家会合	36
第5章 さらなる核軍縮のための課題	37
第1節 消極的安全保証 (NSA)	37
第2節 透明性の向上	38
第3節 核兵器禁止条約 (NWC)	40
第4節 非核兵器地帯	41
第5節 核兵器の人道側面	42
第6章 地域の不拡散問題と日本の取組	44
第1節 北朝鮮	44
第2節 イラン及びその他中東諸国	48
イラン	48
イスラエル	52

シリア	54
第3節 南西アジア	55
第7章 国際原子力機関（IAEA）保障措置	58
第1節 概要	58
第2節 保障措置協定の内容	58
第3節 保障措置の強化・効率化	59
第4節 日本の取組	60
第8章 核燃料供給保証	62
第1節 概要	62
第2節 背景と最近の動き	62
第3節 日本の取組	63
コラム：天野之弥 IAEA 事務局長の活動	64
第9章 原子力の平和的利用	65
第1節 原子力の平和的利用	65
第2節 日本の二国間原子力協定	66
コラム：原子力安全に関する福島閣僚会議	67
第10章 核セキュリティ	68
第1節 概観	68
第2節 国際社会の取組	69
第3節 日本の取組	71
第4節 2012年ソウル核セキュリティ・サミット	72
第11章 旧ソ連諸国に対する非核化協力	74
第1節 概要	74
第2節 ロシアに対する日本の非核化協力	74
第3節 ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに対する日本の非核化協力	78
第4節 国際科学技術センター（ISTC）を通じた日本の非核化協力	79
参考 非核兵器地帯	80
第1節 発効済みの非核兵器地帯条約	80
第2節 モンゴル非核の地位	82
第3節 南極、海底の非軍事化	82
<b>第3部 生物・化学兵器</b>	
第1章 総論	86
第2章 生物兵器禁止条約（BWC）	87
第1節 概要	87
第2節 BWCの課題と強化に向けた取組	87
第3節 日本の取組	88
コラム：バイオ脅威の増大	89
第3章 化学兵器禁止条約（CWC）	90
第1節 総論	90
第2節 化学兵器禁止機関（OPCW）	92
第3節 遺棄・老朽化化学兵器問題	93

## 第4部 通常兵器

第1章 総論	96
第2章 対人地雷	97
第1節 対人地雷問題と国際社会の取組	97
第2節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）	97
第3節 日本の取組	98
第3章 クラスター弾	100
第1節 国際社会の動き	100
第2節 クラスター弾に関する条約（CCM）	100
第3節 日本の取組	101
コラム：クラスター弾に関する条約第3回締約国会議～ラオス政府との共催サイドイベント～	103
第4章 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）	104
第1節 概要	104
第2節 最近の動き	104
第5章 小型武器	106
第1節 小型武器問題の背景と国際的取組	106
第2節 日本の取組	107
コラム：国連における小型武器の取組と日本の貢献	108
第6章 武器貿易条約をめぐる動き	109
第1節 国際社会の動き	109
第2節 日本の取組	110
コラム：武器貿易条約（ATT）国連会議	111
第7章 信頼醸成措置	112
第1節 国連軍備登録制度	112
第2節 国連軍事支出報告制度	113

## 第5部 宇宙空間における制度的枠組み

第1章 総論	116
第2章 宇宙における軍備競争の防止（PAROS）	117
第1節 ジュネーブ軍縮会議（CD）における PAROS に関する議論	117
第2節 日本の立場	117
第3章 宇宙活動に関する国際行動規範	118
第1節 概要	118
第2節 日本の立場と取組	119

## 第6部 軍縮機関

第1章 総論	122
第2章 国際連合	123
第1節 国際連合における議論	123
第2節 国連総会（第一委員会）	125
第3節 安全保障理事会	127
第4節 国連軍縮諮問委員会	128



第3章 ジュネーブ軍縮会議 (CD) .....	130
第1節 概要 .....	130
第2節 CDの停滞と打開への努力 .....	130
<b>第7部 不拡散体制</b>	
第1章 輸出管理レジーム .....	134
第1節 概要 .....	134
第2節 原子力供給国グループ (NSG) .....	135
第3節 ザンガー委員会 .....	136
第4節 オーストラリア・グループ (AG) .....	137
第5節 ミサイル技術管理レジーム (MTCR) .....	138
第6節 ワッセナー・アレンジメント (WA) .....	139
第7節 輸出管理における日本の取組 .....	140
第2章 ミサイルの不拡散 .....	141
第1節 問題の現状 .....	141
第2節 ハーグ行動規範 (HCOC) .....	141
第3節 日本の取組 .....	142
第3章 拡散に対する安全保障構想 (PSI) .....	144
第1節 成立の背景と概要 .....	144
第2節 これまでの動き .....	144
第3節 日本の取組 .....	147
コラム：日本主催 PSI 航空阻止訓練 (2012年7月) .....	148
第4章 不拡散政策の普及 (アウトリーチ) .....	150
第1節 アジア不拡散協議 (ASTOP) .....	150
第2節 アジア輸出管理セミナー .....	151
コラム：第20回アジア輸出管理セミナー (2013年2月) .....	151
<b>第8部 市民社会との対話・協力</b>	
第1章 総論 .....	154
第2章 シンポジウム・ワークショップの開催及びNGOとの対話・協力 .....	155
第1節 核軍縮・不拡散 .....	155
第2節 通常兵器 .....	156
第3章 国連軍縮会議 .....	158
第4章 軍縮・不拡散と教育 .....	160
第1節 総論 .....	160
第2節 軍縮・不拡散教育に関する作業文書の提出等 .....	160
第3節 海外原爆展の開催・支援 .....	161
第4節 軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム .....	161
第5節 国連軍縮フェローシップ・プログラム .....	162
第6節 被爆証言の多言語化 .....	163
第5章 非核特使 .....	164
コラム：核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 (ICNND) .....	165
コラム：日本の若い世代の取り組み ～インターン生の声～ .....	166



# I 本編





**第1部**  
**概観**

# 第1部 概観

## 第1章

# 軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向

### 第1節 軍縮・軍備管理・不拡散とは

軍備に関する規制が世界的な問題として取り上げられるようになったのは、19世紀末になってからのこととされる。国際的な紛争解決の手段としての戦争を一定の範囲で規制していこうとの試みとともに、軍備縮小が国際的な会議の場で主要な問題とされるようになった。その後、国際連盟規約は、第8条で軍備縮小について規定し、国際連合憲章（国連憲章）は、第11条で軍備縮小及び軍備規制を国際の平和と安全についての協力の一つとして位置付け、これを規律する原則について審議するといった総会の権限を定めている。

「軍縮」（軍備縮小）という用語は、国連憲章以外でも様々な文書で用いられているが、一般的には、国際的な合意の下であらゆる種類の軍備又は兵器を縮小、削減さらには廃絶することを意味するとされる。また、冷戦時代には、「軍備管理」という用語も登場した。「軍備管理」とは、軍備又は兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制などを意味する。軍備管理は、1970年代に米国とソ連の間で行われた核兵器管理交渉から生まれ、主として核大国間の核管理の仕組みを作り上げることを目的

とする概念として用いられるようになった。

これに対し、「不拡散」とは、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段（ミサイル等）のほか、それらの関連物資や技術などの拡散を防止・抑制し、阻止することを意味する。冷戦期、西側諸国は、共産圏諸国への戦略物資、特にハイテク技術等の移転を防止するための取組を行ってきた。冷戦終結以降、大量破壊兵器等の開発・取得を企図する国やテロリストなど非国家主体への大量破壊兵器やその関連物質・技術の拡散の懸念の高まりを受け、国際社会はその防止のため、輸出管理や関連国連安保理決議の履行、拡散に対する安全保障構想（PSI）等の取組を強化している。

このように、軍縮・軍備管理・不拡散は、いずれも軍備又は兵器、その関連物資・技術を対象に一定の国際的な規範を策定し、この規範に基づいて軍備や兵器、その関連物資・技術を規制・管理・制限・縮小することを通じて、国際的な安全保障環境を向上させることを目的としている。また、ある国が一方的に軍備の縮小を実施する場合もある。

### 第2節 なぜ軍縮・不拡散への取組がなされてきたのか

日本は、第二次世界大戦後、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（日本国憲法前文）との平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきた。戦争は、

人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらす。日本の戦後外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるように、との日本国民の強い願いの上に立って進められてきた。

しかし、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立がある。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、世界のほとんどの国が、自国の安全保障を確保するために、つまり他国からの侵略や武力による威嚇などから自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実である。軍縮・不拡散の取組は、こうした現実も踏まえた上で考えていく必要がある。

軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正水準に保ち、できれば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になる。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの軍事力を優位に保つことのみを考えて軍備を増強するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになる。こうした、いわゆる軍備拡張競争を避けるために、各国がその軍備の規模や性能を制限・調整していく必要があると考えるようになってきた。

### 第3節 軍縮・不拡散の現状と課題

軍縮・不拡散は、国際政治と密接に絡んでおり、その動向が現下の国際政治に大きく左右される側面は否めない。冷戦期には米ソ超大国の対立構造を背景として、米ソの核軍備競争を如何に抑制し、また、その戦略核兵器を如何に安定的な形で管理・削減していくかということが主な課題であった。また、核実験が相次いだ1960年代にはこれをどのように抑制するかとともに、核兵器の不拡散が重要な課題となった。ソ連崩壊を受けた冷戦直後には、米国とロシアによる戦略攻撃兵器削減条約交渉も進み、核軍縮に向けた期待が大きく膨らんだ。実際、そのような期待を背景として、1995年には核兵器不拡散条約(NPT)の無期限延長が合意され、1996年には冷戦期に何度も交渉が頓挫した包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉が妥結した。

しかし、そのような期待とは裏腹に、米ソの二極構造の崩壊を受けて、国際政治における主要な主体(アクター)が増加したことによって、軍縮・不拡散をめぐる問題も一気に複雑化した。1990年代半ば

まず何より、軍備拡張競争や兵器の拡散は国際の平和と安全を損なうことにつながりかねない。無制限に増大した軍備や兵器は、たとえ侵略や武力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高め、国際関係を不安定にし、不必要な武力紛争を引き起こすことになりかねない。国連憲章が、第11条で、軍備縮小及び軍備規制を国際の平和と安全に関連する問題として位置付けている理由は主としてここにある。

また、経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫する。不必要な軍備拡張競争は資源の浪費でもある。できる限り軍事支出を抑え、経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向けることができるような条件を整えることも、軍縮・不拡散外交に期待される効果である。

19世紀にさかのぼる人道主義的な観点からの軍備の規制に加え、世界の安全保障や経済発展を効率的・効果的に実現するためにも、軍縮・不拡散のための国際的な努力が行われてきたのである。

以降には、北朝鮮の核開発、旧ソ連諸国からの核物質の流出、インド・パキスタンによる核実験実施などが大きな問題となり、2000年代以降も、9/11同時多発テロ事件を受けた核テロの危険性、カーン・ネットワークの発覚、イランやシリアの核開発、北朝鮮による核実験実施、更なる核軍縮交渉の進展の欠如、CTBT未発効、ジュネーブ軍縮会議(CD)の停滞など、軍縮・不拡散をめぐる課題が百出した。こうした状況の中で、2005年のNPT運用検討会議は、議題の採択をめぐる紛糾し、何ら実質的成果を挙げる事ができなかった。

国際社会においては、次第に、NPTを中心とする国際的な軍縮・不拡散体制の崩壊もしくは揺らぎへの危機感が高まった。NPT体制は、核兵器国による核軍縮を進めつつ、これ以上の核兵器の拡散を防止することで、国際社会の平和と安定に大きく寄与している。そのNPT体制が崩壊するとなれば、核兵器の拡散の歯止めを失い、国際秩序の根幹を揺らぐこととなり、国際政治に大きな負の影響を与

えかねないからである。

2007年1月のキッシンジャー元米国国務長官をはじめとする米国歴代政権の元高官4名による「核兵器のない世界 (A World Free of Nuclear Weapons)」と題するウォール・ストリート・ジャーナル紙への寄稿は、こうした状況を打開する大きな潮目の変化となった。同寄稿は、冷戦崩壊から20年近く経つ今や米ソ間で作用していた相互確証破壊(MAD)は陳腐化する一方で、従来の核抑止戦略が効かないテロリストの手に核兵器が渡る危険性こそが、現在の困難かつ新しい安全保障の課題であると位置づけた上で、核兵器のない世界の実現に向けて国際社会が努力すべきと訴えた。

この寄稿を契機に核軍縮への機運が高まった。この機運の高まりは、「米国は核兵器のない世界の実現に向けて具体的な措置を取る」ことを宣言した2009年4月のオバマ米国大統領によるプラハ(チェコ)での演説へとつながった。米露間で再開された戦略核の削減交渉は、2010年4月の新START条約の署名(2011年2月発効)という成果に結実した。2010年5月に開催された2010年NPT運用検討会議では、困難な交渉を経ながらも、NPT体制を支える3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)に関し、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書を採択することができた。10年ぶりの成果を受けて、NPTを中心とする国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けた一歩前進が図られたと言える。

本書の前版(第5版)が発刊された2011年3月時点では、NPTで合意された行動計画を各国が着実に実施することで、軍縮・不拡散に進展が得られることが期待されていた。新START条約の発効、第2回核セキュリティ・サミットの開催(2012年3月)、国際原子力機関(IAEA)追加議定書の締約国やCTBTの署名・批准国の増加など、一定の前進がみられた分野もある。

しかし、2010年NPT運用検討会議での行動計画への合意後、この2年間で軍縮・不拡散をめぐる目覚ましい進展が見られないことも事実である。北朝鮮やイランの核問題は引き続き深刻である。特に北朝鮮は国際社会の強い反対にもかかわらず「ミサイル」を発射し、3回目の核実験を強行しており、断じて容認できない事態が起きている。CDでは、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉を開始できない状況が続いており、打開の見通しは見えない。更なる核軍縮に向けた米露の交渉も開始できていない。透明性が欠如した形での核戦力の増強も行われている。シリアの化学兵器の保有・使用の可能性、またその拡散の危険性も指摘されている。2010年NPT運用検討会議で合意された2012年中の中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議も実現せず、関係国の間では大きな不満が渦巻いている。このように、軍縮・不拡散をめぐる未だに多くの深刻な問題が残っており、国際社会が一丸となって対処することがますます求められている。

## 第2章

# 軍縮・不拡散における日本外交

### 第1節 軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方

第1章で述べたような軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、安全保障環境が厳しさを増している東アジアに位置する日本はどのような考え方に基づいて軍縮・不拡散外交を行っていくべきであろうか。日本の軍縮・不拡散外交の推進は、大きく以下の4つの基本的な考え方に基づいている。

第一に、日本が拠って立つ日本国憲法の平和主義の理念と、唯一の戦争被爆国としての道義的責任という日本国民の「使命」としての軍縮・不拡散外交である。日本が「核兵器のない世界」の実現に向け、国境を越えた取組を進めていくことは国としての使命とも言えるものである。第二に、日本の平和と安全を確保する「安全保障」としての軍縮・不拡散外交である。日本を取り巻く地域や国際社会の安全保障環境を安定・改善させるための手段として、軍縮・不拡散を積極的に活用することが重要である。第三に、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大している中で、「人道の精神」に基づく軍縮・不拡散外交である。第四に、一人ひとりの人間の安全を確保するという「人間の安全保障」の考え方に基づく軍縮・不拡散外交である。以下、こうした軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方について詳述する。

#### 1. 平和への願いと唯一の被爆国としての使命

日本が、外交政策の重要な柱の一つとして軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいるのは、日本が拠って立つ世界の平和と安全の維持・確保を強く希求しているからである。第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、日本は国際社会の中で平和国家としての地位を築くこと

を選択した。このような理念は日本国憲法の中にも謳われている。日本が、軍事力の強化ではなく、平和裡に経済発展を遂げ、国民の福祉の向上を図ることを重視し、また、それらを実現する上で不可欠な国際社会の平和と安定を追求してきたことは、いずれの国にも明らかであり、世界に誇れるものである。また、日本には、唯一の被爆国として、核兵器の使用によりもたらされる惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命があると考えられる。

日本の軍縮・不拡散分野における主導的な取組の実績は日本の貴重な外交資産であり、この分野で引き続き積極的に取り組んでいくことは日本が確立したモデルを世界に広めるといふ側面も有していると言えよう。

#### 2. 日本の安全保障の観点

日本を取り巻く安全保障環境を見れば、日本にとって軍縮・不拡散の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいことが分かる。

日本周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡等をめぐる問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。特に、北朝鮮は、国際社会が強く自制を求めたにもかかわらず、2012年に二度にわたってミサイルを発射し、2013年2月には3回目の核実験実施を強行した。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、日本を含む地域の安全保障における喫緊



かつ重大な脅威であるとともに、核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして断じて容認できないものである。

このような状況下で日本は、自国の防衛力整備、日米安保体制の堅持とともに、周辺地域が国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取ってきている。その外交努力の重要な施策の一つとして、軍縮・不拡散が位置づけられる。すなわち、日本を取り巻く地域や国際社会の安全保障環境の安定・改善のために、軍縮・不拡散を有効な外交手段の一つとして積極的に活用していくことが重要である。具体的には、核実験禁止のための国際的な規範を定着させていく努力としての包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核戦力増強を食い止めるための努力としての兵器用核分裂性物質生産モラトリアムや兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）早期交渉開始、透明性が欠如する形での核戦力増強によって生じ得る地域や国際社会での疑念を和らげるための透明性向上、世界的な核兵器の削減を進めるための核軍縮交渉の多国間化、地域や国際社会の安定に資するための核兵器の不拡散という規範の強化や検証体制の強化、核物質や関連資機材の輸出管理の強化、通常兵器分野での国際的ルール作りへの貢献など、日本が置かれている安全保障環境の安定・向上のための様々な施策を有機的にとっている。

なお、こうした施策をはじめ、「核兵器のない世界」に向けた軍縮・不拡散外交は、日本の安全保障政策と整合する形で進めなければならないことは言うまでもない。日本が米国の核抑止に依存しつつ核軍縮を追求することについて疑問に思う人もいるかもしれない。しかし、核の惨禍を二度と繰り返さないための最も確かな保証が「核兵器のない世界」を実現することである一方で、そこに至る道のりの途中においても、核兵器の使用はあってはならない。つまり、核軍縮を進めるにあたって、諸国間の関係を不安定なものにして、逆に核兵器の使用の危険性が高まるようなことになってはならず、核軍縮は諸国間の安定的な関係の下で進められる必要がある。核軍縮を進めるに際しては、安全保障を確保し、諸国間

の疑心暗鬼や不信感を増幅させないように留意しながら進めていく必要がある。このことは、日本の観点からすれば、「核兵器のない世界」の実現に至る道のりにおいて、換言すれば、現実に核兵器が存在する間、核抑止力を含む米国の拡大抑止が不可欠であることを意味する。したがって、日本が核軍縮を追求することと、米国の核抑止に依存していることは矛盾するものではない。

他方で、このような形で米国の核抑止に依存しつつも、日本は、同時に、核抑止に依存する必要のない国際的な安全保障環境を実現すべく日々努力している。そのためには、冷徹な国際政治の現実を直視しつつ、いかに遅々とした歩みであっても、どのようにして現実を変えていくことができるかを考え抜かなければならない。日本は、こうした考え方に基づいて、核兵器のない平和で安全な世界に向け、核リスクを確実に最小化していくための現実的な核軍縮・不拡散措置を追求している。

このように、当面核抑止に依存しつつ国の安全保障の確保という最重要の責務を果たしていくことと核軍縮を追求していくこととは、なんら矛盾するものではない。

### 3. 人道主義的アプローチ

兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道の精神、すなわち人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む意義が高まってきている。例えば、1999年に発効した対人地雷禁止条約（オタワ条約）や2010年に発効したクラスター弾に関する条約（CCM）は人道主義の色合いの濃い軍縮条約である。日本は安全保障上の観点に加え、こうした人道主義的な観点も重視しており、オタワ条約を1997年12月に署名するとともに、1998年9月に条約を批准し、CCMには2008年12月に署名し、2009年7月に条約を批准した。

核軍縮・不拡散の分野においても、2010年5月NPT運用検討会議の最終文書（行動計画前文 A.v）において、核兵器使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を表明するとともに、国際人道法の遵守の必要性を再確認することを謳っているなど、人道主義的な観点が重視されている。また、2012年5月に行われ

たNPT運用検討会議第1回準備委員会においても、スイスを含む16か国が核兵器の人道的側面に関する共同の演説を実施し（同年10月の第67回国連総会第一委員会では上記16か国を含む34か国が同内容の共同の演説を実施）、2013年3月にはオスロにおいて核兵器の人道的影響に関する国際会議が開催されるなど、国際社会における関心も高まっている。後述のとおり（第2部第5章参照）、日本も非核特使の派遣、被爆証言の多言語化、軍縮・不拡散教育等の取組を通じ、核兵器使用の悲惨さや非人道性を訴えてきている。

## 第2節 日本の取組

日本は、上記第1節で述べた基本的考え方に基づいて、様々な多国間の枠組や二国間の外交機会を最大限活用しつつ、軍縮・不拡散外交を積極的かつ重層的に展開していく。具体的には、国連総会（第一委員会）、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議プロセス、ジュネーブ軍縮会議（CD）といった国際的なフォーラムにおいて、日本の考え方を実現すべく努めている。例えば、国連総会においては、過去20年近くにわたって「現実的かつ実践的アプローチ」に基づく核軍縮決議を提出し、圧倒的多数の賛成で採択されている。

日本は、G8のメンバーとしてG8の枠組（G8グローバル・パートナーシップ）等、これまでもグループを通じた軍縮不拡散外交を行ってきたが、基本的には、唯一の戦争被爆国として、独自の軍縮不拡散外交を行ってきた。特に、核兵器国を含む各国との二国間の意見交換を通じて各種働きかけ等も行ってきた。



第1回NPDI外相会合（於：ニューヨーク）

## 4. 人間の安全保障の観点

軍縮・不拡散は、「人間の安全保障」という観点からも重要な意義を有する。「人間の安全保障」は、一人ひとりの人間に着目し、保護と能力強化を通じて人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人間一人ひとりの安全を確保するという理念である。紛争終結後も、紛争地に居住する人々の安全、生活を脅かす対人地雷や小型武器といった兵器は、「人間の安全保障」の実現に対する脅威となっている。これらの問題への取組は、復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり、「人間の安全保障」の実現にも欠かせないものである。

ている。今後もこうした外交努力を行っていくことに変わりはないが、さらに効果的な外交を展開するため、後述（1）のとおり、日本はオーストラリアとともに、2010年に10か国からなるグループ（軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI））を立ち上げ、以来同グループを主導している。今後とも、こうしたグループをより積極的に活用することで、重層的な軍縮不拡散外交を展開していく。

### （1）軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）

軍縮・不拡散分野において日本が主導する取組としてまず挙げられるのが、「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI：Non-Proliferation and Disarmament Initiative）」である。このグループは、2010年NPT運用検討会議の最終文書（行動計画）において合意された事項の着実な実施を後押しし、現実的かつ実



第4回NPDI外相会合（於：イスタンブール（トルコ））

実践的な提案を通じて「核兵器のない世界」への途上における「核リスクの低い世界」を実現すべく、日本とオーストラリアが主導して2010年9月に立ち上げた、10か国（日本、オーストラリア、ドイツ、カナダ、オランダ、メキシコ、チリ、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦）からなる地域横断的な非核兵器国グループである。NPDIの大きな特徴として、①メンバー国の外相自身のコミットメントによるイニシアティブであること、②現実的かつ実践的なアプローチを通じ、核兵器国と非核兵器国との橋渡し役を果たしていること、が挙げられる。

2010年9月にニューヨークで開催された第1回外相会合には、前原誠司外務大臣が出席し、NPT運用検討会議の成果を前進させ、核兵器の数的削減と役割の低減、不可逆性、検証可能性及び透明性を伴った核軍縮プロセスの進展、CTBTの早期発効、FMCTの即時交渉開始、等に関する具体的提案につき議論を行い、「核リスクの低い世界」の実現に向けた現実的取組を進める決意を表明した。

その後NPDIは、2011年4月に第2回外相会合（於：ベルリン）、2011年9月に第3回外相会合（於：ニューヨーク）を行い、核戦力の透明性向上やFMCT早期交渉に向けたグループの取組等に関し議論を行った。こうした議論を通じて、2014年に核兵器国が行うこととなっている核軍縮措置の報告に関し、NPDIとして報告フォーム案を作成し、核兵器国に提示する等具体的な成果を積み重ねてきている。

2012年5月にウィーンで開催された2015年NPT運用検討会議第1回準備委員会では、グループとして①核戦力の透明性向上（核軍縮措置の報告フォーム）、②FMCT、③国際原子力機関（IAEA）追加議定書（AP）、④軍縮・不拡散教育、の4本の作業文書を提出するとともに共同ステートメントを行う等、存在感を示した他、非同盟運動や5核兵器国等他のグループとも積極的に対話を行い、核兵器国と非核兵器国との橋渡しというグループの役割を積極的に果たした。

2010年NPT運用検討会議の合意事項の一つである、中東非大量破壊兵器地帯設置構想に関する国際会議についても、NPDIとしてどういった貢献が可能か議論を行ってきている。2012年6月の第4回外

相会合では、会議の調整役（ファシリテーター）代理である、ボルホ・フィンランド外務省政務局大使より、会議の準備状況、克服すべき課題、関係諸国の意向、全体的見通しなどにつき聴取し、NPDIとしてあり得べき貢献策について意見交換を行った。また、同年11月に本件国際会議の開催延期が発表された際には、会議の早期開催に向け関係者の取組を求める声明を発出した。

直近では、2012年9月に行われた第5回外相会合において、2013年春に行われるNPT運用検討会議第2回準備委員会（於：ジュネーブ）において、6本の作業文書（①CTBT、②非戦略核、③核兵器の役割低減、④輸出管理、⑤非核兵器地帯、⑥核兵器国への保障措置拡大）を提出することで合意した。

このようにグループによる外交を通じて、日本自身が軍縮・不拡散外交をより積極的に展開できるのみならず、唯一の戦争被爆国としての軍縮・不拡散にかかる日本国民の想いをより効果的に実現していくことを重視している。



第5回NPDI外相会合（於：ニューヨーク）

## （2）日本提出の核軍縮決議

日本は1994年以降毎年、国連総会に核軍縮決議案を提出し、核軍縮に向けて努力すべき方向性として日本が掲げる「現実的かつ実践的アプローチ」を国際社会に示してきた。この決議は、例年国連総会において圧倒的多数の国からの賛成を得て採択されており、2012年には、99か国の共同提案国とともに国連総会に提出され、過去最多となる174か国の賛成を得て採択された。（国連加盟国は193か国。）

核軍縮決議の内容は、5年毎に開催されるNPT運用検討会議の結果を踏まえて大幅な改訂が行われ

る慣行となっている。現在の決議は、2010年のNPT運用検討会議において10年ぶりに合意が得られたことを受けて大きく改訂されたもので、タイトルを新たに「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」とし、「核兵器のない世界」に向けた国際社会の具体的な行動を求める内容のものである。主要要素としては、2010年NPT運用検討会議で採択された「行動計画」の完全実施の必要性の再確認や、NPT遵守の重要性の強調、CTBTの早期発効と核実験一時停止（モラトリアム）の継続の要請、FMCTの即時交渉開始と早期妥結の重要性の強調等が含まれている。このことは、日本の決議が、非同盟運動（NAM）諸国が掲げる核兵器禁止条約のような急進的アプローチを取るのではなく、現存のNPT体制遵守の重要性を強調した上で、CTBTやFMCTといった枠組みを早い段階で成立させようと呼びかけている点で「現実的かつ実践的な」日本のアプローチを反映したものであることを示している。

また、日本の核軍縮決議の特徴は、多くの国の支持を得ているということに加え、核兵器国を含む幅広い立場の国々からの支持を集めている点にある。2010年からはそれまで反対していた米国が共同提案国になり、さらに2012年には英国が16年ぶりに共同提案国として加わった。またフランスとロシアも引き続き賛成票を投じている。このようなことから、日本が核軍縮決議案を毎年提出することにより、多くの国が支持する核軍縮の道筋を示すことができ、それが核軍縮分野における国際社会のスタンダードとなっていることに意義があると言える。

### （3）G8を通じた取組

#### （ア）背景とこれまでの経緯

「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ（G8GP）」は、2002年6月にカナダで開催されたカナナスキス・サミットにおいて核、化学、生物兵器及びその関連物資等の拡散防止を主な目的として、10年のマנדートで設置された。

この枠組みの下で、まず、ロシアを対象として、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全という分野に関連するプロジェクトが協力して実施され、具体的な優先分野は、①退役した原子力潜水

艦の解体、②化学兵器の廃棄、③核分裂性物質の処分及び④兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4分野とされた。

2007年のハイリゲンダム・サミット（於：ドイツ）では、2007年をG8GPの中間点と位置付けて、レビュー文書が作成された。このレビュー文書は、これまでに実施された協力事業の進展・状況を評価し、2002年以降達成された進展を認識した上で、協力事業の効率性の向上のためには更なる努力が必要とし、カナナスキス・サミット（於：カナダ）で合意されたG8GPの目標達成へのコミットメントを再確認した。また、GPの対象国・参加国の拡大及び対象分野の拡大に関する議論について、2010年にカナダで開催されたムスコカ・サミットにおいて、首脳は、①核及び放射線源のセキュリティ、②生物セキュリティ、③科学者の雇用、④国連安保理決議第1540号の履行促進等に焦点を当てつつ、これまでの成果について評価することとなった。2011年には2012年以降のG8GPのマנדートの延長が合意され、2012年は、米国議長下でCBRN（化学・生物・放射性物質・核）セキュリティやメンバーシップの拡大を扱うワーキング・グループが立ち上げられより体系的な取組が進められている。

G8GP参加国も随時拡大しており、2003年に6か国（ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、スイス、ポーランド、オランダ）、2004年に7か国（オーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、韓国、ニュージーランド）が支援（ドナー）国として参加。また、2004年にウクライナ、2011年にカザフスタン、2012年にメキシコが参加し、現在、24か国と1機関（EU）が参加している。

また、2003年以降のサミットにおいては、毎年、G8GPをフォローアップするための年次報告が採択されている。各々の年次報告では、過去1年間の関連事業の進捗状況、実質的な成果を達成するための諸課題の解決策、G8GP参加国のさらなる拡大等に言及している。

#### （イ）日本の取組

G8GPの枠組みの下で、日本も大量破壊兵器及び物質の拡散を防止するための国際的な取組に貢献している。例えば、ロシアを中心に旧ソ連諸国に対し、

非核化協力事業を実施しているほか（第2部第11章旧ソ連諸国に対する非核化協力参照。）、IAEAとの協力を通じた核セキュリティ分野での取組を行っている。また、化学セキュリティや生物セキュリティに関するセミナーを実施してきているほか、アジア不拡散セミナー（ASTOP）、アジア輸出管理セミナーを実施するなどCBRNセキュリティに関する取組を行ってきている。また、G8GPの他の優先事項である、安保理決議1540号の履行促進や、国際科学技術センター（ISTC）と協力しつつ科学者の再雇用の取組も進めている。

（4）二国間協議における日本の取組

日本は、軍縮不拡散分野における取組をグローバル、地域、二国間のレベルで重層的に行っており、中でも二国間の協議を通じて日本と特定の国との間で共有する課題に取り組んできた。2011年1月以降、2012年末までに計7回の軍縮不拡散協議を実施した（以下表参照。）。2010年NPT運用検討会議の成果の着実な実施をはじめとするNPT体制の強化、CTBTの発効促進、FMCTの即時交渉開始をはじめ、生物及び化学兵器や通常兵器に関する協力、地域情勢についての意見交換などの幅広い軍縮不拡散分野の課題についての包括的な意見交換を行っている。

二国間軍縮不拡散協議の開催実績（2011年1月～2012年12月）

2012年	8月13日	日露軍縮・不拡散協議（東京）
	6月20日	日イスラエル軍縮・不拡散協議（東京）
	5月25日	日印軍縮・不拡散協議（ニューデリー）
2011年	7月4日	日印軍縮・不拡散協議（東京）
	6月10日	日露軍縮・不拡散協議（モスクワ）
	2月18日	日韓軍縮・不拡散協議（ソウル）
	1月26日	日トルコ軍縮・不拡散協議（アンカラ）
	1月24日	日エジプト軍縮・不拡散協議（カイロ）
	1月14日	日中軍縮・不拡散協議（東京）
	1月11日	日パキスタン軍縮・不拡散協議（東京）



広島平和記念式典（写真提供：広島市）



広島市長による平和宣言及び放鳩（写真提供：広島市）



長崎平和祈念式典における児童合唱（写真提供：長崎市）





**第2部**

**核軍縮・核不拡散・  
原子力平和利用**



## 第2部 核軍縮・核不拡散・原子力平和利用

### 第1章

# 核兵器不拡散条約（NPT）

## 第1節 概要

核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons）は、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の5か国を「核兵器国」とし、それ以外の「非核兵器国」への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国の核軍縮交渉を進め、更に原子力の平和的利用のための協力を促進することを主たる目的とする条約である。NPT体制を支

えるものとして、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用という3つの柱を維持・強化していくことが重要である。NPTは、1968年7月に署名のために開放され、1970年3月に発効した（日本は1970年2月署名、1976年6月批准。）。締約国数は190か国（北朝鮮を含む。2012年10月現在。インド、パキスタン、イスラエル及び南スーダン未加入。）。

## 第2節 2010年NPT運用検討会議

### 1. 2010年NPT運用検討会議の概要

NPT第8条3は、条約の前文の目的の実現及び条約の規定の遵守を確保するため、5年ごとに条約の運用を検討する会議を開催することを規定している。NPTにおいては、核軍縮と核不拡散をめぐる核兵器国と非核兵器国の対立、核不拡散と原子力の平和的利用をめぐる先進国と途上国の対立を背景に、核不拡散と核軍縮の双方において大きな進展がない状況が続いた。そのような中で、2005年NPT運用検討会議は最終文書の採択に至ることができなかった。また近年、北朝鮮やイランによる核開発が進行し、核兵器関連技術の拡散や核物質等を利用したテロ行為（核テロリズム）の可能性に対する懸念も高まっている。

このような国際情勢の中で、2010年NPT運用検討会議が同年5月3日から28日まで、ニューヨークの国連本部で開催された。同運用検討会議では、NPTへの求心力を高め、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制を強化することが目指された。同会

議では、核軍縮に関しては、核兵器の廃絶に向けた具体的で現実的な核軍縮措置について、また、核不拡散に関しては、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより厳しい査察を可能とする国際原子力機関（IAEA）追加議定書（AP）や、北朝鮮やイランの核問題、中東地域の非大量破壊兵器地帯設置などの問題について、さらに、原子力の平和的利用に関しては、すべての国が原子力の平和的利用を行う権利を有することを前提に、途上国もその利益を享受できるようにするための専門技術や人材育成等の国際協力のあり方について議論が行われた。更に、締約国がNPTを脱退するような事例に対する国際社会の対応の在り方についても議論が行われた。

同会議では、個々の争点をめぐり、すべての締約国が合意することができるか予断できない状況が続いたが、最終日に、NPTの3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）に関し、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書を採択することができた。

最終文書における特筆すべき要素は以下のとおり。

### 1. 核軍縮

- 2000年に合意された「核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の明確な約束」を再確認
- 不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の確認
- 核兵器国が迅速に関与するよう要請される具体的な核軍縮措置を例示し、2014年のNPT運用検討会議準備委員会へ報告を要請
- 核兵器国による標準化された定期報告の様式に関する迅速な合意を奨励
- 軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長勧告の実施を奨励

### 2. 核不拡散

- 北朝鮮に対し、2005年の六者会合「共同声明」における約束や、関連する義務の履行等を強く要請
- IAEA追加議定書のすべての未締結国による可及的速やかな締結及びIAEAによる関連支援の促進を奨励
- IAEAが各国の国内計量管理制度整備を支援することを奨励

### 3. 原子力の平和的利用

- IAEAの活動に対する今後5年間で1億ドルの追加拠出を奨励
- 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり、保障措置、原子力安全及び核セキュリティへのコミットメント及び実施の確保
- 核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論をIAEAの場で継続

### 4. 中東決議

- 国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国及びロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催

## 2. 日本の取組

日本からは、福山哲郎外務副大臣が首席代表として出席し、日本・オーストラリア両政府による共同提案に盛り込まれた実践的核軍縮・不拡散措置を中心とする演説を行った。また、日本は、このオーストラリアとの共同提案のほか、核兵器の惨禍を次の世代に継承していくための軍縮・不拡散教育、IAEA保障措置の強化、原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力に関する作業文書を提出し、多くの国から幅広い支持を得て、その内容は広く最終文書に反映された。最終文書に向けた交渉においては、関係国と緊密に連携し、議場内外で核兵器国や非同盟運動（NAM）諸国等に働きかけを行うなど、合意形成に重要な貢献を果たした。また、会議の最終段階では、岡田克也外務大臣のイニシアティブにより、オーストラリア、オーストリア、ドイツ、韓国、ニュージーランドの外相等とともに、合意形成に向

けた結束を呼びかける緊急閣僚声明を発出した。

また、中根猛ウィーン国際機関日本政府代表部大使は、原子力の平和的利用を中心に扱う主要委員会Ⅲの議長を務め、原子力の平和的利用をめぐる先進国と途上国の厳しい対立がある中、関係国と粘り強い調整を行い、双方にとって受け入れ可能な最終文書の文言の基礎を作り上げた。

今次会議で初めて最終文書に盛り込まれた軍縮・不拡散教育は、日本が今次運用検討プロセスを通して主導してきた分野である。日本は、軍縮・不拡散教育における市民社会の役割や、政府と市民社会との連携の必要性を強調する作業文書を提出した。また、日本のイニシアティブにより、42か国が参加した共同ステートメントにおいて、この分野の重要性と、政府・国連を含む国際機関・市民社会の連携の必要性を訴えた。

### 第3節 2015年NPT運用検討会議へ向けた動き

#### 1. 2015年NPT運用検討会議に向けて

2010年NPT運用検討会議では、最終文書を採択できなかった2005年NPT運用検討会議と同様の結果は許されないという危機感、及び何としてでも最終文書を採択すべきとの各国の強い政治的意思があった。このように国際社会が結束した結果、10年ぶりに最終文書を採択し、危機に直面するNPT体制を維持できた意義は大きい。この最終文書は、すべてのNPT締約国が協力して核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用を推進していくための共通の基盤を提供したと言える。

2015年NPT運用検討会議に向けて、各国が最終文書に盛り込まれた行動計画を着実に実施していくことが重要であり、そのような取組がNPTを基礎とする国際的な核不拡散体制の強化につながる。

#### 2. 第1回準備委員会

2012年5月、ウィーンで第1回準備委員会が開催された。同会議は、2015年NPT運用検討会議に向けたプロセスの出発点であり、また、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)として活動する初めてのNPT関係会議であった。準備委員会の議題の採択等の手続事項も含め新しく始まる運用検討プロセスを円滑にスタートさせ、その上でNPT体制の維持・強化に貢献する実質的な議論を行い、NPTに対する国際社会の信頼を維持・強化することが同会議の重要な課題であった。同準備委員会では、議題の採択においても各議題での議論においても議論が紛糾することはなく、議事はスムーズに進行した。同準備委員会では、北朝鮮の核問題について、日米韓を含む多数の国より懸念が表明された。4月13日のミサイル発射への非難が表明されるとともに、北朝鮮に対し、完全・検証可能・不可逆的な非核化、核実験を含む更なる挑発行為の自制等を求める発言があり、議長要約(サマリー)においても、このような発言を反映した総括が行われた。

原子力安全については、東京電力福島第一原発事故を受けて、原子力安全を国際的に強化すべき旨の発言が行われ、IAEAの原子力安全行動計画を着実に実施すべき旨が指摘された。また、いくつかの国から、2012年12月の原子力安全に関する福島閣僚会議に対する期待が表明された。

また、核兵器の道徳的側面に関し、スイスが16か国を代表して発言し、参加各国やNGO等の間で注目が集まった。中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議については、同会議の調整役(ファシリテーター)を務めるラーヤバ・フィンランド外務次官補が、これまでの準備状況と各国との協議の結果を報告したが、具体的日程については現時点では発表できるまでには至っていない旨説明があった。

#### 3. 日本の取組

日本は、2010年9月にオーストラリアと共催した核軍縮・不拡散に関する外相会合において、カナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦とともに地域横断的な新たなグループ(NPDI)を立ち上げた(第1部第2章第2節(1)参照)。このグループは、NPT運用検討会議で合意した行動計画の着実な実施と、核軍縮・不拡散分野での現実的かつ具体的な提案を目指して活動を行っている。第1回準備委員会では、直前のトルコにおける局長級会合の結果を踏まえ、4本の共同作業文書(核戦力の透明性(報告フォーム)、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)、軍縮不拡散教育、IAEA追加議定書)提出、会議初日の共同ステートメント、周知活動等を行った。(第2章第2節(1)参照)

また、第1回準備委員会の機会に開催されたサイドイベントにおいて、廣瀬方人氏(長崎在住)が「非核特使」(第8部第5章参照)として、自身の被爆体験を通じて核兵器使用の惨禍の実相を伝達し、核軍縮の必要性・重要性を訴えた。

## 第2章

## 核兵器国の軍備管理と核軍縮

## 第1節 総論

## 1. 核兵器国

NPTにおいて、「核兵器国」と呼ばれているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国である。NPT上の非締約国であるインドとパキスタンは、核実験を実施し、核兵器保有を宣言しており、同様にNPT非締約国であるイスラエルは、宣言していないものの既に核兵器を保有しているとみられており、これら3か国は「事実上の核兵器国」とも言われている。

このうち、米国、ロシア両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、両国による核兵器の削減は、世界の核軍縮にとって大きな意味を持っている。

なお、NPT第6条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、(中略)全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」ことが定められている。

## 2. 核兵器の種類

核兵器の分類について確立した定義はないが、一

般に、戦争遂行能力の壊滅を目的に、敵対国の本土を攻撃する核兵器を「戦略核兵器」(「長距離核兵器」である大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び重爆撃機を含む。)、それより狭い戦域で使用されるものを「戦域核兵器」(「中距離核兵器」)、主に戦場で使用されるものを「戦術核兵器」(「短距離核兵器」)、と呼んでいる。また「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼ぶこともある。米国、ロシア間においては、戦略兵器削減条約(START)等において戦略攻撃(核)兵器が規定されており、それ以外のものが非戦略核兵器と解釈されている。なお、STARTにおいては、核弾頭の威力(核出力)ではなく、運搬手段(ICBM、SLBM、重爆撃機等)によって規定されている。

ただし、米国及びロシアにとっては「戦域核」でも、他の国にとってはその地理的位置、国土の広さ等により「戦略核」となる場合があり、厳密な定義は難しい。

## 第2節 米国とロシアの軍備管理と核軍縮

## 1. 概要

戦略兵器削減条約(START: Strategic Arms Reduction Treaty)交渉は、冷戦期に増大していった米国、ロシア両国の戦略核戦力を、初めて削減したプロセスであった(中距離核については1987年12月に両国間で地上配備の中距離核兵器を全廃する中距離核戦力全廃条約(INF: Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty)が署名され、1988年6月

に発効している。)。START Iの結果、両国の配備戦略核弾頭数は冷戦期の約60%となり、STARTは核軍縮の1つの重要な基礎を構成してきたといえることができる。

他方、2001年1月に発足した米国のブッシュ政権は、その成立当初から、両国が各々1万発以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代の敵対的な関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡

散といった脅威に対抗する新たな安全保障体制構築の必要性を主張していた。この動きは、2001年9月11日の米国同時多発テロにより加速されるように進展し、両国間において相互の実戦配備の戦略核兵器を約2,000発程度の水準まで削減することについての合意が形成されていった。その結果、これまでのSTARTプロセスとは別の形で、両国の戦略核弾頭を削減することを定めた、戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）が成立することとなった。

### 2. 第1次戦略兵器削減条約（START I）及びSTARTプロセス

1991年7月に両国により署名されたSTART Iは、戦略核の3本柱、すなわち、両国が配備するICBM、SLBM及び重爆撃機の運搬手段の総数を、条約の発効から7年後にそれぞれ1,600基（機）へ削減することを規定した。また、配備される戦略核弾頭数の総数は6,000発に制限され、このうちICBM及びSLBMに装着される戦略核弾頭の総数は4,900発を越えてはならないこと等が規定された。

その後、ソ連の崩壊により、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアと米国の5か国は、リスボン議定書によってSTART Iの当事国となること、並びにウクライナ、カザフスタン及びベラルーシは非核兵器国としてNPTに加入することが定められた。

START Iは1994年12月に発効し、2001年12月に両国は、それぞれの配備戦略核弾頭数を6,000発以下まで削減し、START Iに基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

START Iの発効を待たずして、両国政府は1992年6月には両国の配備戦略核弾頭数を3,000～3,500発以下に削減することなどSTART IIの基本的枠組みに合意し、1993年にSTART IIに署名した。米国は1996年にSTART IIを批准したが、ロシア議会がSTART IIを批准する際に、米国が対弾道ミサイル防衛（ABM：Anti-Ballistic Missile）制限条約からの脱退などを行った場合には、ロシアはSTART IIから脱退する権利を留保する旨の付帯決議が採択されたことなどから、米国では批准プロセスが難航したほか、2002年には米国がABM制限条約から一方的に脱退したことから、START IIは発効には至ら

なかった。

### 3. 戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）

ブッシュ米国大統領は、就任以前から、冷戦後の新たな核政策を策定する必要性を訴えていた。就任後、ブッシュ大統領は、新政権の安全保障政策の方向性を明らかにした米国国防大学での演説（2001年5月）の中で、冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろうと述べた。

2001年11月、米露首脳会談（於：ワシントン／クロフォード）が行われ、ブッシュ米国大統領はプーチン・ロシア大統領に対し、米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1,700～2,200発まで削減することを伝えた。

そしてさらなる協議を重ねた結果、両国は、2002年5月、モスクワで開催された米露首脳会談において、START I以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた、モスクワ条約の署名を行った。その後、米国は2003年3月に、ロシアは同年5月に、それぞれ議会における批准手続を終え、同年6月1日、サンクトペテルブルクで行われた米露首脳会談において批准書が交換され、モスクワ条約が発効した。

#### 【モスクワ条約の概要】

- 2012年までの10年間で、両国の実戦配備の戦略核弾頭を各々1,700～2,200発に削減する。
- 実戦配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもので、核弾頭、及び運搬手段（ICBM、SLBM等のミサイル本体、爆撃機等）の廃棄は義務付けられておらず、両国とも削減した弾頭の保管が可能。
- （削減せずに保持する）戦略攻撃（核）兵器の構成、構造については両国が独自に決定する（ICBM、SLBM、爆撃機等の種類と数、個別誘導複数目標弾頭（MIRV）の保有等については、規制されない。）。
- 条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催。
- 削減状況の検証措置等は、START Iの規定に基づくとともに、履行委員会にゆだねる。

#### 4. 新 START

1994年に発効した START I は、新たに5年間の延長が合意されない場合、発効してから15年後に失効する規定となっていた。START I は、情報交換や検証のための措置により両国間の戦略核戦力削減において信頼性、透明性及び予見可能性を提供してきており、モスクワ条約は検証措置等につき START I の規定を準用していることから、START I に代わる枠組みの作成が必要と考えられてきた。

2007年7月、米露首脳会談の際に、両国は、国家の安全保障上の要請及び同盟国に対するコミットメントと整合性のとれた最低限の水準まで戦略攻撃力の削減を実施する意思を再確認するとともに、STARTの後継の取極の取り進め方を議論し、早期に成果を得るように議論を継続することを示した「戦略攻撃力に関する米露共同外相宣言」を表明した。

2009年1月に誕生した米国のオバマ政権では、ロシアとの戦略兵器削減条約の交渉を優先事項に掲げ、START I 失効前に新条約の交渉妥結を目指し、メドヴェージェフ大統領との間で精力的に作業が行われた。同年7月には配備戦略核弾頭を1,500~1,675の範囲に収まる形で、また、配備戦略運搬手段を500~1,100の範囲内に収まる形で削減することをコミットする共同理解を発出した。

しかしながら、同年12月5日の START I 失効日までには交渉妥結に至らず、START I は失効したが、米露両大統領は、両国間の戦略的安定性を保つとの相互の意思を確認しつつ、戦略核兵器に関する新たな条約を可能な限り早期に発効させるという強い意思と、失効後も START の精神に則り原則に従って共同で作業を継続するというコミットメントを表明した。

2010年3月下旬に両国間で削減内容等に合意し、

同年4月、プラハ（チェコ）において両国首脳が新 START に署名した。同年12月、米国上院は、同条約は米国のミサイル防衛の開発及び配備に影響しないこと、並びに同条約発効後1年以内の戦術核に関するロシアとの交渉開始を大統領に求めることなどを規定した付帯決議を採択しつつ、同条約を無修正で承認した。

また、2011年1月にロシア議会は同条約を承認する際に、戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の連関性に関する両国の認識の共有が、条約の有効性及び効率性確保の基本的条件であるとする声明、及びロシアの戦闘準備態勢の維持並びに戦略核戦力の発展に対して特別な注意が払われるべきであるとする声明を併せて発出した。

同条約は、2011年2月5日、ミュンヘン（ドイツ）で行われた米国とロシアの外相間における批准書の交換を以て発効した。

##### 【新 START の概要】

- 条約発効から7年以内に、米国、ロシア各々
  - ・ 配備核弾頭の上限は 1,550 発（ICBM、SLBM は搭載された再突入体の数、重爆撃機は1つの弾頭として計算）。
  - ・ 配備 ICBM / SLBM / 重爆撃機の上限は 700 基 / 機。
  - ・ 配備・非配備 ICBM 発射基 / SLBM 発射基 / 重爆撃機の上限は 800 基 / 機。
- 検証・査察手段として、自国の検証技術手段（衛星など）、データ交換と通告、ナンバー付け、相互主義に基づく遠隔測定情報（テレメトリー）の交換、現地査察・展示、二国間協議委員会の設置を規定。
- 次の合意に代替されない限り発効後 10 年有効。合意に基づき最長5年の延長が可能。
- 新 START の発効とともにモスクワ条約は終了。

米国国務省は新 START 下における米露の配備戦略攻撃兵器数を公表している。

## 新 START 下での米露の配備戦略核兵器数（公表数）

赤字：条約上限数内

	米国				ロシア				条約 上限数
	2011年2月	2011年9月	2012年3月	2012年9月	2011年2月	2011年9月	2012年3月	2012年9月	
配備 ICBM									
配備 SLBM	882	822	812	806	521	516	494	491	700
配備重爆撃機									
配備 ICBM 搭載弾頭									
配備 SLBM 搭載弾頭	1800	1790	1737	1722	1537	1566	1492	1499	1550
配備重爆撃機搭載核弾頭									
配備・非配備 ICBM 発射基									
配備・非配備 SLBM 発射基	1124	1043	1040	1034	865	871	881	884	800
配備・非配備重爆撃機									

注1) 米務省発表ファクトシート

【2011年6月1日公表】新 START 発効後45日以内（2011年3月22日までに）に行われた最初のデータ交換における値。

【2011年10月25日公表】2011年9月1日の値。

【2012年4月6日公表】2012年3月1日の値。

【2012年10月3日公表】2012年9月1日の値。

注2) 条約発効：2011年2月5日 履行期限：条約発効後7年以内（条約有効期限は10年）

## 第3節 核兵器国等における動き

## 1. 米国

## (1) 核態勢見直し（NPR：Nuclear Posture Review）の発表

オバマ大統領のプラハ演説の具体的措置の表れとして、2010年4月に公表された「核態勢の見直し（NPR）」において、核兵器が存在する限り、米国は安全で防護された効果的な核戦力を維持するとした。同時に、米国の核兵器の役割を、米国や同盟国への核兵器による攻撃の抑止に限定する、いわゆる「唯一の目的」を採用する用意は現時点では出来ないものの、そのような政策を安全に採用できる条件が整うよう取り組んでいく旨明記した。また、引き続き通常能力を強化し、核によらない攻撃を抑止する上での核兵器の役割を低減していく旨述べている。さらに NPR においては、新 START を超える今後の核削減の可能性についての検討を指示しており、その際に考慮すべき要因として、①地域的抑止、ロシア及び中国との戦略的安定性及び同盟国への保証を強化すること、②備蓄弾頭管理計画の実施及び核関連インフラへの投資を通じて、ヘッジとし

て保持する非配備弾頭の大規模な削減が可能となること、③すべての核兵器の更なる削減を行うためのロシアとの新たな合意を追求することが必要としている。

## (2) 米国による核兵器の備蓄数の公表

2010年5月のNPT運用検討会議会期の最中、米国国防省は、世界の核兵器の備蓄数に関する透明性を高めることは、不拡散の取組と、新 START の批准及び発効後、更なる削減を追求する上で重要であるとして、米国の核兵器の備蓄数に関して機密解除した情報を初めて公表した。その中で、米国は2009年9月末時点で5,113発の核弾頭を備蓄し、この数は、1967年会計年度末の最大値（3万1,255発）から84%減少したこと、また1989年後半のベルリンの壁崩壊時の水準（2万2,217発）から75%超減少したことのほか、1994年から2009年にかけて8,748発の核弾頭を解体した旨公表された。

## (3) 高信頼性弾頭置換計画

現在、米国は、保有する核弾頭の劣化について弾

頭寿命延長計画（LEP：Life Extension Program）により核弾頭の備蓄管理を行っているが、同計画の下では核実験なしで長期間にわたる核兵器備蓄の安全性及び信頼性を維持できるか懸念があるとして、2005会計年度から「高信頼性弾頭置換計画」（RRW：Reliable Replacement Warhead）に関する予算が認められた。これは、備蓄核兵器の信頼性、持続性及び確証性を改善するため、既存の核弾頭を置換する長期的信頼性の高い弾頭の研究を行うものであり、また、既存の核兵器と同じ軍事的能力を有し、長期的な信頼性を確保することによって、将来の核実験の必要性を減じるものとされていた。しかしオバマ大統領就任後初の2010年度予算教書において、オバマ政権は、RRW計画は停止し、一方で、核弾頭の安全・保証・信頼性向上の取組は、LEPを拡充させることで継続させていくことを表明した。これを受けた2010年度国防授權法においてRRW計画は削除された。

#### （4）今後の核軍縮

オバマ米国大統領は2012年3月にソウルで行った演説の中で、ロシアと共に戦略核兵器削減のみならず、戦術核兵器と非配備核兵器の削減について議論していくとの意向を示した。これは、2010年12月の米国による新STRAT批准の際に、米政権が表明した、新START発効後1年以内にロシアとの交渉開始を追求するとの方針をオバマ大統領が再確認したものと見える。

2013年からの4年間、オバマ大統領による二期目の政権においては、新STARTの削減対象に含まれていない非戦略核や非配備の核弾頭を含む米露の更なる核軍縮交渉に向けた取組や、CTBT批准へ向けた取組などの動向が注目される。

## 2. ロシア

### （1）新軍事ドクトリンの発表

2010年2月に、2020年までの国防指針となる「新軍事ドクトリン」が承認された際、核兵器の使用について詳述しているとされる「核抑止分野における2020年までの国家政策の原則」も同時に承認されたが、後者は非公開であるため、ロシアの具体的な核兵器政策は不明である。核兵器の使用の権利を留保

する基準としては、2000年に承認された「旧軍事ドクトリン」では、「ロシアの安全保障にとって危機的（critical）な状況」とされたが、「新軍事ドクトリン」では、「国家の存在そのものが脅かされた場合」とされた。また、「旧軍事ドクトリン」では記述されていた一定の条件の下で「NPT上の非核兵器国に対して核兵器を使用しない」という消極的安全保証（NSA）（詳細は第5章第1節参照。）にかかる文言は削除された。

なお、2008年以降、「コンパクト化」、「近代化」、「プロフェッショナル化」を柱に積極的に進められている軍改革の中でも、戦略核兵器の近代化は最優先事項とされている。特に、ICBM、戦略原潜、重爆撃機が耐用年数の関係により自然減することから、ミサイル防衛突破能力を有するといわれるSLBM「ブラヴァ」の開発を急いでおり、同SLBMを搭載する新型戦略原潜の配備も進めている。

### （2）2012年2月、プーチン首相は「強大であること：ロシアにとっての国家安全保障」と題する論文（ロシア新聞掲載）を発表した。

○今後も戦略的抑止力を放棄せず、これを強化する。  
○軍事力を増強し軍産複合体を近代化する先例のないプログラムを採択・実施しつつあり、今後10年間に約23兆ルーブルを支出する。

と述べた上で、今後10年の課題として、以下を挙げている。

○軍備再編における優先事項は、核戦力、航空・宇宙防衛、通信・偵察・指揮・電子戦システム、「無人航空機」及びロボット化された攻撃システム、近代的輸送機、戦場における兵士個人の保護システム、精密兵器とその精密兵器への対抗手段。

○グローバルな米国のミサイル防衛（MD）及び欧州におけるその構成要素に対するロシアの軍事・技術的な対抗措置は、効果的かつ非対称なものとなり、またMD分野における米国の措置に完全に対応して行われる。

○今後10年間で、大陸間弾道ミサイル400基以上、戦略ミサイル潜水巡洋艦8隻、多目的潜水艦約20隻、水上戦艦50隻以上、軍事衛星約100基、第五世代戦闘機を含む近代的航空機600機以上等を装備する。



### 3. 中国

中国の核戦力の実態や核軍縮措置は明らかになっていない部分が多いが、国際会議における発言等に示された同国の核政策は、次のようなものである。

- 少量の核兵器を保有するのは全くの自衛の必要によるものである。
- 核兵器の第一（先制）使用及び核兵器を保有しない国に対する使用または使用の威嚇をしない。
- 核軍備競争に参加しない。

中国は、核兵器の弾頭数等について公表していないが、中国の核戦力は、米国及びロシアには及ばないものの、約240発の核弾頭を保有している（SIPRI YEAR BOOK 2012）との見方がある。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめるICBMも有しているとみられている。また、他の4核兵器国が兵器用核分裂性物質の生産停止を一方的に宣言しているのに対し、中国はこのような宣言を行っていない。

2010年1月に公表された「中国の国防」において、核兵器の第一（先制）不使用や無条件の消極的安全保証（NSA）について明記されているものの、核兵器の保有状況については一切記述がない。他方、核軍縮については、最大保有国が特別かつ優先的な責任を負っており、また、グローバルな弾道ミサイル防衛計画は戦略バランスと安定を損ない、国際的及び地域の安全保障に不利益となり、核軍縮の過程に否定的な影響を作り出すと認識している旨記されている。

中国に対しては、日中安保対話、日中軍縮・不拡散対話等の各種二国間協議の場を通じ、日本から累次働きかけを行っている。最近では2011年1月、東京で日中軍縮・不拡散協議を開催し、日本から、核兵器国による更なる核軍縮・透明性の向上を求めるとともに、CTBTの早期批准、兵器用核分裂性物質生産モラトリアム宣言を行うよう中国側に要請した。

また、同月行われた日中安保対話では、日本側から中国の安全保障分野における国際的協力への積極的な関与を評価しつつ、周辺諸国の懸念を払拭し、信頼を醸成させるためにも、中国の国防政策や軍事力近代化について更なる透明性の向上を求めた。

### 4. フランス

フランスは1997年9月、地对地核ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力において、相手の攻撃から生き残る第2撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と潜水艦発射方式の2方式を基本としている。1996年に兵器用の核分裂性物質の生産終了を宣言し、ピエールラット兵器用核分裂性物質生産施設を閉鎖したほか、核兵器国として初めて南太平洋核実験施設（於：ムルロア）の閉鎖・解体を行った。2008年3月、サルコジ大統領は、シェルブール軍港で行われた新型弾道ミサイル発射型原子力潜水艦「Terrible」の進水式で、フランスは必要最低限の核戦力を保持するとの原則を堅持し、戦略環境を再評価した結果、航空核戦力の3分の1を削減し、世界で初めて核戦力に関する透明性を確保することとし、核弾頭数は300以下とする旨表明した。サルコジ大統領の透明性向上措置の一環として、フランスは、2008年以降上記の閉鎖した施設を各国外交官、ジャーナリスト、NGO等に公開した（日本政府も同視察に参加した。）。

また、2010年9月、国連事務総長主催で行われたジュネーブ軍縮会議（CD）ハイレベル会合では、フランス代表団は2010年NPT運用検討会議のフォローアップとして、2011年にパリで5核兵器国会合を開催することを表明した（同年6月にパリ開催された。）。

### 5. 英国

英国は、1995年に兵器用の核分裂性物質及びその他の核爆発装置の生産を終了し、2002年には潜水艦発射弾道ミサイル弾頭シェバラインの廃棄を完了したと公表している。2006年12月に公表された「英国の核抑止力の将来」と題する白書では、運用可能な核弾頭を200発以下から160発以下へと削減し、核弾頭数を20%削減する方針を打ち出したほか、2009年2月に発表された政策ペーパー「核の影の除去：核廃絶に必要な条件の実現」においては、2006年の白書で言及した運用可能な核弾頭160発以下への削減の約束を達成し、冷戦終了時と比較して核兵器の爆発力の総量を75%削減した旨公表した。同年9月には、ブラウン首相が国家安全保障委員会に対して戦略原潜を4隻から3隻に削減するという方向性につ

き報告するよう要請した旨を明らかにした。

2010年5月に誕生したキャメロン新政権においては、核抑止力を維持し続けるとの方針の下、ヴァンガード級弾道ミサイル搭載原潜の後継艦の開発と既存のトライデント搭載型原潜の延命を決定した。また、2010年NPT運用検討会議が終盤にさしかかる中、ヘーグ外相が透明性に関する措置として、英国が保有するすべての核弾頭数が225発を超えることはない旨公表した。

2010年10月に発表された「戦略防衛・安全保障見直し (SDSR : Strategic Defense and Security

Review)」において、究極の保険政策である独立の核抑止、24時間体制の核抑止の保持及び更新、並びに現在のヴァンガード級の原子力潜水艦の活動期間を延長することなどが記載され、原潜に搭載された核弾頭数を48発から40発に削減し、これにより実際に使用可能な弾頭を上限120に削減することが明らかになった。また、ヴァンガード級原子力潜水艦に搭載された運用可能なミサイル発射管の数を、現在の12基から数年のうちに8基に削減することも発表された。

### 核兵器国の核兵器配備又は備蓄の状況

核兵器配備又は備蓄の状況 (2012年1月現在)

	内訳	核弾頭数		運搬手段	
米国 (注1)	ICBM SLBM 戦略爆撃機 非戦略核兵器	500 1,152 300 200	計 2,150	714 410 111 -	計 1,235
ロシア (注2)	ICBM SLBM 戦略爆撃機 非戦略核兵器	1,087 528 820 2,000	計 4,435	322 144 72	計 538
英国 (注3)	地上発射ミサイル SLBM 航空機	0 225 0	計 225	0 48 0	計 48
フランス (注4)	地上発射ミサイル SLBM 航空機 (艦載機含む)	0 240 60	計 300	0 48 50	計 98
中国 (注5)	地上発射ミサイル SLBM 航空機 (攻撃機含む) 巡航ミサイル (注6)	130 48 40 ...	計~ 240 (注7)	130 48 20 (150~350)	計 198

出典：2012年SIPRI (ストックホルム国際平和研究所) 年鑑

(※) 基本的にはSIPRIによる推測の数。なお、米国は本文既述のとおり、2009年9月末時点の備蓄核弾頭数が5,113発である旨公表。

(注1) 配備数。但し、訓練・テスト機・予備機等も含んでいることから、新START下における数値と異なる。

(注2) 配備数。但し、核弾頭数については、運搬手段に割り当てられていると推測される数であることから、新START下における数値と異なる。

(注3) 核弾頭については備蓄 (stockpile) 数。運搬手段については配備数。なお、英国は、運用可能な (operationally available) 核弾頭数を160発以下に削減した旨公表。

(注4) 核弾頭については備蓄 (stockpile) 数。運搬手段については配備数。

(注5) 核弾頭については備蓄 (stockpile) 数。運搬手段については配備数。

(注6) 巡航ミサイル (DH-10) に核搭載能力があるかについては異なる見解あり。「…」は入手不可。

(注7) 実際には将来のミサイル搭載用としてより多くの核弾頭が貯蔵 (storage) されていると考えられている。

## 6. 英国・フランス間の協力

2010年11月に行われた英仏首脳会談の中で、両国間で防衛安保協力条約及び核施設関連条約が署名された。核施設関連条約では、独自の核抑止力を維持しつつ、各々の核抑止力の発展及び維持に必要なインフラの効率性を追求することが適当であるとの観点から、両国が各々に同様かつ効果的な施設を建造するより、共同の施設を共同で建造することが規定されている。具体的には、フランスに所在する核抑止力に関連した液体力学実験施設及び英国に所在する技術開発センターを建造・共有することとなっ

ており、2015年からの共同運用が予定されている。

## 7. 北大西洋条約機構 (NATO : North Atlantic Treaty Organization) における議論

欧州では、冷戦終結以降、前方配備された米国の核兵器は著しく削減されてきたが、依然として少数の核兵器が残存している。正確な配備数及び配備国については非公表であるが、2010年3月、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ドイツ及びノルウェーの外相が、こうした戦術核の問題を含むNATOの

核政策についての議論を深めることなどを求める書簡を NATO 事務総長宛てに送付するなど、国際的な核軍縮の機運の高まりにあって、NATO 内でも核政策をいかに再構築していくかという問題が議論されることとなった。

こうした中で、2010年11月にリスボンで開催された NATO 首脳会合において、11年ぶりに新たな戦略概念（「NATO 加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念－積極的関与及び近代的防衛」（「新戦略概念」））が採択された。「新戦略概念」では、「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」が NATO の中核的任務であると謳っている。また、NATO とロシアとの間の協力については、戦略的に重要であり、両者の間で、ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進するとしている。さらに核兵器については、NATO としては核兵器が存在する限り NATO は核の同盟であるとしつつ、同時に、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意であるとしている。また、欧州の核兵器の更なる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の向上等が必要としている。

#### 【NATO 「新戦略概念」ポイント】

- 「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」が NATO の中核的任務。
- NATO は国民の安全に対する脅威を抑止・防護するために必要なあらゆる能力を保持する。
  - ・ 核・通常兵力の適切な調和を維持。核兵器が存在する限り NATO は核の同盟。
  - ・ 弾道ミサイル攻撃から国民及び領土を防護するミサイル防衛能力を集団防衛の中核として開発。ミサイル防衛に関し、ロシア及び欧州、他の大西洋地域のパートナーと積極的に協力。
  - ・ 大量破壊兵器（化学兵器、生物兵器、核兵器等）の脅威、サイバー攻撃、国際テロに対する防衛能力の更なる向上。
- NATO 加盟国の領土及び国民の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の危機及び紛争に対し、可能かつ必要な場合には、危機の防止及び管理、紛争後の安定化及び復興支援に関与。
- NPT の目標に従って、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意。
- 冷戦後、欧州の核兵器は大幅に削減されたが、さらなる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の

向上等が必要。

- NATO・ロシア間の協力は戦略的重要性を有する。ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進。

また、2012年5月の NATO シカゴ首脳会合においては、「抑止と防衛態勢に関する見直し」（DDPR: Deterrence and Defence Posture Review）が発表された。これは、上述2010年のリスボン首脳会合において見直しの実施が合意され、核戦力、通常戦力、ミサイル防衛及び軍備管理・軍縮・不拡散のバランスをいかにとるかということ为主要な論点として、シカゴ首脳会合で文書を採択すべく NATO 内で議論されてきたものである。

#### 【「抑止と防衛態勢に関する見直し（DDPR）」ポイント】

- 核兵器が存在する限り、NATO は核の同盟。
- NATO 加盟国は、米国、英国、フランスにより一方的に提示された消極的安全保証の重要性を認識。
- 適当な委員会に対し、NATO が欧州配備の非戦略核への依存を低減することを決定する場合を含め、核共有のアレンジメントに可能な限り幅広い加盟国の参加を確保する概念の構築を指示する。
- ミサイル防衛は NATO の防衛態勢の一体不可分の部分。NATO は、相互運用可能な NATO ミサイル防衛能力の構築の必要性へのコミットメントの実現を継続。ミサイル防衛は核を補完。
- NATO のミサイル防衛は、ロシアに向けられたものではない。NATO は、ロシアとのミサイル防衛協力を追求。
- 欧州における NATO とロシアの非戦略核戦力態勢に関する提案を策定し相互理解を高める目標を掲げつつ、NATO・ロシア理事会においてロシアとの間で、透明性と信頼醸成に関する考えを発展・交換することを期待。
- NATO はロシアの方が欧州大西洋地域に配備している非戦略核兵器をより多く保有していることを考慮しつつ、ロシアによる相互的な歩みという文脈の中で、NATO に配備される非戦略核の要求を更に減らすことを検討する準備がある。
- NATO 加盟国は、NATO が前方基地に置かれた非戦略核兵器を相当数削減することを認めるには、ロシア側のいかなる相互的な行動を期待するかについて、北大西洋理事会が適切な委員会に、より広い安全保障環境の文脈で、さらなる検討を行うよう指示することに合意した。

# 第3章

## 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

### 第1節 概要

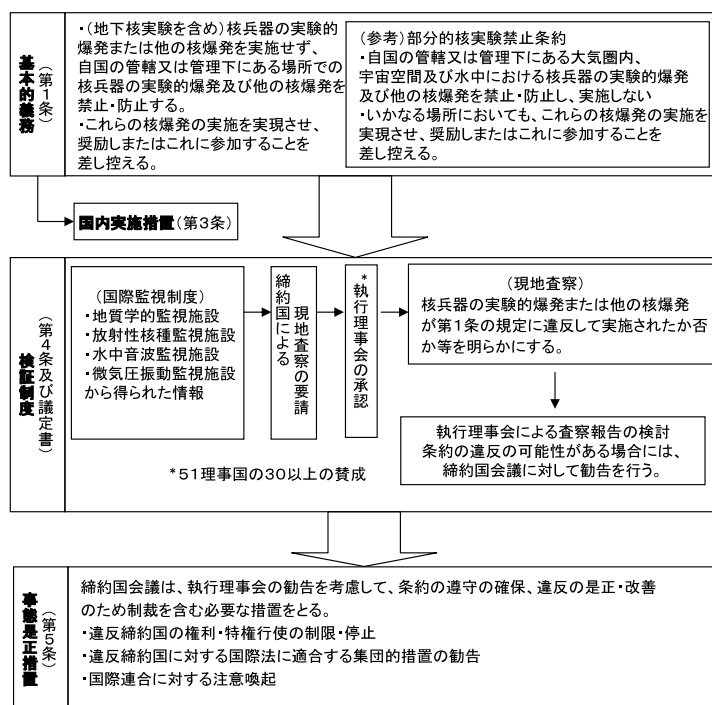
核兵器の開発を行うためには、核実験の実施が必要であり、核実験を禁止することは核軍縮・不拡散を推進する上で極めて重要である。米国、英国及びソ連の三か国による交渉を経て、1963年10月、部分的核実験禁止条約が発効したが、この条約は地下核実験を基本的に禁止の対象としていなかったため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が、国際社会の大きな課題の一つとされてきた。包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) は、いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する条約であり、核軍縮・不拡散上極めて重要な意義を有する。

CTBTの交渉は、1994年1月からジュネーブ軍縮会議 (CD) において開始され、2年半にわたる困難な交渉の後、最終的にはインド等の反対により、

コンセンサス制をとるCDでは同条約を採択することはできなかった。これを受け、オーストラリアが中心となって、CDで作成された条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した (賛成:153か国、反対:インド、ブータン、リビア。棄権:キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス)。

条約の発効には、原子炉を有するなど、潜在的な核開発能力を有すると見られる特定の44か国 (一般的に「発効要件国」と言われる) の批准が必要とされ、現在のところ、発効要件国8か国が未批准であるため、条約はいまだ発効していない。日本は発効要件国であり、1996年9月に署名、1997年7月に批准している。

包括的核実験禁止条約の概要



【参考】  
CTBT第4条は、「検証制度は、この条約が効力を生ずる時に検証についてこの条約が定める要件をみたすことが出来るものとする」と定めており、その発効前から同条約に規定された検証制度が整備されることが前提とされている。このため、CTBTO準備委員会暫定技術事務局 (PTS) は国際監視制度 (IMS) 施設の建設、また世界中のIMS施設から送付されるデータを処理する国際データセンター (IDC) の設置、並びに現地査察 (OSI) 実施のための準備等のCTBTの検証体制の整備を行っている。

## 1. CTBTの主な内容

CTBTは、すべての核実験（核兵器の実験的爆発及び他の核爆発）の禁止を規定するほか、その遵守を検証するためにオーストリアのウィーンにCTBT機関を設置し、国際的な検証制度を設けることを定めている。この国際的な検証制度は、核実験を探知するために世界321か所に設置される監視観測所と16か所の実験施設を含む国際監視制度（IMS：International Monitoring System）、協議及び説明、現地査察（OSI：On-Site Inspection）、及び信頼醸成措置から構成される。仮に、いずれかの締約国が核実験を実施する等、条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正することに応じない場合には、当該締約国が条約に基づく権利及び特権を行使することを制限・停止し、また締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告することができる旨規定されている。

## 2. 検証制度

CTBTは、条約の遵守について検証するため、①国際監視制度（IMS）、②協議及び説明、③現地査察（OSI）及び④信頼の醸成についての措置からなる検証制度を定めている。

（1）「国際監視制度（IMS）」とは、世界321か所に設置される4種類の監視観測所（地震学的監視観測所（注1）、放射性核種監視観測所（注2）、水中音波監視観測所（注3）及び微気圧振動監視観測所（注4））により、CTBTにより禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度であるが、2006年10月の北朝鮮による核実験の際にも、特に地震学的監視及び放射性核種監視（特に希ガス監視）によりその有効性が確認された。監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置されている国際データセンター（IDC）に送付され、処理される。

なお、IMSは現在約85%の整備が完了しており、整備済のIMS観測所や実験網が暫定運用されてい

る。また、IDCへのデータ送信及びIDCから署名国へのデータ配布も定期的に行われている。

（注1）地震波を観測する。

（注2）大気中の放射性核種を観測する。

（注3）水中（海中）を伝搬する音波を観測する。

（注4）気圧の微妙な振動を観測する。



現地査察の野外演習で使用された放射性核種測定装置

（2）「協議及び説明」とは、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を疑わせる事態が発生した場合、締約国が他の締約国間で、CTBT機関との間で又はCTBT機関を通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。

（3）「現地査察（OSI）」とは、条約の規定に違反して核実験が行われたか否かを明らかにすること、及び違反した可能性のある者を特定するために役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、査察団が派遣されて実施される。「現地査察」の実施は、51か国の執行理事会の理事国のうち、30か国以上の賛成により承認される。

（4）「信頼醸成措置」とは、鉱山などで実施されている爆発（化学爆発）を核実験又は他の核爆発と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施についてCTBT機関の内部機関である技術事務局に通報するなどの協力をを行う措置をいう。

## 第2節 CTBTの早期発効に向けて

### 1. 署名・批准の状況

2013年2月現在、署名国は183か国、そのうち批准国は158か国である。2012年2月に発効要件国であるインドネシアが批准した。発効要件国44か国中批准国は36か国であり、そのうち署名済みであるが批准していないのは、中国、エジプト、イラン、イスラエル及び米国の5か国。署名も行っていないのはインド、パキスタン、北朝鮮である。

### 2. 未署名又は未批准の発効要件国の動向

(1) 米国はオバマ大統領が2009年4月のプラハ(チェコ)における「核兵器のない世界」に関する演説の中で、「即時に、また積極的にCTBTの批准を追求する」旨明言し、ブッシュ政権時代のCTBTに対する消極的・否定的な立場を転換した。しかしながら、米国においては、CTBTを支持するクリントン政権下の1999年に、上院においてCTBT批准法案が一度否決されており、オバマ政権の第一期中にはCTBTの批准はなされなかった。2012年11月のオバマ大統領の再選によって、第二期目におけるCTBT批准の促進が期待される場所であるが、同時に行われた上院選挙の結果、民主党の議席は55議席(改選前より2議席増加)となったが、批准には67票の賛成が必要であり、批准の見通しは引き続き不透明である。

(2) 中国は批准法案が全国人民代表大会で審議されていると説明しているものの、承認が得られる時期については定かではない。

(3) エジプト、イスラエル及びイランはCTBTに署名しているが、中東情勢等を背景として、未だ批准していない。

(4) インドはCTBTを支持していないが、2009年12月の日印首脳会談においてシン首相が「もし仮に米国及び中国がともに批准するのであれば、新た

な状況が生まれるだろう」旨述べた。

(5) パキスタンはCTBTを支持しているが、インドの署名・批准を自国の署名・批准の条件としている。

(6) 未署名の北朝鮮は、2006年10月及び2009年5月25日に続き、2013年2月12日に3回目の核実験を実施した。これは、2005年9月の六者会合共同声明や関連安保理決議に違反するのみならず、核実験禁止を求める国際社会全体の意思及びCTBTに対する重大な挑戦であり、CTBTの早期発効及び検証体制の整備の必要性を一層認識させるものとなった。

### 3. CTBT発効促進努力の意義

以上に述べたとおり、CTBTは、今のところ発効のめどが立っていないが、署名国は2013年1月現在183か国に上っており、核実験禁止は国際社会の普遍的な価値観として根付いてきているとも言えよう。また、5核兵器国のすべてが、また、1998年に核爆発実験を行ったインド及びパキスタンの両国もその後、核爆発実験モラトリアム(一時停止)を宣言し、今日まで遵守されてきていることは、戦後1996年まで核爆発実験がほぼ毎年、最盛期には年178回も行われていたことを考えれば、CTBTが核爆発実験を抑止する上で相当の効果をもたらしているとも考えられる。さらに、北朝鮮の核実験実施に対する国際社会の反応として国連安保理決議をはじめとした厳しい反応や、国連総会決議(核軍縮決議及びCTBT決議)等に見られるCTBTの早期発効に向けた取組を要請する声があること等を踏まえれば、核爆発実験を行う政治的コストも高まっているとも言える。日本が国際社会の先頭に立ってCTBT発効を促進しているのも、核爆発実験の禁止を法的拘束力のあるものとし、また不可逆的なものとするためである。

## 第3節 発効促進に向けた日本の取組

日本は、NPT体制を基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱として、CTBTの早期発効を

核軍縮・不拡散分野の最優先課題の一つとして重視し、以下のような外交努力を継続してきた。

## 1. 発効促進会議等への貢献

### (1) 発効促進会議

CTBTは、署名開放後3年を経過しても発効しない場合、批准国の過半数の要請によって、発効促進のための会議を開催することを定めている。この規定に従い、1999年10月以降、隔年で計6回発効促進会議が開催された。

1999年の第1回発効促進会議では、高村正彦外務大臣が政府代表として出席し、同会議の議長を務めた。その後、日本は、2001年の第2回発効促進会議に向けて、「調整国」として非公式会合を開催するなど、各国の意見調整に努め、第2回発効促進会議では、阿部信泰政府代表（元国連軍縮担当事務次長）から、前回発効促進会議以降の条約発効に向けた状況の進展を、「プログレス・レポート」として報告した。

2011年9月にニューヨークで開催された第7回発効促進会議では、約60か国が代表演説を行い、未署名国・未批准国に対する早期署名・批准の呼びかけや核実験モラトリアム維持の重要性、CTBT検証体制の本来機能に加えた民生・科学分野における有用性等を盛り込んだ最終宣言が全会一致で採択された。日本からは玄葉光一郎外務大臣が政府代表として参加し、核兵器国、非核兵器国の対立を越え、すべての国によるCTBT発効促進に向けた共同行動が必要である旨呼びかける演説を行った。

### (2) CTBTフレンズ外相会合

発効促進会議が開催されない年である2002年9月、川口順子外務大臣のほか、オーストラリア及びオランダの外相を中心とするCTBT批准国外相が、ニューヨークの国連本部においてCTBTフレンズ外相会合を開催し、CTBTの可及的速やかな署名及び批准並びに核実験モラトリアム継続を要請する外相共同声明を発表した。この声明には、当初、英国、フランス、ロシアの3核兵器国を含む18か国の外相が署名し、その後、50か国以上の外相の賛同を得た。

CTBTフレンズ外相会合は、その後、発効促進会議が開催されない年に隔年で開催されており、2012年9月にニューヨークで開催された第6回CTBTフレンズ外相会合は玄葉外務大臣とオーストラリアのカー外相が共同議長を務め、約80か国が参加した。

同会合ではCTBT発効促進に向けた閣僚共同声明を採択し、101か国（初めて5核兵器国を含む）の賛同を得た。玄葉外務大臣は、CTBT発効に積極的に取り組んでいく決意を表明しつつ、すぐに取り組むべき3つの具体的な共同行動（①核実験禁止の事実上の国際的な規範化の動きを強化するため、全ての国が核実験を自制すべきであること、②CTBT未署名・未批准国に対して可能な限り早期に署名・批准するよう説得するための、更なる域内のイニシアティブを促すこと、③核実験を探知するIMSの整備を加速すること）を提案する演説を行った。



第6回CTBTフレンズ外相会合（於：ニューヨーク国本部）

## 2. 二国間会談等における働きかけ

日本は、従来二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を捉えてCTBTの早期発効の重要性を呼び掛け、また、未署名・未批准国（特に発効要件国）に対して署名・批准を働きかけてきている。2011年から2012年にかけては、総理、外務大臣、政府高官レベルにおいて中国、エジプト、インド、イスラエル、パキスタン及び米国に対し、二国間の会談や協議において働きかけを実施した。

## 3. 国際監視制度（IMS）の整備への取組

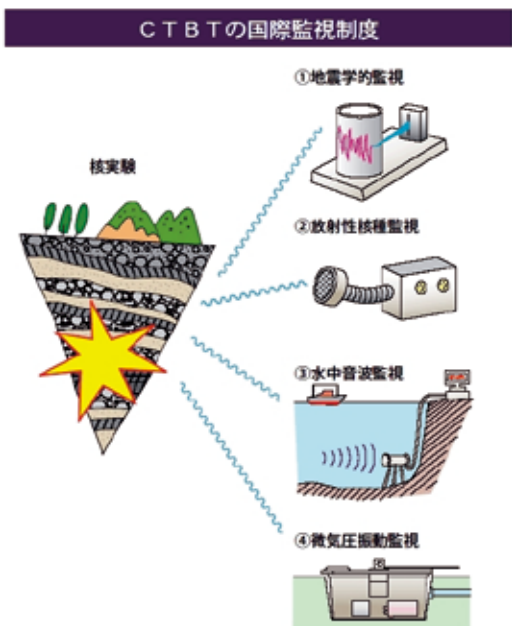
日本は、CTBTの遵守状況を検証するためのIMSの立ち上げを支援するために、地震観測に関する日本の高い技術水準を活用して、開発途上国に対する技術援助を行っている。具体的には、1995年度以降毎年、グローバル地震観測研修への研修生受入れ（2012年度までに176名を受入れ）、地震観測機器の供与（2004年度までに17件。）した他、2014年に予定されている現地視察大規模統合野外演習（IFE14）及びその事前演習にも機器の貸与を予定している。

2012年は、放射性核種観測所において放射性物質や化学物質の大気中での移動・拡散の様子を気象データを用いてシミュレーションするための計算プログラムである大気輸送モデル（ATM）強化にも財政貢献を行った。このような日本の努力は、IMSの整備に貢献するとともに、CTBT批准に伴う国内実施を容易にすることにより、未批准国によるCTBTの批准を促進することにつながる。CTBT機関準備委員会や関係各国からも、このような日本の協力は高く評価されている。

#### 4. 日本における監視観測施設の整備・運営

日本は、CTBT上、10か所の監視観測施設を国内に設置することとされており、2002年11月、これらの監視施設を建設・運用するためのCTBT国内運用体制を設立し、2008年末に全施設がCTBT機関準備委員会暫定技術事務局（PTS：Provisional Technical Secretariat）の認証を得て、暫定運用を開始した。

- 地震学的監視観測所主要観測所：松代
- 地震学的監視観測所補助観測所：大分、国頭、八丈島、上川朝日、父島
- 微気圧振動監視観測所：夷隅
- 放射性核種監視観測所：沖縄、高崎（希ガス検知装置を追加的に設置）
- 放射性核種のための実験施設：東海



### わが国におけるIMS整備

全国の10か所の観測所がCTBT機関準備委員会暫定技術事務局の認証を受けて運用段階に

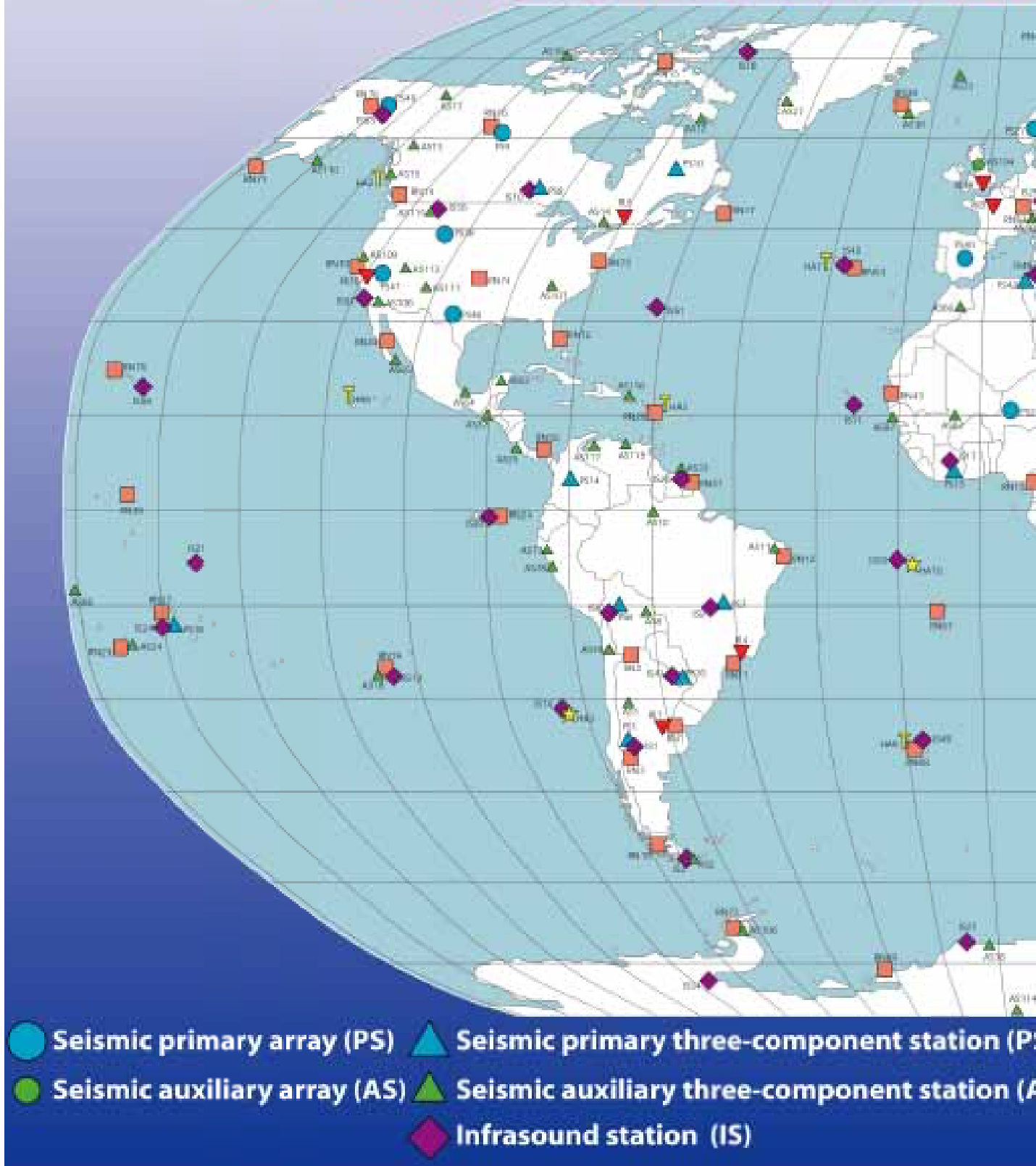


- ▲：主要地震観測所  
松代 (PS22) 2004年12月 認証
- ▲：補助地震観測所  
大分 (AS51) 2008年12月 認証  
国頭 (AS52) 2008年 3月 認証  
八丈島 (AS53) 2008年 3月 認証  
上川朝日 (AS54) 2008年12月 認証  
父島 (AS55) 2008年12月 認証
- ：放射性核種観測所  
沖縄 (RN37) 2007年 2月 認証  
高崎 (RN38) 2004年 2月 認証
- ★：放射性核種実験施設  
東海 (RL11) 2006年11月 認証
- ◆：微気圧振動観測所  
夷隅 (IS30) 2005年 3月 認証





# Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization Facilities of the CTBT International Monitoring System



# Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBT)

## International Monitoring System



- ★ Hydroacoustic (hydrophone) station (HA)
- ★ Hydroacoustic (T-Phase) station (HA)
- International Data Centre, CTBTO PrepCom, Vienna
- Radionuclide station (RN)
- ▼ Radionuclide laboratory (RL)

## 第4章

# 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)

### 第1節 概要と意義

兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT : Fissile Material Cut Off Treaty) は、通称カットオフ条約又は FMCT と呼ばれる。国際的な軍縮交渉の流れの中では、1996年に包括的核実験禁止条約 (CTBT) が採択された後、国際社会が次に取り組むべき現実的かつ実質的な多数国間の核軍縮・不拡散措置と位置付けられている。すなわち、現在の核不拡散体制の基礎となっている核兵器不拡散条約 (NPT) は、核兵器国から非核兵器国への核兵器やその他の核爆発装置の移譲を禁止するとともに、非核兵器国による核兵器の開発・取得を禁止することで、新たな核兵器国の出現を封じようとしている。FMCT は兵器用の核分裂性物質 (兵器用高濃縮ウラン及びプルトニウム等) の生産そのものを禁止することで、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核

兵器国による核兵器の生産を制限するものであり、核軍縮・不拡散の双方の観点から大きな意義を有する。

FMCT が成立すれば、米国及びロシア等による核兵器削減の方向性を支え、新たな核保有国の出現を防ぎ、また、核軍備競争をなくすことにつながり得る。これは、核軍縮・不拡散の歴史上大きな意味をもつだけでなく、国際的な安全保障環境の安定にも大きく貢献することになる。想定されている条約上の義務としては、①核兵器その他の核爆発装置の研究・製造・使用のための兵器用核分裂性物質の生産禁止、②他国の兵器用核分裂性物質の生産に対する援助の禁止などが挙げられる。

なお、NPT 上の核兵器国のうち米国、ロシア、英国、フランスは兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言しているが、中国はこの宣言を行っていない。

### 第2節 経緯

FMCT は、1993年9月、クリントン米国大統領が国連総会演説で提案したものであり、同年11月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をジュネーブ軍縮会議 (CD) とすることが合意された。

CD においては、条約交渉を行うための特別委員会等の補助機関が設置されることが認められているが、このような委員会が設置されたのは1995年、1998年及び2009年のみである。

1995年の特別委員会は、特別調整官として指名されたシャノン・カナダ軍縮代表部大使が CD に提出した各国との協議の結果に関する報告書に基づき、

設置が決定された。しかし、特別委員会の議長が指名されなかったため、交渉は行われなかった。

1998年に設置された特別委員会は、インド及びパキスタンによる核実験の実施といった新たな状況の出現を受けて、同年8月に設置された。特別委員会は同年8月から9月の間に2度にわたり会合を開催したが、1998年会期終了間際であったこともあり、各国間の意見交換が行われたのみで、実質的な条約交渉を開始するまでには至らなかった。

その後も特別委員会設置に向けた議論が行われたものの、各国の CD 事項の優先度が異なり、またブッシュ米国政権が、FMCT に関する政策見直しの結果、検証制度のない FMCT を主張していたことか

ら、議題ごとに調整役を設置し、非公式の集中討議を行う努力が続けられたが、FMCTの交渉開始には至らなかった。2009年に誕生したオバマ米国政権が再び検証可能な条約を支持する政策に戻り、条約交渉開始に向けた動きが高まったこともあり、2009年5月にはFMCT交渉を行う作業部会の設置を含む作業計画案が採択された。この採択直後から、作業計画の実施に必要な決定案（作業日程や作業部会議長等）の協議が行われたが、パキスタンの反対により合意に至らず、2009年中の条約交渉開始を含む作業計画を実施することはできなかった。

2010年、2011年もCDは作業計画を採択できずに終了し、2011年10月の国連総会第一委員会において、

カナダが提出したFMCT決議案で、CDが2012年会期で作業計画を採択・実施できない場合は2012年9月からの第67回国連総会で交渉の選択肢を検討することが決まった。CDは2012年会期においても、作業計画を採択できずに終了し、2012年10月の国連総会第一委員会において、カナダが提出したFMCTに関する政府専門家会合（GGE）の設置を決める決議案が採択された（同年12月に国連総会本会議で採択）。同決議は、国連事務総長に対し加盟国の意向をまとめた報告書を2013年の第68回国連総会に提出し、2014年及び2015年にGGEを開催することを要請している。

### 第3節 交渉促進に向けた日本の取組

日本は、FMCTの核軍縮・不拡散における重要性に鑑み、交渉の即時開始を重視し、そのための努力を行ってきた。近年ではほぼ毎年、CDに政治レベルが出席し（2012年3月は山根隆治外務副大臣が出席）、CDの前進とFMCTの早期交渉開始を訴えてきた。

また、2008年に行われたFMCTに関するCD非公式協議では、樽井澄夫軍縮会議日本政府代表部大使

が調整役（コーディネーター）として交渉に向けた議論を主導したほか、2003年及び2006年には、同条約に関する日本の考え方を整理した作業文書をCDに提出した。さらに、2011年2月、3月及び5月に日本・オーストラリア両政府はCDの機会にFMCTに関する専門家会合を開催し、「核分裂性物質」や「生産」の定義や検証制度について、深い技術的な議論を行った（コラム参照）。

## コラム：FMCTに関する専門家会合

2011年、FMCTの交渉開始へのモメンタムを高めるため、日本とオーストラリアの両政府は、同条約の技術的な側面に焦点を当てた専門家会合をCDの機会に開催した。本件専門家会合は、2月、3月及び5月と3回開催され、CD加盟国及びオブザーバー国を対象に開催され、約40～45か国が出席した。

第1回会合（2月14日～16日）及び第2回会合（3月21日～23日）は、ウールコット・オーストラリア軍縮代表部大使議長の下で、それぞれ、FMCTの下で禁止の対象となる「核分裂性物質」及びその「生産」の定義の案と、FMCTの下で採用される「検証」のあり方について議論がなされた。

第3回会合（5月30日～6月1日）は、日本の須田明夫軍縮会議日本政府代表部大使が議長を務めた。第2回会合での国際原子力機関（IAEA）や化学兵器禁止機関（OPCW）の専門家との意見交換を踏まえ、検証の目的や範囲、検証と定義の関係、既存の検証手段（IAEA保障措置等）の有効性を中心に活発な議論が行われた。

CDの本会議では、多くの国が日本とオーストラリアの取組を評価する発言がなされた。特に、「検証」について、これまでCDでなされてこなかったレベルでの深い技術的な議論を行うことができた。計量管理や封じ込め・監視（C/S）といった既存のIAEA保障措置手段をFMCTにおいてどのように適用するのか、また新たにどのような手段が必要となるか等につき実質的な議論をさらに深めることができた。

上記会合での議論は報告書としてCDに提出され（CD/1906、CD/1909、CD/1917）、今後のFMCTに関する議論に資することが期待される。



日本・オーストラリア共催 FMCTに関する専門家会合（於ジュネーブ（スイス））

## 第5章

## さらなる核軍縮のための課題

## 第1節 消極的安全保証 (NSA)

## 1. 定義

消極的安全保証 (NSA: negative security assurance) とは、一般的に、核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しないと保証することをいう。一方、NSAの他に積極的安全保証 (PSA: positive security assurance) という概念がある。PSAは一般的に、非核兵器国が核兵器による攻撃または威嚇を受けた場合には支援を与えることを約束することをいう。

## 2. 経緯

核兵器不拡散条約 (NPT) 交渉過程で、非同盟 (NAM) 諸国を中心とする非核兵器国側が、NSA及びPSAをNPT条文に挿入するよう要求したが、核兵器国側はこれらをNPT条文に盛り込むことには応えず、1968年の国連安保理決議第255号でPSAを表明した。その後、核兵器の使用及び威嚇に対し非核兵器国の安全が保証されるべきであるとの主張の高まりを受け、1978年の第1回国連軍縮特別総会において、5核兵器国がそれぞれNSAに関する一方的な宣言を行った。1995年NPT運用検討・延長会議に先立つ1995年4月には、核兵器国は、従来行ってきた一方的宣言 (NSA) をほぼそのままの形で改めて宣言すると共に、それら宣言への留意を含む非核兵器国の安全の保証 (PSA及びNSA) に関する国連安保理決議第984号を採択した。これは同運用検討・延長会議に向けて、NAM諸国が、NPT延長の条件として核兵器国が非核兵器国の安全を保証するための法的拘束力のある措置を要求したことが背景にある。

5核兵器国が行った上記宣言で、米国・英国・フ

ランス・ロシアは、NPTを締結している非核兵器国が自国又は同盟国に対してその他の核兵器国との協力又は同盟関係の下で侵略・攻撃する場合を除いて、非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを再確認する旨の宣言を行った。他方、中国は、いかなる時も非核兵器国又は非核兵器地帯に対して、核兵器を使用し又は使用すると威嚇を行わないことを約束する旨の宣言を行った。

同年に開催されたNPT運用検討・延長会議では、「消極的及び積極的安全保証に関する全会一致で採択された国連安保理決議984号及び核兵器国の宣言に留意し、核兵器の使用又は使用の威嚇に対して非核兵器国への安全を保証するため更なる措置を検討すべき。これらの措置は国際的に法的拘束力のある文書の形をとることが可能」との文言を含む「原則と目標」(第8項)が採択された。

その後、米国は2010年「核態勢見直し (NPR)」において、NPT締約国でありNPT上の義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器を使用せず、また、その使用の威嚇をしないとする強化されたNSAを宣言している。但し、バイオ技術の急速な進展を踏まえ、生物兵器の今後の進展によっては、かかるNSAを調整する権利を留保している。英国も同年発表の「戦略防衛・安全保障見直し (SDSR)」において、米国とほぼ同様のNSAを宣言している。

## 3. NSAをめぐる議論

1994年までジュネーブ軍縮会議 (CD) において毎年NSAに関する特別委員会が設けられてきたが、特段の成果には至っていない。1995年以降は特別委員会の設置はなく、通常のCD会期内において議題

の1つとして取り上げられている。

NSAをめぐる議論には、法的拘束力を有するNSAとすべきか否かという論点、法的拘束力を有するNSAとする場合、多国間条約等を通じたグローバルなNSAによって直ちに全ての非核兵器国にNSAを供与するか、あるいは非核兵器地帯条約を通じた地域的なNSAの積み重ねによって法的拘束力のあるNSAが供与される国を増やしていくのかといったアプローチの論点、NSAは無条件とすべきか条件付きとすべきかという論点、NPT上の義務に違反している国に対してNSAを供与すべきか否かという論点、NPTに加入していない核兵器保有国がNSAを供与する側になると事実上の核兵器国として認めてしまうことにならないかという論点、どのフォーラムでNSAは議論されるべきかという論点（NPTに加入していない核兵器保有国も参加するCDが良いのか、核兵器保有を禁止された非核兵器国への代償としてNPTで議論すべきか）等、幅広い論点がある。

#### 4. 日本の立場

1970年にNPT署名の際に行った演説において、日本は、核兵器国は非核兵器国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行ってはならないことを強調した。日本として、この立場は現在も変わっておらず、NSAの概念を基本的に支持しており、また、「核兵器のない世界」を実現するための第一歩となる具体

的な手段として注目している。その際、当然のことながら、長期的課題である「核兵器のない世界」の実現を目指すに当たり、日本の安全保障及び国際的な安全保障を損なうことはあってはならないと考えている。

NSAは核兵器を保有しない非核兵器国としての正当な関心事項であり、日本は、核兵器国はNPT上の義務を遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないとの強化されたNSAを供与するよう求めている。この観点で、日本は、米国及び英国によるかかる強化されたNSAの供与を評価している。

さらに、核兵器国を含む全ての関係国の同意等適切な条件の下で創設された非核兵器地帯は、法的拘束力を有する形でNSAを実現する実質的な措置と考えている。

なお、日本としては、2010年NPT再検討会議最終文書の行動5にあるとおり、核兵器を保有するすべての国は、国際社会の安定と平和を促進し、各国の安全保障を損なわない形で、それぞれの安全保障戦略における核兵器の役割を低減させることが重要であると考えている。その観点で、NSAは核兵器の役割低減に貢献するものと位置づけられる。

このようなNSAに対する日本の立場は、2012年5月の2015年NPT運用検討会議第1回準備委員会、同年6月のCDなど、様々な機会において表明してきている。

## 第2節 透明性の向上

### 1. 意義

透明性の向上は、敵対国の誤解や誤算によって生じ得る危機を未然に防ぐための信頼醸成措置(CBM)の一環として発展してきた。特に、大規模な軍事力が秘密のベールに包まれた状態で集中的に配備されていた冷戦期の欧州大陸では、透明性の欠如が互いの軍事行動に関する誤解や誤算を招き、軍事衝突が発生する危険性があった。これを回避するため、欧州では1950年代から、情報交換、相互通知、検証などを通じて互いの軍事行動に予測可能性を持たせる提案がなされ、1975年の欧州安全保障協力会議(CSCE)ヘルシンキ最終文書に結実した。互い

の秘密を減らし、より開かれた状態をつくるという透明性の向上はCBMの基本的な性質の一つである。

核兵器の軍備管理・軍縮においても、透明性の向上は、互いの誤解を防ぎ偶発的な核戦争を防止するという伝統的なCBMの一つとしての意義がある。また、冷戦時代に米ソ間で起きたような透明性の欠如によって生じる核軍備競争を避けるため、さらには、今後の核軍縮の進展を促すためにも、透明性の向上が必要と考えられている。

近年では、核軍備管理・軍縮上の義務を実施するにあたっての3原則（透明性の原則の他、削減された核兵器が再び増加しないような措置を施すという

不可逆性の原則、条約の締約国が条約義務を履行しているかを確認できる検証可能性の原則)の一つとして位置づけられている。透明性なくしては、不可逆的に核兵器が削減されていることを検証することは困難であるので、これら3つの原則の中でも、透明性の原則は、他の2つの原則の基礎である、すなわち最も重要な原則であるとの見方もある。

なお、核兵器の透明性としては、①過去に関する透明性として、過去の核実験、核関連事故、核分裂性物質生産量、核兵器の生産量、②現在に関する透明性として、核軍縮努力、ドクトリン、相互査察・データ交換、既存・閉鎖核関連施設、核分裂性物質保有量、核兵器保有数、核兵器能力等、様々な側面がある。

## 2. これまでのNPT運用検討会議での合意

NPT運用検討プロセスにおいても、近年、透明性の重要性が認識されてきている。

2000年のNPT運用検討会議の最終文書で合意された核軍縮に関する13の措置において、各国の核兵器能力に関する透明性の向上が、すべての核兵器国がとるべき措置の一つとして初めて合意された。

2010年5月、ニューヨークの国連本部で開催されたNPT運用検討会議で合意された「行動計画」においては、透明性は、不可逆性及び検証可能性と並んで、核軍縮・不拡散上の義務を実施するにあたっての3つの原則の一つとして初めて合意された(行動2)。また、核兵器国は、核兵器国としてとるべき具体的な核軍縮措置の進捗状況について、2014年の準備委員会において報告することが求められた(行動5)。すべてのNPT締約国は、行動計画及びNPT第6条の実施について定期報告をすべきことが合意された(行動20)。さらに、CBMの一つとして、核兵器国は、可能な限り早急に行動計画の進捗状況に関する標準的な報告様式(フォーム)に合意し、国家安全保障を損なわないよう自発的に標準的な情報を提供するための適切な報告間隔を決定するよう奨励された(行動21)。

## 3. 核兵器国の透明性

米国とロシアは、以前から二国間の戦略核制限・削減条約(START)の枠組みで、条約上の計算ルー

ルに基づいた戦略運搬手段及び核弾頭の配備数を公表していた。

核兵器国による核兵器の数の公表については、近年、次のとおり大きな動きが見られた。2008年3月、核兵器国として初めて、フランスのサルコジ大統領が同国の「核弾頭」の数を300個以下である旨公表した。続いて、2010年5月のNPT運用検討会議中に、米国が「備蓄された核兵器の数」を5,113個と公表、また、英国が「核弾頭の全体の備蓄」の上限を225個以下と公表した。英国は、その後、2010年10月の「戦略防衛・安全保障見直し(SDSR)」において、2020年代半ばまでに、核弾頭の全体の備蓄の上限を225個から180個まで削減可能と発表した。

## 4. 日本の取組

日本は、通常兵器の透明性向上のために軍備登録制度を提唱したように(第4部第7章第1節参照)、上記1.の意義を踏まえ、従来から軍備の透明性向上を重要なCBMの一つとして重視してきた。核兵器に関する透明性の向上についても、従来からその重要性を指摘してきたところであるが、近年は、より行動指向的な核軍縮を目指すべきとの考えに基づいて、具体的かつ実質的な透明性の向上を訴えてきている。

例えば、2008年にジュネーブで開催された2010年NPT運用検討会議第2回準備委員会には、透明性を向上すべき具体的な項目を列挙した作業文書を提出した。2009年4月には、中曽根弘文外務大臣が、「すべての核兵器保有国が、自らの保有する核兵器数、余剰な核分裂性物質や運搬手段等、核軍備についての情報を、定期的かつ十分に開示することを強く求めたい」と述べ、「情報開示の文化」を提唱した。

2010年のNPT運用検討会議における交渉過程で、日本は、2008年に提案した具体的な項目を行動計画に盛り込むべく努力したが、一部の核兵器国の強い反対により、合意には至らなかった。しかし、上述の核兵器国による核軍縮の進捗状況に関する2014年の準備委員会での報告(行動5)や標準的な報告フォームの作成(行動21)は、日本の提案に基づくものである。

その後、日本は、報告フォームの一案を作成し、オーストラリアと共に2010年9月に結成した10カ国



による軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の提案として、5核兵器国に提示した。このように、日

本は、核兵器に関するグローバルな透明性向上措置の構築に積極的に取り組んでいる。

### 第3節 核兵器禁止条約 (NWC)

#### 1. 「核兵器禁止条約」の概念

核兵器禁止条約構想は、民間団体「核兵器に反対する法律家協会 (IALANA)」、「核戦争防止国際医師の会 (IPPNW)」、「拡散に反対する科学者国際ネットワーク (INESAP)」により発表され、1997年にコスタリカがモデル核兵器禁止条約として国連に提出した。2007年にはコスタリカ及びマレーシアが、NPT運用検討会議第1回準備委員会に対し作業文書として同条約案の改訂版を提出し、また、国連にも提出した。同条約案は、核兵器の完全な禁止及び検証を伴う廃絶を規定したものであり、締約国の一般的義務として、①核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用及び使用の威嚇の禁止、②核兵器国の核軍備 (核兵器、核施設) 廃棄、③兵器利用可能な核分裂性物質の生産禁止、④運搬手段の廃棄、を規定している。

核兵器を全面的に禁止する条約とは別に、その前段階として、核兵器の使用及び威嚇を禁止する条約を交渉すべきとの考え方もある。現時点では、直ちに交渉の対象となりうる条約案はないが、1996年第51回国連総会以降、インドが国連総会に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を禁止する国際協定締結のための交渉を開始することを要請する決議を提出している。

「核兵器禁止条約」及び「核兵器使用禁止条約」の何れもNAM諸国、途上国、NGO等からの強い支持がある。

核兵器禁止条約については、2008年に潘基文国連事務総長が、核軍縮会合における講演の中で発表した5項目の提案の1つとして、「強力な検証システムに裏付けられた核兵器禁止条約の交渉が検討できる」と述べている。

さらに、2010年NPT運用検討会議最終文書行動計画においては、「核兵器禁止条約の交渉に関する検討を含む事務総長の5項目提案に留意する」と核兵器禁止条約に言及している。

#### 2. 「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する国際司法裁判所 (ICJ) 勧告的意見

1993年、IALANA、IPPNW等が形成した「世界法廷プロジェクト」運動の結果、世界保健機関 (WHO) 総会において、健康及び環境の見地から、核兵器の使用の合法性につきICJ勧告的意見を要請する決議が採択された。

同年、国連総会第一委員会においてもICJ勧告的意見を要請する決議案が提出されたが、米国・フランス等の反対により撤回された。翌1994年、インドネシアが再度決議案を提出し、核兵器の使用の合法性につきICJ勧告的意見を要請する決議が採択された (日本は、多くの西側諸国が反対する中、唯一の被爆国として、核兵器は二度と使われてはならないものの、本件が各国間の対立を助長することになりがちであるとして棄権した (賛成78-反対43-棄権38) )。

ICJはWHOの請求は却下したが、1996年7月、国連総会からの要請に対し、「核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される国際法の要件及び特に人道法の原則及び規則に一般的に違反することとなる。しかしながら、国際法の現状及び入手可能な事実関係に鑑み、裁判所は、国の生存そのものが問題となるような極限状況における核兵器の威嚇又は使用が合法か違法かを確定的に結論することはできない (賛成7-反対7、裁判長の決定票)」としつつ、「厳格かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる側面での核軍縮を目指す交渉を誠実にを行い、かつ結論に達する義務が存在する (全会一致)」との勧告的意見を出した。

#### 3. 国連総会決議と日本の立場

上述のICJの勧告的意見を受けて、1996年の第51回総会以来毎年、マレーシアが国連に対し、ICJ判事全会一致の意見である核軍縮交渉を妥結する義務についてフォローアップを要請する「核兵器の威嚇又は使用の合法性に関するICJ勧告的意見フォロー

アップ」決議案を提出している。同決議は、核軍縮交渉の妥結義務を核兵器禁止条約の早期締結につながる多国間交渉の開始によってフォローアップするよう求めている。

日本は、厳格かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる側面での核軍縮を目指す交渉を誠実にやり、かつ結論に達する義務が存在するとしたICJ判事の全員一致の意見を支持している。その一方で、核不拡散・核軍縮の着実な進展を達成するためには、具体的な手段をとるべきであるとの考えである。核兵器国を含む多くの国が核兵器禁止条約に賛成していない現状では、核兵器禁止条約の交渉を直ちに開始する状況になく、核廃絶に向けて現実的かつ実効的な措置を着実に積み重ねていくことが重要である。よって、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早

期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始・早期妥結等が優先されるべきと考え、核兵器禁止条約締結のための交渉を開始することによって、核軍縮交渉の妥結義務を即時に履行すべきとする同決議案については、投票理由説明を付して棄権してきている。

また、インドが毎年国連総会に提出している「核兵器使用禁止条約」に関する決議案についても、同様の理由により、日本は棄権している。

なお、現時点での核兵器禁止条約のための交渉開始については上述立場であるも、核軍縮の最終段階において、核兵器禁止条約のような多国間核軍縮の枠組の在り方につき議論に参加する用意がある旨、2011年1月と2012年5月にCDにおいて軍縮代表部大使がステートメントの中で述べている。

## 第4節 非核兵器地帯

### 1. 概要

「非核兵器地帯」とは、一般的には、国際約束により、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）によるこれら諸国への核攻撃をしないことの誓約（消極的安全保証の供与）を含む議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」を意味する。

非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた非核兵器国側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

冷戦終結後も非核兵器地帯設置の動きは継続し、1999年の国連軍縮委員会において非核兵器地帯の設置に関するガイドラインを含む報告書が採択され、さらに2009年のペリンドバ条約の発効により南半球のほぼすべての陸地部分が非核兵器地帯に含まれることとなった。また、2010年NPT運用検討会議において米国がラロトンガ条約及びペリンドバ条約の議定書批准に向けた手続開始等を表明する演説を行ったこと等、国際的な核不拡散体制における役割が注目されてきている。

なお、2010年4月には「第2回非核兵器地帯条約締約国・署名国会合」がニューヨークで開催され、日本もオブザーバーとして参加した。

### 2. 日本の立場

非核兵器地帯に関する日本の基本的立場は、一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域内の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核拡散防止等の目的に資するというものである。

非核兵器地帯構想が「現実的」なものとなるための条件としては、①核兵器国を含むすべての関係国の同意があること、②当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること、③適切な査察・検証を伴っていること、④公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどが挙げられる。

また、2010年の第65回国連総会に日本が提出し、圧倒的多数の加盟国の賛成を得た核軍縮決議においても、国連軍縮委員会（UNDC）が採択したガイドラインに基づくさらなる非核兵器地帯の創設を促す旨が盛り込まれた。

### 3. 中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯

1974年の国連総会においてエジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な措置をとるよう求める決議がコンセンサス採択されてきている（ただし、2009年の第64回国連総会では一部分割投票）。しかし、事実上の核兵器保有国と国際的にみなされているイスラエルのNPT未締結やイランの核問題などを背景として、今のところ本構想が実現される見通しは立っていない。

1995年のNPT運用検討会議において、米国、ロシア、英国の共同提案による中東地域における核兵器を含む非大量破壊兵器地帯の創設を目指す中東決議が採択されたが、アラブ諸国とイスラエルの立場の違いもあり、現段階で目立った進展はなく、この問題はNPT運用検討プロセスにおける議論の焦点の一つとなっている。

2010年のNPT運用検討会議では、同会議で採択された最終文書の行動計画において、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、ロシア、英国）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が支持された。これを受けて招集者（国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、ロシア、英国）の間で調整が行われ、2011年10月、開催地をフィンランドとし、調整役（ファシリテーター）をフィンランド外務省のラーヤヴァ次官に決定した旨の招集者による共同声明が発出された。その後、2012年の会議開催に向けてファシリテーターを中心に調整が進められてきたが、いわゆる「アラブの春」等の影響により中東情勢が不安定化し、すべての中東諸国

が参加する会議の開催が困難になったとの判断から、2012年11月、国連事務総長、米国、ロシア、英国、フィンランドより開催延期が発表された。これを受け、日本政府は、同会議が全ての中東諸国の参加を得て早期に開催されるよう、引き続きファシリテーターの努力を支持し、各国と協力していく旨、外務報道官談話を発出した。また、NPDIとしても同様のステートメントを発出した。

### 4. 北東アジア非核兵器地帯

日本が位置する北東アジア地域をめぐっては、その厳しい安全保障環境を緩和するアプローチとして、内外の研究者や専門家等によって、北東アジア非核兵器地帯構想の設立が提唱されてきた。提唱者によってその対象とする国や範囲に若干の幅はあるが、日本を含む幾つかの国や一定の範囲を対象とし、その域内において核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを約束するものである。特に近年、日本、韓国及び北朝鮮が非核兵器地帯となり、これに米国、中国、ロシアが消極的安全保証を供与する「3+3」構想が一定の注目を集めている。

非核兵器地帯については、一般論として、適切な条件が満たされるのであれば、核拡散の防止等に資するのは前述のとおりである。しかし、北東アジア地域においては、①依然として安全保障上の不安定要因や緊張関係が存在していること、②現実に核戦力を含む大規模な軍事力が存在すること等により、非核兵器地帯構想の実現のための現実的な環境は未だ整っていないとは言えない。北朝鮮による核開発は、核軍縮の機運に逆行するとともに、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、まずは北朝鮮の核放棄の実現に向け、努力する必要がある。

## 第5節 核兵器の人的側面

### 1. 経緯

(1) 核兵器の人的側面は、長年国際社会における重要な課題として議論されてきたところであるが、近年では2010年NPT運用検討会議で重要な動きが見られた。同会議で採択された行動計画において、NPT締約国は、核兵器のあらゆる使用がもたらす悲惨な人道上の結末に深い懸念を表明し、すべ

ての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認した。

(2) こうした動きを踏まえ、2012年5月にウィーンで開催されたNPT運用検討会議第1回準備委員会において、スイスを含む16か国が共同で「核軍縮の人的側面」と題する共同声明を実施した。同年10月にニューヨークで開催された第67回国連総会第

一委員会においては、上記16か国を含む34か国（注）がNPT運用検討会議第1回準備委員会時と同内容の共同声明を実施した。

（注）共同声明実施 34 か国（下線は上記 16 か国に加え、第 67 回国連総会第一委員会で新たに加わった国。アイスランド、アイルランド、アルジェリア、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、オーストリア、カザフスタン、コスタリカ、コロンビア、サモア、ザンビア、シエラレオネ、スイス、スワジランド、タイ、チリ、デンマーク、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン（オブザーバー）、バングラディシュ、フィリピン、ブラジル、ベラルーシ、ペルー、マーシャル諸島、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、リヒテンシュタイン）

同共同声明では、核兵器のあらゆる使用がもたらす悲惨な人道上の結末を深く懸念し、いかなる状況においても、核兵器が決して再び使用されないことが極めて重要であり、全ての国は、核兵器を違法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強化しなければならない、としている（以下の参考を参照）。

#### 【参考 核兵器の人道的側面に関する共同声明の主な内容】

- 核兵器のあらゆる使用がもたらす悲惨な人道上の結末を深く懸念。
- 意図的にせよ偶発的にせよ、核兵器の使用によってもたらされる甚大な人道的結末は不可避。
- 核兵器の維持、近代化、拡大に、毎年多額の財政資金を使うことは、国連憲章の目的及び原則に則った我々の集団的責任と相容れないものであると考えられる。
- いかなる状況においても、核兵器が決して再び使用されないことが極めて重要。
- 全ての国は、核兵器を違法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強化しなければならない。

## 2. 日本の取組

唯一の戦争被爆国である日本は、従来から、核兵器の使用がもたらす非人道的な惨禍に鑑みれば、核兵器は二度と使用されるべきでないとの考えから、核兵器使用による被害の実相を世界に伝える様々な取組を進めてきている。例えば、非核特使の派遣や

被爆証言の国際化、海外原爆展の開催等を行い、また、軍縮に携わる各国の外交官や国防省関係者等が参加する国連軍縮フェローシップ・プログラムにおいては、参加者の訪日に際して核兵器使用の惨禍の実相に触れるため広島・長崎訪問の機会を設ける等、これまで様々な努力を積み重ねてきている（第8部第4章、第5章参照。）。

上記1.の共同声明については、同共同声明の文言の中に、日本の安全保障政策の考え方と必ずしも合致しない表現が盛り込まれていることから、日本は参加を見合わせることにした。しかし、今後も上述の考えに基づいて、これまで以上に核兵器使用による被害の実相を世界に伝える努力をしていく考えである。

この関連で、2013年3月にオスロ（ノルウェー）で開催された核兵器使用による科学的・客観的な影響に焦点を当てた核兵器の人道的影響に関する国際会議に、日本は、政府関係者のみならず、放射線医学の専門家や被爆者を派遣し、本件に関する議論に積極的に貢献したところである。

## 第6章

# 地域の不拡散問題と日本の取組

### 第1節 北朝鮮

#### 1. 北朝鮮をめぐる最近の情勢

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を有していることを認めたことを契機として核問題は深刻化し、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射、10月には核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて寧辺の3つの核施設（5MW実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化作業への着手及び核計画についての申告がなされたが、北朝鮮は、2009年4月にミサイルを発射、5月に核実験実施を発表した。6月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表した。2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使、ヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロシアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告されている。その際、北朝鮮側は、軽水炉の建設は国家の電力需要に応えるためであり、2012年に稼働させることが目標である、また、ウラン濃縮施設は右軽水炉用核燃料の製造のためであり、2000台の遠心分離機が既に稼働しており、濃縮度は平均3.5%である旨説明したとされている。2012年2月29日には、米朝間の対話の結果として、北朝鮮は長距離ミサイル発射、核実験、ウラン濃縮活動を含む寧辺での核関連活動のモラトリアム及び

IAEA要員の復帰等を実施し、米側は栄養支援等を実施するとの内容が発表された。しかし、北朝鮮は、同年4月及び12月、国際社会が強く自制を求めたにもかかわらず、ミサイルの発射を強行し、2013年2月12日には3度目の核実験実施を発表した。

このように強硬姿勢を強めている北朝鮮に対し、国連安保理は、北朝鮮による核実験やミサイル発射を非難し、制裁措置を課す内容の決議第1718号（2006年10月）、同第1874号（2009年6月）及び同第2087号（2013年1月）をそれぞれ採択し、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全で検証可能かつ不可逆的な方法で放棄すること等を義務付けた。しかし、北朝鮮はこうした安保理決議上の義務を果たしてきていない。

#### 2. 六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けた取組

2003年8月に開始された六者会合（日本、米国、中国、韓国、ロシア及び北朝鮮が参加）は、2005年9月の第4回会合において共同声明を採択し、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画の放棄、並びに、核兵器不拡散条約（NPT）及び国際原子力機関（IAEA）保障措置に早期に復帰することが約束された。この共同声明は、六者会合のプロセスにおいて初めての合意文書であり、かつ、その中で、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な放棄を約束している意味は大きく、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた重要な基礎となるものである。

この共同声明に基づき、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で

「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択され、北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止及び封印、必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰、さらに、「初期段階」の次の段階における措置として、すべての核計画の完全な申告の提出及びすべての既存の核施設の無能力化等の実施等に合意し、同年7月には、IAEAにより寧辺の5つの核施設の活動停止が確認され、封印及び監視に必要な措置がとられるに至った。

2007年10月3日には、第6回六者会合第2次会合において「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、非核化については以下の諸点が合意された。

- 「無能力化」：北朝鮮はすべての既存の核施設を無能力化することに合意。2007年末までに、寧辺にある5MWe黒鉛炉、再処理工場、核燃料棒製造施設の無能力化の完了。
- 「申告」：2007年末までに、北朝鮮はすべての核計画の完全かつ正確な申告を行うことに合意。
- 「不拡散」：北朝鮮は、核物質、技術及びノウハウを移転しないことを再確認。

この合意に基づき、2007年11月、寧辺の5MWe黒鉛炉、再処理工場、燃料棒製造施設の無能力化作業が開始され、同月28日には、日本を含む六者会合メンバー一行が寧辺を訪問し、作業の進捗状況を確認した。また、申告については、期限から大幅に遅れたものの、2008年6月26日に六者会合議長国である中国に提出された。その後、非核化を検証するため、六者会合の枠組みの中に検証メカニズムを設置することで合意されたが、その具体的枠組みに関して合意に至らず、2008年12月の六者会合首席代表者会合を最後に、六者会合は膠着状態に陥っている。

日本は、引き続き北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合共同声明に明記された、「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置を着実に実施するよう求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き関係国と緊密に連携していく考えである。

### 3. 核兵器不拡散条約 (NPT) ・ 国際原子力機関 (IAEA) 等

北朝鮮は、1993年3月12日、NPT脱退を国連安保理に通知したが、通知後3か月目に当たる同年6

月12日 (NPT第10条1では、脱退の通知期間を3か月前と定めている。) の直前の6月11日、「NPT脱退発効の中断」を表明する米朝共同声明が発表され、北朝鮮はNPTにとどまることとなった。その後、1994年10月に米朝間で合意された「合意された枠組み」に基づき、北朝鮮はNPTの締約国の地位にとどまることを改めて受け入れ、同条約に基づく保障措置協定の履行を認めた。しかし北朝鮮は、2002年10月にウラン濃縮計画の存在を認めたことを契機とした核問題の高まりの中で、2003年1月10日、国連安保理議長宛てに書簡を發出し、「1993年の脱退発効の中断の解除」、すなわちNPT脱退の意図を表明した。2010年4月には、北朝鮮外務省が備忘録を発表し、北朝鮮として、他の核保有国と平等な立場に立っているとの考えを強調した。2010年5月に開催されたNPT運用検討会議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を含む約束を果たし、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置協定を遵守するよう求めるとの内容を含む最終文書を採択した。IAEAも、総会において北朝鮮の核問題の解決を促す内容の決議を採択してきており、2010年9月の総会でも、北朝鮮に対し、NPTを完全に履行し、包括的保障措置の完全かつ効果的な実施に向けてIAEAと適切に協力するよう要請し、北朝鮮がNPT上の核兵器国の地位を有し得ないことを再確認する内容を含む決議を採択した。

IAEAは、六者会合との関連では、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で採択された「共同声明実施のための初期段階の措置」において寧辺の核施設の活動停止及び封印のために必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰が求められ、同年7月14日、IAEA代表団が北朝鮮入りし、同17日には5つの施設 (寧辺の4施設すなわち①核燃料棒製造施設、②5MWe黒鉛炉、③再処理工場及び④50MWe黒鉛炉 (建設中)、並びに泰川の⑤200MWe黒鉛炉 (建設中)) の活動停止を確認し、同年8月17日、封印及び監視に必要なすべての措置がとられた旨報告がなされた。日本は同年9月、こうしたIAEAの北朝鮮における監視・検証のための活動に対して、50万ドルの貢献を行った。

日本は、各種の国際会議、首脳会談等の外交上の機会をとらえて北朝鮮問題を提起し、諸外国からの

理解と協力を得ている。例えば、G8については、2012年5月のG8キャンプデービッド・サミット首脳宣言において、地域の安定を脅かす北朝鮮による挑発行為及びウラン濃縮計画を含む北朝鮮の核計画を引き続き懸念することが表明された。また、国連安保理決議に直接違反する同年4月の発射を非難し、北朝鮮に対し、自らの国際的な義務に従い、全ての核・弾道ミサイル計画を完全な、検証可能なかつ不可逆的な方法で放棄するよう要請した。

### 4. ミサイル問題

北朝鮮のミサイル計画は、その開発・実験に加え、従来からの拡散活動を通じ、核問題ともあいまって、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定性をもたらす要因となっている。

1999年に北朝鮮側がミサイル発射モラトリアムを発表した後、米朝間でミサイル協議が行われ、2000年10月のオルブライト米国国務長官訪朝の際にも、金正日国防委員長他と、ミサイル問題全般について議論が行われた。日朝間では、2002年9月の日朝平壤宣言において、北朝鮮は、ミサイル発射モラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明し、ミサイル問題を含む安全保障上の問題の解決を図ることの必要性を確認した。2003年8月、北京で開催された六者会合において、日本は、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮の弾道ミサイル問題を含む諸懸案を解決すべき旨を主張した。同会合の議長総括においては、「六者会合の参加者は平和的解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないことに同意した」との言及がなされた。しかし、2005年3月、北朝鮮は、外務省の発表した「備忘録」の中で、「我が国はミサイル発射の保留においても、現在如何なる拘束力も受けていない」と主張した。2006年7月5日、日本を含む国際社会の事前の警告にもかかわらず、北朝鮮はテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射を強行した。北朝鮮は2009年4月5日、同年7月4日、2012年4月13日及び同年12月12日にもそれぞれミサイルを発射した。

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射は、日本の安全保障や国際社会の平和と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であるとともに、日朝平壤宣言にあるミサイル発射モラト

リアムにも違反し、六者会合の共同声明とも相容れないものである。2006年7月の発射に対し、日本は、北朝鮮に対する制裁措置を実施し、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択し、北朝鮮による弾道ミサイルの発射を非難するとともに、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求した。

その後、国連安保理は、決議第1718号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画を完全で検証可能なかつ不可逆的な方法で放棄すべき旨決定し、決議第1874号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認すべきことを決定し、北朝鮮に対する厳しい制裁措置を導入・強化した。2009年4月、同年7月、2012年4月及び同年12月のミサイル発射は、こうした累次の安保理決議に違反するものであった。2012年4月の発射に際しては、国連安保理は、これを国連安保理決議の深刻な違反であるとして強く非難する議長声明を発出するとともに、同年5月2日、国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会は、制裁対象団体・品目リストの追加・改訂を行った。また、同年12月の発射に対して、国連安保理は、2013年1月22日（NY時間）、これを安保理決議違反として非難し、制裁を強化する決議第2087号を採択した。

日本は、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）や弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）を通じ、ミサイル及び関連技術の不拡散を目指す政策協調を図っている。こうした取組に加え、北朝鮮とミサイル分野で協力関係にあると見られる国に対し、協力を一切断つように働きかけ、さらにはグローバルな規範を強化していくことも重要である。

### 5. 北朝鮮の調達・拡散活動

北朝鮮は、大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル等）の開発のための調達活動や、自らの軍需品・軍事技術の拡散活動を行っていると見られている。国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会専門家パネルは、2010年11月に発表された最終報告書

- 在外公館と密接につながる貿易事務所を通じた幅広いネットワークを維持しつつ、外国の犯罪組織とも関係を築き、物資の輸送を行っている。
  - イラン、シリア、ミャンマー等における核・弾道ミサイル関連活動に関与している可能性がある。
  - 軍需品の輸出は、北朝鮮の主要な外貨獲得手段。アジア、アフリカ、南北アメリカへの輸出が多い。
  - 2009年に国連安保理が制裁対象に指定した企業の活動を別の企業に素早く移す動きがあった。
  - かつては貨物の輸送に北朝鮮籍船舶を使っていたが、外国所有・外国籍船舶による輸送に切り替え始めていると見られる。
  - 海上輸送の際に貨物の真の発送者・受取人や中身をごまかすような様々な工夫をしている。
  - 高価なあるいは機微な武器の輸送のために航空機が利用されている。
  - 武器の部品を輸送し、相手国内で組み立てる手法をとることもある。
  - 様々な手段を用いて送金の実態を隠している。
- 日本は、安保理決議に定められたものを含め、下記6.のような厳しい制裁措置を実施しながら、北朝鮮による調達・拡散活動の防止に努めている。

さらに、2012年6月に発表された同専門家パネルの最終報告書は、北朝鮮による制裁回避のパターンとして、品目・輸送先・荷受人の偽装の高度化、複数の仲介業者の介在、中継地としての中国やマレーシア等の第三国の活用等を記載し、北朝鮮は引き続き禁止されている取引に積極的に従事しており、対北朝鮮措置の実効性の向上のために加盟国の更なる取組が必要と結論付けている。

## 6. 北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮による2006年7月5日の弾道ミサイル発射を受け、日本は、万景峰92号の入港禁止等の一連の措置を発表した。また、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択した。日本は、同決議の着実な実施の一環として、既存の厳格な輸出管理措置に加え、同年9月、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器開発計画に関連する15団体・1個人を指定し、資金移転防止措置を実施した。

さらに、北朝鮮は同年10月9日、核実験実施を発表した。北朝鮮による核実験は、日本のみならず東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅

威であり、NPT体制に対する重大な挑戦であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行為であり、断じて容認できないものである。日本はこのような立場から、すべての北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。国連安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。日本は、厳格な輸出管理等、安保理決議第1718号の求める措置の多くを従来実施してきたが、この決議の採択を受け、同年11月より、北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置を新たに実施した。

2009年5月25日、北朝鮮は2度目の核実験実施を発表した。これを受けて国連安保理は、北朝鮮に対する制裁措置を強化する決議第1874号を全会一致で採択した。日本は、「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」の制定等、同決議の内容を着実に実施してきている。

2013年2月12日、北朝鮮は3度目の核実験実施を発表した。これを受けて日本は、直ちに、在日の北朝鮮当局の職員が行う当局職員としての活動を実質的に補佐する立場にある者による北朝鮮を渡航先とした再入国は原則として認めない措置を発表した。

なお、日本は、拡散活動に対する輸出管理の面において、2002年4月に導入した、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発に用いられる懸念がある物資の輸出を規制するための「キャッチオール規制」の運用強化に取り組んでおり、北朝鮮向けの不正輸出を防止、摘発した事例もある。

### (参考) 日本の企業による、北朝鮮の大量破壊兵器及びミサイル開発に関連した機器等の不正輸出の一例

2002年11月、株式会社明伸が、核兵器開発（ウラン濃縮）への転用が懸念される直流電源安定化装置3個の北朝鮮向けの輸出を試みたところ、キャッチオール規制に基づき、経済産業大臣の許可を申請すべき旨通知を受けた。しかし、同社は許可の申請を行わず、2003年4月、タイを経由し北朝鮮に対し迂回輸出を試みたところ、日本の要請を受けた香港税関に差し押さえられた。裁判の結果、2004年3月に輸出者に対し懲役1年（執行猶予3年）、罰金200万円の刑が確定し、また、経済産業省は、輸出者に対し、3か月間輸出を禁止する行政制裁を科した。



## 7. 生物・化学兵器問題

北朝鮮は1987年3月に生物兵器禁止条約を批准したが、生物兵器使用を目的として研究・開発の能力を高めているとの見方がある（2012年米務省報告

書等）。北朝鮮は化学兵器禁止条約（CWC）に加入しておらず、化学兵器を保有しているとの見方もある（2011年CIA議会報告書等）。

## 第2節 イラン及びその他中東諸国

### イラン

#### 1. 核問題の概要

2002年の反体制派の告発を契機として、イランが長期間にわたり、拡散上機微な核活動を繰り返し、IAEA保障措置協定に違反してきたことが明らかとなった。これに対して、国際社会は強い懸念を表明し、イランに対して、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求めるIAEA理事会決議を2005年9月までに8本採択し、その履行を求めてきた。英国・フランス・ドイツ（EU3）は、イランと交渉し、2004年11月にウラン濃縮関連活動の停止等についての合意（パリ合意）に至ったが、その後のEU3とイランの交渉は不調に終わり、イランが核活動を再開したことで合意は継続しなかった。イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大した。

2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、翌2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議が採択され、これ以降、イランの核問題は国連安保理でも協議されることとなった。同年7月末、国連安保理は、決議第1696号を採択し、イランにウラン濃縮関連活動の停止の要求等を行った。2006年12月には、国連憲章第7章第41条の下での制裁措置を含む安保理決議第1737号が採択され、翌2007年3月には制裁内容を強化する決議第1747号が採択され、国際社会の圧力はさらに高まった。しかし、その後もイランは安保理決議が求めているウラン濃縮関連活動等の停止を行わず、2008年には安保理決議第1803号及び第1835号が採択された。更に、イランが新たなウラン濃縮施設を建設していることが2009年に明らかとなり、また2010年には約20%のウラン濃縮を開始したこと等を背景に、国際社会の圧力が一層高まり、2010年6月に安保理決議

第1929号が採択された。2010年12月及び2011年1月には、EU3及び米国、中国、ロシアの6か国（EU3+3）がイランと協議を行ったが、進展は見られなかった。

2011年11月、IAEAがイランの核計画に関する軍事的側面の可能性につき詳細に説明した事務局長報告を發出し、IAEA理事会が決議を採択したことを踏まえ、欧米諸国はイランに対する制裁を強化した。

2012年1月からIAEAとイランとの協議が複数回に亘って実施され、2012年4月にはEU3+3とイランとの協議が再開されたものの、2012年末時点において、具体的な成果には至っていない。

しかしながら、イランはウラン濃縮関連活動等の継続・拡大の姿勢を崩しておらず、国際社会の強い懸念は依然として払拭されていない。

#### 2. IAEA等における核問題の動きとEU3による外交努力（2002年～2006年3月）

2002年、イランの反体制派組織は、イランがナタンズとアラクに大規模原子力施設を秘密裡に建設していることを暴露した。IAEA事務局による検証活動の結果、イランが長期間にわたり、国内各地で、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む様々な核活動をIAEAに申告することなく繰り返していたことが明らかとなり、2003年9月のIAEA理事会は、ウラン濃縮関連活動の停止などをイランに求める日本・オーストラリア・カナダ提案の決議を採択した。IAEA理事会は、上記決議以降、2006年2月までの間に、9本の決議を採択し、拡散上機微な核活動の停止や過去の核活動の解明に向けたIAEAへの協力を始めとするイランへの要求を続けた。

イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、2003年末にはIAEA追加議定書に署名するなど、前向きな対応もみせたが、追加議定書の暫定実施を行ったものの批

准はしなかった（注）。

（注）イランは、1970年に核兵器不拡散条約（NPT）に加入し、1974年にはIAEAとの間で包括的保障措置協定を締結した。

イランの核問題発覚以降、EU3各政府は、IAEAの枠内での外交的解決を目指してイラン政府と交渉し、2004年11月、イランによる濃縮関連活動の停止を含む合意（パリ合意）が成立し、イランは濃縮関連活動を停止した。2005年8月、EU3は、パリ合意に基づくイランとの交渉の結果として、対イラン協力に関する包括的な提案を提示したが、強硬保守派のアフマディネジャード・イラン大統領の新政権はこれを拒否。イランは、パリ合意に基づき停止していたウラン濃縮関連活動のうち、ウラン転換活動の一部を再開し、同月のIAEA特別理事会決議によるウラン濃縮関連活動の完全な再停止の要求にも従わなかった。

このため、2005年9月、IAEA理事会は、IAEA憲章の規定に基づいて国連安保理に報告しなければならない「違反（non-compliance）」を認定する一方、国連安保理への報告の時期及び内容については、IAEA理事会が検討するとした上で、イランに対してIAEAへの更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止を求める理事会決議を賛成多数（全理事国35か国中、賛成22（日本を含む）、反対1、棄権12）で採択した。

2006年1月、イランはIAEA査察官の立ち会いの下、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の研究開発活動を再開した。これを受け、EU3及びEU、米国、中国、ロシアは本件を国連安保理に報告する方向で原則一致した。2月、IAEA特別理事会において国連安保理への報告等を内容とする決議が賛成多数（全理事国35か国中、賛成27（日本を含む）、反対3、棄権5）で採択された。この直後、イランは、追加議定書の暫定実施を取りやめること等をIAEAに通報したのに続き、2月中旬、ナタンズのウラン濃縮施設で小規模のウラン濃縮活動を再開したことを発表し、IAEA査察官もこれを確認した。

その後、ウラン濃縮をイラン国内ではなく、ロシア国内に設立する合弁企業で行うとのロシア提案をめぐって、ロシアとイランの協議が行われ、関係国

からイランに対する働きかけも行われたが、イランは自国内での研究開発目的のウラン濃縮活動の継続に固執したため、事態に進展は見られなかった。2006年3月のIAEA理事会では、理事会決議の採択は行われず、2月27日発出のIAEA事務局長報告が国連安保理に伝達された。これに伴い、イランの核問題は国連安保理においても議論がされることになった。

### 3. 国連安保理における動きと外交努力の継続（2006年3月～2006年12月）

2006年3月末、国連安保理は、イランの核問題に関する議長声明を発出し、イランに対して、IAEA理事会の要求事項を履行するよう求めると共に、すべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ継続的な停止を再度行うことの重要性を強調した。しかし、4月、イランは3.5%の濃縮ウランの製造に成功したことを発表するなど、その後も濃縮関連活動を継続・拡大した。

2006年5月末、米国は、イランがウラン濃縮関連活動及び再処理活動を完全かつ検証可能な形で停止し次第、EU3とともに交渉のテーブルにつく用意がある旨の提案を行い、6月初旬、ソラナ EU共通外交・安全保障政策担当上級代表、EU3、ロシアの代表がテヘランを訪問し、EU3及び米国、中国、ロシアの6か国（EU3+3）が合意したものとして、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行い得る協力を含む包括的な提案をイランに提示した。しかし、イラン側からは真摯な対応がなされず、同提案をめぐる正式交渉には至らなかった。EU3+3は、ウラン濃縮関連活動の停止等を義務化する国連安保理決議の採択を目指すこと、及び、イランが同決議に従うことを拒否する場合には、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む安保理決議の採択に向けて作業を行うことに合意した。2006年7月、ロシアのサンクトペテルブルクで開催されたG8首脳会議において、これを支持する「不拡散に関する声明」が発出された。

2006年7月31日、イランの核問題に関する最初の安保理決議となる決議第1696号が採択（賛成14（日本を含む）、反対1）された。同決議は、イランに対しすべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止要

求等を含んでおり、8月末までに同決議を遵守しない場合には国連憲章第7章第41条下の適当な措置を採択するとした。イランは、期限前にEU3+3の包括的な提案に対して回答したが、安保理決議第1696号の要求に応える内容ではなかった。イランのこのような対応は、IAEA事務局長報告においても確認された。

2006年9月に入り、ラリジャーニ・イラン国家安全保障最高評議会（SNSC）書記とソラナ EU上級代表が数次にわたって会談するなど、イランとの交渉再開に向けた関係国の外交努力が行われたが、ウラン濃縮関連活動等の停止をめぐる立場の相違を埋めるには至らず、交渉再開には結びつかなかった。これを受け、10月初旬、EU3+3外相会合が開催され、交渉による解決策を引き続き模索しつつも、国連憲章第7章第41条下の措置を含む国連安保理決議の採択に向けた議論を開始することに合意した。

#### 4. 国連安保理による制裁決議の採択とイランの対応（2006年12月～2008年12月）

2006年12月23日、国連安保理は、国連憲章第7章第41条の下で、イランに対してすべてのウラン濃縮関連活動、再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務付けるとともに、すべての国に対しイラン制裁措置を義務付け、かつ要請する決議第1737号を全会一致で採択した（制裁内容は、第6部第2章第3節参照）。これに対しイランは、決議第1737号を直ちに拒否し、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大したことから、EU3+3を中心に、更なる制裁措置を含む次の安保理決議について協議が開始された。

2007年3月24日、国連安保理は、制裁内容を追加した決議第1747号を全会一致で採択した。イランは、決議第1747号にも反発する姿勢を示し、4月9日、アフマディネジャード大統領は、ナタンズでの「原子力の日」の祭典において、「イランが核燃料製造の分野で、産業規模の製造技術を有する国の仲間入りを果たした」と述べ、濃縮活動を拡大・継続する意向を改めて明確にした。

安保理決議による制裁措置と並行して、EU3+3の外相は、決議第1747号採択直後に、濃縮関連活動と制裁の「二重の停止」提案の実現を追求する声明を發出して、交渉による問題解決に向けた努力を継

続した。2007年4月以降も、ソラナ EU上級代表とラリジャーニ SNSC書記が数回にわたり会談を行ったが、EU3+3とイランとの正式交渉に向けた具体的な進展はみられなかった。また、6月にドイツのハイリゲンダムで開催された G8首脳会議では、G8の結束とイランに安保理決議の履行を強く迫る内容を盛り込んだ「不拡散に関するハイリゲンダム声明」が採択され、国際社会の圧力はさらに強まった。

2007年6月下旬、エルバラダイ IAEA事務局長とラリジャーニ SNSC書記がウィーンにおいて2回会談し、プルトニウム分離実験、濃縮ウランによる汚染の起源に関する問題や P1及び P2型遠心分離機の技術獲得の問題を含む「未解決の問題」の解決に向けた「行動計画 (plan of action)」（後に「作業計画 (work plan) 」と呼ばれる。）を2か月以内に作成することで合意した。

2007年7月から8月下旬にかけての協議の結果、イランとIAEAとの間で「作業計画」がまとめられ、IAEAが未解決としている過去のイランの核活動や、ナタンズの燃料濃縮プラントへの保障措置の適用などのいくつかの問題の解決に向けた手順や目標期限が盛り込まれた。また、その直後に發出されたIAEA事務局長報告は、「未解決の問題」のうちプルトニウム分離実験問題は解決したと結論付け、イランがIAEA査察官の新規指名や重水炉へのアクセスにつきIAEAの要求の一部に応じる一方で、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大していることを確認した。

2007年9月末、EU3+3の外相が会談し、「対話」と「圧力」のアプローチ (dual track approach) を取ることを再確認しつつ、11月のソラナ EU上級代表及びエルバラダイ IAEA事務局長の報告がそれぞれの取組につき肯定的な成果を示さない限り、国連安保理で投票に付すことを念頭に、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む3本目の国連安保理決議案を作成することに合意した。

2007年10月から11月にかけて、ソラナ EU上級代表とイラン側の協議が行われたが、イラン側からは前向きな対応は示されず、また、11月に發出されたIAEA事務局長報告は、「未解決の問題」の解決に向けた一定の進展に言及しつつも、イランが安保理決議の要求事項を遵守していないと明記した。この

ような動きを受け、次の安保理決議採択に向けた協議が継続された。また、12月、米国は、イラン政府の指示で軍部が核兵器開発を行い、2003年秋以降開発を停止したが、イランが少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けているとの評価を記した国家情報評価書を公表した。2007年8月にIAEAとの間で「作業計画」が策定されてから、イランの核活動の軍事的側面の可能性に関する「疑わしい研究」の解明に向け、イランとIAEAとの間で協議が2008年を通じて断続的に行われた。

2008年3月3日、国連安保理は、イランが国連安保理決議及びIAEA理事会決議を遵守していないことを受け、制裁措置を更に追加する決議第1803号を採択した（賛成14、棄権1）。その後、2008年5月、イランは、EU3+3に対し、政治・安全保障、経済協力及び原子力協力を柱とする提案を提示。同年6月には、EU3+3も2006年に提示した包括的提案の改訂版及び今後の交渉の筋道に関する案をイランに提示した。翌7月には、ソラナ EU上級代表とジャリリ SNSC書記会談が会談を行ったが、イランは、双方の提案の共通項から交渉を開始することができるとし、EU3+3の提案に対する明確な回答は行わなかった。米国等は、イランが回答しないことをもって国連安保理で対イラン制裁の強化を議論すべしと主張し、その後、同年9月にイランに累次の安保理決議の義務の完全な遵守を要請する安保理決議第1835号が全会一致で採択された。

## 5. 国連安保理による新たな制裁決議の採択と国際社会による「圧力」の高まり（2009年1月～2012年12月）

2009年1月にイランとの直接対話を通じた問題の解決を標榜するオバマ新政権が発足した米国は、4月、イランの核問題に関するイランとEU3+3との協議に完全な参加国として出席する旨表明した。しかし、こうした米国の姿勢の変化に対し、イランは具体的な行動で判断するとの立場を崩さなかった。また、イランは、2008年5月に提示した提案の改訂版を同年9月にEU3+3に提示したが、その提案ではイランの核問題については解決済みでありEU3+3との協議では議論しないとの立場をとった。

2009年9月には、イラン中部のフォルド（コム近

郊）に新たなウラン濃縮施設を建設中であることが明らかとなり、国際社会の批判が高まった（オバマ米国大統領、サルコジ・フランス大統領、ブラウン英国首相が緊急記者会見でフォルドの存在を指摘し、批判）。こうした中、10月、イランとEU3+3は1年以上行われていなかった協議を実施し、次回会合の開催、フォルドの新たな濃縮施設へのIAEA査察官の受入れ、約1年以内に燃料切れとなるとされているテヘラン研究用原子炉（TRR）の燃料を製造するために、ナタンズにおけるウラン濃縮施設で製造してきた低濃縮ウランをその原料として国外に輸送することについて原則として合意したとされた。しかし、新たな濃縮施設への査察は実施されたものの、イラン製低濃縮ウランの国外移送については、その方法に係る具体的な合意が形成されないまま、現在に至っている。

2010年2月、イランが上記TRRへの燃料が必要であることを理由に、約20%のウラン濃縮を開始した結果、再びイランに政策変更を迫る圧力を高めるべきとの気運が高まり、6月9日、国連安保理は、武器禁輸の拡大、核兵器運搬可能な弾道ミサイル関連活動の禁止、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）等の包括的な制裁措置等を含む安保理決議第1929号を採択した（賛成12（日本を含む）、反対2、棄権1）。

2010年12月及び2011年1月、EU3+3とイランとの協議が、それぞれジュネーブ及びイスタンブールにおいて行われたものの、具体的な成果には至らなかった。2011年11月、イランの核計画に関する軍事的側面の可能性について詳細に説明したIAEA事務局長報告が発出され、これを受けて、イランの核計画に関する未解決の問題について、深くかつ増大する懸念を表明するIAEA理事会決議が採択された。これを踏まえ、各国がイランに対する更なる措置を実施し、12月、米国において、イラン中央銀行等と相当の取引を行う外国金融機関への制裁規定を含む「国防授權法」が成立した。これに対し、イラン側はホルムズ海峡の封鎖に言及するなど、反発を強めた。

2012年1月及び2月、IAEA代表団が核計画に関する未解決の問題の解決に向けイランを訪問した

が、成果に至らなかった。また、5月14日から15日  
にかけ、ウィーンにおいてIAEAとイランとの協議  
が実施され、同月21日には天野 IAEA事務局長がイ  
ランを訪問し、6月8日及び8月24日にウィーンに  
おいて、12月13日にテヘラン（イラン）において、  
IAEAとイランとの更なる協議が行われた。しかし、  
イランの核計画の軍事的側面の可能性を解明するた  
めの新たな検証枠組み（いわゆる「体系的アプロ  
ーチ（structured approach）」）についての合意は得  
られず、実質的な進展は得られなかった。こうした  
ことから、9月13日、IAEA理事会は新たな決議を  
採択し、関連理事会決議及び安保理決議に反してイ  
ランが濃縮及び重水関連活動を継続していることに  
深刻な懸念を表明し、IAEAが求める関連施設への  
アクセスをイランが提供することが不可欠であるこ  
とを強調した。

2012年4月、1年3ヶ月振りのEU3+3とイラン  
との協議がイスタンブールで実施され、5月にはバ  
グダッドで、6月にはモスクワで協議が実施された。  
8月2日にはアシュトン EU上級代表がジャリリ国  
家安全保障最高評議会書記と電話会談を行い、9月  
28日にも非公式会談を行うなどしたが、現在までの  
ところ、具体的な成果には至っていない。

### 6. 核問題に関する日本の立場

イランの核問題について、日本は、国際的な核不  
拡散体制の堅持、北朝鮮の核問題への対応との関係、  
国際社会のエネルギー供給に大きな影響を有する中  
東地域の安定の観点からも、断固たる対応が必要と  
考えている。日本を含む国際社会からの呼びかけに  
もかわらず、イランが依然としてウラン濃縮活動  
を継続・拡大していることを深刻に懸念しており、  
イランに対し、累次の安保理決議及びIAEA理事会  
決議の要求を遵守するとともに、IAEAと完全に協  
力することを強く求めてきた。日本としては、イラ  
ンが、同国の核計画に対する国際社会の懸念を解消  
するために速やかに実質的な対応をとることが極め  
て重要であると考えている。

また、日本としては、イランが世界の声に耳を傾  
けるように国際社会が一致して働きかけていくこと  
が重要と考えており、今後とも、本件の平和的・外  
交的解決のために積極的役割を果たしていく考えで

ある。これまで問題解決のために外相レベル等での  
外交努力を行ってきており、引き続き、あらゆる機  
会をとらえイランに対して強く働きかけていく。

制裁措置の実効性を確保するためには、一部の国  
だけでなくすべての国連加盟国が制裁を実施する  
という普遍性が重要であり、日本が国連安保理非常  
任理事国を務めた2009年及び2010年の2年間、国連安  
保理のイラン制裁委員会の議長国として貢献を行っ  
た。

### 7. ミサイル問題

イランは、近年も、「シャハーブ3」等のミサイ  
ル発射実験を行うなど、ミサイル関連活動を継続し  
てきているが、イランによるこのような活動は、イ  
ランの核問題とも相まって、地域の安定及び国際社  
会の安全に対し重大な影響を及ぼしかねないもの  
として懸念される。そのような中、日本は、ミサイル  
発射を含むイランのミサイル関連活動に対しては、  
これまでも、あらゆる機会をとらえて、累次にわたり  
遺憾の意を表明してきた。

2010年6月に採択された安保理決議第1929号に  
おいては、イランが核兵器を運搬可能な弾道ミサイ  
ル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含  
む。）を実施してはならないことが決定された。日  
本としては、イランに対し安保理決議を誠実に履行  
するよう強く求めていく。

### イスラエル

イスラエルは中東においてNPTに加入していな  
い唯一の国である。イスラエルは既に核兵器を保有  
しているとの指摘もあるが、イスラエル政府は、核  
兵器の保有を肯定も否定もしないとの立場をとっ  
ている。アラブ諸国は、イスラエルに対しNPT加入、  
核兵器保有の断念等を求めた中東における核拡散の  
危険に関する国連総会決議案を提出し、また、  
IAEA総会に対しては例年アラブ・グループがイス  
ラエルに対しNPTへの加入を求めるとともに、全  
ての核施設をIAEA包括的保障措置の下に置くこと  
等と呼びかける内容の決議案を提出するなど（但し、  
近年では第55回（2011年）～第56回（2012年）  
IAEA総会には、同決議案は提出されなかった。）、  
一貫してイスラエルの姿勢を批判している。これに

対しイスラエルは、同国の存在自体を否定している国々も周囲にあること等を理由に挙げ、核政策に関する曖昧政策の下、NPTに加入することはできないとの立場を堅持している。

他方、中東諸国の中には、イスラエルが批准していない包括的核実験禁止条約（CTBT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）等につき、同国がNPTに加入するまでは締結しないとの立場をとる国もある。

日本は、あらゆる機会をとらえ、イスラエルに対し、NPTへの加入も含め、大量破壊兵器等の軍縮・不拡散体制への参加を強く求め、また、中東における大量破壊兵器の問題を解決するためにイニシアティブを発揮するよう繰り返し要請している。

また、日本は、中東地域のシリア、エジプト、イラン等の各国に対しても、大量破壊兵器の関連条約への加入等を求めるなど、積極的な働きかけを行ってきた。

同様に、日本は、中東非大量破壊兵器地帯の創設を支持してきており、1974年以降国連総会で毎年採択されている中東地域における非核兵器地帯の創設に関する決議や、1995年のNPT運用検討・延長会議で採択された中東に関する決議を支持している。この点に関し、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画において、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が合意された。なお、同会議開催に向けてファシリテーター（フィンランド）を中心に調整が進められてきたが、「アラブの春」等の影響により中東情勢が不安定化し、すべての中東諸国が参加する会議の開催が困難になったとの判断から、2012年11月、国連事務総長、米国、ロシア、英国、フィンランドより開催延期が発表された。（第5章第4節参照。）

### 【参考1 国連総会決議「中東における核拡散の危険」】

#### 1. 経緯

第34回総会（1979年）において、イスラエルが対南アフリカ核協力を含む核武装政策を推進しているとして、各国にイスラエルとの核協力中止を要請する旨の決議が採択され、以後同旨の決議が毎年採択されている。本件は従来「イスラエルの核武装」と題する決議で扱われてきたが、第49回総会（1994年）から決議名が「中東における核拡散の危険」に変更されている。また、第51回総会（1996年）から第54回総会（1999年）までの決議では、「NPT未加入である中東地域唯一の国」という形でイスラエルを黙示的に示していたが、第55回総会（2000年）以降、同国の国名を再び明示する形となっている。

#### 2. 決議（2012年）の概要

本件決議は、2000年NPT運用検討会議における中東に関する結論を歓迎し、イスラエルが遅滞なくNPTに加入し、核兵器を開発、製造、実験又は取得しないこと及び核兵器の保有を断念すること、並びに当該地域のすべての国の間での重要な信頼醸成措置及び平和と安全を促進する措置として、保障措置下でない原子力施設をすべてIAEAのフルスコープ保障措置（包括的保障措置協定）下におくよう要請するもの。

#### 3. 決議（2012年）の採択

本件決議案は、アラブ諸国からなる共同提案国を代表してエジプトによって提出され、次の票決結果にて総会において採択された。  
賛成 174（含：日本）－反対 6（含：イスラエル）  
－棄権 6

### 【参考2 国連総会決議「中東地域における非核兵器地帯の創設」】

#### 1. 経緯

第29回国連総会（1974年）以降、エジプトが毎年本件決議案を提出。本件決議案に関しては、イスラエルが核兵器を放棄すべきであるとする中東諸国と、中東和平プロセスの推進が先であるとするイスラエルとの間で主張が大きく異なっているものの、第35回国連総会（1980年）以降直近の第67回国連総会（2012年）に至るまではイスラエルも反対せず、コンセンサスによる採択が続いている。

## 2. 決議（2012年）の概要

本件決議は、すべての直接的関係国に対し、中東非核兵器地帯設置提案の実施のための必要な措置をとることを検討するよう要請し、同目的の促進のため、関係国に対し、NPTを遵守するよう求め、すべての加盟国に対し、全面的で完全な軍縮の目標及び中東非大量破壊兵器地帯設置に貢献する適切な手段を検討するよう奨励するもの。

## 3. 決議（2012年）の採択

本件決議案はエジプトによって提出され、無投票（コンセンサス）にて採択された。

### 【参考3 1995年NPT運用検討・延長会議「中東に関する決議」】

#### 1. 経緯

NPTの無期限延長を決定した1995年NPT運用検討・延長会議では、「中東に関する決議」も同時に採択された。これは、イスラエルの核兵器保有の可能性に懸念を抱くアラブ諸国の要求に基づき、NPT無期限延長のためのパッケージの一つとして、米国、英国、ロシアにより提案されたものである。2000年NPT運用検討会議では、中東に関する決議がNPT無期限延長の基礎であることが確認された。

#### 2. 決議の概要

本件決議は、NPT遵守の普遍化の早期実現の重要性を再確認し、中東地域のNPT未締約国に対し、NPTに加入し、その原子力施設をIAEAのフルスコープ保障措置（包括的保障措置）下に置くよう要請し、中東地域のすべての国に対し、効果的に検証可能な中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けた前進を目的とする適当なフォーラムにおいて、実際的な措置を取るよう要請し、また、すべてのNPT締約国、特に核兵器国に対し、中東非大量破壊兵器地帯の早期設置のために協力と最大限の努力を求めるもの。

#### 3. 決議の採択後の動き

2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画では、中東に関する決議を実施するための実際の措置として、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が合意された。なお、同会議開催に向けて調整役（ファシ

リテーター）（フィンランド）を中心に調整が進められてきたが、「アラブの春」等の影響により中東情勢が不安定化し、すべての中東諸国が参加する会議の開催が困難になったとの判断から、2012年11月、国連事務総長、米国、ロシア、英国、フィンランドより開催延期が発表された。

### 【参考4 IAEA総会「イスラエルの核能力」に関する決議案】

#### 1. 経緯

IAEA総会では、一部期間を除いて1986年以降、イスラエルを含む中東のすべての域内国にNPT加入等を求める「中東におけるIAEA保障措置の適用」決議がある一方で、アラブ諸国からの要請に基づき、イスラエルを対象としてNPTに加入し同国が有する全ての原子力施設をIAEA包括的保障措置の下に置くよう呼びかける内容の「イスラエルの核能力」決議案が提出されている。

#### 2. 決議案の概要

本件決議案は、イスラエルの核能力について懸念を表明し、イスラエルに対しNPTに加入すること及びそのすべての核施設をIAEA包括的保障措置下に置くことを要請し、その目標の達成に向けて関係国と協働することを事務局長に要請し、本件に引き続き関与していくことを決定し、事務局長に対し、この決議の実施について理事会及び次回総会に「イスラエルの核能力」の議題の下で報告することを要請するもの。直近では、2010年にアラブ諸国より本決議案が提出され否決されている。

## シリア

報道によれば、2007年9月6日、イスラエル空軍機がシリア東部砂漠地域にある施設を空爆した。2008年4月、米国は、2007年9月6日までシリアが自国の東部砂漠地域にプルトニウムを生産可能な秘密の原子炉を建設していたこと、北朝鮮が秘密裡の核活動を支援したこと、建設されていた原子炉が平和的目的を意図したものではなかったと信じる相当の理由を米国が有していること、シリアが国際的義務を無視してIAEAに対して原子炉建設を報告しなかったことなどを発表した。これを受け、エルバラダイIAEA事務局長は、2007年9月にイスラエルに

よって破壊されたシリアの施設は原子炉であったとの情報が米国より提供され、その信憑性について調査を行う旨発表した。

その後、2008年6月22日から24日までの日程でIAEAの査察官がシリアを訪問し、破壊された施設でのサンプル採取を行った。採取したサンプルの分析の結果、化学処理の結果として加工された相当数の天然ウラン粒子が発見された。

シリアは、破壊された施設は何ら核活動に関係していなかったと主張しているものの、当該施設に関する未解決の問題について2008年6月からIAEAに協力しておらず、IAEAは、これら問題の解決に向けた進展を得られていない状況が続いた。

2011年5月24日、シリアの保障措置適用問題に関するIAEA事務局長報告が発出され、同報告においてIAEAは、2007年に破壊された施設は建設中の原

子炉であった可能性が非常に高いと評価した。これを受け、6月9日、IAEA理事会は、シリアの保障措置協定違反を認定し、IAEA全加盟国、国連安保理及び国連総会にシリアの保障措置協定違反を報告することを決定する旨の決議を採択した。しかしながら、これ以降もシリアは、2007年に破壊された施設を含む未解決の問題についてIAEAに対して十分な協力を行っていない。

日本は、2007年に破壊された施設は原子炉であった可能性が高いとIAEAが結論付けたことを引き続き懸念しており、北朝鮮との核関連協力に係る疑念を含め国際社会の懸念を払拭するためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力すると共に、追加議定書を締結し、これを実施することが極めて重要であると考えている。また、日本は、問題解決のために、機会をとらえシリアに対し直接働きかけを行っている。

### 第3節 南西アジア

#### 1. インド、パキスタンの核実験（1998年）

インドは、従来、NPTは不平等な内容の条約であって受け入れられないとの立場にあり、国際社会からの呼びかけにもかかわらず、NPT加入を拒んできている。また、パキスタンも、インドがNPTに加入しない限り、自国の安全保障上の観点からNPTに加入しないとの立場をとってきている。このような中、1998年5月、インド及びパキスタン両国は相次いで核実験を実施した。

日本は直ちに強く抗議するとともに、両国に対し、新規の円借款の停止等を内容とする経済措置を実施した。その後、G8等の様々な機会を捉えNPT加入、CTBT署名・批准を中心とする核軍縮・不拡散上の具体的な進展を粘り強く働きかけてきた。

このような日本をはじめとする国際社会からの働きかけを受け、インド及びパキスタンは1998年6月以降核実験を実施せず、核実験モラトリアム（一時停止）を継続する旨表明するとともに、核不拡散上の輸出管理の厳格化を表明した。このように、日本の措置が相応の成果をあげたと考えられたこと、また、テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力が極めて重要であること、南西アジア地域の安定化のために大きな役割を果たし得るインドに対し、積

極的な関与を深めていく必要性等の要素を総合的に考慮し、2001年10月、官房長官談話を発出し、日本は両国に対する経済措置を停止した。同時に、日本は、今後とも両国に対しNPT加入、CTBT署名・批准を含む核軍縮・不拡散上の具体的な進展を引き続き粘り強く求めていくとともに、核不拡散分野において両国の状況が悪化するような場合には、経済措置の復活を含めて然るべき対応を検討することを同談話において明確にした。

#### 2. 日本の取組

今やNPT未締約国は、国連加盟国の中でインド、イスラエル、パキスタン、及び南スーダンの4か国のみとなっている。日本を始めとするNPT締約国は、NPT普遍化の観点から、NPT未締約国に対し、非核兵器国としてNPTに加入するよう繰り返し呼びかけている。

また、インド及びパキスタンはCTBTに署名していないことから、日本はこれら両国に対し、CTBT早期署名・批准を求めるとともに、CTBT批准までの間は、核実験モラトリアムを継続するよう求めている。

パキスタンについては、2004年に同国のカーン博



士が核関連技術を流出させたことが明らかになったが、これは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものである。流出先の一つは北朝鮮とされており、このことは日本の安全保障にとっても重大な懸念である。日本政府はパキスタン政府に対し、遺憾の意を伝えるとともに、本件に関するすべての情報を日本に提供し、再発防止策等を講ずるよう強く求めてきた。このような働きかけもあり、2004年、パキスタンにおいて、核関連資機材・技術等に関する輸出管理法が発効した。2005年には、同法を効果的に運用するため、日本とパキスタンの輸出管理専門家が意見交換を行うとともに、日本側から、日本の輸出管理制度につき技術的ブリーフィングを行った。また、2004年以降毎年東京において開催しているアジア輸出管理セミナーにパキスタンの輸出管理専門家を継続的に招待するなど、同国の核不拡散のための体制強化に協力している。なお、インドについても2006年からアジア輸出管理セミナーに招待している。

また、日本は、インド及びパキスタンの核兵器等の開発計画に資する物資や関連技術の輸出を防止するよう奨励する安保理決議等にかんがみ、両国の原子力関係の技術者に対する査証発給の可否の厳格な審査、両国に対する核関連資機材・技術の輸出管理を通じ、日本の原子力関連資機材や技術が両国の核兵器開発に転用されないよう防止する措置をとっている。

さらに、日本は、インド・パキスタン間の対話を通じた信頼醸成の進展を評価しつつも、両国がミサイル実験を繰り返していることについては懸念を表明するとともに、両国に対し、ミサイルの開発・実験・配備を最大限自制するよう求めている。

このほか、日本は、インド、パキスタン両国に対し、様々な機会をとらえて軍縮・不拡散上の働きかけを行ってきている。2009年12月及び2010年10月の首脳会談後に発出した共同声明においては、核廃絶に向けた両国のコミットメントを確認するとともに、インドは核実験モラトリアムの継続を約束した。2011年12月にインドを訪問した野田佳彦総理大臣とシン首相との間で発出した共同声明においては、更に二国間の軍縮・不拡散協議並びに軍縮会議を含む対話を通じた核軍縮・不拡散における協力の強化が

決定され、2012年5月には、第4回日印軍縮・不拡散協議が実施された。パキスタンとの間では、2011年1月に二国間軍縮・不拡散協議を実施し、特に同国による核軍縮の取組を一層進めるよう強く働きかけたほか、同年2月にザルダリ大統領が日本を訪問した際に発出した両首脳間の共同声明において、軍縮・不拡散のグローバルな目標を共有する旨表明し、緊密な協議を通じて協力を深化させていくことで一致した。日本は、このように、両国に対し、軍縮・不拡散上の具体的な進展を強く求めてきており、こうした働きかけに対する両国の対応を引き続き注視していく。

### 3. インドに対する民生用原子力協力

2005年7月、米国・インド両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置をとる代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006年3月、両国首脳は、インドが2006年から2014年までの間に14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く等の措置を取る一方、米国はインドへの完全な民生用の原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び原子力供給国グループ(NSG)ガイドラインの調整を追求していくとする合意に達した(いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」)。

NSGガイドライン上、IAEAとの間で包括的保障措置協定を締結していない国に対する原子力関連品目の移転は禁止されているが、上記米印合意を受け、2008年9月のNSG臨時総会において、インドについてはこれを例外化する決定がなされ、インドに対する民生用原子力協力に関する声明が採択された。これは国際不拡散体制の外側にいるインドに更なる不拡散への取組を促す契機となるものと考えられ、日本も、この例外化決定は、最大の民主主義国家であり新興市場経済国でもあるインドの戦略的重要性、同国の原子力の平和的利用が、地球温暖化対策に貢献するという意義、インドによる核実験モラトリアムの継続を始めとするインドの核不拡散の一連の「約束と行動」が前提となっていること等を踏まえ、大局的観点からコンセンサスに参加した。その際、日本は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置

を失効ないし停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであること、さらにインドに対し、非核兵器国としてのNPTへの早期加入、CTBTの早期署名・批准等を求めるとの日本の立場に変わりはないことを表明した。

NSGによるインド例外化決定以降、米国のほかフランス、ロシア、カナダ、韓国等の原子力先進国がインドとの間で原子力協定を締結、又は交渉を開始し、インドとの協力を積極的に進めている。日本は、インドが今後も「約束と行動」を着実に実施していくことを前提に、日本がインドとの原子力の平和的利用分野での協力を行うことは、気候変動・地球温暖化対策、戦略的重要性を増してきているインドとの二国間関係の強化、及び原子力の平和的利用分野での日本の貢献といった観点から有意義と考え、以上の諸点を総合的に勘案した結果、2010年6月に日・インド原子力協定交渉を開始することを決定した。日本は、協定交渉を進めるに際しては、原子力安全や核軍縮・不拡散に十分配慮していく。

**【参考 2008年9月のNSGによるインドに対する民生用原子力協力に関する声明の概要】**

(1) 2008年9月6日、NSG臨時総会において、NSG参加各国政府は以下を決定した。

- グローバルな不拡散体制、NPTの規定及び目的の広範な履行に貢献することを希求する。
- 核兵器の更なる拡散を防止することを追求する。
- 不拡散に肯定的な影響を与えるためのメカニズムを追求する。
- 原子力に関する保障措置及び輸出管理の原則を促進することを追求する。
- インドのエネルギー需要に留意する。

(2) NSG参加各国政府は、インドが自発的にとってきた以下の約束及び行動に係る措置に留意した。

- 軍民分離計画に従い民生用原子力施設を段階的に分離し、民生用原子力施設をIAEAに申告する。
- 民生用原子力施設に関するインド・IAEA保障措置協定の締結。
- 民生用原子力施設に関するインド・IAEA追加議定書の署名・遵守。
- 濃縮・再処理技術の拡散防止及び国際的努力への支持。
- 効果的な国内の輸出管理制度の制定。
- インド国内法のNSGガイドライン及び規制リストへの調和化及びNSGガイドラインの遵守。
- 核実験の一時的なモラトリアムの継続及びFMCTの締結に向け他国と協働する用意。

(3) 上記の約束及び行動に基づき、NSG参加各国政府は、インドに対する民生用原子力協力に関し、以下の方針を採択及び実施する。

- NSG参加各国政府は、平和的目的及びIAEAの保障措置が適用される民生用原子力施設における使用のために、インドに対しNSGガイドライン・パート1及びパート2において規制されている品目及び関連技術を移転することができる。
- NSG参加各国政府は、インドへの規制品目の移転につき相互に通報する。また、インド政府との二国間合意を含め、情報交換を行う。
- インドとの対話及び協力を強化するため、NSG議長とインドとの間の協議を行い、その結果をNSG総会に常時通知する。
- 本声明のすべての側面の実施に関係する事項について検討することを目的として、NSG参加国政府は協議し、NSGガイドラインの規定に従って会合及び行動する。

## 第7章

## 国際原子力機関（IAEA）保障措置

## 第1節 概要

保障措置（safeguards）とは、原子力の利用にあたりウランやプルトニウムのような核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置をいう。国際原子力機関（IAEA）憲章第3条 A5には、このような保障措置の実施がIAEAの任務である旨明記されており、IAEAは、これに基づいて各国との間で保障措置協定を締結し、当該国の原子力活動を検認する役割を担う。IAEA保障措置は、核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする核不拡散体制の実効性を検証するために不可欠の制度である。

IAEAは、当初、二国間の原子力協定等に基づいて核物質等を受領する国との間で保障措置協定を締結し、当該二国間で移転される核物質及び原子力資機材のみを対象に保障措置を実施してきた。その後、1970年に発効したNPT第3条1が、同条約の締約国である非核兵器国に対して、国内のすべての核物質を対象とするIAEA保障措置を受諾することを義務付けた。このため、IAEAはNPT締約国が締結すべき保障措置協定（包括的保障措置協定）のモデルを作成し、以後このモデルに従って各国と保障措

置協定を締結し、当該国内における保障措置を実施してきた。

しかし、1990年代初頭、包括的保障措置協定を結んでいるにもかかわらずイラクや北朝鮮が秘密裏に核開発を行っていたことで、従来の保障措置の限界が認識され、保障措置の強化が急務となった。1997年、IAEA理事会は従来の保障措置協定に追加して各国が締結すべき追加議定書のモデルを作成し、以後、同議定書の締結国に対してはより厳格な保障措置を実施してきている（第3節1. 参照）。また、保障措置の強化とともに、限られた保障措置資源を効率的に利用すべきとの観点から、2002年以降、従来の保障措置協定及び追加議定書の実施によって原子力活動の透明性が確認された国については、合理化された保障措置（統合保障措置）が適用されている（第3節2. 参照）。

日本は、国際的な核不拡散体制の強化のため、追加議定書の普遍化等に向けた外交努力を行うとともに、世界有数の原子力大国として、自らの原子力活動の透明性を維持するべく、IAEA保障措置の実施に最大限の協力を行ってきている。

## 第2節 保障措置協定の内容

## 1. 包括的保障措置協定

NPT第3条1は、締約国である非核兵器国に対し、「原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止する」ため、「国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾すること」を義務

付けている。さらに、保障措置は、「当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用される」と定めている。

NPTに加入する多くの非核兵器国がIAEAと締結しているのは、上記に基づく「包括的保障措置協

定 (Comprehensive Safeguards Agreement) (IAEAの文書番号から「153型保障措置協定」又は「フルスコープ保障措置協定」と呼ばれる) であり、日本については、1977年12月2日に発効している。

包括的保障措置協定における保障措置の目的は、「有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知すること及び早期探知の危惧を与えることによりこのような転用を防止すること」にある。「有意量 (significant quantity)」は、IAEA 保障措置用語集 (IAEA Safeguards Glossary 2001 Edition) によれば、1個の核爆発装置が製造される可能性が排除し得ない核物質のおおよその量であり、例えばプルトニウムやウラン233では8kg、ウラン235 (濃縮度20%超) では25kgに相当するとされている。

この保障措置の実施は、包括的保障措置協定の各締約国に対して同協定の対象となるすべての核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量の管理 (計量管理) のための制度の維持や計量管理記録を含む当該核物質及びその関連施設のIAEAへの申告等を義務付け、IAEAはこれらが申告どおりか否かについて、現地における査察を通じて検認することが基本となる。査察においては、IAEAは、施設の観察、核物

質に関する独自の測定や試料の採取のほか、「封じ込め」と「監視」を行うことができる。「封じ込め」とは、核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられた場合にはIAEAがその行為を把握することができるようにする手法を、また「監視」とは、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いて監視する手法をいう。

## 2. その他の保障措置協定

NPTに基づく包括的保障措置協定が実施される以前に制定されたIAEA文書に基づく保障措置協定は、「66型保障措置協定」又は「個別の保障措置協定」と呼ばれ、協定に基づき取り決められた範囲の核物質や原子力資機材等のみを保障措置の対象としている。このような協定は現在、NPT未加入のインド、パキスタン及びイスラエルに適用されている。また、NPT上の5核兵器国 (米国、英国、フランス、中国及びロシア) はIAEA保障措置を受け入れる義務はないが、核不拡散の重要性等を考慮し、軍事的目的以外の核物質に対する保障措置を自発的に受け入れている。これら核兵器国とIAEAが締結している保障措置協定は、「自発的 (ボランティア・オファー) 保障措置協定」と呼ばれる。

## 第3節 保障措置の強化・効率化

### 1. 保障措置の強化と追加議定書

1990年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑に関し、従来の包括的保障措置ではIAEAが未申告の原子力活動を検知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止することができないという問題が顕在化した。包括的保障措置協定は、締結国が国内のすべての核物質を申告することを前提とした保障措置であるため、秘密裏に行われている活動を探知することは極めて困難であった。そのため、IAEAは、未申告の核物質・原子力活動の探知能力を向上させることを目的とする保障措置の強化策を検討することになった。

1993年、IAEAは保障措置の強化・効率化の方策を検討する「93+2計画」を開始し、その結果、包括的保障措置協定の枠組みの中で実施可能な措置、

及び新たな枠組みを設けて講じるべき措置に関する提言がなされた。前者については順次実施に移され、また、後者については、1997年5月、IAEA理事会において、包括的保障措置協定に追加するモデル議定書が採択された。既存の包括的保障措置協定に追加される議定書としての位置付けから、「追加議定書 (Additional Protocol)」と呼ばれている。

追加議定書は、IAEAに提供される情報及び検認対象並びにIAEA査察官によるアクセス可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定の下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限をIAEAに与えるものである。具体的には、IAEAに提供される情報について、核物質の使用を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報、

濃縮・再処理等特定の原子力関連資機材の製造・組立情報、特定の設備・資材の輸出入情報等が新たに申告対象となり、さらに、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するために、これら申告対象等に対する短時間の通告（2時間又は24時間前）での立入り（補完的アクセス）やその際の環境サンプリング（試料の採取）も可能となった。

近年の核不拡散体制に対する挑戦にかんがみ、核不拡散体制の維持に不可欠な IAEA 保障措置の重要性が広く認識されるようになってきた。より多くの国が包括的保障措置協定や追加議定書を締結することは、核不拡散体制の強化、ひいては世界の平和と安全の維持のために重要な意義を有する。包括的保障措置協定の締結国は、NPT 上その締結が義務付けられている 190 か国の中 171 か国（2012 年 12 月末時点）、また、追加議定書の締結国は 118 か国（署名国は 139 か国）（2012 年 12 月末時点）という状況にある。包括的保障措置協定に加えて追加議定書を普遍的なものとするための更なる努力が求められている（第 4 節 1. 参照）。

### 2. 保障措置の効率化

一方、保障措置の強化に伴い、保障措置業務の増大やそのための財源確保の課題も認識されるようになった。そのため、保障措置の合理化・効率化を目的とする統合保障措置（integrate. safeguards）の在り方について活発な議論が行われ、その結果、2002 年 3 月、IAEA 理事会において統合保障措置の

適用方法に関する基本概念が採択された。

統合保障措置とは、従来型の保障措置と追加議定書に基づく保障措置との有機的な結合を図る概念であり、IAEA が包括的保障措置協定及び追加議定書の実施によって「未申告の原子力活動及び核物質の不在」の結論を導いた国を対象として、包括的保障措置に基づく通常査察を合理化するものである。統合保障措置の適用は、適用国における保障措置の実施に伴う IAEA 及び受入国双方の事務負担や経費の軽減に資するものとして重要である。統合保障措置の適用を受けるためには、IAEA が、当該国について保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候も、未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの「拡大結論」を導出する必要がある。（日本については 2004 年度より適用が開始されている（後述）。2011 年を通じて日本を含む 49 か国に適用。）統合保障措置の適用に関し、日本については、2004 年 6 月の IAEA 理事会において必要な結論が出され、2004 年 9 月 15 日より統合保障措置の適用が始まった。大規模な原子力活動を行う国で統合保障措置が適用されたのは日本が初めてであり、これにより日本の原子力活動の透明性の高さが証明されると同時に、保障措置受入にかかる負担が軽減することが期待されている。

以上に加え、IAEA は保障措置の効果を損なうことなくその効率化を図るための技術（遠隔操作等）の開発や将来の制度設計の在り方について検討を行っている。

## 第4節 日本の取組

2009 年 12 月に就任した天野之弥 IAEA 事務局長は、国際的な核不拡散体制の強化のための要となる保障措置制度の強化・効率化に重点的に取り組んでいる。

日本は、IAEA の指定理事国（注）として、また、事務局長の出身国として以下のような取組を通じ、IAEA の活動に対して適切なサポートを行っている。

（注）毎年 6 月の IAEA 理事会で指定される 13 か国で、日本を始めとする G8 等の原子力先進国を指す。

### 1. 追加議定書の普遍化に向けた取組

日本は、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく IAEA 保障措置を受け入れ、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性の確保に努めている。特に、日本は、世界有数の原子力産業国であり、保障措置を受け入れている国としても大きな知見を有している。このことから、日本は、IAEA におけるモデル追加議定書の策定過程で積極的な役割を果たすとともに、1999 年 12 月に原子力発電を行っている国として初めて追加議定書を締結し、翌 2000 年から追加議定書に基づく補完的アクセスを数多く受け入れ

てきている。また、日本は、国際的な核不拡散体制を強化するために、出来る限り多くの国が追加議定書を締結することが最も現実的かつ効果的な方途であるとの認識の下、追加議定書の普遍化を積極的に推進している。その取組の一環として、日本は、2010年5月のNPT運用検討会議において、「IAEA保障措置の強化」に関する作業文書を提出し、追加議定書の普遍化の重要性を訴え、多くの諸国から支持を得た。また、2012年9月のIAEA総会では、可及的速やかな追加議定書の締結が奨励されるとともに、日本の提案に基づき、IAEAが要請に応じてその締結を一層支援する勧告が総会決議（GC（56）/RES/13）に盛り込まれた。日本はこれまでIAEAと協力し、追加議定書の締結に向けた各国の実施体制等を支援するため、アジア・太平洋地域など特定地域の関係国を対象としたIAEA主催地域セミナー（2006年7月シドニー、2007年8月ベトナム、2009年3月シンガポール）への人的・財政的支援を実施すると共に、自国の経験や知見を活用してIAEA等と連携しつつ保障措置関連の研修、ワークショップ等を実施してきている。日本は、さらに、二国間協議やアジア不拡散協議（ASTOP）等の多国間協議の機会を捉えて、追加議定書の未締結国に対して締結を促すと共に、G8としての共同の働きかけにも率先して参画してきている。

## 2. IAEAの保障措置関連分析能力の強化への貢献

IAEAが各国の保障措置に関する的確な結論を導出できることが保障措置強化に不可欠であることから、日本は、各国における査察を通じて得た核物質等の分析能力の向上を支援するため、諸外国とも連携しつつ、ウィーン郊外にある保障措置分析所の近代化（例えば、分析関連機器の導入）のための貢献を行っている。

## 3. 保障措置の効率化のための協力

IAEAは、通常予算の約4割を占める保障措置予算を中心として、実質ゼロ成長の中で拡大する業務を効果的に遂行することに困難が生じてきている。保障措置予算を中心とするIAEAの通常予算は年々増加してきている中で、天野IAEA事務局長は、2012年9月の総会において、今後のIAEA通常予算が賢明かつ効果的に配分されるよう取り組むとの方針を打ち出している。このような状況の中で、日本は限られたIAEAの資源を有効活用する重要性にかんがみ、IAEA事務局に対して、保障措置活動の一層の効率化と経費削減を求めてきているほか、IAEAは効率的な保障措置の手法（統合保障措置）の活用や技術（遠隔操作等）の開発に協力を行っている。

## 第8章

# 核燃料供給保証

### 第1節 概要

原子力発電には、核燃料（低濃縮ウラン、使用済燃料の再処理で得られるプルトニウム等）の安定的な供給が不可欠である。発電用核燃料を入手するために必要なウラン濃縮・再処理に関する技術、施設等を自前で獲得するという選択肢は、核兵器不拡散条約（NPT）に基づく「奪い得ない権利」として締約国に開かれている一方、現実には、技術、コスト等の面から濃縮や再処理を自前で行う国は限られている（濃縮施設及び再処理施設の双方を持つ国は非核兵器国では日本のみ）。

IAEAにおいて現在進められている議論の中心となっている核燃料供給保証とは、このような状況下

において、平和的目的の発電用原子炉に核燃料供給を必要とする国が、供給の途絶えた場合のバックアップとして低濃縮ウランの備蓄を利用できるよう、多国間の仕組みを作っておこうという考え方である。その利用を通じ、原子力の平和的利用の促進と共に、新たに濃縮・再処理に関する技術、施設等を獲得するインセンティブを低下させることで核不拡散の促進を図ることもこの考え方の背景にあるが、最近では、途上国等の意見も踏まえ、2010年に開催されたNPT運用検討会議における位置付けが示すように、IAEAでは、原子力の平和的利用促進に比重を置いた議論がなされている。

### 第2節 背景と最近の動き

#### 1. 「エルバラダイ構想」以前

IAEA憲章は、IAEAの任務の一つとして、「いずれかの加盟国の要請による他の加盟国のための役務の実施又は物質、設備及び施設の供給を確保するため仲介者（intermediary）として行動」することを定めており（第3条A1）、IAEAは本来、核燃料供給保証に関してかかる「仲介者」としての役割を担うことが想定されている。

1957年のIAEA発足後、ウラン供給は憲章が想定したような限られたものではなく、国際市場の形成が進んだことから、「仲介者」としてのIAEAの役割が特段具体化されることはなかった。

その後1974年にインドが平和的利用の施設から回収したプルトニウムを用いて核実験を実施したことを受けて、1977年に米国（カーター政権）が、濃縮・再処理施設及びその入手可能性を含め各国の核燃料

サイクルを評価し直すことをIAEAに提案し、また1980～87年には、米国・EU主導でIAEA理事会の下に供給保証委員会を設置し、核拡散防止の観点から核燃料の長期安定供給のためのメカニズムを協議するなどの動きが見られたが、多国間の具体的な取組に結実することはなかった。

#### 2. 「エルバラダイ構想」とブッシュ提案

エルバラダイ IAEA事務局長は、2003年10月に、「エコノミスト」誌に発表した「より安全な世界に向けて」と題する論文の中で、現行の不拡散体制の下では、非核兵器国が、濃縮又は再処理技術を保有し、兵器級の核物質を所持することは違法ではなく、完全に開発された核燃料サイクル能力を持った国家が、不拡散のコミットメントから離脱することを決定すれば、数か月以内に核兵器を生産することがで

きるため、新たなアプローチが必要である旨述べ(いわゆる「エルバラダイ構想」)、これを受けて2005年2月、同事務局長に指名された国際専門家グループが報告書(「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ」)を取りまとめた。

その一方で、ブッシュ米国大統領は、2004年2月、米国国防大学での演説において、顕在化したばかりのパキスタンのAQカーン博士の核拡散に関する地下ネットワークに言及しつつ、核不拡散体制の強化のため、「原子力供給国グループ(NSG)の40か国(当時。2010年10月末現在は46か国)は、既に機能しているフルスケールの濃縮及び再処理施設を有していないいかなる国に対しても、濃縮及び再処理の機材及び技術の売却を拒否すべきである」旨の提案を行った。

これらを契機として、核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した様々な提案がなされ、国際的取組に関する検討がIAEAを中心に活発化した。

### 3. IAEAにおける最近の動き

(1) IAEAの場で行われてきた様々な諸提案のうち最も検討の進んだロシア提案に係る決議案が2009年11月のIAEA理事会で承認され、実施のためのロシアとIAEAの間の協定が2010年3月に署名された。

ロシア提案の基本的な仕組みは、発電炉のための

低濃縮ウランの供給途絶に直面している国であって所定の要件(非核兵器国であること、国内のすべての平和的原子力活動がIAEA保障措置下に置かれていること等)を満たすとIAEAが認めるものに対し、核燃料供給の途絶の事態に直面した国からのIAEAに対する要請に基づいて、ロシア国内の施設に備蓄する低濃縮ウランをIAEA経由で当該国に供給するという仕組みである。

(2) さらに、2010年12月理事会においては、米国提案の「IAEA低濃縮ウラン・バンク」の設置が承認された。上記のロシア提案と同様に所定の要件(注:包括的保障措置協定の締結国に限られるなどの相違はある。)を満たす要請国に対して核燃料を供給するものであるが、ロシア提案とは異なり、IAEAが、核燃料の所有者となり、また、IAEAと取決めを行う国に置かれる貯蔵施設の管理・運営主体となることが予定されている。

これに加え、2011年3月理事会では、英国提案に基づき、発電用の低濃縮ウランの輸出入国政府間でその供給を保証するためのモデル協定が承認された。以上のIAEAにおける核燃料供給保証の仕組み作りにおいては、自ら濃縮・再処理を行う「奪い得ない権利」に不当な制限を課すものであるとする途上国との間で意見の隔たりも見られたが、原子力発電に必要な核燃料へのアクセスを不安定化させないための取組としてその意義が認められたものである。

## 第3節 日本の取組

日本は、「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ」(MNA)に係る提案については、「それが国際的な核不拡散体制の強化と原子力の平和利用の推進に如何に資するかを見極めつつ、その議論に積極的に参画していく」(原子力政策大綱(2005年10月14日閣議決定))こととしている。2006年のIAEA総会では、核燃料供給保証に関する国際的な枠組み作りの議論の活性化に貢献すべく、関係国がその核燃料供給能力をIAEAに登録することにより、供給面での不安の解消と市場の混乱の予防に貢献することを目指して「IAEA核燃料供給登録システム」を提案した。この提案は、一定の条件の下、

ウラン濃縮に限らず、ウラン原料、転換、燃料加工、ウラン在庫、備蓄等の核燃料供給全般について各国がそれぞれの実態に応じて、その供給能力をIAEAに登録し、供給面での不安の解消と市場の攪乱の予防に努める制度をIAEAにおいて創設するというものである。

日本は、核燃料供給保証の多国間の枠組みが機能することによって発電のための核燃料供給が不測の事態においても継続され得ること、そのためにIAEA加盟国間の核燃料供給保証に関する意見の隔たりを乗り越え、実質的議論を進めることのできる環境が醸成されることを重視している。



## コラム：天野之弥 IAEA 事務局長の活動

### 1. 選出

2009年7月2日～3日にウィーンで開催された IAEA 特別理事会における投票の結果、天野之弥ウィーン日本政府代表部大使が、次期事務局長に任命され、その任命が9月14日に開催された第53回 IAEA 総会において正式に承認されました。



### 2. 就任

#### (1) 日本人・アジア初の IAEA 事務局長の誕生

2009年12月1日、天野大使は、日本人として、またアジアから初めて、第5代 IAEA 事務局長に就任しました。IAEA は核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指す国際機関であり、特に「核兵器のない世界」の実現に向けて一層その役割の重要性を増している IAEA の事務局長を日本から出したことの意義は、日本の軍縮不拡散外交の推進にとり極めて大きいものと思われます。

#### (2) 就任後の取組

天野事務局長は、就任直後より途上国におけるガン治療プログラムの普及に力を入れるなど、医療、環境、食糧、水、電力へのアクセスなどの地球規模の様々な課題への対処のための原子力技術協力の強化を打ち出し、原子力の平和的利用の促進のため先頭に立って取り組んでいます。2011年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の後には、事故の教訓等を踏まえた世界の原子力安全の向上に向けた国際的取組をリードしてきました。さらに、2012年12月に日本政府と IAEA の共催の下で福島県郡山市で開催された「原子力安全に関する福島閣僚会議」において、①これまで開催されてきた東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する国際専門家会合の結論を概観する報告書を提示すること、及び、②同事故に関する包括的な報告書を2014年に最終的にとりまとめるよう準備することについて、2012年9月に開催された第56回 IAEA 総会において表明しました。同時に、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けた IAEA の取組、追加議定書の普遍化を含む保障措置の強化とその効率化などを通じて核不拡散体制の一層の強化に取り組んでおり、更に2010年8月に広島及び長崎の各平和祈念式典に IAEA 事務局長として初めて参加し、核軍縮の実施面でも IAEA が貢献できることを強調しています。その傍ら、同事務局長は IAEA の活動の効果・効率を一層高めるためのマネジメント改革にも積極的に取り組むとしています。

#### (3) 日本のサポート

日本としては、天野事務局長がその責務を十分に果たせるよう、以上に述べた IAEA の重点的な取組を適切にサポートし、協力を強化していく考えです（第2部第7章参照）。

## 第9章

## 原子力の平和的利用

## 第1節 原子力の平和的利用

近年、国際的なエネルギー需要の増大や地球温暖化問題への対処の必要性等から、原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加しており、2011年3月11日に起こった東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方、原子力発電に利用される技術や機材、核物質は、軍事転用が可能であり、また、一国の原子力事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得る。このため、原子力の平和的利用においては、3S（核不拡散を担保するための代表的措置である保障措置（nonproliferation/safeguards）、原子力安全（nuclear safety）及び核セキュリティ（nuclear security）の頭文字を取ったもの。）（注）の確保が極めて重要である。

## （注）

- 保障措置：原子力の利用に当たり、核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置。IAEA 査察官による「査察」等を通じて実施される（第2部第7章参照）。  
なお、核不拡散を担保するためのその他の措置として、輸出管理（第7部第1章参照）等がある。
- 原子力安全：原子力の適正な利用、事故の防止、事故の影響緩和を達成し、これにより、放射線の危険から人や環境を防護するための措置。具体的には、原子力施設に対する安全規制、事故の際の緊急時対策の確立、安全確保を最優先とする関係者の意識向上等がある。
- 核セキュリティ：核物質その他の放射性物質を利用したテロが現実のものとならないようにするため、核物質の盗取や施設の妨害破壊等を防止し、検知し、これらに対応する措置をいう。（第2部第10章参照）。

日本は、2008年のG8北海道洞爺湖サミットの機会などを通じ、3Sの重要性を国際社会の共通認識とするための外交努力を続けてきたが、特に、2011年の原発事故以降は、事故から得られた知見と教訓を国際社会と共有し、これにより、国際的な原子力安全の強化に貢献していくことが、日本が果たすべき責務ともいうべき重要な課題となっている。

こうした観点から、日本は積極的な対外発信に取り組んだ。具体的には、ハイレベルでの説明として、菅直人総理大臣から日中韓サミット（2011年5月22日）やG8ドーヴィルサミット（同年5月26、27日）等において、また、野田佳彦総理大臣から原子力安全及び核セキュリティに関する国連ハイレベル会合（同年9月22日）等の場で、日本の状況を直接説明したほか、首脳会談や外相会談等においても説明を行った。

同年6月には、原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対し、数百ページにわたる詳細な事故報告書を提出し、広く国際社会に公表した。さらに、同年9月のIAEA総会に際し、6月に報告した教訓への取組状況や、事故に関する追加的情報及び事故収束に向けた取組の現状等を含めた追加報告書を公表した。

さらに、G8やIAEA等での議論において、日本は、国際的な原子力安全の強化に向け、IAEA安全基準の強化及び活用の促進、IAEA安全評価ミッションの拡充、原子力事故時の支援に関するIAEA登録制度（注）の拡充、原子力安全当局間の連携強化の促進、原子力安全関連条約の強化を提案した。こうした日本の提案は、同年9月22日にIAEA総会で承認された原子力安全に関するIAEA行動計画にも反映

された。

また、国際的な原子力安全の強化に貢献すべく、日本はIAEAと共催の下、2012年12月15日から17日まで福島県郡山市において、「原子力安全に関する福島閣僚会議」を開催した。(コラム参照。)

(注)

IAEAは、原子力事故又は放射線緊急事態に際しての支援における国際協力に関する登録制度として、緊急時対応援助ネットワーク(RANET: Response and Assistance Network: RANET)を設置し、加盟国の援助実施可能な能力(分野、専門性等)を登録する制度を有しており、日本はRANETにおける支援対象分野の拡大、必要な資機材リストの作成等を提案してきている。

## 第2節 日本の二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、核物質、原子炉などの主要な原子力関連資機材及び技術を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用等に関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。日本が最近締結した原子力協定には、原子力安全に関する規定も盛り込まれており、原子力協定は、原子力安全の強化等に関する協力の促進も可能とするものである。

2011年12月には、ヨルダン、ロシア、韓国及びベトナムとの原子力協定が日本の国会において承認され、翌年それぞれ発効した。2012年末までに、日本は、米国(1988年)、英国(1998年)、カナダ(1980年)、

オーストラリア(1982年)、フランス(1990年)、中国(1986年)、欧州原子力共同体(EURATOM)(2006年)、カザフスタン(2011年)、ヨルダン(2012年)、ロシア(2012年)、韓国(2012年)及びベトナム(2012年)との間で原子力協定を締結している(注)。

(注)

1. ( )内の年はいずれも現在有効な協定の発効年。カナダ及びフランスについては、改正議定書の発効年。
2. ユーラトムには全てのEU加盟国が参加しているので、ユーラトムと原子力協定が締結されていることにより、全てのEU加盟国と原子力協定を締結しているのと同様の意味を持つ。

## コラム：原子力安全に関する福島閣僚会議



2012年12月15日から17日まで、福島県郡山市「ビッグパレットふくしま」において、「原子力安全に関する福島閣僚会議」が開催された。この会議では、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見・教訓が国際社会と共有され、原子力安全の強化に関する国際社会の様々な取組の進捗状況が議論された。IAEAの共催の下、日本が主催し、117の国と13の国際機関が参加した（46の国・国際機関から、閣僚・国際機関の長を含むハイレベルが参加した。）。

この会議を福島で開催したことにより、原子力安全の強化が重要であることが再確認された。また、原子力安全に関するIAEA行動計画（第9章第1節参照）の策定から1年を経たタイミングでハイレベルでの議論が行われたことにより、国際的な原子力安全を更に強化していくことにつながると期待される。会議初日の閣僚級本会合においては、共同議長である玄葉光一郎外務大臣及びファディラ・ユソフ・マレーシア科学技術革新省副大臣から開会挨拶が行われ、さらに、玄葉外務大臣による我が国主催者演説、天野之弥 IAEA 事務局長の挨拶、潘基文国連事務総長挨拶の代読に続き、各国から演説が行われた。本会合の終了に際しては、本会合においてIAEA加盟国により示された見解の内容や趣旨を反映した「原子力安全に関する福島閣僚会議共同議長声明」が発出された。この共同議長声明においては、東日本大震災の被害を受けた日本国・日本国民に対する国際的な連帯が改めて表明され、また、会議参加者から、福島県を訪問し、福島の実状を知る機会を得たことへの謝意が表明された。次に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた福島県民・福島県の多大な努力が賞賛されるとともに、原発の安定化、放射線量の大幅な低減など、東京電力福島第一原子力事故の対応に関して日本が報告した進捗が歓迎され、また、除染の進捗が認識された。さらに、原子力安全の国際的な強化に関連し、IAEAの緊急時対応援助ネットワーク（第9章第1節注参照）の強化に向けた努力等、緊急事態に係る準備及び対応の強化と協力の重要性が強調された。また、科学的・客観的な情報に基づく対応のためのコミュニケーション強化の重要性が強調されるなど、原子力安全に関するIAEA行動計画に盛り込まれた主要な項目の進捗が言及された。

会議の2日目及び最終日には、①「東京電力福島原発事故からの教訓」、②「東京電力福島原発事故を踏まえた原子力安全の強化（緊急事態に係る準備及び対応を含む。）」、③「放射線からの人及び環境の防護」をそれぞれのテーマとする3つの専門家会合が開かれた。内外の専門家による基調講演、パネル・ディスカッションが行われるとともに、各専門家会合において表明された考えや立場を踏まえた議長による概要が発出された。

また、この会議の際に、佐藤雄平福島県知事と天野 IAEA 事務局長との間で、「東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた福島県とIAEAとの間の協力に関する覚書」への署名が行われた。これにより、今後、IAEAとの間で、①福島における放射線モニタリング及び除染、②人の健康、③緊急事態の準備・対応の各分野における協力が進むことが期待される。

## 第10章

## 核セキュリティ

## 第1節 概観

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は新たな緊急性をもってテロ対策を見直し、その取組を強化してきているが、テロ組織は、科学技術の発展と国際化された現代社会の特性を最大限利用し、テロ行為、資金・武器の調達、宣伝行為等の活動を、国境を越えて一層高度化させつつある。原子力技術は、発電、医療、農業、工業等の広範な分野で平和的に利用されているが、核物質や放射線源がテロリスト等の手に渡り悪用された場合、人の生命、身体、財産に対し甚大な損害がもたらされることが予想される。国際原子力機関（IAEA）は、テロリスト等による核物質や放射線源の悪用が想定される脅威につき、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いて製造される核爆発装置、③放射性物質の発

散装置（いわゆる「汚い爆弾」）、④原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の4つの範疇に分類している。

IAEAは、このような脅威が現実のものとなることのないようにするために講じられる様々な措置を、一般的に核セキュリティという概念として捉えており、核物質その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、不法移転その他の悪意のある行為の防止、検知及び対応策の全体を核セキュリティに貢献する措置としている。核セキュリティの国際的なレベルでの強化に向けて、IAEA、国連を中心として様々な取組が行われており、日本もこうした取組を積極的に支援している。



## 第2節 国際社会の取組

### 1. IAEAによる取組

#### (1) 核テロリズム防止対策支援のための活動計画

2001年9月11日の米国同時多発テロ直後に開催されたIAEA総会において、核物質やその他の放射性物質と結びついた形でのテロ行為の防止に向けたIAEAの活動と事業を再検討し、可及的速やかに理事会に報告するようIAEA事務局長に対し要請する内容の決議が採択された。これを受け、2002年3月のIAEA理事会において、核テロ対策を支援するためにIAEAにおいて実施すべき事業として、核物質及び原子力施設の防護等8つの活動分野（注）から構成される第1次活動計画（2002年～2005年）が承認されるとともに、この計画の実施のために核物質等テロ行為防止特別基金（Nuclear Security Fund）が設立された。2009年9月には、これまでの活動を見直した上で、ニーズ評価、情報の取りまとめ及び共有、世界的な核セキュリティの枠組みの強化への貢献、核セキュリティ・シリーズ文書の提供、脅威削減とセキュリティの改善、の4つの要素を含む第3次核セキュリティ計画（2010～2013年）が承認された。

#### （注）8つの活動分野

①核物質及び原子力施設の防護、②悪意をもった核物質の使用の探知、③核物質の計量管理制度の整備、④放射性同位元素の管理、⑤原子力施設の安全・保安の脆弱性評価、⑥不法行為が発生した際の対応、⑦関連条約・ガイドライン等の実施、⑧核セキュリティの調整及び情報交換

#### (2) 放射線源の安全と管理

「汚い爆弾」への転用の懸念が新たな課題として浮上してきた結果、核物質に比べてアクセスがより容易な放射線源の管理は、核物質防護と並ぶ喫緊の課題となったと言える。IAEAは、2000年初頭から詳細な内容を盛り込んだ「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」の策定に取り組んできたが、放射線源が「汚い爆弾」に使用され得るとの国際的な懸念が特に2001年9月の米国同時多発テロ以降高まったことを踏まえ、セキュリティ関連部分を強化した「放射線源の安全とセキュリティに関する

行動規範」の改訂が2003年9月のIAEA理事会で承認された。行動規範は、放射線源の悪意をもった使用を防止することを目的として、各国に対し、放射線源の効果的な規制を実施する法制度の整備を要請している。2004年9月のIAEA理事会では、「行動規範」の輸出入管理関連部分をより具体化し、放射線源の輸出入に際し通報と承諾の制度化を要求する「放射線源の輸出入に関するガイダンス」が承認された。また、同理事会の直後に行われたIAEA総会において、各国がこのガイダンスに従って必要な国内措置をとる旨をIAEA事務局長に対し表明するよう働きかける決議が採択された。

#### (3) 核物質防護のための国際基準

IAEAは、核物質防護のための国際基準を整備するため、1975年以来、核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225）を策定し、改訂してきており、2011年2月に第5版（Rev.5）が発行された。同文書は、2005年に採択された改正核物質防護条約と調和した内容となっており、同条約が掲げた12の基本原則（注）を踏まえて構成されている。

#### （注）12の基本原則

A：国の責任、B：国際輸送中の責任、C：立法上及び規制上の枠組み、D：所管当局、E：許可事業者の責任、F：セキュリティ文化、G：脅威、H：等級別取組、I：深層防護、J：品質保証、K：危機管理計画、L：秘密保持

同文書では、同時多発テロ発生等を受けた原子力施設等に対するテロの脅威をめぐる国際的な認識の高まりを踏まえ、妨害破壊行為を中心とする脅威を低減させるとともに、テロ発生に備えるため、①許可事業者に防護の実施に対する一義的責任があること（E：許可事業者の責任）、②物理的防護についてリスク分析の結果を踏まえて整備すること（G：脅威、H：等級別取組、I：深層防護）、③妨害破壊行為等発生後の措置を拡充すること（K：危機管理計画）、④物理的防護体制を確実に整備すること（F：セキュリティ文化、J：品質保証、L：秘密保持）が強調されている。

また、改訂第5版においては、「国による信頼性

確認方針の決定]、「立地選定及び設計段階からの核セキュリティの考慮]、「核物質の計量及び管理情報の活用]、「スタンドオフ攻撃（注：一定程度離れた距離からの原子力施設への攻撃）の設計基礎脅威としての検討]、「輸送中の核物質への妨害破壊行為に対する措置の検討」などの項目（措置）が追加されている。

### （4）核物質の防護に関する条約

「核物質の防護に関する条約」（核物質防護条約）は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを主たる目的としている。現行条約は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等、一定水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置がとられる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならない旨を規定している。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けて、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。現行条約は1987年2月に発効し、2012年10月現在、締約者は147か国及び1国際機関（欧州原子力共同体）となっている。日本は1988年10月に同条約に加入した。

核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の更なる強化を目的として、2001年以降、核物質防護条約の改正案の検討が行われた結果、2005年7月、同条約の改正がコンセンサスにより採択された。その際採択された改正により、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵及び輸送されている核物質並びに原子力施設に拡大され、また、処罰すべき犯罪も、原子力施設に対する妨害行為等にまで拡大されることとなった。なお、改正核物質防護条約の発効には、現行条約の締約国の3分の2（2012年10月現在では99か国）による締結が必要であるが、2012年12月現在、改正核物質防護条約の締約国は61か国であるため、未発効である。

## 2. 国連による取組

1996年に国連総会において「国際テロリズム廃絶

措置」決議が採択されたことを契機として、1997年2月、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」（核テロ防止条約）の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの2001年9月の米国同時多発テロの発生を受けて再開され、2005年4月の国連総会においてコンセンサスにより採択された。この条約は、2007年7月、22か国が同条約を締結することにより発効し、2012年12月現在、115か国が署名し、83か国が締結している。

この条約は、核によるテロ行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロ行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としている。具体的には、人の死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって放射性物質又は核爆発装置を所持、使用等する行為、放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を国内法上の犯罪とすることとしている。

## 3. 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ

2006年7月、先進8か国（G8）サミットの際に、米国及びロシア両大統領は、国際安全保障上の最も危険な挑戦の一つである核テロの脅威に国際的に対抗していくことを目的として、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT: Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism）」を提唱した。その後、2006年10月に開催された第1回会合には、G8、オーストラリア、中国、カザフスタン、トルコが当初参加国として参加したが、2012年12月現在では、GICNT参加国は85か国及び4機関（オブザーバー：EU、IAEA、国際刑事警察機構（INTERPOL）、国連薬物犯罪事務所（UNODC））にまで増加した。

2006年10月の第1回会合において「原則に関する声明」が採択され、その後の会合において、「原則に関する声明」に基づき、具体的な活動計画（セミナー、ワークショップ等）を参加国がそれぞれ提案し、順次実施していくこととなった。また、参加国の一層の拡大、訓練の重要性、地方自治体等を巻き込んだ各国の核テロ対策強化の必要性等について意

見交換が行われてきた。さらに、2010年6月に開催された会合において、GICNTの体制強化のための組織化について合意され、①全体会合の隔年開催及び多数決による決定の導入、②GICNT活動計画の管理や個別の活動の調整・優先順位付のための実施・評価グループの活動の活性化等が決定された。また、同会合において、核検知と核鑑識が優先分野とされ、2011年の全体会合で（テロ発生時の）対応と緩和も加えられ、現在、①核検知、②核鑑識、及び③対応と緩和の3つの作業グループの活動が行われている。

#### 4. 核セキュリティ・サミット

2009年4月、オバマ米国大統領がプラハ（チェコ）における演説において、核テロは地球規模の安全保障に対する最も緊急かつ最大の脅威であるとした上で、翌年中の核セキュリティ・サミットを主催する

ことを提唱し、2010年4月、核セキュリティをテーマとする初めての首脳会議がワシントン（米国）において開催された。同サミットには、日本を含む47か国及び3国際機関から首脳等が参加した。サミットの結果、参加国の間で「すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底する」との目標が共有されるとともに、今後取り組むべき措置を示した「コミュニケ」及びコミュニケを具体化した「作業計画」が採択された。

2012年3月には、第2回目となるサミットが、東京電力福島第一原発事故から約1年という節目のタイミングでソウルにて開催され、前回サミットで合意した作業計画の実施状況を検証し、核セキュリティ強化のための国際協力と国内措置及び核セキュリティと原子力安全の相乗効果（シナジー）について議論された。

### 第3節 日本の取組

#### (1) 国際協力

日本は、IAEAに設置された核物質等テロ行為防止特別基金に対し2012年3月までに累計で94万ドル及び120万ユーロを拠出し、IAEAを支援している。この資金の一部を活用し、IAEAは、核物質管理システム改善プロジェクトをカザフスタンのウルバ核燃料施設で行い、同核燃料施設における問題点の一つであった工程内のウラン残留量の測定精度が大幅に改善した。また、同基金への日本の拠出を利用し、特にアジアにおいて原子力発電の新規導入国が増加していることを踏まえ、2006年11月及び2011年2月、IAEAは日本との共催で、アジアにおける核セキュリティ強化のための国際会議を開催したほか、ベトナム、タイ等における核物質防護の強化や放射線検知能力向上のための事業を実施している。

さらに、日本は、核物質の適切な管理及び防護が非核化の推進の観点及び脅威拡散防止のため、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに所在する原子力研究所や科学研究所等に対し、様々な放射線測定機器、コンピューター、計量管理ソフト等を含む計量管理システム用機材を供与し、国内計量管理制度の確立支援を行うとともに、各種センサー、監視カ

メラ、監視システム等の機材供与を行うことにより、核物質防護システムを改善し、核セキュリティの向上に貢献している。また、2006年12月に調査団をカザフスタンに派遣し、同国の核セキュリティの現状について調査を行った。2007年4月、この調査の結果を踏まえ、同国のウルバ冶金工場及び原子力物理研究所に対し、総額5億円を目途とした核セキュリティ向上のための協力をを行うことを決定し、現在、日本、カザフスタン及びIAEAの間で、協力の実施に向けた調整が進められている。

「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」についても、日本はこれまでに開催されたすべての全体会合に参加し、積極的に議論に参加するとともに、日本の取組について紹介し経験を共有している。

さらに、2010年4月、鳩山由紀夫総理大臣はワシントン核セキュリティ・サミットに参加し、日本は非核兵器国の道を進むことが唯一の被爆国としての道義的責任であると考え、核廃絶の先頭に立ってきたことを述べるとともに、核テロ防止に貢献するためのイニシアティブとして、核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの設立、核物質の測定、検知



及び核鑑識に係る技術開発、IAEA 核セキュリティ事業に対する一層の財政的・人的貢献及び世界核セキュリティ協会（WINS）会合の2010年中の日本開催、の4つの国際貢献措置を発表した。また、2012年3月のソウル核セキュリティ・サミットで野田佳彦総理大臣は、具体的な国際協力として、①核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを通じた途上国への人的・物的支援の充実、②輸送分野でのセキュリティ強化、情報安全強化などで同志国との連携強化、③IAEAとの連携強化等を紹介した。

### （2）核セキュリティ強化のための国内の取組

2001年9月の米国同時多発テロ以降、核物質防護関連措置の強化の必要性が一層高まったことを受けて、原子力発電所等の原子力施設のテロ対策の一環として、政府より事業者に対し、自主的な警備強化を指示している。

また、2005年には、原子力施設における核物質防護対策を強化するため、IAEAの核物質防護に関する勧告（INFCIRC/225/Rev.4）に沿って防護措置を取るべく、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律」を改正した。この改正では、「設計基礎脅威（DBT）」の策定、核物質防護検査の実施、事業者等への秘密保持義務等を導入している。この法律に基づき、国内の核物質に対し、施設に存在する核物質の種類、量に応じて適切に核物質防護のための措置を講じてきている。さらに、日本は、「放射線源の輸出入に関するガイダンス」を、輸出貿易管理令の改正、及びこれに伴う放射性同位元素の輸出確認事務により、2006年1月から実施している。2009年10月、人の健康に重大な影響を及ぼす危険度の高い放射線源を対象に、放射線源の識別と所持の把握及び不法取引等の検知と抑止を目的とした「放射線源登録制度」を導入するために文科省令を改正し、2011年1月から放射線源登録制度が施行されることとなった。

さらに、核テロ防止条約については、日本は、2005年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉純一郎総理大臣が署名し、2007年8月、国際連合事務総長宛に受諾書を寄託し、締約国となった。2005年7月に採択された改正核物質防護条約についても、締結に向け検討を行っている。

## 第4節 2012年ソウル核セキュリティ・サミット

2012年3月26日及び27日の両日、ソウルにおいて2010年のワシントン・サミットに引き続いて2回目となる核セキュリティ・サミットが開催され、日本からは野田総理大臣が3月27日の行事（午前の全体会合及びワーキング・ランチ）に参加した。今次サミットでは、世界53か国と4国際機関等から、首脳級36名（米国、ロシア、中国、インドなど）を含む代表が参加し、核セキュリティに対する取組みに関して、各国の基本的姿勢、各国ごとの具体的取組、国際的協力の分野などにつき議論が行われた。

まず、26日に行われたワーキング・ディナーでは、各国から、東京電力福島第一原発事故への日本人の勇気ある対処に対する賞賛が述べられ、①防護強化への具体的措置の重要性、②装備や訓練の必要性、核セキュリティ強化のための研修所間の協力の重要性、③核物質だけでなく原子力技術の流出の脅威、④核セキュリティ関連の法的な枠組み（核テロ防止条約や改正核物質防護条約、国連安保理決議1540号

等）への支持が表明された。

27日の全体会合では、「核セキュリティ強化のための国際協力措置と国内措置、将来への約束」をテーマに議論が行われ、野田総理大臣からは、各国からの激励と支援を得て復興は着実に進展している旨述べた上で、福島原発事故から得た知見・教訓をテロ攻撃などへの備えにも生かす必要性を指摘した。それに引き続き、日本の核セキュリティ強化のための具体的な国内措置及び国際的な協力を紹介した。

国内での具体的措置としては、①電源装置の増強や放射線防護車、サーベイメータといった装備の充実、施設防護の二重化等を通じた原子力施設の脆弱性克服、②対応手順や訓練の徹底や共同訓練の実施等を通じた現場における異なる組織間の連携強化、③武装治安要員の増強や巡視体制の強化等の人的警備体制の強化、④原子力施設のネットワークの遮断といった情報セキュリティの強化の取組を紹介した。また、国際的な取組については、①核不拡散・

核セキュリティ総合支援センターを通じた途上国への人的・物的支援の充実、②輸送分野でのセキュリティ強化、情報安全強化等の分野における同志国との連携強化、③ IAEAとの連携強化等につき言及した。

27日のワーキング・ランチでは、「核セキュリティと原子力安全の相乗効果」をテーマに議論が行われ、野田総理大臣から、福島原発事故は自然災害に起因するものではあるものの、その経験から原子力施設に対するテロリストの攻撃など人為的な危害への対策についても共通する教訓があるとの観点から、①予想外のリスクに備えることの重要性、②自衛隊や警察の連携など、現場での対処のための実地訓練を通じ、対応策を共有しておく必要性、③最悪の事態

を常に念頭に、事態への対処を考え続け、備えることの必要性を福島原発事故から得られる核セキュリティ分野における教訓として国際社会と共有したいと発言した。

2010年のワシントン・サミットに続く今次サミットでは、前回は上回る53か国及び4国際機関から30名を越える首脳レベルが参加し、核テロの脅威は現実のものであるとの共通の認識に立って、それに備えて各国が具体的措置をとる必要性、諸国が連携して対処することの重要性などを確認しあうことが出来たことは一つの成果であった。次回核セキュリティ・サミットは、2014年にオランダにて開催される予定である。



2012年ソウル核セキュリティ・サミット全体会合 I  
(提供：内閣広報室)



2012年ソウル核セキュリティ・サミット集合写真  
(提供：内閣広報室)

## 第11章

# 旧ソ連諸国に対する非核化協力

### 第1節 概要

米ソ両国は、1991年7月に第1次戦略兵器削減条約（STARTI）に署名し、戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992年5月には、核不拡散のための措置として、ロシア以外の3か国の核兵器はロシアに移送されることが決定された。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施されるものであるが、ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかと危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

こうした状況を踏まえて、日本は、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国と共に、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力として、ソ連時代に核兵器が配備されていたロシア、ウ

クライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間で非核化協力のための協定を結び、1993年4月、総額1億ドルの協力を実施することを決定した。また、同協定に基づき1993年10月から1994年3月にかけて、日露非核化協力委員会、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会、日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会及び日・ベラルーシ核不拡散協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始した。

1999年のケルン・サミット（ドイツ）において、日本は、旧ソ連4か国へのさらなる協力促進のため、総額約2億ドル相当（一部は既に拠出済みの資金から手当。）のプロジェクトに対する協力を表明した（第3節及び第4節参照。）。

その後、2001年9月の米国における同時多発テロ事件等を受け、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手の防止が国際社会全体における一層重要な課題となった。G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組むこととし、2002年6月にカナダで開催されたカナナスキス・サミットにおいて「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意した。（第2章第2節（3）参照）

### 第2節 ロシアに対する日本の非核化協力

#### 1. 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設

1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題となった。日本はロシアに対し、海洋投棄の中止を強く求めるとともに、具体的

な防止のための措置として、日露非核化協力委員会を通じて、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設に協力することとした。

「すずらん」は、浮体構造型の洋上処理施設で、年間約7,000立方メートルの低レベル液体放射性廃

棄物を処理する能力を備え、極東に貯蔵されていた液体放射性廃棄物(約5,000立方メートル)に加えて、極東において解体される全ての原子力潜水艦から生じる液体放射性廃棄物(原潜1隻当たり約300立方メートル)を処理するために十分な能力を有している。「すずらん」は、1996年1月に建設が開始され、1998年4月に完成、施設の稼働に必要な試運転やロシア国内の調整を行い、2001年11月にロシア政府への引渡しが行われた。現在、ウラジオストク近郊ポリショイ・カーメニ市のズヴェズダ造船所内に係留されて、原潜の解体によって生じる低レベル液体放射性廃棄物の処理を行っている。ロシア側の説明によれば、「すずらん」稼働後は、原潜解体に伴う液体放射性廃棄物は全く日本海に投棄されていない。



日露非核化協力事業で建設・供与された低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」

## 2. ロシア極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」

日本に隣接するロシア極東地域には、ロシア太平洋艦隊から退役した40隻以上の原子力潜水艦が係留されていたが、その多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があるため、日本海的环境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威となっていた(実際に、同地域では1980年代に原子力潜水艦の臨界事故が発生し、周辺地域で放射能汚染が生じているが、この事故原潜も未処理のまま係留されていた)。また、艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も存在した。

これら退役原潜の迅速かつ安全な解体は、第一義的にはロシアの責任で行うべきものであり、ロシア

も自国で解体を進めていたが、核軍縮・核不拡散及び日本海的环境保護の観点から、日本を始め周辺諸国にとっても重要かつ緊急の課題となっていた。

日本は、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」(1999年5月)、「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」(2000年9月)を策定、日露非核化協力委員会を通じて、極東における退役原潜解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施し、2002年11月には新藤義孝外務大臣政務官がウラジオストクを訪問して、直接ロシア側関係者と協議を行った。

2003年1月、小泉純一郎総理大臣のロシア訪問時に日露首脳により採択された「日露行動計画」において、非核化協力プロジェクトの実現を加速するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原潜解体事業の着実な実施が明記された。この訪問の際、小泉総理大臣の演説の中で、本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」(ロシア語で「星」)にちなんで「希望の星」と命名された。

2003年2月、日露非核化協力委員会は、「希望の星」の最初の事業として、ヴィクターⅢ級退役原潜1隻の解体に協力することを決定し、同年6月、同委員会とロシア原子力省(現 国営公社「ロスアトム」)との間で同事業に関する基本文書に署名がなされた。同年12月、解体を行うための契約署名とともに、解体事業に対する協力が開始され、2004年12月、解体が完了した。



ズヴェズダ造船所において解体中のロシア退役原潜

2005年1月、日露非核化協力委員会は、新たに5

隻の退役原潜の解体に関する協力の実施を検討することを決定し、同年11月、プーチン・ロシア大統領の訪日時に、本件協力に関する実施取決めが署名された。これら5隻(ヴィクターI級1隻、ヴィクターIII級3隻及びチャーリーI級1隻)の解体作業は順調に進み、2009年12月、日本の協力による退役原潜の解体を完了した(合計6隻)。なお、2010年3月には、西村知奈美外務大臣政務官がウラジオストク等を訪問し、「希望の星」完了行事に出席した。

### 3. 原子炉区画陸上保管施設建設協力

原子炉区画陸上保管施設建設協力は、「希望の星」事業で協力してきたロシア極東における退役原潜解体事業の一環として、核兵器の廃棄に関する環境問題の観点から、ロシア極東の海上に一時保管されている解体済み原潜の原子炉区画を、より安全かつ安定的に長期保管し、極東地域における放射性廃棄物による環境汚染の低減を図ることを目的として日露非核化協力の下で実施した事業である。

冷戦終結後、ロシア極東には70隻以上の退役原潜が存在したが、1990年代以降、日本の「希望の星」事業を始めとする西側諸国の協力及びロシア自身により解体が進められ、現在ではほぼすべての退役原潜の解体が完了している。解体の際には、船体を艦首、艦尾及び原子炉区画とその両脇の区画を含めた3原子炉区画(3CRU)に分離した上で、艦首部及び艦尾部はスクラップとして処理し、3CRUは密閉処理を施した上で、ロシア沿海州地方のチャジマ湾に海上保管されていたが、2000年以降、海上保管における問題点(長期保管の困難性及び環境への影響)が認識されるようになったことから、米国・フランス等で採用されている原子炉区画の陸上保管への移行が決定され、2003年に露側により陸上保管



海上保管されている3CRU



タグボート(日本名:すみれ)



ジブクレーン(32トン・10トン)

施設建設が開始された。

2007年1月、日露非核化協力委員会として、原子炉区画のより安全で安定的な陸上での保管は重要であり、喫緊に必要なとの観点から、同施設の運用上不可欠な機材として、タグボート(海上にある3CRUの点検、整備及び浮きドックへの搭載)、浮きドック(海上にある3CRUの陸揚げ)及び32トンと10トンのジブクレーン(3CRUを単区画化する際に生じるスクラップ及び固体放射性廃棄物の搬出等)の3機材を供与することを決定した。

2011年から2012年にかけて、ウラジオストクの南東約45kmに位置する、ラズボイニク湾とチャジマ湾に接するウストリチヌイ岬のほぼ全域に建設されている原子炉区画陸上保管施設に、上記3機材を供与し、2012年5月、原子炉区画陸上保管施設建設事業機材供与完了式典を行った。

2012年9月、供与した機材を使用して、重量約2000トンの3CRUが極東において初めて陸揚げされた。

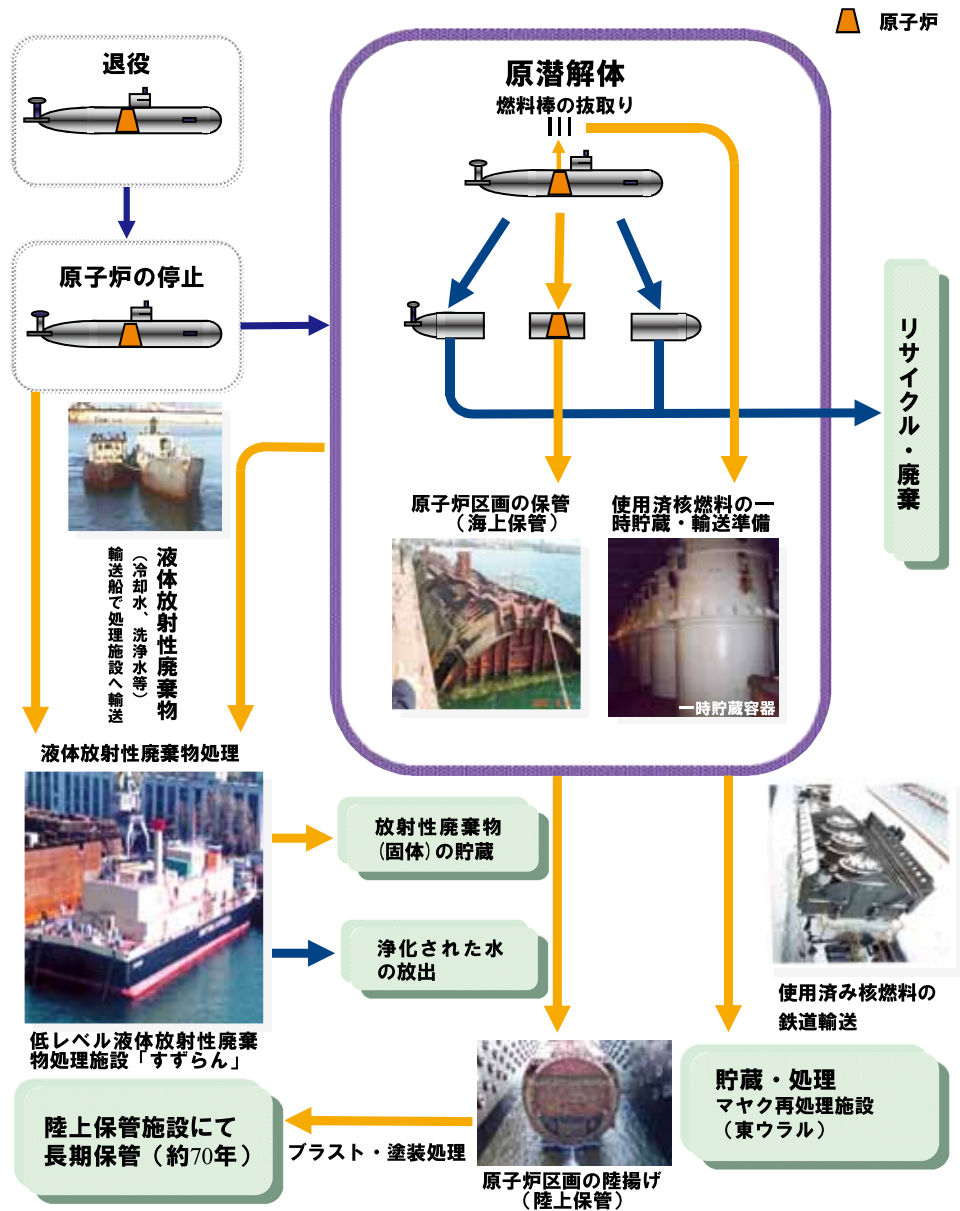


浮きドック（日本名：さくら）  
3原子炉区画を陸揚げする様子

#### 4. 塗装関連施設の建設協力

2008年4月、高村正彦外務大臣のロシア訪問の際、極東における退役原潜の解体に目処が立ったことを受け、非核化協力をに係る追加的な協力を検討する事を決定した。以降、核軍縮・不拡散及び日本海的环境保護の観点から、日露間での協議を重ねた結果、陸揚げした3CRUを解体して抽出した単原子炉区画を、約70年間屋外で保管するため、防食塗装の施工に必要な資機材の建設協力を行うことを2012年6月に決定した。

### 原潜解体・処理のプロセス



## 第3節 ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに対する日本の非核化協力

### 1. ウクライナ

(1) 国内計量管理制度 (SSAC)・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

SSACとは、国内に存在する核物質の種類や量、また、一定期間に搬入・搬出された核物質の種類や量を正確に計量管理するとともに、これら核物質の流出を防ぐために、封じ込め・監視を行うための制度であり、核兵器不拡散条約 (NPT) に基づく非核兵器国としての義務である国際原子力機関 (IAEA) 保障措置の受諾の前提となるものである。

日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会は、ソ連から分離独立後、非核兵器国として NPT に加入したウクライナの SSAC 確立を支援するため、IAEA 等とも調整しつつ、1995年から2000年にかけて、ハリコフ物理技術研究所、国家原子力規制委員会及びキエフ原子力研究所に対し、計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

また、2010年3月には、ウクライナ国内の SSAC 強化及び核物質防護システムの近代化に関する協力の実施を決定し、現在、事業を実施中である。

(2) 核兵器廃棄要員等のための医療機器供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍人及びチェルノブイリ原子力発電所の解体に従事した要員に対する検診・治療を行うため、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会は、国防省付属軍病院21か所に対し、1994年から2001年の間に4次にわたり医療機器等を供与した。

### 2. カザフスタン

(1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会は、カザフスタンが非核兵器国としての義務である IAEA 保障措置を受諾するのに必要な SSAC を確立するため、1994年から1998年にかけて、アクタウの高速増殖炉 (BN-350)、カザフスタン原子力庁及び原子力物理研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

(2) セミパラチンスク核実験場周辺地域の放射能汚染対策

ソ連時代に核実験場が置かれていたセミパラチンスクでは、核実験により約82万人 (カザフスタン保健省の統計による) が被曝した。日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会は、被曝者の治療及び汚染地域の調査等を目的として、1995年から1999年にかけて、大祖国戦争障害者病院、国立核センター、セミパラチンスク医科大学付属病院及びセミパラチンスク放射線医学環境研究所に対し、医療機材、医薬品及び被曝測定機材等を供与した。このうち、セミパラチンスク医科大学付属病院に対する遠隔医療診断システム支援については、長崎大学医学部からの協力を得て実施した。

(3) 核セキュリティ防護資機材の整備

核物質を取り扱う核物理研究所及びウルバ冶金工場両施設の核セキュリティ向上のため、2006年8月、小泉総理大臣のカザフスタン訪問時に署名された「原子力の平和利用の分野における協力の促進に関する覚書」を受け、2007年4月、両施設に対する核セキュリティ防護資機材等を供与することを決定した。現在、早期完成に向けた作業を実施している。

また、2011年4月、IAEAとの協力により、同両施設のセキュリティに係るトレーニングを実施した。

### 3. ベラルーシ

(1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日・ベラルーシ核不拡散協力委員会は、ベラルーシが非核兵器国としての義務である IAEA 保障措置を受諾するのに必要な SSAC を確立するため、1994年から2000年にかけて、非常事態省産業原子力安全監督局及びソスヌイ科学技術研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム、放射線測定機材等を供与した。

(2) 退役軍人の職業訓練センターに対する機材

供与

旧ソ連国防省直轄部隊であった戦略ロケット軍の解体に伴い職を失った軍人や核兵器解体に従事した軍人等の再就職促進と、退役軍人が持つ核関連技術の流出防止を目的としてリーダ市（ソ連時代に戦略ミサイル基地が所在）に開設された「退役軍人職業再訓練センター」に対し、日・ベラルーシ非核化協力委員会は、1998年から1999年にかけて、車両整備機材、コンピュータ等を供与した。

（3）国境における核・放射性物質の不法移転防止システムの強化

2010年3月、ベラルーシ国境における核・放射性物質不法移転防止システム強化事業として、国境における戦略対応・管理対応用移動ラボ（核・放射性物質の分析機器を搭載した特殊車両）、被爆医療検査移動ラボ、国境検問所用放射線管理機材、放射線モニタリング情報システム及び放射線管理要員の教育訓練機材等を供与し、2011年8月、事業を完了した。

## 第4節 国際科学技術センター（ISTC）を通じた日本の非核化協力

ISTCは、ソ連時代に大量破壊兵器及びその運搬手段の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換及び大量破壊兵器等にかかる頭脳の不拡散を促進することを目的とする国際機関である。日本は1992年、米国、EU及びロシアとともに「国際科学技術センター（ISTC）を設立する協定」に署名し、1994年3月、ISTCがモスクワに本部を置き活動を始めて以来、運営理事国として継続して支援を行っている。

ISTCは、科学技術面での協力を通じ、旧ソ連諸国に対し多国間で非核化・不拡散に取り組んでおり、旧ソ連諸国の研究機関等が実施するプロジェクトの発掘、選考及びそれらに対する資金提供を行うとともに、プロジェクトが適正に実施されるよう監視している。ISTCのプロジェクトは、基礎研究、

エネルギー、環境、医療、電子工学、コンピュータ、材料、航空・宇宙等の広範に亘っており、現在、日本を始め、米国、EU、カナダ、ロシア、韓国、ノルウェー、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、グルジア、キルギス及びタジキスタンが参加している。

これまで約2,750件を越えるプロジェクトに対し、約8億6千万ドルの支援が決定され、延べ74,500人以上の旧ソ連諸国の科学者・研究者がプロジェクトに参加している（2012年12月現在）。日本は260件を越えるプロジェクトに対し、約6,400万ドルの支援を行っており、ISTCを通じて、旧ソ連諸国からの大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献しているほか、日本と旧ソ連諸国の科学者・研究者の交流及び旧ソ連諸国との科学技術分野における協力を促進している。



## 参 考

## 非核兵器地帯

## 第1節 発効済みの非核兵器地帯条約

これまで中南米、南太平洋、東南アジア、アフリカ及び中央アジアを対象地域とする非核兵器地帯条約がそれぞれ策定され、すべて発効している。

### 1. ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約、1967年採択、1968年発効）

世界で最初に作成された非核兵器地帯条約。1962年10月のキューバ危機を契機に中南米地域の非核化構想が進展、メキシコのイニシアティブにより条約策定作業が開始され、1967年2月に署名開放、1968年4月に発効した。中南米33か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している（最後に加入したキューバは2002年10月批准）。

条約は、締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止している。また、議定書は、核兵器国が条約の適用地域において非核化の義務に違反する行為を助長しないこと及び条約本体の締約国に対し核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定しており、すべての核兵器国が批准している。

国連総会においては、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議がコンセンサス採択されている。

### 2. 南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約、1985年採択、1986年発効）

1966年からフランスが南太平洋地域において核実験を開始したことを背景に、この地域において核実験反対の気運が高まり、1985年の南太平洋フォーラム（SPF）総会において条約が採択・署名開放され、

1986年12月に発効した。太平洋諸島フォーラム（PIF（旧SPF））加盟の16の国と地域（自治領）が対象であり、2012年11月現在の締約国・地域数は13（ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは未署名）である。

条約は、南太平洋非核地帯の内部または外部における核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自国領域内における核爆発装置の配置・実験等を禁止し、また、非核地帯内の海洋（公海を含む）への放射性物質の投棄を禁止している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを禁止、及び、非核地帯内（公海の一部を含む）における核実験を行わないことを規定している。核兵器国のうち、ロシア、中国、英国及びフランスは批准済みである。米国は署名のみで批准していないが、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の一般討論演説においてクリントン国務長官が、米国はアフリカ非核兵器地帯条約と南太平洋非核地帯条約の議定書への批准を上院に求める旨発表し、2011年5月にオバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

### 3. 東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約、1995年採択、1997年発効）

東南アジア諸国連合（ASEAN、1967年創設）は、1971年のASEAN臨時外相会議における「クアラルンプール宣言」において、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）構想」を掲げ、本構

想を実現させるための一要素として、1984年に非核兵器地帯構想を検討することが合意された。その後、冷戦の終結により条約実現に向けた動きが進展し、1995年12月のASEAN首脳会議において東南アジア10か国の首脳により署名、1997年3月に発効した。ASEAN諸国10か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している（ただし、2002年に独立し、ASEAN未加盟の東ティモールは未締結）。条約発効10周年目に当たる2007年には、条約上の義務の履行の一層の確保などを目的とする2012年までの行動計画が採択されている。

条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・輸送・実験・使用、地帯内（締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域を含むと規定されている。）における放射性物質等の投棄及び大気中への放出を行わないことを規定するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動（核兵器の運搬を除く）をとることを許してはならないと規定している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して、また、非核兵器地帯内において核兵器の使用及び使用の威嚇を行わないことを規定するとともに、核兵器国が条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しないことなどを規定している。

東南アジア非核兵器地帯条約については、大陸棚や排他的経済水域も非核兵器地帯としての対象地域となっていること等が問題点として指摘され、2012年11月現在、いずれの核兵器国も議定書に署名していない。しかし、2009年の東南アジア非核兵器地帯条約に関する国連総会決議以来、ASEANと5核兵器国との協議が模索され、2010年NPT運用検討会議の一般討論演説において、クリントン米国国務長官が、東南アジア非核兵器地帯条約（及び中央アジア非核兵器地帯条約）の締約国と協議し、米国としてこれら議定書への署名に向け合意に達するよう努力する用意がある旨表明した。この結果、2011年11月にインドネシアのバリで行われたASEAN関連首脳会合に際して、5核兵器国とASEANの間で、5核兵器国が議定書に加入することを可能にするための協議が妥結した。日本は、同条約が東南アジア地域における平和と安定及び国際的な核軍縮の進展に資するものとして、5核兵器国とASEANの間の協

議の妥結を歓迎する外務報道官談話を発表した。

#### 4. アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約、1996年採択、2009年発効）

1961年に国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言が採択され、1964年にアフリカ統一機構（OAU）首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言が採択された。1991年に南アフリカが核兵器を放棄し、非核兵器国としてNPTを締結したことから条約化実現に弾みがつき、1995年6月のOAU首脳会議においてアフリカ非核兵器地帯条約の最終案文が採択され、翌年4月にアフリカ諸国42か国が条約に署名した。

アフリカ諸国54か国（日本未承認の西サハラを含む）を対象とし、28か国の批准及びOAUの後継組織であるアフリカ連合（AU）への寄託が発効要件となっていたが、2009年にブルンジが28か国目として批准・寄託したことにより同年7月に発効した。2012年11月現在の締約国は36か国。

条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験を行わないことを規定し、及び自国領域内における核爆発装置の配置、実験等を禁止している。

議定書では、核兵器国が条約本体の締約国に対して核爆発装置の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定し、また、非核兵器地帯における核爆発装置の実験をしないことを規定している。核兵器国のうち、ロシア、フランス、中国及び英国は批准済みである。米国は署名のみであり、まだ批准していないが、2010年NPT運用検討会議の一般討論演説においてクリントン国務長官が、米国はアフリカ非核兵器地帯条約と南太平洋非核地帯条約の議定書への批准を上院に求める旨発表し、2011年5月にオバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

#### 5. 中央アジア非核兵器地帯条約（2006年採択、2009年発効）

この条約は、1997年2月の中央アジア5か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタン）の首脳会談の際に採択された「アルマティ宣言」に端を発する。その後、

当時の国連軍縮局（国連アジア太平洋平和軍縮センター）が設置した専門家グループによる条約案の起草や札幌等での会合を経て、2005年2月にタシケント（ウズベキスタン）で開催された域内会議において条約及び議定書案について合意された。2006年9月にカザフスタンのセミパラチンスクで5か国の外相レベルの代表者が条約に署名、各国の批准を経て2009年3月に発効した。

条約は、締約国による核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理をしないこと、他国の放射性廃棄物の自国領域内での処分を認めないことを規定している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しないことを規定している。中央アジア非核兵器地帯

条約については、域内の集団的安全保障条約などの既存の条約の権利・義務に影響しないとの規定（第12条）によって、非核兵器地帯条約としての有効性に疑問が投げかけられるといった幾つかの問題点が指摘されている。このような問題点を背景として、2012年11月現在、いずれの核兵器国も議定書に署名していない。2010年 NPT 運用検討会議の一般討論演説において、クリントン米国国務長官が、中央アジア非核兵器地帯条約（及び東南アジア非核兵器地帯条約）の締約国と協議し、米国としてこれら議定書への署名に向け合意に達するよう努力する用意がある旨表明したものの、これまでのところ、協議に具体的な進展は見られていない。

なお、日本は、国連に対して中央アジア非核兵器地帯条約起草支援のための資金を拠出する等により条約の成立を支援してきた。

### 第2節 モンゴル非核の地位

1992年の国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領は、自国領域を非核兵器地帯とすることを宣言し、核兵器国に対して、こうした非核の地位を尊重し安全の保証を供与するよう求めた。これを受けて、1998年、国連総会において、モンゴルによる非核の地位宣言を歓迎する決議（A/RES/53/77D）が採択された。以降、同趣旨の決議が隔年でコンセンサス採択されており、2010年には初めてすべての核兵器国が共同提案国となった決議が採択された。

本件宣言に関しては、2000年10月、5核兵器国が前述の決議実施のために協力すること及び1995年に表明した NPT を締結している非核兵器国に対する一般的な消極的安全保証の供与をモンゴルについて

も再確認するとのステートメントを発表した。その後、モンゴルと5核兵器国との間で協議を重ねた結果、2012年9月に、5核兵器国が上記内容を再確認した上で、モンゴル非核の地位を尊重し、これを侵害するいかなる行為にも寄与しないことを宣言する共同宣言に署名した。これと併せて同時にモンゴルは、5核兵器国の共同宣言を歓迎し、核兵器を含む他国の軍隊や兵器を自国領域内に配備させないこと、モンゴルとして自国領域内において核兵器の開発・製造・実験等を行わないこと等を宣言した。

なお、2001年9月には、札幌において、モンゴルの非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催されている。

### 第3節 南極、海底の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、日本も参加して特定の場所・空間において核兵器を始めとする大量破壊兵器等の配備を行うことを禁止している条約には以下のものがある。

#### 1. 南極条約（1959年採択、1961年発効、日本は1960年批准）

第1条において、南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定している。また、第5条1において南極地域におけるすべての核爆発及び放射性廃棄物の処分を禁止している。

## 2. 海底核兵器禁止条約（1971年採択、1972年発効、日本は1971年批准）

第1条において、領海の外側（12海里以遠）に核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵

器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を置かないことを規定している。





**第3部**

**生物·化学兵器**

# 第3部 生物・化学兵器

## 第1章

### 総論

生物・化学兵器の歴史は古く、学問や産業の進歩とともに、人体に有害な生物剤・化学物質に関する研究も発展し、戦争におけるこれらの使用が研究・開発されてきた。

第一次世界大戦では、化学兵器が初めて本格的に使用され、その被害は死傷者130万人以上、そのうち死者は10万人に達したとされる。各国は第一次大戦の終了後も化学兵器を生産・保有等し続けたが、同時に生物・化学兵器の悲惨さは国際社会によって強く認識され、1925年、生物兵器及び化学兵器を規制する初めての国際条約として「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」（以下「毒ガス等使用禁止に関するジュネーブ議定書」という。）が作成された。ただし、毒ガス等使用禁止に関するジュネーブ議定書は、これら生物・化学兵器の戦争における使用は禁止したが、平時における生

産・保有等については何ら規定していなかった。

その後、1966年の第21回国連総会において化学兵器及び細菌兵器の使用を非難する決議が採択され、さらに、1969年、ウ・タント国連事務総長が「化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響」と題する報告書を提出すると、これらの兵器の規制の重要性について軍縮委員会や国際連合の場で活発に議論されるようになり、それぞれの兵器を平時における生産・保有等を含めて規制する条約の作成が目指されるようになった。当初は、生物・化学兵器を一括して禁止する条約の作成が目指されたが、最終的には、比較的作成が容易と見られた生物兵器を禁止する条約をまず作成し、その後化学兵器を禁止する条約を作成することとなった。こうして、1975年に生物兵器禁止条約(BWC)、1997年に化学兵器禁止条約(CWC)が発効した。

## 第2章

# 生物兵器禁止条約 (BWC)

### 第1節 概要

#### 1. 生物兵器禁止条約 (BWC) の成り立ちと概要

国連事務総長の報告書等を受け、軍縮委員会における議論を経て、1971年に軍縮委員会において生物兵器禁止条約（「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（BWC: Biological Weapons Convention）」）が作成された。この条約は同年の第26回国連総会決議の採択を経て、1972年4月に署名のために開放され、1975年3月に発効した。

BWCは生物兵器を包括的に規制する唯一の国際法上の枠組みであり、2013年1月現在の締約国数は167、署名国数は12に上る。

#### 2. 日本による BWCの批准

日本は、1982年6月にBWCを批准し、日本国内におけるBWCの実施を確保するため、「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律」(BWC実施法)を制定し、生物・毒素兵器の製造、所持、譲渡し、譲受けを罰則をもって全面的に禁止した。また、2001年12月には、爆弾テロ防止条約締結に際してBWC実施法を改正し、生物・毒素兵器の使用罪及び生物剤・毒素の発散罪を設け、この罪については国外犯も処罰の対象とした。

### 第2節 BWCの課題と強化に向けた取組

#### 1. BWCの課題

BWCは生物兵器の開発、生産、貯蔵、保有について戦時・平時を問わず包括的に禁止しているが、その一方で、化学兵器禁止条約（CWC：Chemical Weapons Convention）と異なり、締約国の条約の遵守を検証する手段に関する規定がない。

1994年に開催された締約国特別会議において、検証議定書を検討するための政府専門家アドホック・グループ（AHG）が設置されたが、そもそも生物兵器の場合、使用される生物剤は殺菌による証拠隠滅も容易であるという特性がある等の理由から、検証そのものが極めて難しいという問題があって、交渉は難航した。結局、2001年4月には同グループ議長案が提示されたが、2001年11月の第5回運用検討会議（運用検討会議は5年に一度開催）以降、検証

議定書交渉は中断されている。

一方、イラクに対する国連特別委員会（UNSCOM）／国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）による一連の査察報告でも、同国が湾岸戦争以前から高度な生物兵器戦計画を有し、ボツリヌス毒素、炭疽菌等の生物剤を保有していたことが明らかになるなど、依然として国家による生物兵器の研究は国際平和への脅威となっている。また、近年では、1995年のオウム真理教によるボツリヌス毒素・炭疽菌の開発、2001年の米国における炭疽菌事件を受けて、非国家主体による危険な生物剤を用いたテロ行為発生の可能性が現実的なものとして国際社会において受け止められるようになってきている。現在は、こうした脅威に対抗することも含めた条約の強化が課題となっている。



## 2. BWC強化に向けた取組

検証議定書交渉の中断後、BWCの強化に向けた取組として、次の運用検討会議開催までの間に専門家会合と締約国会合を毎年開催し、BWCの強化に関する共通の理解と実効的な措置を促進するための議論を継続することが第5回運用検討会議で決定された。第6回運用検討会議（2006年11月～12月）でも、専門家会合と締約国会合を第7回運用検討会議（2011年）まで毎年開催し、各国の国内法制の強化や病原体の保安管理、締約国間の相互支援、国際機関との連携等について議論することとなった。また、第6回運用検討会議では、事務局機能を有する履行支援ユニット（ISU）の設置等、新たな措置につき決定されたことで、締約国間の情報共有が合理化された。

## 3. 第7回運用検討会議

2011年12月に開催された第7回運用検討会議では、毎年自国内にある研究施設、生物防護計画、疾

病発生状況等につき情報提供を行う信頼醸成措置（CBM）の申告内容改善、ISUの任期延長、締約国間の国際協力・支援を促進するためのデータベースの立ち上げ等新たな措置が合意された。また、第8回運用検討会議（2016年）まで専門家会合と締約国会合を毎年開催することも合意され、条約の実施・強化につながる具体的な方策について締約国間で共通理解をより深めていくために3つの常設議題と2つの2カ年議題が設けられ、引き続き議論が行われている。

### 【2012～2015年の年次会合トピック】

- 国際協力・支援（常設議題）
- 科学技術の進展のレビュー（常設議題）
- 国内実施強化（常設議題）
- 信頼醸成措置（CBM）提出促進（2012年、2013年）
- 条約第7条（生物兵器使用疑惑の際の防護支援）実施強化（2014年、2015年）

## 第3節 日本の取組

日本は、2007年から2010年の間に開催された専門家会合において作業文書を提出し、専門家によるプレゼンテーションを実施した他、締約国会合において日本としてのみならずJACKSNNZ（日本、オーストラリア、カナダ、韓国、スイス、ノルウェー、ニュージーランドからなる非EU西側諸国による非公式グループ）の一員としても共同作業文書を提出し、議論の活性化に貢献した。

2011年12月の第7回運用検討会議においては、日本のバイオ脅威を巡る基本姿勢、二重用途性（デュ

アルユース）問題への取組、より実効的な次期会合期間活動の必要性、CBM強化等を通じた条約実施強化の重要性を強調する演説を行った他、作業文書を提出し、議論に貢献した。また、運用検討会議期間中に、バイオ技術・生物剤が悪用・誤用され得るというデュアルユース問題に関する科学者への教育・意識向上をテーマとしたサイドイベントをスイスと共同で開催し、運用検討会議での議論に積極的に貢献した。

### （参考）

生物兵器とは、天然痘ウイルス、コレラ菌、炭疽菌、ボツリヌス毒素等の生物剤や、これらを保有・媒介する生物を使用して、人、動物、又は植物に害を加える兵器をいう。生物兵器は、使用された場合でも自然発生の疾病との区別が困難であり、また感染性のあるものについては、一旦使用されるとその効果が広範かつ長期的に持続するという特性を有する。また、消毒することにより証拠隠滅が可能のため、開発・生産の現場を検知することが困難であるとされる。



第7回運用検討会議での天野万利軍縮会議日本政府代表部大使ステートメントの実施

## コラム：バイオ脅威の増大

2008年12月、米国の大量破壊兵器拡散・テロ防止委員会（Commission on the Prevention of WMD Proliferation and Terrorism）は、テロリストが大量破壊兵器を使用するリスクについてまとめた報告書「World at Risk」において、比較的入手が容易であることからテロリストは核兵器よりも生物兵器を使用する可能性が高く、生物兵器の拡散を制限しバイオテロの可能性を低減するために積極的対応を行う必要があると結論づけており、米国において、バイオテロはもっとも大きな脅威の1つとして認識されている。

また、近年のバイオ技術の急速な発展は、医療・製薬、農業、食品加工、化学工業、環境保護の各分野において多大な恩恵をもたらしている一方、故意又は過失により生物兵器や有害な病原体の開発につながりうるというデュアルユース的側面を有している。特に、インターネット上でそういった技術に係る情報に容易にアクセス可能な今日、バイオ技術の悪用・誤用予防のために、こうしたリスクを考慮する必要性が高まっている。

さらに、生物兵器使用と自然発生の疾病との区別が発生時には困難で、感染性のあるものについては、生物兵器使用か自然発生かを問わず、その影響が広範かつ長期的に持続するという点に鑑みれば、H5N1型高病原性鳥インフルエンザ、H1N1新型インフルエンザといった国境を越えて急速に拡大する新興感染症も、バイオ脅威を増大させるものである。

BWCの第7回運用検討会議においても、日本を含む多くの締約国から、バイオ脅威への懸念とBWC強化の必要性が提起され、2012～2015年の年次会合でBWC強化について議論されるが、バイオ脅威への対応は、テロ対策や公衆衛生の観点から、政府、産業界、学术界等、様々な関係者を交えて、BWCの枠組みを含め、様々な枠組みでの取り組みが必要となっている。

## 第3章

# 化学兵器禁止条約 (CWC)

### 第1節 総論

#### 1. 化学兵器禁止条約 (CWC) の成り立ちと概要

化学兵器については、1970年代には軍縮委員会で議論されていたが、1980年代に入ると、軍縮委員会（ジュネーブ軍縮会議（CD）の前身）に化学兵器禁止特別委員会が設立され、1984年に同特別委員会において化学兵器を禁止するための交渉が本格的に開始された。その後イラン・イラク紛争での化学兵器の使用や湾岸戦争を経て、化学兵器を禁止するための交渉の早期妥結の気運が高まり、1992年、化学兵器禁止条約（「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（CWC：Chemical Weapons Convention））の条約案が軍縮会議において採択された。CWCは翌1993年に署名のため開放され、1997年4月発効した。

CWCは、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有等を包括的に禁止し、同時に、締約国が保有している化学兵器を一定期間内（原則としてCWC発効から10年以内、したがって2007年4月以前。）に全廃することを規定している。CWCは、一つの範疇の大量破壊兵器を完全に禁止し、廃棄させるのみならず、これらの義務の遵守を確保する手段として、詳細な検証制度をもつ初めての条約であり、軍縮条約史上、大きな意味を持っている。また、CWCは、化学兵器や化学兵器生産施設といった化学兵器に直接関連したものだけでなく、民生用の化学製品を生産するための化学物質を製造などしている一般の化学工場や研究所などについても化学兵器禁止機関（OPCW、第2節参照）に申告し、査察を受け入れる義務を定めている。

#### 2. 日本による CWCの批准

日本は1995年9月にCWCを批准し、日本国内におけるCWCの実施を確保するため、化学兵器禁止法（「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」）を制定し、化学兵器の使用、製造、移譲等を罰則をもって禁止した。また、化学兵器の製造のために用いられ得る化学物質については、経済産業大臣からの許可の取得等の義務が課された。2001年12月の爆弾テロ防止条約締結に際しては、同法を改正し、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質の発散罪を設け、この罪については国外犯も処罰の対象とした。なお、1995年3月に東京都心で発生した地下鉄サリン事件が化学兵器の脅威を高めたことも日本がCWCを早期に批准する一つの契機となった。

世界有数の化学産業国である日本は、1997年4月のCWC発効に際し、化学産業関連事業所などに関する冒頭申告をOPCWに対して行った後、毎年約500にも上る事業所などをOPCWに申告している。これらの申告された事業所などに対し、OPCWから査察団が派遣されるが、日本が2012年末までに受け入れた産業査察数は累計160回以上に達し、すべて問題なく終了している。なお、1995年3月の地下鉄サリン事件で使用されたサリンを製造するための工場であった「第7サティアン」（注：オウム真理教の施設）は、日本政府から化学兵器生産施設としてOPCWに申告され、OPCWより派遣された査察官の検証の下、1998年12月に廃棄されている。

#### 3. CWCの課題と国際社会の取組

CWCは条約発効後15年を超え、いくつかの課題

を抱えつつも、様々な面で進展を見せている。

2012年11月現在の締約国数は188に上るが、北朝鮮、ミャンマーや一部中東諸国等が依然未締結であり、シリアによる化学兵器の保有と使用の可能性、その拡散の危険が指摘される中、これら諸国の締結を促進し、さらに普遍性を強化していく必要がある。また、CWCの締約国のなかでも、化学兵器の使用、開発などを罰則をもって禁じるなどの包括的国内法を整備している国は全締約国の5割程度である。CWCを締結していなかったり、締結はしていても化学物質を管理する国内法制度が整備されていない国があれば、テロ組織などがこれら諸国において化学兵器の開発、獲得を試みるおそれがある。このため、テロ組織などの非国家主体による化学兵器の使用が現実の脅威となっている現在、CWCの普遍性、国内法制定等の実施措置の強化は国際社会における安全保障上の大きな課題である。

2003年4月に開催された第1回CWC運用検討会議で普遍化の促進及び国内実施措置の強化の重要性が確認され、同年10月の第8回締約国会議などで「CWC普遍化に関するアクション・プラン」及び「CWC国内実施措置アクション・プラン」が策定されるに至り、その後も定期的にフォローアップがなされている。

CWCの柱の1つである化学兵器の廃棄については、申告された備蓄型化学兵器の約78%が既に廃棄されている(2012年10月)。これまで、アルバニア、インドを含む3か国が自国の貯蔵化学兵器の完全廃棄を達成している。米国、ロシア及びリビアが保有する化学兵器の廃棄期限は2012年4月まで延期されていたが、2011年の第16回OPCW締約国会議において、これら保有国による化学兵器の廃棄の進展と、今後も保有国が化学兵器の廃棄を継続するとのコミットメントを確認し、可能な限り早い時期に化学兵器の廃棄を完了するよう慫慂し、OPCWが中心となりその廃棄の進展を確認するための措置をとることを骨子とする決定が採択された。同決定は、CWCの実効性及び信頼性を高める措置として注目される。

さらに、CWCに基づく義務の履行等の促進のための地域協力についても着実な進展が見られる。アジア地域では、2003年10月にアジア地域国内当局会

合がシンガポールにおいて初めて開催されたのを皮切りにその後も毎年開催(最近ではシンガポール(2011年10月)、スリランカ(2012年6月))されており、日本を含む参加国間でCWCの国内実施、産業査察に係る経験などにつき活発な意見交換が行われている。

#### 4. 日本の取組

日本は、CWCの実効性を高めるため、国際社会の取組に積極的に参加しているほか、日本独自の取組として、非締約国への個別の働きかけを行うとともに、特にアジア地域を対象とした国内実施法制定等の支援を行っている。具体的には、2008年には、OPCW技術事務局等と協力してカンボジア及びラオスでCWCの国内実施措置の強化のためのワークショップを開催した。これらワークショップでは、日本におけるCWC実施の経験や国内での実施体制の整備等を紹介することにより、締約国におけるCWCの国内実施措置の強化を促進している。化学兵器の不拡散の観点からは、アジア地域における化学産業における化学プロセスの安全管理体制の確立・発展を目的として、「化学プロセスの安全管理に関するワークショップ」(2009年11月)をOPCW技術事務局と協力し東京で開催したほか、「CWCと化学の安全管理に関するセミナー」(2010年7月)及び「国際協力及び化学セーフティー・セキュリティ・セミナー」(2011年9月)(いずれも於：ハーグ)に日本人専門家を派遣した。更に、「CWC及び化学物質の安全マネジメントに関するセミナー」(2012年5月)(於：マレーシア)には、日本の化学産業界関係者を派遣し、セミナーの開催を支援した。そのほか、2004年以降毎年、OPCWの「アソシエート・プログラム」の下で、日本の化学産業の事業所にアジア地域の途上国政府関係者を受け入れ、化学工場における安全管理等に関する研修を実施している。



アソシエート・プログラム参加者の研修

#### (参考) 化学兵器の種類

化学兵器は実験室や化学工場等で比較的容易に生産することが可能である。これまでに化学兵器として開発された毒性化学物質には、大きく分けて「血液剤」（塩化シアンなど血液中の酸素摂取を阻害し身体機能を喪失させる）、「窒息剤」（気管支や肺に影響を与え窒息させる。ホスゲン等。）、「びらん剤」（皮膚や呼吸器系統に深刻な炎症を引き起こす。マスタード等。）、「神経剤」（神経伝達を阻害し筋肉痙攣や呼吸障害を引き起こす。サリン等。）などの種類があり、このうち神経剤が最も致死性が高い。

## 第2節 化学兵器禁止機関（OPCW）

化学兵器禁止機関（OPCW）は、CWCの実施状況を検証することを主な任務とする機関として、1997年4月に発効したCWCによりオランダのハーグに設立された。設立以来約4,800回の現地査察を実施してきている。その内訳は、米国及びロシアなどがOPCWに申告した化学兵器貯蔵施設や廃棄施設への現地査察と、化学産業を有する締約国がOPCWに申告した特定の化学物質を扱っている施設・事業所への現地査察に大別される。後者の査察は、通称「産業査察」と呼ばれており、化学兵器の開発・製造が化学産業という隠れ蓑の下で秘密裡に行われていないことを確認するため行われるものである。また、CWCの下では、条約違反の可能性について明らかにするため、締約国は他の締約国の施設又は区域に対する申立てによる現地査察（チャレンジ査察）の実施を要請する権利を有する。このチャレンジ査察は、被査察国が申告していない施設又は区域に対しても査察が行われる点で画期的であるが、CWC発効後まだ一度も実施されていない。

OPCWは、通常年1回開催される締約国の総会である締約国会議、通常年4回開催される各地域代表41か国（日本を含む。）から成る執行理事会及び技術事務局により構成されている。技術事務局長はトルコ出身のアフメット・ウズムジュ氏で、任期は2010年7月から4年間である。技術事務局の職員数は約480名で、うち約230名が検証・査察活動に従事している（2012年9月現在）。

またOPCWは、普遍化、国内実施支援、化学兵器に対する防護、産業検証等に関するセミナーや研修を開催し、CWCの実施を促進するとともに、締約国間の協力を積極的に推進している。

日本は、米国に次ぐOPCW第二の拠出国であり、OPCWと緊密な協力関係を築いている。技術事務局には、専門的知識を持つ自衛官及び経済産業省職員を派遣している。2010年12月には、外務省賓客としてウズムジュ事務局長が訪日し、前原誠司外務大臣をはじめとする日本政府関係者等と会談を行うとともに、慶応大学において「OPCWの将来の課題」のテーマで講演を行い、OPCWが今後直面する課題について述べ、一般聴衆や関係者との対話を行った。また、2012年12月にはアシルワタム事務局長が訪日し、風間直樹外務大臣政務官を始めとする日本政府関係者との会談等を行った。



CWC 締約国会議

## 第3節 遺棄・老朽化化学兵器問題

### 1. 中国遺棄化学兵器

中国遺棄化学兵器問題とは、第二次大戦終了前までに中国に持ち込まれ、遺棄された旧日本軍の化学兵器の処理問題であるが、日本と中国は、ともにCWC締約国であり、CWCの発効に伴い、日本はこれらの遺棄化学兵器（ACW）を廃棄する義務を負うことになった。CWCはACWについて、遺棄締約国がACWの廃棄のため、すべての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供すること、また、領域締約国は適切な協力を行うことを定めている。1997年5月、累次の現地調査の結果を踏まえ、日本もACWに関する申告をOPCWに対し提出し、その後も随時修正を行っている。この申告内容を確認することなどを目的としたOPCWによる査察は既に45回実施されている。ACWは、北は黒龍江省から南は広東省まで広い範囲で存在が確認されているが、吉林省ハルバ嶺地区には30～40万発が埋設されていると推定されている。なお、中国国内の各地でこれまでに約5万発のACWが発掘・回収され、OPCWに申告されている。（以上、2012年12月時点）。

1999年3月、閣議決定により、政府全体としてACWの廃棄に取り組むために、廃棄処理事業の実施を総理府（2001年1月の省庁再編後は内閣府）が担当することを決定し、同年4月に総理府の中に「遺棄化学兵器処理担当室」を設置した。また、1999年7月には遺棄化学兵器の廃棄に関する基本的枠組みとして日中覚書（「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」）が作成された。

ACW廃棄処理事業は、長期間にわたって地中等に埋設された大量の古い化学兵器を、安全や環境に留意し、中国の法律等を遵守しつつ廃棄するという、極めて難易度の高い困難な作業であることから、2006年には日中共同で廃棄期限を2012年4月まで延期することを要請し、OPCW執行理事会で承認された。また、2012年2月には、OPCW執行理事会において、2012年4月以降も日中両国が合意した廃棄計画に基づきACWの廃棄を継続していく旨の決定が採択された。

廃棄の実施に関しては、2007年4月の日中首脳会

談において日本側から移動式処理設備の導入を表明し、2010年10月から南京においてACWの廃棄を開始し、2012年6月、同地におけるACWの廃棄（約3.6万発）が完了した。2012年12月現在、中国北部（石家荘）への2台目の移動式処理設備による廃棄及び吉林省ハルバ嶺での発掘・回収作業が開始され、また、ハルバ嶺での試験廃棄処理の開始に向けた準備作業が行われている。このように、日本は一日も早い廃棄の完了を目指して最善の努力を行っている。



中国・石家荘のACW 移動式処理設備

### 2. 国内における老朽化化学兵器 (OCW)

国内で発見された旧日本軍の残した老朽化化学兵器についても、日本はCWCに基づき誠実に廃棄義務を履行し、OPCWの検証・査察活動に協力している。

これまでの老朽化化学兵器事案（OPCWに申告し、廃棄を実施）は以下のとおり。

- 北海道屈斜路湖（1995年10月、湖底から26発の化学弾を発見）
- 広島県大久野島（1999年3月、防空壕跡で不審物9発を発見、鑑定により旧日本軍の「大あか筒」と判定。）
- 福岡県苅田港（2000年11月以来、数次にわたり旧日本軍の爆弾らしき物体を発見）
- 神奈川県寒川町（さがみ縦貫道工事現場）（2002年9月、同工事現場にて不審物入りの瓶を発見。分析の結果、内容物はマスタード等と判明。）
- 神奈川県平塚市（2003年4月、工事現場にて球状ガラス瓶を発見。うち一部からシアン化水素を検出。）
- 静岡県浜松市（2007年8月、掘削調査を実施し、旧日本軍のきい剤運搬貯蔵容器と推定されるドラム缶1個を発見）
- 千葉県千葉市（2007年5～8月及び2010年、計176発の砲弾を発見。鑑定の結果化学弾と判定。）



中国遺棄化学兵器に関する OPCW の査察



**第4部**

**通常兵器**



## 第4部 通常兵器

### 第1章

## 総論

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイルから、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。

通常兵器の問題は、各国の安全保障に密接に関わるのみならず、人道・開発等様々な分野に影響を与えている。これらの問題について国際社会で行われている取組には、信頼醸成措置と国際的な基準・規範の作成、これら基準・規範に基づく協力・支援の活動が挙げられる。

信頼醸成措置は、過大な通常兵器の蓄積は地域の不安定につながることから、通常兵器の国際的な移譲、軍備の保有等の透明性を向上させ、それにより地域や国際社会における国家間の信頼を醸成し、各国による過度の軍備の蓄積を防止しようとするものである。国連軍備登録制度や国連軍事支出報告制度がこれに当たる。

国際的な基準・規範の作成としては、人道上の懸念のある特定の通常兵器の使用等を禁止する条約や各国による取組の方向性を示す政治文書の作成がある。対人地雷禁止条約やクラスター弾に関する条約は、特定の兵器がもたらす人道上の懸念に対処するため、これら兵器の使用等を禁止する条約である。国連小型武器行動計画は最近の紛争で実際に市民を殺傷し、「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれる小型

武器について、各国が実施すべき取組を網羅した政治文書である。これらの条約や政治文書の実施には、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾の除去・廃棄や、非合法的な小型兵器の除去・廃棄も含まれる。

通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援は重要である。日本はこのような分野においても積極的な活動を行っている。小型武器、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾により影響を受けた国々において、現地の人々と共に現場の状況に即したこれら武器の除去、回収、廃棄の活動を行っている。

最近では、通常兵器の「責任ある移譲」を確保するため、国連の枠組における武器貿易条約（ATT）の作成が注目を集めてきている。これは、通常兵器全般について信頼醸成措置に止まらず各国による国際移譲そのものを法的拘束力のある国際文書に基づき各国が管理する枠組を構築しようとする取組である。武器貿易条約の作成は単に通常兵器の非合法的取引の防止だけでなく、国際人道・人権法に違反するおそれのある国への通常兵器の輸出を未然に防ごうとする試みである。2012年7月の国連ATT会議においては、条約作成までには至らなかったが、引き続き条約作成を目指して、2013年3月に再度国連会議が開催される予定である。

## 第2章

## 対人地雷

## 第1節 対人地雷問題と国際社会の取組

紛争地域を中心に埋設された地雷は、非戦闘員である一般市民に対し無差別な被害を与えるという、人道上極めて重大な問題を引き起こし、地域の紛争終結後の復興と開発にとって大きな障害となっている。1999年から2008年までの間の死傷者数は、少なくとも119か国で73,576人に上るが、1999年の対人地雷禁止条約の発効以降、少なくとも90以上の国・地域で地雷敷設地域1,100 km<sup>2</sup>及び戦闘地域2,100

km<sup>2</sup>の地雷を廃棄した（2009年ランドマイン・モニター）。またこの10年間に4,200万発以上の対人地雷が除去・廃棄され、死傷者数は相当減少している（2009年カルタヘナ宣言）。2013年2月現在、対人地雷禁止条約の締約国数は161か国に上り、条約の関連会議には非締約国も出席している。対人地雷禁止条約は対人地雷についての世界的な取組の中核となっている。

## 第2節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）

（1）1996年10月に作成された対人地雷禁止条約は、1999年3月1日に発効した（2013年2月末現在、日本を含め161か国が締結）。同条約は、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定している。2004年には条約発効後初の検討会議がナイロビで開催され、「行動計画」、「ハイレベル宣言」等の文書が採択された。

（2）2009年11月29日から12月4日にかけてコロンビア・カルタヘナで第2回検討会議が開催され、締約国は条約発効から10年間の道のりを評価し、今後の課題につき議論し、コミットメントを新たに示した。当時の全締約国156か国のうち108か国が出席したほか、18の国際機関及び、地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）等のNGOも団体参加した。また、未締結国のうち条約関連会合初参加の米国のほか、中国、インド、ロシア等19か国がオブザーバー参加した。

第2回検討会議においては「カルタヘナ行動計画」及び「2009年カルタヘナ宣言」が採択され、今後5年間の具体的行動（犠牲者支援の社会・経済への統合、迅速な除去活動による開発や人間の安全保障の確保等）が明らかとなった。



対人地雷禁止条約第2回検討会議  
（コロンビア、カルタヘナ）会議場の模様

(3) 2014年の第3回運用検討会議に向けて、2012年12月に開催された第12回締約国会議では、「カ

ルタヘナ行動計画」の中間評価が行われ、ジュネーブ進捗報告がまとめられた。

### 第3節 日本の取組

(1) クラスター弾同様、地雷被害国の多くは発展途上国であり、対人地雷禁止条約に規定される10年の地雷除去期限内に除去を完了するためには、先進国からの支援を必要とするケースが多い。日本は1998年から2012年までの間、42か国に対し、地雷除去、被害者支援、リスク低減教育を含む約4億6,800万ドルの支援を行ってきており、地雷対策分野でも日本は世界の主要ドナーであるといえる。2009年の第2回検討会議において、日本は、これまでの支援を通じた教訓と、今後の支援の方向性として、①被害国・被害者とのパートナーシップ重視、②産・官・学・民一体の地雷問題への取組、③地雷対策と被害地域開発の包括的アプローチを表明した。

(2) 日本の地雷対策支援のあり方としては、特に、被害国や被害コミュニティとの協議を通じ、現地の人々が設定した目標に対し具体的成果を得るような支援を続けてきた。例えば、カンボジアの地雷対策センター（CMAC）に専門家を派遣し、連携しながらカンボジア政府の「国家地雷活動戦略プラン」に沿って迅速な除去活動や被害地域のインフラ整備を行ってきた。最近では、1990年代からのCMACに対する組織強化支援による知見の蓄積を他の地雷被害国と共有し、被害国のオーナーシップを高める観点から、南南協力が有効であると認識しており、日本とカンボジアとコロンビア、アンゴラ等との間

の三角協力を力を注いでいる。2011年11月に開催された第11回締約国会議開催期間中には、日本政府と国際協力機構（JICA）との共催にて、南南協力や三角協力の有効性に対する理解を深めることを目的としたサイド・イベントを実施した。



対人地雷禁止条約第11回締約国会議（2011年11月プノンペン、カンボジア）において、日本の地雷分野に関する国際協力を広報するブース  
（写真提供：JICA）

(3) また、二国間支援の他に、NGO等を通じた草の根レベルでの地雷対策支援スキームを活用し、被害を受けたコミュニティによる自助努力を後押しする支援を推進している。更に、日本は、被害国政府が地雷対策を統括する機関を有していない場合や、緊急の支援が必要な場合には、国際機関を通じた支援を行っている。例えば、2012年3月には、国連の地雷対策機関 UNMASを通じた総額830万ドルの地雷対策支援を決定し、数多くの地雷が残存するアフガニスタン、スーダン、ソマリア、コンゴ（民）において、地雷除去及び地雷危険回避教育等を実施している。

(4) できるだけ多くの国がこの条約を締結することが対人地雷問題の徹底した解決に資するとの立場から、日本は機会あるごとに、各国政府、特に中央アジアを含むアジア太平洋諸国や、地雷を多く保有する国々に対して条約の締結を働きかける普遍化活動に力を入れている。2011年10月には、条約の普



コロンビアの対人地雷総合対策機関 PAICMA とカンボジア地雷対策センター CMAC との南々協力 / 三角協力  
（写真提供：JICA）

遍化特使を務めているミルアド・ヨルダン国家地雷除去復興委員会委員長（ヨルダン王子）を日本に招へいした。中野穰外務大臣政務官及び大島賢三 JICA 顧問との会談、地雷関係 NGO との協議、国立



国立障害者リハビリテーションセンターを視察する、  
対人地雷禁止条約普遍化特使の  
ミルアド・ヨルダン王子（2011年10月）

障害者リハビリテーションセンター及びコマツ地雷除去機枚方工場の視察等を通じて、日本の地雷対策分野における官・民・NGO の取組みを紹介しつつ、今後の条約の普遍化に関する意見交換を行った。



モザンビークに対する日本製地雷除去機供与  
（官民連携事業）機材は山梨日立建機社

## 第3章

# クラスター弾

### 第1節 国際社会の動き

2007年に特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みにおけるクラスター弾（注）への取組（第4章第2節参照）を不十分とするノルウェーを始めとする有志国がCCWの枠外で国際会議を開催し、文民に許容し難い被害をもたらすクラスター弾を禁止する国際約束を2008年中に策定する旨のオスロ宣言を採択した。この宣言に端を発するオスロ・プロセスにより作成された条約案は、2008年5月、ダブリン会議（アイルランド）において採択され、同年12月、ノルウェーのオスロにおいて署名式が行われた。

その後、日本は日本国内における条約の実施を確保するため、「クラスター弾の製造の禁止及び所持

の禁止に関する法律」を制定し、罰則をもってクラスター弾の製造を禁止、所持を規制し、2009年7月に本条約を受諾した。

（注）クラスター弾とは、一般的に、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾等のことをいう。1個の弾薬の爆発力を分散し、通常の弾薬にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾となる確率が高いとも言われている。

最近の例として、2006年、イスラエルがレバノンに対して行ったクラスター弾による攻撃の結果、その不発弾によって民間人に被害が生じており、クラスター弾の規制を求める声が高まった。

### 第2節 クラスター弾に関する条約（CCM）

（1）クラスター弾に関する条約（CCM: Convention on Cluster Munitions）は、クラスター弾による人道上の問題に対処するため、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有又は移譲等を禁止するとともに、貯蔵弾の廃棄を義務付け、さらにクラスター弾による被害者に対する援助及び国際的な協力の枠組の構築等について規定している。同条約は2010年2月16日に条約発効に必要な30番目の批准書等の国連事務総長への寄託が行われたことを受け、同年8月1日、発効した。

（2）2010年11月、クラスター弾の最も深刻な被害を受けた国・ラオスの首都ビエンチャンにおいて条約の第1回締約国会議が開催された。この会議では、クラスター弾による被害を絶つという締約国に

よる力強い決意が確認されたことに加え、締約国が今後条約を履行する上での具体的な行動指針となる「ビエンチャン行動計画」が採択され、「ビジョンから行動へ」（2010年ビエンチャン宣言）移行する体制が整えられた。また、2011年にはベイルート（レバノン）で第2回目の会議が行われ、第1回締約国会議において採択された「ビエンチャン宣言」、「ビエンチャン行動計画」等の文書を踏まえ、貯蔵弾廃棄、不発クラスター弾の除去、国際協力、被害者支援等の諸分野で見られた進展を確認する「ベイルート進捗報告」(Beirut Progress Report) が提出され、今後も条約の履行を支え続けるという締約国の意思を反映させた「ベイルート宣言」が採択された。

（3）2012年9月には、オスロにて第3回締約国

会議が開催された。第3回締約国会議では、条約の運用に関する締約国の具体的な取組(条約の普遍化、貯蔵されたクラスター弾の廃棄、不発クラスター弾の除去・廃棄、リスク低減教育、犠牲者支援等)に



クラスター弾に関する条約第3回締約国会議において、一般討論演説を行う天野万利軍縮会議日本政府代表部大使(2012年9月 於:オスロ(ノルウェー))

ついて議論が行われ、「ビエンチャン行動計画」、「ベイルート進捗報告」等の文書を踏まえた上で、第2回締約国会議以降の進展について報告する「オスロ進捗報告」が採択された。



第3回締約国会議開催期間中にラオス政府・JICAとの共催で実施したサイド・イベントの様子。

### 第3節 日本の取組

(1) 日本は条約を国内において適確に実施するための法律「クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」の作成等、必要な準備を整え、2009年7月に本条約を受諾した。クラスター弾の汚染国ではない日本は、まずは、貯蔵クラスター弾の廃棄義務を履行する必要がある。クラスター弾に関する条約は、条約が自国について効力を生じた後できるだけ速やかに、遅くとも8年以内に貯蔵クラスター弾を廃棄し、又はその廃棄を確保することを義務づけている(第3条)ところ、日本は、2018年の期限までに、自衛隊が保有するクラスター弾を廃棄する予定であり、その準備に着手した。

(2) また、これまで日本は、クラスター弾等の不発弾に汚染された地域・国に対して、不発弾の除去及び被害者の支援を実施してきており、条約署名後から2012年までの間、クラスター弾のみに関する案件でその額は約1,000万ドルに上る(地雷・その他の不発弾案件を含めるとさらに大きな額となる)。地雷同様、クラスター弾の被害を受けた国の多くは開発途上国であり、被害国のみの力で除去・被害者支援等の義務を十分に履行することが困難な場合がある。本条約は、締約国が条約上の義務を履行する

ための国際的な協力及び援助についても規定しており、援助を提供することの可能な締約国が、クラスター弾の被害国に対して義務の履行を支援することで、除去や被害者支援等の対策が迅速に実行されることが期待される。条約の実効性を高め、被害を最小化し、日本の豊富な開発協力の経験をこの分野においても生かす観点から、今後も不発弾処理・被害者支援等の分野において積極的に貢献していく。

(3) クラスター弾に関する条約の締約国は2013年2月現在、77か国となった。日本は、第1回締約国会議以来3年間に亘り、普遍化活動を促進する「議長フレンド」又は「普遍化調整役」の役割を担い、非締約国に対する条約加入の働きかけを行ってきた。第3回締約国会議終了をもって普遍化調整役の任務を終了したが、今後もアジア大洋州諸国を中心に条約の締結を働きかけ、条約の普遍化促進に引き続き取り組んでいく。



日本が支援しているラオスーカンボジア間の南南協力の事例：ラオスの不発弾対策機関 UXO Lao の長官・職員がカンボジアの地雷対策機関 CMAC の研修センターを視察している様子（2011年7月）（写真提供：JICA）

## コラム：クラスター弾に関する条約第3回締約国会議 ～ラオス政府との共催サイドイベント～

2012年9月11日、クラスター弾に関する条約第3回締約国会議のサイド・イベント（注）として、日本政府とラオス政府及び国際協力機構（JICA）との共催で、ラオスにおけるクラスター弾対策につき紹介した。

本イベントに出席したキティクン・ラオス副外相は、冒頭で、「継続的にラオスを支援している日本に感謝申し上げる。ラオスは不発弾の傷跡が深く、クラスター弾に関する条約の除去義務を完了するのに大きな障害がある」と述べた。これに対し、天野万利軍縮会議日本政府代表部大使は、「ラオスが直面している課題はあまりに大きく、日本からの継続的支援のみならず、他の援助パートナーからの協力が必要である」旨呼びかけた。クラスター弾等の不発弾による深刻な被害を抱えるラオスに対して、日本政府はこれまで除去、被害者支援、リスク低減教育等の対策を積極的に支援してきた。CCMの第1回締約国会議以降、不発弾対策は強化されてきたが、2011年には、対ラオス不発弾対策に特化したものとして、①不発弾（UXO）専門家の派遣、②機材供与、③南南協力の3つの柱から成るプロジェクトが形成された。この3本の柱は、ラオスにまだまだ多数残存する不発弾の除去速度を加速させることを目的としており、本イベントでは、こうした援助政策の詳細について、JICAの平和構築専門員及び不発弾専門家が発表した。

このうち、南南協力については、カンボジアのカンボジア地雷除去センター（CMAC）とラオスの不発弾対策機関 UXO Lao との間の3年間に亘るプロジェクトを紹介した。両国間で知識・経験の共有が深まるワークショップの実施を通じて、除去の生産性が高まることが期待される。ラオスに派遣されているJICA不発弾専門家は、これまで3度実施したワークショップの効果として、両国の除去機関職員の現状認識や、職務に対する自信やモチベーションが高まっており、確かな効果を実感していると報告した。

（注）会議と会議の空き時間に、各国政府・NGO・国際機関等が、条約に関連するテーマでプレゼンテーションやディスカッションを行う。



カンボジア地雷除去センター（CMAC）の地雷回避教育活動をラオスの不発弾対策機関 UXO Lao の長官・職員が視察している様子（2011年7月）（写真提供：JICA）



## 第4章

# 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

### 第1節 概要

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW: Convention on Certain Conventional Weapons）は、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項等を定めた枠組条約及び個別の通常兵器等について規制する附属議定書から成る。現在、以下の5つの附属議定書が成立している。

日本は枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書Ⅰ～Ⅳを締結している。

- 議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（1983年発効）
- 改正議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ（注：食物、玩具など外見上無害な物の中に爆発物等をしかけたものを言う）及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1998年発効）
- 議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（1983年発効）
- 議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（1998年発効）
- 議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書（2006年発効）

### 第2節 最近の動き

（1）CCWの枠組みの下、クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念についても議論が行われてきた。2006年11月のCCW第3回運用検討会議の結果、2007年は、特にクラスター弾に焦点を当てて議論を行うことが決定された。翌2007年11月に行われた締約国会議においては、CCWの枠組みでクラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を行うことがコンセンサスで決定され、2008年2月以降、政府専門家会合が開催され交渉が継続していた（クラスター弾に関する条約（CCM）の作成経緯については、第3章参照）。しかし、2011年の第4回運用検討会議では第6番目となる新たな議定書案が提示され、交渉が行われたものの、クラスター弾の大量生産国・保有国と、2010年に発効したCCMと両立する新議定書案の作成を求める諸国の立場の隔たりの溝は埋まらず、結局、議定書案に対するコンセンサスが得られなかった。

（2）日本は、主要生産国も参加するCCWの枠組みにおいて、クラスター弾に関する国際約束の交渉を行うことを支持してきたが、近い将来、CCWの下でクラスター弾に関する議論が行われる可能性が低いと見られ、クラスター弾について高い基準の規制を定めるCCMの締約国として、CCMの普遍化に取り組んできており、今後も普遍化の努力を継続していく。

（3）2011年の第4回運用検討会議においては、翌2012年4月に対車両地雷（MOTAPM: Mines Other Than Anti-Personnel Mines）に関する専門家会合を開催することが決定された。MOTAPMは、CCWの枠組みで、2002年から2006年間の5年間、実質的な規制の策定に向けた議論が行われていたが、推進国と慎重国との間に大きな立場の相違があり、合意に至らなかった。2012年4月の専門家会合

では、5年が経過してもなお推進国と慎重国の立場の違いに変化が無いことが明らかとなり、2012年11月のCCW締約国会議では、2013年に議論を継続するためのMOTAPM専門家会合開催のマンデートに合意が得られなかった。

(4) CCW改正議定書Ⅱの枠組みで、即席爆破装置(IED)等に関する議論が行われており、2012年11月の同改正議定書Ⅱ締約国会議において、議論を

継続することが決定された。IEDは、非国家主体による使用により被害が増加していることが問題となっている。また、IEDに使用される材料が容易に入手できるため、規制・管理が困難な兵器である。CCWの枠組では、国家を対象とした新たなIED規制を策定するアプローチではなく、各国のベスト・プラクティスや既存のガイドライン、具体的対策についての勧告をとりまとめる作業が継続していく見込みである。



特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)関連会議  
(写真提供:CCW履行支援ユニット(ISU))

## 第5章

# 小型武器

### 第1節 小型武器問題の背景と国際的取組

紛争や犯罪で主な武器として使用され、実際に人を殺傷しているのは小型武器であり、このため、小型武器は「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれている。小型武器は、紛争を長期化、激化させるだけでなく、紛争終了後、国連などによる人道援助活動や復興開発を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長する原因となっている。

**(参考)** 2002年の国連事務総長報告によれば、小型武器の使用により、毎年少なくとも50万の人が命を落としていると言われている。

**(参考)** いわゆる「小型武器」とは、国連小型武器政府専門家パネルの報告書によれば、兵士一人で携帯、使用が可能な狭義の小型武器 (small arms)、兵士数名で運搬、使用が可能な軽兵器 (light weapons)、弾薬及び爆発物の3種類があり、一般的にはこれらを総称して広義の「小型武器」と呼んでいる。

(1) 2001年7月に国連小型武器会議が開催され「小型武器行動計画」が採択された。この行動計画を指針としてその後の国際社会における取組が行われている。その後、行動計画に基づいて作成された文書として「トレーシング国際文書」と「ブローカリング政府専門家会合報告書」がある。

(2) トレーシング国際文書は「国家が時宜を得た信頼できる方法で非合法小型武器を特定し追跡することを可能にするための国際文書」との正式名称が示すとおり、各国が輸入、製造時に小型武器への刻印を行うとともに、刻印等の小型武器に関わる情

報を保存し、国際捜査等で必要な際にお互いに情報交換することにより非合法小型武器の追跡を効率的に行おうとするものである。トレーシング国際文書は2005年に作成された。

(3) 非合法小型武器ブローカリング政府専門家会合 (GGE : Group of Governmental Experts) は2007年の会合における議論をとりまとめ報告書を作成した。法的規制が手薄な途上国等に仲介者 (ブローカー) が移動し口利き等の方法で武器の売手と買手を結びつけることにより非合法的な武器の輸出入を行う非合法ブローカリングが横行している。このような非合法ブローカリングを取り締まるため、非合法小型武器ブローカリング GGEは、2007年、ブローカリングの規制に関する国内法の要素 (模範例)、国際協力の促進措置、勧告を含む行動志向の報告書を作成した。

(4) 国連小型武器行動計画のプロセスは、2006年の国連小型武器行動計画履行検討会議では成果文書の作成に至らなかったが、その後の隔年会合において過去の実施状況を確認し、また今後の実施強化に向けた取組に関する報告書が順調に採択されている。2008年の会合では国際協力と支援、非合法ブローカリング、備蓄管理と余剰廃棄及びトレーシングに関する議論が行われ、2010年の会合では国際協力と支援、トレーシングの他、国境管理、フォローアップ・メカニズム等に関する議論が行われた。特に2010年の会合におけるフォローアップ・メカニズムの議論では隔年で行われる会合の他に6年サイクルで履行検討会議を開催することが有用とされ、また

絞られた特定テーマについての政府専門家会合の開催についても今後検討されることとなった。これを受けて、2011年には、小型武器の刻印・記録保持・追跡に関して、専門的見地から情報・意見交換するための専門家会合が開催された。

(5) 2012年には、8月27日から9月7日まで、オグウ議長（ナイジェリア国連常駐代表）の下第2

回国連小型武器行動計画履行検討会議が開催された。同会議においては、国連小型武器行動計画及び同関連文書である国際トレーシング文書について、各国の履行状況について報告が行われるとともに、第3回履行検討会議までの作業スケジュールや国際協力や履行推進のための方策が盛り込まれた成果文書がコンセンサス（※巻末の用語解説集を参照）で採択された。

## 第2節 日本の取組

(1) 日本は、小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて、この問題について主導的な役割を果たしてきており、特に2001年国連小型武器会議の前後の小型武器に関わるプロセスが軌道に乗る過程で議論を牽引する役割を果たした。2012年の第2回国連小型武器行動計画履行検討会議においては、日本は副議長を務めるとともに、同会議の成果文書の一構成部分について調整役（ファシリテーター）として調整を行い、成果文書の採択に大きく貢献した。

また、南アフリカ及びコロンビアと共同して毎年小型武器決議案を提出しており、これら決議案はコンセンサス又は圧倒的多数の支持を得て採択されてきている。

(2) 行動計画の地域レベルにおける着実な履行のため、行動計画実施に関わる地域会合の開催を支援している。また、日本は小型武器により被害を受けた国における小型武器対策プロジェクトも積極的に実施してきている。2011年には、日本の資金協力により、国連アジア太平洋平和軍縮センターがネパールにおいて法執行機関関係者への研修プロジェクトを実施した。同研修には、ネパールの警察、武装警察や税関の中堅幹部が参加し、国際刑事機構、世界税関機関、インド警察等の専門家から小型武器の非合法取引を防止するための具体策について講義を受けた。



ネパールにおける小型武器問題に関する人材育成研修（於：カトマンズ）

## コラム：国連における小型武器の取組と日本の貢献

- (1) 従来、軍縮といえば核兵器などの大量破壊兵器や大型の通常兵器の軍縮に関心が集まりがちであったが、実際に人々の命を奪っているのは小銃や機関銃などの小型武器である。冷戦終結後に激化した地域紛争は、その深刻な実態を浮き彫りにした。このような事態を受けて、1995年、ガリ国連事務総長は、「平和への課題（追補）」で小型武器などの「マイクロ軍縮」の必要性を訴えた。
- (2) その要請にいち早く応じたのが、日本である。日本は、国連の枠組みの中で小型武器問題に取り組む重要性を認識し、同年、この問題の検討を国連でスタートさせるための国連総会決議を提出した。その後、日本のイニシアティブにより設置された政府専門家グループと政府専門家パネルにおける検討を経て、1999年、国連は、2001年の国連小型武器会議の開催を決定した。同会議は、国連主催の軍縮関連国際会議としては1987年の第3回軍縮特別総会以来の国連イニシアティブであり、日本は、小型武器問題を国連の主要な取組に主流化する上で主導的な役割を果たしたといえる。日本（堂之脇光朗・元外務省参与）は、政府専門家パネル等の議長に加えて、同会議の副議長を歴任して、会議の成功に貢献した。
- (3) 2001年の国連小型武器会議で採択された「国連小型武器行動計画 (Programme of Action. 通称 PoA) は、国連加盟国が小型武器問題に取り組むうえでの行動指針となっている。国連加盟国は、PoAに基づいて独自に小型武器問題の解決に取り組むとともに定期的にその実施状況を見直している。2003年中間会合では、日本（猪口邦子軍縮日本政府代表部大使）が議長を務めた。
- (4) 2012年8月27日から9月7日までニューヨークの国連本部で開催された第2回国連小型武器行動計画履行検討会議（議長は、オグウ・ナイジェリア国連常駐代表）では、コンセンサスで成果文書が採択された。同文書には、①国内法制度の一層の整備や履行を担当する職員の研修、②小型武器の輸出入や国内における流通の管理の強化を通じた非合法市場への流出防止、③地域の特性を踏まえた地域協力や地域を超えた国家相互及び国際機関との協力及び支援、④国別報告書の一層の提出促進による情報の共有と交換、⑤小型武器問題の解決に向けた政策決定への女性の参加促進などの今後の具体的な優先課題が盛り込まれた。
- また、今後6年間にわたる国連の取組として「第2回履行検討会議後のフォローアップ」が主要議題となったが、日本（石垣友明国連代表部参事官）がファシリテーター（4人のうち、1人）を務め、2016年の第3回履行検討会議までのフォローアップの合意のとりまとめに貢献した。

## 第6章

# 武器貿易条約をめぐる動き

### 第1節 国際社会の動き

これまで、通常兵器一般についての全世界的な取組は信頼醸成措置である国連軍備登録制度等に限定されていた。通常兵器の分野における動きの中で近年注目を集めてきているのが、武器貿易条約（ATT：Arms Trade Treaty）構想の進展である。武器貿易条約構想とは、通常兵器の輸出入及び移譲に関する国際的な共通基準を確立する国際基準の作成を通じて、通常兵器の国際的な取引の管理の強化を図るものである。

（1）ATT構想についての議論は90年代後半から有識者・NGOの間で広がり、2004年ストロー英国外相によるATT構想への支持表明、2005年G8外相会議後の英議長国声明で言及がなされる等の背景がある。2006年に入り英国や日本を含む原共同提案国（英国、日本の他はアルゼンチン、オーストラリア、コスタリカ、フィンランド、ケニア）がATTについて議論を深めるための政府専門家会合（GGE）の立上げを主眼とした国連決議案を国連総会に提出し、圧倒的多数で採択された。

（2）2008年、GGEは通常兵器の移譲問題の複雑さに鑑み、ATTについて国連の枠組みで、さらに検討が必要であると結論した報告書を取りまとめた。その後、2009年には国連加盟国が参加してATTについての国連オープンエンド作業部会（OEWG）が開催され、「管理されない武器貿易が引き起こす問題に対処するため国際的な取組が必要であること」で一致した。

（3）OEWGにおける結論を受け、2009年の第64

回国連総会では、2010年、2011年に準備委員会を開催し、通常兵器の移譲のための最も高い国際共通基準に関する法的拘束力を有する文書を作成するため、2012年に4週間のATT国連会議を開催すること及びATT国連会議はコンセンサスを基礎として取り進められること等を内容とする決議が提出され、賛成151、反対1、棄権20で採択された（過去の決議に反対票を投じてきた米国は、2012年の国連会議がコンセンサスで実施されることを条件に賛成。）。

（4）上記国連決議を受けて、2010年から2011年までにニューヨーク国連本部において開催された第1回から3回までの準備委員会では、条約の構成要素となる原則・目標、対象範囲、移譲基準、国際協力・支援、実施メカニズム、最終規定について議論が行われた。その結果、条約全体について主要な要素を取りまとめた議長ペーパーが提示された。また、2012年3月に実施された第4回準備委員会においては、同年7月のATT国連会議の手続事項について議論が行われ、実質事項についてはコンセンサスで決定されることを規定した手続規則に合意した。

（5）2012年7月2日から27日まで国連本部において、ロベルト・モリタン（アルゼンチン元筆頭外務副大臣）議長の下、ATT国連会議が開催された。会議は、一般演説の後、2つの主要委員会に分かれ、条約の要素ごとの交渉が行われた。1か月にわたる交渉においては、各国の立場・見解の相違は大きく、合意形成のための交渉は難航した。集中的な議論を行ったが、7月26日にモリタン議長が提示した条約

案のコンセンサスが得られず、条約の採択には至らなかった。

(6) 2012年10月、日本を含む原共同提案国は、2012年7月のATT国連会議の成果を踏まえて条約

の採択を目指すための最後の国連会議を開催することを内容とした国連総会決議を提出した。同決議は、同年12月に採択され、2013年3月にATT最終国連会議が開催されることとなった。

### 第2節 日本の取組

(1) 上述のとおり、日本は国連の枠組みにおいて武器貿易条約の作成を目指すプロセスにおいても積極的な貢献をしてきている。ATTは通常兵器の移譲に関する管理の強化を目指すものであり、武器の厳格な輸出管理体制の確立を目指している。

(2) 日本は、国際紛争等の助長を回避することとし、幅広い国の参加が得られる実効的な国際約束の作成を目指すべきとの立場から2012年7月のATT国連会議では、副議長国及び原共同提案国と

して積極的に交渉に参加した。会議冒頭のハイレベル・セグメントでは、中野稷外務大臣政務官が強力で普遍的なATTの作成を強く訴えた。また、具体的交渉過程においても、日本代表団は他のATT推進国やNGOとも連携しつつ、条約交渉に大きく貢献した。

(3) 今後は2013年3月の国連会議における条約作成を目指して、原共同提案国として積極的に作業に関与していく。



ATT 国連会議ハイレベル・セグメントで演説する中野外務大臣政務官  
(2012年7月 於：ニューヨーク国連本部)

## コラム：武器貿易条約 (ATT) 国連会議

2012年7月、ニューヨーク国連本部で一か月間にわたり、武器貿易条約を作成するための交渉会議が開かれた。武器貿易条約については、2006年から6年にわたり国連における議論が行われていたが、1か月で条約の採択にこぎ着けるのは決して容易ではない。

会議は初日、パレスチナの参加資格の問題に直面した。その問題が片づくまでに、ほぼ2日を要したので、閣僚級参加者は、予定していた演説をしないままニューヨークを去らねばならなかった。そのような中、日本の中野稷外務大臣政務官は、滞在期間を延長して、他に残ったノルウェーとオーストラリアの閣僚と共に演説を行い、会議の成功を訴えた。

さらに、会議の開催形式をめぐる問題（2つの委員会に分かれて同時に協議を行うか否か。公開か非公開か。）も浮上したので、2つの主要委員会に分かれての実質的な議論が始まったのは、会議4日目であった。

まず、交渉は、2つの主要委員会における個別事項ごとの検討が始まった。主要委員会1（議長はモロッコ）は、前文、目標と目的、移譲基準などを、主要委員会2（議長はオランダ）は、条約の規制対象や実施メカニズムなどを扱った。各主要委員会議長は、事項ごとに提示された各国の提案を取りまとめて、主要委員会議長自身の案を作成した。モリタン議長は、第3週の半ばになると主要委員会とは別の議論の場として、夕刻から深夜まで非公式会合を開き、各国の立場の溝を埋めようと努力した。第3週目の週末は返上してこの非公式会合が行われた。また、イスラム圏諸国の代表は、ラマダンの中、精力的に交渉に参加した。

集中的な議論を経て、モリタン議長が作成した条約案が非公式ながらも初めて提示されたのは、既に会議最終週の2日目（24日）であった。各国の代表団は、ただちに本国に指示を仰ぐとともに引き続き非公式会合の場で交渉を継続した。会合は、100以上の国の代表が参加しており、その場で意見の隔たりを縮めるのは容易ではない。モリタン議長は条約案の改訂版を作成し、これが会議最終日の前日に公式な条約案として初めて提示され、同日深夜まで合意形成に向けて最後の努力がなされた。

残念ながら、会議最終日（27日）になり、条約案の改訂版に合意ができないことが明らかとなった。しかし、多くの国に条約の採択の方向に向けて近づいているという認識があったことも確かである。

2013年3月、再度国連会議が開催されることになった。日本は、これまで副議長や原共同提案国の立場で、他の国やNGOとも連携の上、条約の作成過程に大きく貢献してきており、引き続き、条約の採択に向けて積極的に取り組んでいきたい。



## 第7章

# 信頼醸成措置

各国の軍備の公開性と透明性を向上させることで信頼醸成を図り、過度の軍備の蓄積を防止する取組

として、国連の枠組みにおける国連軍備登録制度と国連軍事支出報告制度がある。

### 第1節 国連軍備登録制度

(1) この制度は、1991年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省も踏まえ、日本が「湾岸危機後の中東の諸問題に対する当面の対策」を発表し、①主要武器輸出国に対する自粛と②通常兵器の国際取引の国連登録制度設立を呼びかけたことに端を発し、日本とEC諸国が共同で国連決議案を作成し、同年成立させたものである。通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性を向上させ、それにより各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止を図ることを目的とした画期的な取組である。

(2) この制度は、国連加盟国に対し、大型の攻撃兵器として位置付けられた7カテゴリー（注）の通常兵器につき、報告年前年の輸出入に関する情報、具体的には1年間の輸出入量、その輸出入相手国などを予め定められた書式に記入し国連事務局に提出することとなっている。また各国は軍備保有、国内生産を通じた調達に関する情報等のデータの提出を奨励されている。

**（注）** 報告対象となる7カテゴリーの兵器

I. 戦車 II. 装甲戦闘車両 III. 大口径火砲システム IV. 戦闘用航空機 V. 攻撃ヘリコプター VI. 軍用艦艇 VII. ミサイル及びミサイル発射装置

門家会合において、7カテゴリーの定義、スコープ、運営等の見直しが行われる。

2003年の会合では「Ⅲ. 大口径火砲システム」の口径を100ミリから75ミリへ引き下げ、「Ⅷ. ミサイル及びミサイル発射装置」にはサブカテゴリーとして携帯式地对空ミサイル（MANPADS）が追加された。さらに、小型武器の輸出入に関する追加情報を加盟国が自主的に提出することが勧告された。

2006年の会合では「小型武器」登録のための書式（使用は任意）が作成されたほか、「Ⅵ. 軍用艦艇」の敷居値が750トンから500トンに引き下げられた。

2009年の会合では、小型武器を新たなカテゴリーとして報告対象とする提案が重点的に議論されたが合意に至らなかったことから、小型武器のカテゴリー化について各国の見解を求めることが勧告された。日本は小型武器のカテゴリー化に賛成する主旨の見解を2010年に提出した。

(4) この制度には主要な武器輸出国がこの登録を行っていることから、ほとんどの国際武器移譲をカバーしている。これまでに少なくとも1回は本制度への登録を行った国の数は173か国に上っている。但し、近年、毎年登録数は減少傾向にあり、2010年に登録した国は、72か国であった。2011年には、84か国に微増したが、今後本制度の一層の周知、参加促進を図ることが重要である。

(3) 本制度について3年毎に開催される政府専

(5) 日本は、本制度発足（1993年）以降毎年登

録を行うとともに、当初より本制度普及のため各国政府にデータを提出するよう働きかけを行うとともに、本制度強化のためのワークショップ開催への支援等の貢献を行ってきた。また、本制度の運用状況

を検討するため原則3年ごとに開催されてきた政府専門家会合に毎回（次回は2013年に開催予定）参加し、中心的な役割を果たしてきている。

## 第2節 国連軍事支出報告制度

（1）国連軍事支出報告制度は、1980年の国連総会決議35/142Bにより設立され、1981年より実際の運用が開始された。同制度は特定の国について当該国政府が公表した報告情報の蓄積により軍事費増減の動向を推定することが可能であり、その意味で透明性向上、信頼醸成に貢献するものとなっている。

（2）国連軍事支出制度の報告対象は、①人件費やメンテナンス費用等の運営費用、②調達及び建設費用、③研究開発費用であり、各項目の内訳も報告される。

（3）日本は1982年に最初の報告を行い、1997年以降毎年報告している（2010年までの総報告回数は22回）。主要国の2010年までの総報告回数は米国23回、英国29回、フランス22回、ドイツ29回、ロシア

15回、中国3回、韓国7回である。

（4）本件制度への参加国数については最初の10年間は20か国台、冷戦後の90年代は30か国台であった。その後、本件制度に関する国連決議の共同提案国であるドイツとルーマニアの努力により、2001年（61か国）、2002年（80か国）と急増し2008年までは同レベルで推移していたが、2009年（59か国）及び2010年（49か国）に大幅に減少した。2011年（50か国）は前年比微増となっている。

（5）発足から、30年を経た本制度の運用状況を見直すために、2010年及び2011年に政府専門家会合が開催された。その結果、本制度の信頼醸成措置としての有効性が確認されるとともに、報告様式の改訂等の改善策がとりまとめられた。





## 第5部

# 宇宙空間における 制度的枠組み

# 第5部 宇宙空間における制度的枠組み

## 第1章

### 総論

国際社会は、宇宙空間における軍事利用を禁止又は制限する幾つかの国際的な枠組みを既に作成している。例えば、1967年に発効した宇宙条約は、宇宙を宇宙空間と月その他の天体とに分け、宇宙空間については、「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せ」ること、及び「他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置」することを禁止している。天体については、「もっぱら平和的目的のために」利用されるものとし、「天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施」を禁止している。

宇宙条約以外では、1963年に発効した部分的核実験禁止条約が、宇宙空間における核実験を禁止している。1978年に発効した環境改変技術禁止条約は、宇宙空間の構造に変更を加える技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止している。1984年に発効した月協定は、「月」を天体と宇宙空間の双方を含む概念と定義した上で、月は「もっぱら平和的目的のために」利用されるものとし、月における武力の行使、武力による威嚇等を禁止した。しかし、月協定の締約国は、主要な宇宙活動国を含まない13か国に留まっている。

## 第2章

# 宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS)

### 第1節 ジュネーブ軍縮会議 (CD) における PAROS に関する議論

長年、宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS: Prevention of Arms Race in Outer Space) は CD の議題の 1 つとして議論されてきた。1985年から1994年まで軍縮会議において「宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS)」に関する特別委員会が設置され、宇宙条約を補完する新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器、対弾道ミサイル・システムの評価などにつき議論が行われた。しかし、実質的な成果は得られず、その後、PAROSに関する特別委員会は設置されていない。2008年、中国及びロシアが、宇宙空間への兵器の配置を禁止することを含む

「宇宙空間における兵器配置防止条約案 (PPWT)」を CD に提出した。CD は長年にわたって、軍縮条約の交渉を行うための作業計画を採択できずにいたが、2009年に12年ぶりにコンセンサス採択された作業計画では、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) 交渉のための作業部会の設置が合意されるとともに、PAROSについては実質的議論を行うための作業部会の設置が合意された。しかし、採択された作業計画を実施するための作業日程等についての合意が見られず、結局進展は得られなかった。

### 第2節 日本の立場

日本は、宇宙空間における軍備競争は防止されるべきであるとの観点から、宇宙における軍備競争の

問題に関する様々な論点につき総合的に検討し、CD における議論に積極的に参加している。

## 第3章

# 宇宙活動に関する国際行動規範

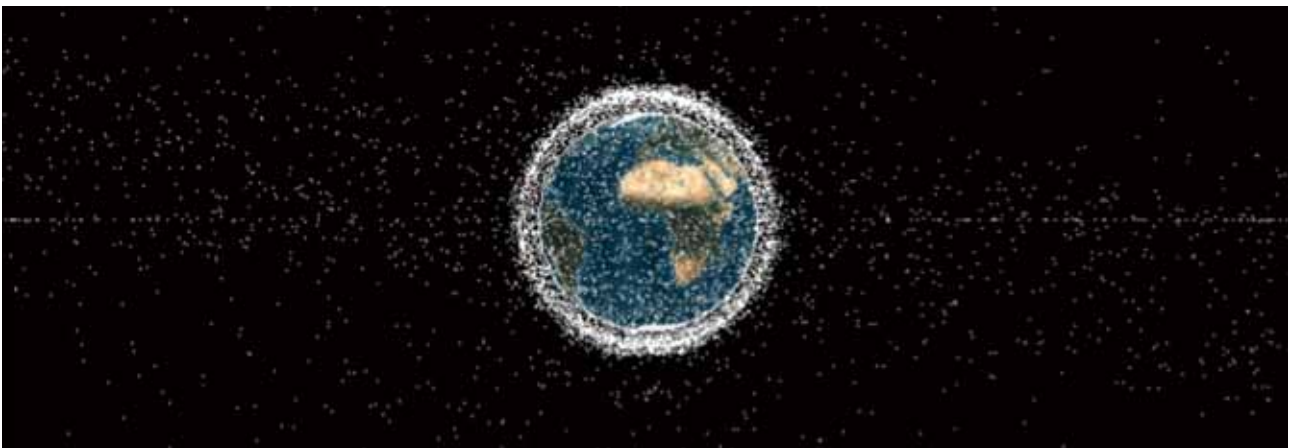
### 第1節 概要

#### 1. 経緯

近年、宇宙利用国や宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加、2007年の衛星破壊（ASAT: Anti-Satellite weapon）実験のような不透明な宇宙活動等の問題に対処する必要が生じている。この状況に対して、CD及び国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）を含む宇宙関連の多国間協議の場で法的拘束力を有する新たな条約の策定が困難な中、いわゆるソフトローの策定により、各国の関連の条約等の適切な履行を確保し、宇宙ガバナンスを構築するとの時流が形成されつつある。

そうした中、2008年12月、EUが、法的拘束力を有しないソフトローとして、EU総務・対外関係理

事会において、国際社会に対して提案するものとして、宇宙活動に関する国際行動規範案を採択した。その後、各国との協議を踏まえ、EUは、2010年9月、EU総務・対外関係理事会において国際行動規範案の改訂版を採択した。EUは、その後も各国との協議を続け、2012年6月、同行動規範の多国間外交プロセスを正式に開始するため、ウィーンにおいて、すべての国連加盟国に開かれた最初の多国間会合（multilateral meeting）を開催した。今後、数回の多国間専門家会合（multilateral expert meeting）を経て、署名のための外交会議が開催される予定である。



地球を取り巻く大量の宇宙ゴミ（スペースデブリ）のイメージ（現在軌道が判明しているデータを基に解析）

#### 2. EU提案の国際行動規範案の概要

宇宙活動の活発化に伴って、宇宙活動の軍事利用と民生利用の境目が曖昧になる中、EUが提案する国際行動規範案は、軍事利用と民生利用の両方の宇宙活動をカバーすることを意図している。また、各

国の宇宙活動の透明性及び信頼を醸成する、透明性・信頼醸成措置（TCBM）の一環と位置づけられている。具体的には、署名国は、事故、衝突その他の有害な干渉可能性を最小化する措置をとること、宇宙ゴミ（スペースデブリ）発生低減のため宇宙物体

の意図的な破壊等を差し控えること、宇宙物体への危険な接近をもたらす可能性のある運用予定、軌道変更、再突入、衝突等のリスクを通報すること、参加国は、他国が同規範のコミットメントに矛盾する

活動を行っているとする理由を有する場合に協議を要請することができること等が規定されている。

## 第2節 日本の立場と取組

日本は、宇宙ガバナンスの構築を目的としたソフトローの整備が、宇宙活動国間の信頼醸成及び日本の安全保障に貢献し、国際社会の宇宙活動の利益ともなるとの立場を踏まえ、国際行動規範案の基本的な概念や原則を支持している。2012年1月には、玄葉光一郎外務大臣が、日本として「EUが主導して

きたイニシアティブを歓迎し、本件に関する国際的な議論に積極的に参加する用意がある」旨表明した。日本は、同行動規範案が実効的かつ普遍的なものとなり、多くの国が同行動規範案に参加できるよう、アジア諸国をはじめ、関係国と密接に協力・意見交換している。





## 第5部

# 宇宙空間における 制度的枠組み

# 第5部 宇宙空間における制度的枠組み

## 第1章

### 総論

国際社会は、宇宙空間における軍事利用を禁止又は制限する幾つかの国際的な枠組みを既に作成している。例えば、1967年に発効した宇宙条約は、宇宙を宇宙空間と月その他の天体とに分け、宇宙空間については、「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せ」ること、及び「他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置」することを禁止している。天体については、「もっぱら平和的目的のために」利用されるものとし、「天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施」を禁止している。

宇宙条約以外では、1963年に発効した部分的核実験禁止条約が、宇宙空間における核実験を禁止している。1978年に発効した環境改変技術禁止条約は、宇宙空間の構造に変更を加える技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止している。1984年に発効した月協定は、「月」を天体と宇宙空間の双方を含む概念と定義した上で、月は「もっぱら平和的目的のために」利用されるものとし、月における武力の行使、武力による威嚇等を禁止した。しかし、月協定の締約国は、主要な宇宙活動国を含まない13か国に留まっている。

## 第2章

# 宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS)

### 第1節 ジュネーブ軍縮会議 (CD) における PAROS に関する議論

長年、宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS: Prevention of Arms Race in Outer Space) は CD の議題の 1 つとして議論されてきた。1985年から1994年まで軍縮会議において「宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS)」に関する特別委員会が設置され、宇宙条約を補完する新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器、対弾道ミサイル・システムの評価などにつき議論が行われた。しかし、実質的な成果は得られず、その後、PAROSに関する特別委員会は設置されていない。2008年、中国及びロシアが、宇宙空間への兵器の配置を禁止することを含む

「宇宙空間における兵器配置防止条約案 (PPWT)」を CD に提出した。CD は長年にわたって、軍縮条約の交渉を行うための作業計画を採択できずにいたが、2009年に12年ぶりにコンセンサス採択された作業計画では、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) 交渉のための作業部会の設置が合意されるとともに、PAROSについては実質的議論を行うための作業部会の設置が合意された。しかし、採択された作業計画を実施するための作業日程等についての合意が見られず、結局進展は得られなかった。

### 第2節 日本の立場

日本は、宇宙空間における軍備競争は防止されるべきであるとの観点から、宇宙における軍備競争の

問題に関する様々な論点につき総合的に検討し、CDにおける議論に積極的に参加している。

## 第3章

# 宇宙活動に関する国際行動規範

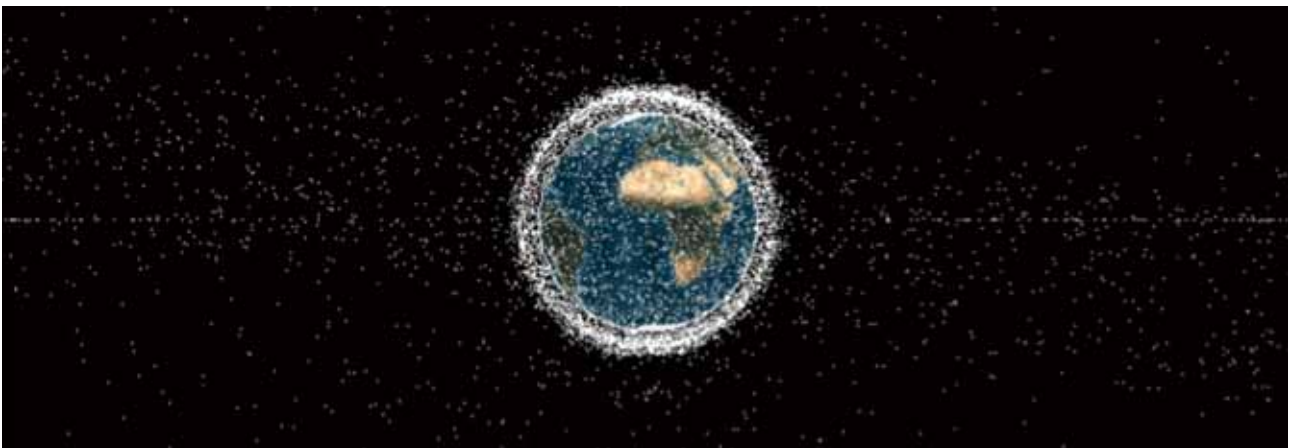
### 第1節 概要

#### 1. 経緯

近年、宇宙利用国や宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加、2007年の衛星破壊（ASAT: Anti-Satellite weapon）実験のような不透明な宇宙活動等の問題に対処する必要性が生じている。この状況に対して、CD及び国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）を含む宇宙関連の多国間協議の場で法的拘束力を有する新たな条約の策定が困難な中、いわゆるソフトローの策定により、各国の関連の条約等の適切な履行を確保し、宇宙ガバナンスを構築するとの時流が形成されつつある。

そうした中、2008年12月、EUが、法的拘束力を有しないソフトローとして、EU総務・対外関係理

事会において、国際社会に対して提案するものとして、宇宙活動に関する国際行動規範案を採択した。その後、各国との協議を踏まえ、EUは、2010年9月、EU総務・対外関係理事会において国際行動規範案の改訂版を採択した。EUは、その後も各国との協議を続け、2012年6月、同行動規範の多国間外交プロセスを正式に開始するため、ウィーンにおいて、すべての国連加盟国に開かれた最初の多国間会合（multilateral meeting）を開催した。今後、数回の多国間専門家会合（multilateral expert meeting）を経て、署名のための外交会議が開催される予定である。



地球を取り巻く大量の宇宙ゴミ（スペースデブリ）のイメージ（現在軌道が判明しているデータを基に解析）

#### 2. EU提案の国際行動規範案の概要

宇宙活動の活発化に伴って、宇宙活動の軍事利用と民生利用の境目が曖昧になる中、EUが提案する国際行動規範案は、軍事利用と民生利用の両方の宇宙活動をカバーすることを意図している。また、各

国の宇宙活動の透明性及び信頼を醸成する、透明性・信頼醸成措置（TCBM）の一環と位置づけられている。具体的には、署名国は、事故、衝突その他の有害な干渉可能性を最小化する措置をとること、宇宙ゴミ（スペースデブリ）発生低減のため宇宙物体

の意図的な破壊等を差し控えること、宇宙物体への危険な接近をもたらす可能性のある運用予定、軌道変更、再突入、衝突等のリスクを通報すること、参加国は、他国が同規範のコミットメントに矛盾する

活動を行っているとする理由を有する場合に協議を要請することができること等が規定されている。

## 第2節 日本の立場と取組

日本は、宇宙ガバナンスの構築を目的としたソフトローの整備が、宇宙活動国間の信頼醸成及び日本の安全保障に貢献し、国際社会の宇宙活動の利益ともなるとの立場を踏まえ、国際行動規範案の基本的な概念や原則を支持している。2012年1月には、玄葉光一郎外務大臣が、日本として「EUが主導して

きたイニシアティブを歓迎し、本件に関する国際的な議論に積極的に参加する用意がある」旨表明した。日本は、同行動規範案が実効的かつ普遍的なものとなり、多くの国が同行動規範案に参加できるよう、アジア諸国をはじめ、関係国と密接に協力・意見交換している。





# 第6部

# 軍縮機関

# 第6部 軍縮機関

## 第1章

### 総論

軍縮・不拡散問題を扱う国際的な機関としては国際連合（国連。UN：the United Nations）の他、国連外の機関として、5核兵器国及びその他の60か国により構成され「唯一の多国間軍縮交渉機関」と称されているジュネーブ軍縮会議（CD）、そして化学兵器禁止機関（OPCW）、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）、国際原子力機関（IAEA）がある。国連軍縮部はこれらをまとめて軍縮機関（disarmament machinery）と位置づけており、上述のうち、OPCW、CTBTO、及びIAEAは非国連組織と分類している。

国連は、創設以来積極的に軍備管理・軍縮問題に取り組んできている。全国連加盟国により構成される国連総会、及び同総会の下部組織として軍縮・国際安全保障に関する議題を議論する第一委員会、並びに特定の問題に焦点を当てて議論する国連軍縮委員会といった場の他、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である国連安全保障理事会においても、軍縮・不拡散問題が取り上げられてきている。

国連は、軍縮問題に関する議論や決議の採択を行う形で国際社会に影響を与えてきた。冷戦終結後には国連軍備登録制度の設置や、包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択（注）、国連小型武器行動計画の採択など具体的な成果をあげている。国連総会では、これまで軍縮問題に特化した国連軍縮特別総会が1978年、1982年及び1988年の計3回開催された。また、国連の軍縮機関には、国連事務総長の諮問機

関であって、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う国連軍縮諮問委員会や、国連内にあつて自律的な立場で軍縮分野の研究を行う国連軍縮研究所（UNIDIR）もある。

CDは米国・英国・フランス・ソ連の4か国合意（1957年）により設立された「10か国軍縮委員会」を起源とし、「18か国軍縮委員会」、「軍縮委員会会議」といった変遷を経て、第1回国連軍縮特別総会（1978年）における決定により設立された「軍縮委員会」を母体として、1984年に「軍縮会議」と名称変更され現在に至っている。

CDでは核軍縮、兵器用核分裂性物質生産禁止条約、宇宙空間における軍備競争の防止、消極的安全保証を始めとする事項が扱われているが、国や地域グループにより各事項の優先度が異なること、採択はコンセンサスが原則であることから、1996年にCTBTを作成（注）して以降、実質的な交渉が行われない状況が続いている。国連総会における決定は過半数による多数決によっているが、CDにおいてはコンセンサス方式が採用されているため、CDで合意された条約は実効的なものとなる見込みが得られるという側面がある一方、CDにおける合意の達成は国連総会に比してより困難となる側面もある。

このような長年のCDの停滞状況を打開するためにCDの事務規則の改訂や、CDの外での交渉の可能性等、今後の軍縮機関の在り方が、今後の課題として議論が続けられている。

（注）CTBTの交渉は1994年からCDの核実験禁止特別委員会において本格的に交渉が開始された。CDにおける交渉は2年半にわたって行われたが、インドの反対によってコンセンサスで採択することはできなかった。しかし、CTBT成立に対する国際社会の圧倒的案支持と期待を背景とし、オーストラリアが中心となって、CDで作成された同条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数にて同条約を採択した。



## 第2章

## 国際連合

## 第1節 国際連合における議論

国際連合は、1945年の創立以来、国連憲章第11条（国連総会が、軍縮について審議し、加盟国もしくは安全保障理事会（以下、安保理）に勧告を行うことを規定。）等に基づき、軍縮問題についても積極的に取り組んできた。

冷戦時代は、非同盟運動（NAM：Non-Aligned Movement）諸国のイニシアティブによって、1978年、1982年、1988年と計3回の国連軍縮特別総会が開催されるなどの動きはあったものの、全体としては国連を通じた具体的な軍縮・不拡散上の成果は限定的であり、むしろ二国間又は地域的な枠組みを通じて主要な軍縮の合意が形成されてきた。

他方、国連は基本的に総会における議論及び決議の採択という形で軍縮に関与してきている。これらの議論や決議は、その時々国際情勢、安全保障環境の中で国際社会の軍縮・不拡散問題についての関心や考えを反映したものであり、中長期的にみれば、これらの問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきた。

冷戦終焉後は、国連軍備登録制度の設置（1991年）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の国連総会における採択（1996年）、国連小型武器行動計画の採択（2001年）、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の採択（2005年）等、国連総会の場を通じて軍縮・不拡散の具体的な成果を上げている。また、安保理は、2001年の米国同時多発テロ以降の、テロ組織等の非国家主体に対する大量破壊兵器拡散への懸念の高まりを受けて、2004年4月には不拡散に関する安保理決議第1540号を採択した。また、2006年以降、北朝鮮やイランといった個別の地域問題等について制裁を含む決議を採択しており、国際的な不拡散体制の強化について

安保理が果たす役割は近年急速に増大している。

なお、国連事務局にあった軍縮局は、国連によるこれらの活動を支え、軍縮担当の事務次長ポストを1987年から1992年まで明石康氏が、2003年5月から2006年1月まで阿部信泰氏（元外務省軍備管理・科学審議官、元駐スイス大使）が、2006年4月から2007年2月まで田中信明氏（元駐トルコ大使）が務めた。同局は2007年2月に採択された国連総会決議により、同年4月廃止され、軍縮は事務総長の直轄事項となり、事務次長レベルの上級代表が統括することとなった。2007年7月から2012年2月までブラジルの元外交官のデュアルテ氏が、同年3月以降はドイツ出身で国連職員として経験豊富なケイン氏が同代表を務めており、同事務局の下に、大量破壊兵器部門、通常兵器部門、地域軍縮部門、査察・データベース・情報部門、ジュネーブ軍縮会議（CD）事務局及び会議支援部門の5部門が置かれている。

国連事務総長も核軍縮・不拡散の問題について積極的役割を果たしている。潘基文国連事務総長は、2008年10月に開催された会合の基調講演において5項目提案を行ったほか、2010年5月核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議における一般討論演説において5つの基準を提示した。2010年9月には、1996年以降実質的な交渉や議論を行っていないCDの再活性化に関するハイレベル会合を開催した（第3章第2節参照）。更には、2010年8月、広島で開催された戦後65回目となる平和記念式典に国連事務総長として初めて出席し、2012年8月の広島及び長崎における平和記念式典にはケイン国連軍縮担当上級代表が国連事務総長の代理として出席し、国際社会に向けて核廃絶と核不拡散を呼びかける等、イニシアティブを発揮している。

**【潘基文国連事務総長の5項目提案（2008年10月 東西研究機関主催核軍縮会合における基調講演）】**

- ①すべてのNPT締約国、特に核兵器国は、NPT上の義務である核軍縮に向けた効果的な措置につき交渉を行う。これらの国は、強力な検証制度に裏付けられた核兵器禁止条約の交渉を行うことも検討できよう。
- ②安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する議論を行うべき。常任理事国は、非核兵器国に対し、核兵器の使用又はその威嚇の対象とならないとの明確な保証を与えることができよう。安保理は、核軍縮に関する首脳会合を開催することができよう。
- ③CTBTの早期発効、及びCDにおける兵器用核分裂性物質条約(FMT)の交渉の無条件・即時の開始を実現するための新たな取組が必要。
- ④核兵器国は、自国の説明責任及び透明性のための取組に関する情報を国連事務局に対して提出し、広く配布するよう奨励する。核兵器国は、核兵器保有量、核分裂性物質のストック等に関する情報提供量を拡大できよう。
- ⑤国連総会は「軍縮・不拡散及びテロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」についてのブリックス委員会の勧告を受け入れることができよう。

**【2010年NPT運用検討会議における潘基文国連事務総長演説（2010年5月）】**

核軍縮・不拡散への機運創設のための5つの基準

**①核軍縮に向けた真摯な進展**

核兵器国は核廃絶に向けた「明確な約束」を再確認すべき。2000年NPT運用検討会議で合意された13の措置を更新・拡大するよう奨励する。

**②NPTの普遍化に向けた動き**

NPT非締約国は早期にNPTに加入すべき。加入までの間、これらの国の核兵器・技術の安全及びセキュリティを確保する必要あり。核実験モラトリアム及び核分裂性物質の厳格な輸出管理等も必要。

**③法の支配の強化**

CTBTの早期発効に向けて、批准のための時間枠組みを設定することを真剣に検討すべき。CTBTを間もなく批准するとインドネシアの発表を歓迎する。他国はこれに倣うべき。

本年又は来年、核テロ条約の運用状況を検討するための会議の開催を呼びかける。

CDはFMCT交渉を即時に開始すべき。CDが作業計画に合意できない場合には、高い政治レベルのより強固な後押しが必要。

各国はIAEA追加議定書を批准すべき。

**④中東及びその他の地域における非核兵器地帯実現に向けた進展**

中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けた努力を強く支持。本件に係る粘り強い議論に関与すべき。

イランの核開発計画について、イランは、国連安保理決議を完全に遵守し、IAEAに十分に協力すべき。

北朝鮮に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化を実現するために、無条件かつ可能な限り早期に六者会合に復帰するよう奨励する。

**⑤NPT運用検討プロセスを強化**

不履行に対する効果的な措置の欠如は制度上の欠陥である。安保理は、前年の核軍縮・不拡散に関する安保理首脳会合のフォローアップのための定期的な閣僚レベル会合の開催などを通じて、この欠陥を補完するために特別かつ重要な役割を担う。

### 【潘基文国連事務総長講演「今がその時 (Now is the Time)」要旨 (2010年8月6日 広島)】

- 自分は平和の巡礼として広島を訪問した。全世界の指導者が我々に加わるべき。
- 軍縮は国連の最も重要かつ崇高な目標かつ優先課題の一つであり、自分の一生を捧げ続けてきた目標。
- 各地で機運が高まり、広島の名が響き渡っている。これは、爆心地（グランド・ゼロ）から核兵器のない世界（グローバル・ゼロ）を目指す行動を求める世界的な呼びかけだ。
- 核兵器国からも新たにコミットメントが示されている。即ち、米国とロシアの新 START、米国での核セキュリティ・サミットでの重要な進展、NPT 運用検討会議の前進、とりわけ市民社会からの良心の唱和である。秋葉広島市長、田上長崎市長を始め、4千を超える市長がこの動きに参加している。

#### （北朝鮮・イラン）

- 北朝鮮に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化に向け、具体的措置を講じるよう求める。
- イランに対し、関連安保理決議をすべて履行し、IAEA に全面的に協力し核開発プログラムに関する疑念を払拭するよう求める。

#### （安保理首脳会合・5項目提案）

- 今こそ政治的機運を築く時である。
  - ・定期的に核セキュリティ・サミットを開催しフォローアップを図るべき。
  - ・日本政府に対し、核軍縮・不拡散に関する5項目提案を前進させるための地域会合の開催を検討するよう求める。

#### （核軍縮措置に関する時間枠の設定）

- 今こそ、
  - ・CTBT の早期発効を図るべき時。目標を 2012 年に設定。
  - ・兵器用核分裂性物質の生産禁止すべき時。
  - ・核兵器の不使用への道を開くために先制不使用政策に関する合意に向けて歩みを進める時。
- 平和市長会議が定めた、2020 年までに核兵器のない世界を実現するという目標は完璧なビジョン。
- 我々の子ども達に軍縮を通じた平和という正しい道を教える。その教育には被爆者証言の翻訳も含まれる。

## 第2節 国連総会（第一委員会）

国連において軍縮・不拡散分野の問題は、主に、すべての加盟国が参加できる総会の中で軍縮・国際安全保障関係のテーマを議論する「第一委員会」において行われている。そのほか、総会の補助機関として特定の問題をその都度重点的に取り上げて議論する「国連軍縮委員会（UNDC）」も存在する。

### 1. 第一委員会

従来、国連総会の第一委員会においては、軍縮問題が、政治、安全保障、技術の問題等と一緒に議論されていたが、1978年の第1回国連軍縮特別総会は、「総会の第一委員会は、軍縮問題及び関連する国際安全保障問題のみを取り扱う」旨の決定を行い、以

降第一委員会では主として軍縮・国際安全保障問題が議論されてきている。この委員会は、毎年秋の国連総会一般討論後、約4週間の会期で開催される。

第一委員会では毎年数多くの軍縮関連の決議が採択され、国際的な気運を高め、方向性を示す役割を果たしている。また、その動向は軍縮・不拡散の流れを見極める上で極めて重要である。日本も毎年、この分野における重要事項の決議案を提出している。

具体的には、日本は、1994年から1999年まで「究極の核廃絶決議案」を提出し、2000年以降は、同年5月のNPT運用検討会議の成果を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道筋を示した決議案

「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出した。2005年以降は、同年5月のNPT運用検討会議の決裂、9月の国連首脳会合で採択された成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて、新たに「核兵器の全面的廃絶への新たな決意」決議案を提出し、いずれの決議もこれまで圧倒的支持を得てきた。2010年には、タイトルを「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」とし、同年5月のNPT運用検討会議において10年ぶりに全会一致で最終文書が採択されたことを受け、従来に比べ包括的で、「核兵器のない世界」に向けた国際社会の具体的行動を求める内容となっており、2010年、11年、12年ともに圧倒的多数により採択された。なお、日本提出の核軍縮決議案には2009年以降核兵器国である米国が共同提案国となっており、2012年には米国に加え核兵器国である英国も16年ぶりに共同提案国となった。

また、日本は、小型武器問題が国際社会で本格的に提起された1995年からほぼ毎年、小型武器に関する決議案を提出している。2012年の決議案は、同年8月末に開催された第2回国連小型武器行動計画履行検討会議の成果文書を支持し、同行動計画の実施をさらに強化するために各国に対し、有効な国際協力・支援等と呼びかけるとともに、2018年の第3回国連小型武器行動計画履行検討会議までの会議スケジュールを決定する内容となっており、日本は、南アフリカ及びコロンビアと共同提案し、第一委員会及び国連総会本会議においてコンセンサスで採択された。

## 2. 国連軍縮委員会 (UNDC)

国連は、軍縮問題について研究・勧告を行う目的で、当初「原子力委員会」と「通常軍備委員会」の2つの委員会を設置した。その後、1952年の第6回国連総会において、両者の業務を統合し、軍縮条約に盛り込まれるべき提案を用意する新たな機関として「国連軍縮委員会 (UNDC : United Nations Disarmament Commission)」が設置された。この委員会は、軍縮問題で見るべき成果を上げることができず、長い間休眠状態にあった。1978年の第1回国連軍縮特別総会において、この委員会を改編し、すべての国連加盟国が参加して軍縮分野における問題を検討し勧告する国連総会の補助機関として、現

在のUNDCを設立することが決定された。

UNDCは、その翌年の1979年より毎年、4月の時期に約3週間の会期でニューヨークにて議論を行っており、慣行として、同一の議題を2～3年間継続して扱う。1997年から1999年までの3年間は、「非核兵器地帯」、「第4回軍縮特別総会」及び「実際の軍縮」の3つの議題について議論され、非核兵器地帯の設立に際しての原則とガイドラインについて合意された。

2000年から2003年までは、新しく「核軍縮プロセスを進めるための方法と措置」及び「通常兵器の分野における実効的な信頼醸成措置」の2つの議題が取り上げられたが、参加国間で実質的な合意が達成されなかった（2002年は例外的に非開催）。また、2004年からは新たな議題で議論が行われる予定であったが、2004年、2005年とも議題について合意が得られないまま会期が終了した。

2006年からは、「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」、「通常兵器分野における現実的な信頼醸成措置」及び「UNDCの作業の効率性向上のための措置」が議題として取り上げられ、2008年会期における成果を目指して活発な議論が進められたが、実質的な合意は達成されなかった。

2009年からの会期では、核軍縮の機運の高まりを受け「第4次軍縮の10年宣言」及び「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」、また、これらの議題に加え2011年には「通常兵器分野の実効的な信頼醸成措置」についても議論が行われたが、実質的な合意は達成されなかった。

2012年は、過去10年以上UNDCが機能不全に陥っている現状打開を目指し、「UNDCの作業方法」に焦点を当てた議題が西側を中心に提案されたが、NAM諸国は「軍縮の10年宣言」を議題に入れることを主張した。結局、今次3年サイクルでは、前回サイクルと同一の「核軍縮・核不拡散の目的を達成するための勧告」及び「通常兵器分野における現実的な信頼醸成措置」を議題とすることが決定され、「UNDCの作業方法」及び「軍縮の10年宣言」は、非公式会合の形で議論されることとなった。

### 第3節 安全保障理事会

軍縮・不拡散の問題は、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である安保理においても取り上げられてきている。

NPTが成立した1968年には、いわゆる「積極的安全保証 (PSA)」(核兵器の使用の犠牲になったか、或いはその威嚇を受けている非核兵器国に対して積極的に援助を与えること。)に関する安保理決議第255号が採択され、また、1995年には、NPT交渉過程から非核兵器国により問題提起され続けてきたいわゆる「消極的安全保証 (NSA)」(核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を使用しない、又は使用すると威嚇を行わないこと。)に関する安保理決議第984号が採択された。さらに、1992年1月には、軍縮、軍備管理及び不拡散における進展が国際の平和と安全の維持に果たす決定的な役割を再確認し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であるとする安保理議長声明が発出された。

安保理は、2004年4月に、不拡散に関する安保理決議第1540号を全会一致で採択した。これは、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを明記した国連憲章第7章下の初の安保理決議である。決議の主な内容は、①大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送等又は使用を試みる非国家主体に対し、すべての国がいかなる形態の支援を提供することも差し控えることを決定、②非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器等を製造、取得、所持、開発、輸送等又は使用すること及びそうした活動に関与、共犯として参加、支援又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律をすべての国家が採択、実施することを決定、③大量破壊兵器等の拡散を防止するため、関連物資等に対する国内管理を確立するための効果的な措置をすべての加盟国がとることを決定し、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理を策定、維持することを決定するものである。この決議に基づき、安保理の下に設置期間を2年間とする委員会(通称「1540委員会」)が置かれ、すべての加盟国が、本件決議の実施につき報告することが定められた。また、自国領域内においてこの決議の条項を実施するにあたり法

令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう各国に呼びかけている。なお、同委員会の設置期間は、安保理決議第1673号(2006年4月採択)及び安保理決議第1810号(2008年4月採択)により累次延長され、安保理決議第1977号(2010年4月採択)により、2021年4月まで延長された。

日本は、同決議に基づき、決議の実施に関して日本が取っている措置を1540委員会に報告するとともに、同決議を各国が完全に実施するよう呼びかけ、そのために必要な支援を行う用意がある旨表明してきている。

また、2009年9月には、オバマ米国大統領が議長を務め、核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合が開催された。日本からは鳩山由起夫総理大臣が出席し、全会一致にて安保理決議1887号を採択した。同決議は、核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティのそれぞれの分野について、国際社会として取り組むべき方向性を示すとともに、その実現にむけた協力を呼びかけた。

安保理は、上記のように、安全保障や軍縮・不拡散一般に関する決議・議長声明を発出してきているが、これらとは別に、個別の地域問題についても、決議や議長声明を発出してきている(第2部第6章参照)。特に、2006年以降、北朝鮮及びイランの核問題等に関して一連の決議が採択されたことは、不拡散分野における安保理の取組として大きな進展である。なお、日本は、いずれの決議も誠実に履行している。

北朝鮮については、現在まで制裁措置を含む複数の安保理決議が採択されている。2006年7月に実施された北朝鮮のミサイル発射に対して、安保理は、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、北朝鮮及び加盟国に具体的な措置の実施を求める安保理決議第1695号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、弾道ミサイル計画活動の停止、モラトリアム再確認、六者会合復帰等を要求するとともに、すべての加盟国に、厳格な輸出管理、資金移転防止措置等を要求している。

同年10月の北朝鮮による核実験実施の発表を受け

て、日本が議長国を務めていた安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画、大量破壊兵器・弾道ミサイル計画の放棄等を要求するとともに、すべての加盟国が、軍関連及び核・ミサイル・大量破壊兵器関連の特定品目等の供給防止、奢侈品の輸出禁止、関係者の入国禁止、資産凍結等を行うことを要請している。

また、2009年5月の北朝鮮による核実験を受け、同年6月に安保理は、安保理決議第1874号を全会一致で採択した。同決議には、北朝鮮に対する制裁措置として、武器禁輸の強化、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化、資産凍結やモニタリング等の強化による金融資産の移転の抑止や新規援助及び貿易関連の公的資金支援禁止の要請といった金融面の措置、北朝鮮制裁委員会の強化（同決議により新たに設置された専門家パネルについては、安保理決議第1928号、第1985号及び第2050号によりマンドートを約1年ずつ延長）などが盛り込まれている。

また、国際社会の度重なる要求を無視してウラン濃縮関連活動等を行ってきたイランに対して、安保理は、2006年3月、イランの核問題に関するIAEA理事会の要求事項を履行するよう求めた議長声明を採択したの続き、同年7月には、イランに対し、すべての濃縮関連・再処理活動の停止を要求する内容の安保理決議第1696号を採択した。同決議の採択にもかかわらず、イランは濃縮関連活動を続けたため、イランに対する制裁措置を含む以下の安保理決議を全会一致で採択した。

同年12月に採択された安保理決議第1737号では、イランに対し、すべてのウラン濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務づけるとともに、

すべての加盟国に対し、イランに対する核・ミサイル関連物資・技術及び関連する資金の移転防止、核・ミサイル関連品目のイランからの調達禁止、イランの核活動等に関与する団体・個人の資産凍結、入国・通過の監視・通知を義務づけるとともに、関連する分野での専門教育・訓練の監視・防止等の措置を要請している。

2007年3月に採択された決議第1747号では、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加し、イランからの武器調達禁止を義務づけるとともに、イランへの大型武器輸出等の監視及び抑制、イランへの新規無償援助・借款等の停止（人道・開発目的を除く）等の措置をとるよう加盟国に要請した。

2008年3月に採択された決議第1803号では、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加するとともに、特定の個人についての入国・通過防止措置を決定し、イランに所在するすべての銀行との取引の監視、輸出信用等を含めた公的な金融支援の実施の監視、イランの特定企業が所有・運航する航空機及び船舶に対する輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査等の措置を加盟国に要請した。

さらに、イランによる累次の安保理決議違反等を受け、2010年6月、安保理は決議第1929号を採択した。同決議では、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の強化、資産凍結及び入国・通過防止措置等の対象となる団体・個人の追加、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化等を決定するとともに、一定の条件下での金融サービス等の提供の防止やイランの銀行による自国企業との合弁企業設立や取引関係（コルレス関係）確立の禁止等を要請する等の金融面の措置、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）などを含んでいる。

## 第4節 国連軍縮諮問委員会

国連軍縮諮問委員会は、国連事務総長の諮問機関であり、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う。また、ジュネーブの国連軍縮研究所(UNIDIR)の運営を監督する理事会としての機能も併せ持つ。

この委員会は、1978年の第1回国連軍縮特別総会でワルトハイム国連事務総長が行った提案に基づき、事務総長の下に30人の有識者より構成される軍

縮諮問委員会が設置されたことに始まる。当時の委員会は、計7回の会合を開催して1981年にその任務を終了したが、1982年、第37回国連総会決議(37/99K)によって同委員会の復活が決定され、現在に至っている（1989年に現在の名称に改定。）。

この委員会は、毎年2回（例年2月及び7月）、ニューヨークとジュネーブで会合を開催している。

また、同委員会は、個人の識見を基礎として、公平な地域代表の原則を考慮して事務総長から個人の資格で任命される約15名で構成される。日本からは、1992年から1998年まで堂之脇光朗氏（元軍縮代表部大使）が、1999年から2002年まで田中義具氏（元軍縮代表部大使）が、2003年から2006年まで猪口邦子氏（元軍縮代表部大使）が、2008年から2012年までは阿部信泰氏（元国連事務次長、元駐スイス大使）

が委員を務めた。2010年7月に開催された第54回国連軍縮諮問委員会では、2010年 NPT運用検討会議後の会合であったことから、運用検討会議の結果とともに、2002年の軍縮不拡散教育専門家による報告書のフォローアップについて議論が行われた。2011年及び2012年の会合では CD機能不全の現状打開に向けた CD再活性化や、通常兵器の規制について議論が行われた。

## 第3章

# ジュネーブ軍縮会議（CD）

### 第1節 概要

ジュネーブ軍縮会議（CD：Conference on Disarmament）は、唯一の多国間軍縮交渉機関である。国連を中心とした第二次世界大戦後の軍縮努力がなかなか進展しない中、1959年に米国、英国、フランス、ソ連を中心に国連の外での軍縮交渉の場として設置された「10か国軍縮委員会」が発展し、現在の会議となった。

現在の加盟国は65か国であり、①先進7か国（G7）諸国を始めとする西側グループ（25か国）、②

ロシアを中心とする東側グループ（6か国）、③途上国を中心とするG21グループ（33か国）、④中国、により構成される（日本は1969年に加盟）。

CDはこれまで、前身の機関も含めて、核兵器不拡散条約（NPT、1968年）、生物兵器禁止条約（BWC、1972年）、化学兵器禁止条約（CWC、1993年）、包括的核実験禁止条約（CTBT、1996年）等、重要な軍縮関連条約を作成したものの、CTBT作成以降、実質的交渉や議論を行うことができていない。

### 第2節 CDの停滞と打開への努力

#### 1. CDにおける作業計画をめぐる交渉

CDでは、核軍縮、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）、宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）、消極的安全保証（NSA）をはじめとする事項が取り扱われているが、地域グループや国により各事項の優先度が異なること、採択はコンセンサス（※巻末の用語解説集を参照）が原則であることから、実質的交渉や議論を行うために必要な年間の作業計画を採択することができない状況が続いている。

2009年5月、議長国アルジェリアから、FMCTについては交渉を、PAROS及びNSAについては実質的議論を、核軍縮については意見及び情報交換を行うことを決定する作業計画案が提案され、コンセンサスで採択された。その後、パキスタンが作業計画案を実施するための日程案等を定める作業計画の実施決定案の採択に反対し、一旦合意済みの作業計画を実際に実施できない状況となった。こうした状況は、その後も続き、2012年会期も、作業計画を採

択できずに終了した。（FMCTの交渉開始に関する詳細は、第2部第4章参照。）

#### 2. CD再活性化に関するハイレベル会合

2010年9月、ニューヨークにおいて、このような状況を打開しCDの活動を再活性化させるため、国連事務総長主催CDハイレベル会合が開催された。CDに政治的推進力を与えその状況を前進させるための議論が行われ、国連においても同会合のフォローアップを行っていく旨の議長総括が発出された。日本からは前原誠司外務大臣が出席し、①CDは一定の期限を設けて議論し、②それが困難な場合は代替案を検討すべき、③FMCT交渉の目処が立たなければ、日本が他の賛同国と共に、交渉の場の提供等のイニシアティブを取る用意がある旨を表明した。2011年7月、上記ハイレベル会合のフォローアップ会合が国連総会で行われたが、実質的な成果はなく終了した。



### 3. 国連総会決議

CDが2012年会期も作業計画を採択できずに終了したことを受け、2012年10月の第67回国連総会第一委員会において、オーストリア、メキシコ、ノルウェーの3か国が多国間核軍縮交渉を前進させるた

めの提言を策定する作業部会設置を決める決議案を提出し、投票により採択された。これにより、2013年にジュネーブで最長3週間、国際機関や市民社会の参加も得て同作業部会が開催されることとなる。



CD 公式本会議において演説を行う阿部俊子外務大臣政務官（2013年2月26日）





# 第7部

# 不拡散体制

# 第7部 不拡散体制

## 第1章

# 輸出管理レジーム

### 第1節 概要

輸出管理レジームとは、兵器やその関連汎用品の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々（主に先進工業国）が集まり組織する、輸出管理についての協調のための、国際条約に拠らない枠組みである。現在、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに対応した以下①～⑤の5つの輸出管理レジームが存在する。

- ①原子力供給国グループ (Nuclear Suppliers Group (NSG) : 核兵器)
- ②ザンガー委員会 (Zangger Committee: 核兵器)
- ③オーストラリア・グループ (Australia Group (AG) : 生物・化学兵器)
- ④ミサイル技術管理レジーム (Missile Technology Control Regime (MTCR) : ミサイル)
- ⑤ワッセナー・アレンジメント (Wassenaar Arrangement (WA) : 通常兵器)

日本はこれらすべての輸出管理レジームに参加している。輸出管理は拡散懸念国やテロ組織など、大量破壊兵器やその関連物資を入手又は拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行うための枠組みであり、日本はこれらの枠組みを積極的に活用しつつ、輸出管理レジーム自体の強化にも貢献している。

これらの輸出管理レジームにおいては、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような汎用品・技術（例えば高性能コンピューター、工作機械、先端

材料、ソフトウェア等）はどのようなものかにつき共通の理解を持ち、それを詳細にリスト化している。参加国はこのリストに掲載されている品目について国内法に基づき厳格な輸出管理を行っている。また、これらの輸出管理レジームでは、拡散懸念国等の動向に関する情報交換や、非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。

輸出管理レジームを通じた輸出管理についての協調は、不拡散体制の基礎となる極めて有効な手段であるが、不拡散の目的を達成するためには必ずしも十分とはいえない。特に、レジームに参加せず厳格な輸出管理も行っていない国からの物資調達など、抜け穴が存在する。途上国の中には、これらの輸出管理レジームは技術移転を妨げる差別的な先進国クラブである、といった反発も見られる。したがって、日本自身の輸出管理体制の堅持のほかに、そうした国々が不拡散の努力に参加するよう働きかけていくことも重要である。この観点から、日本はアジア地域における不拡散体制の強化を重視しており、アジア諸国の不拡散政策担当者を招いてのアジア不拡散協議 (ASTOP) やアジア輸出管理セミナー等各種セミナーや研修などを積極的に行う等、輸出管理レジーム非参加国が、輸出管理の重要性への認識を深め、輸出管理体制の強化を徹底するよう呼びかけている（第4章参照）。

## 第2節 原子力供給国グループ (NSG)

### 1. 概要

1974年、インドが、国際原子力機関 (IAEA) による保障措置の下にありながら、核実験 (インドは、これを「平和的核爆発」と呼んでいる) を行い、核の拡散が現実の問題として認識されるようになった。これを契機として、原子力関係の資機材を輸出する際には、核拡散の危険性をできる限り排除するために条件を付すことが必要との認識が高まるようになった。原子力供給国グループ (NSG) は、このような認識に基づき、原子力関係の資機材を供給する能力のある国の間で輸出の条件について調整することを目的として1978年に設立された。

設立当初以来、NSG参加国政府は、原子力活動に使用するために特別に設計又は製造された品目 (いわゆる「専用品」) 及び関連する技術の輸出の条件を定めた指針である NSGガイドライン・パート1 (ロンドン・ガイドラインとも呼ばれる。) に従った輸出管理を行っている。輸出管理対象は、その後、通常の産業等にも用いられるが、原子力活動にも使用し得る資機材 (いわゆる「汎用品」) 及び関連する技術にも拡大されている (NSGガイドライン・パート2)。2012年12月末現在、日本を含む47か国がNSGに参加している。

こうした輸出管理は、参加国の国際法上の義務として行われているわけではなく、参加国政府が、指針という、いわば紳士協定を尊重し、国内法令等に基づいて実施している。

### 2. 輸出管理の方法

#### (1) NSGガイドライン・パート1

原子力活動に使用するために特別に設計又は製造された品目 (専用品) 及び関連技術は、「NSGガイドライン・パート1」と呼ばれる指針に従って各参加国で輸出管理が行われている。この指針では、輸出管理の対象としてリスト (通称「トリガーリスト」) に列挙されている品目 (プルトニウム・ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛、再処理プラント・濃縮プラント等) の非核兵器国への輸出に際しては、①核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国政府からの公式の保証を得

ること、②受領国において IAEA の包括的保障措置 (第2部第5章第2節1. 参照) が適用されていること、③受領国において外部からの侵入・接触から核物質を保護するための措置がとられていること、④受領国が輸入した品目を第三国へ再移転しようとする場合には、原供給国に与えた保証と同一の保証を当該第三国から取り付けることの4条件を受領国に義務付けることとされている。

#### (2) NSGガイドライン・パート2

湾岸戦争後、イラクが密かに核開発計画を進めていたことが発覚したことをきっかけとして、従来のガイドラインより広範な品目を規制の対象とする必要が認識された。このため米国のイニシアティブにより交渉が開始され、1992年に作成された指針 (「NSGガイドライン・パート2」) は、原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象としている。これにより、産業用機械、材料、ウラン同位元素分離装置及び部品、重水製造プラント関連装置、核爆発装置開発のための試験及び計測装置等が新たに対象品目となった。このNSGガイドライン・パート2は、原子力関連汎用品及び関連技術の輸出が、①非核兵器国における核爆発活動、又はIAEAの保障措置の適用を受けていない核燃料サイクル活動に使用される場合、②上記①の活動への転用の容認しがたいリスクがある場合、又は対象品目の移転が核兵器の拡散を防止するという目的に反する場合、もしくは③核テロへの転用の容認しがたいリスクがある場合には、その輸出を許可すべきでないことを基本原則としている。

### 3. 最近の動きと日本の取組

NSGは、1991年以降、毎年総会を開催し、原子力に関連する資機材及び技術の輸出を管理するための制度の整備・強化に努めている。また、協議グループ会合を中心とした会合を年複数回開催している。現在、上述の2つのガイドラインの総合的な見直し作業が専門家会合において進められている。

NSGは原子力関連資機材・技術の国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的としてい

るが、最近では参加国間の輸出管理の協調にとどまらず、核不拡散に対する様々な挑戦に機動的に対応する組織体としても、その活動の幅を広げている。例えば、2002年には核テロ対策のためのガイドラインの改正が行われた。2005年6月の総会においては、保障措置協定に違反している国への原子力移転の停止に関するガイドライン改正について合意された。北朝鮮による2006年10月の核実験実施の発表及び2009年5月の核実験を受け、直後のNSG会合においてそれぞれ深い憂慮と懸念及び拡散上の懸念につき言及するNSG議長声明及びパブリック・ステートメントが発表された。更に、北朝鮮及びイランに関し、NSGガイドラインを引用した国連安保理決議が採択されたことを受け、これら決議の国内実施につき意見交換を行うとともに、各参加国の国内輸出管理制度を通じた決議の実施状況につき情報を共有

した。2008年8月及び9月には臨時総会が開催され、NSGガイドラインからのインドの例外化について議論が行われ、その結果、「インドに対する民生用原子力協力に関する声明」がコンセンサスにて採択された。2010年6月の総会ではNSG規制リストの総合的見直しに関する議論等が行われた。

日本は高度な原子力技術を有し、その平和的利用を積極的に推進しているが、同時に日本から輸出される原子力関連資機材・技術が、他国の核兵器開発に利用されないことがないよう厳格な輸出管理を行う責任を国際社会に対して負っている。このため、NSGを通じた核不拡散に積極的に取り組んでおり、在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの連絡事務局を務めるなど、NSGの活動に対して積極的な貢献を行っている。

### 第3節 ザンガー委員会

#### 1. 概要

1970年に発効した核兵器不拡散条約（NPT）の第3条第2項は、特定の原子力資機材について輸出管理を行うことを規定しているが、対象品目の記述などかなり一般的なものとどまっている。このため、スイスのザンガー教授の提唱により、協議が行われ、1974年、輸出管理の対象となる品目がザンガーリストとして合意された。ザンガー委員会参加国では、現在、同リストに掲載される品目について輸出管理が行われている。2010年10月末現在、日本を含む37か国がザンガー委員会に参加し、通常年1回会合が開催されている。

なお、ザンガー委員会は、NPT上の規定により明示的に設置されたものではなく、各国が自発的に参加するものであり、NPT締約国に対して参加が義務付けられているわけではない。また、NSGと同様、ザンガーリストに基づく輸出管理は、参加国の国際法上の義務として実施されているわけではなく、参加国政府が申し合わせを尊重し、国内法令等に基づいて実施している。

なお、NSGとザンガー委員会は、国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的とする点においては共通しているが、両レジームには主に次

のような相違点も見られる。

(1) NSGは、NPTの枠組みにとらわれることなく、核不拡散に対する様々な挑戦に迅速かつ柔軟に対応するという機能を果たしてきている。一方、ザンガー委員会は、NPT第3条第2項の解釈を行う任意の会合であり、その活動内容もあくまでNPTの枠組みの範囲内にとどまるものである。

(2) 具体的な活動内容の面では、NSGは、原子力専用品及び関連技術、並びに原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象品目としているが、ザンガー委員会は、原子力専用品のみを輸出管理対象としている。また、NSGでは、輸出の際の4条件の1つとして受領国における包括的保障措置の適用を要求しているのに対し、ザンガー委員会では、移転される核物質等に対し保障措置が適用されればよいとする。

なお、ザンガー委員会のザンガーリストとNSGガイドライン・パート1のトリガーリストとは内容面で整合性を確保することとされており、どちらかのリストが改正された場合には、他のリストにおい

でも検討の上、その改正を反映させることとなっている。

## 2. 輸出管理の方法

輸出管理の対象はプルトニウム・ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛等、再処理プラント・濃縮プラント等である。これらの品目について、①NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、直接移転された核物質又は

移転品目が使用される施設によって生産・加工・使用される核物質が核兵器又はその他の核爆発装置に転用されないこと、②NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、上記①の核物質及び移転された品目にIAEA保障措置を適用すること、並びに③再輸出先の国が再輸出される品目に保障措置を適用する旨受け入れない限り、NPTに加入していない非核兵器国に核物質及びその他の原子力資機材を再輸出しないことの3つが基本的な条件とされている。

## 第4節 オーストラリア・グループ (AG)

### 1. 概要

1984年、イラン・イラク戦争の際に、イラクにより化学兵器が用いられていたことが国連の調査団により明らかになった。イラクが化学兵器開発のために用いた原材料の多くは、民間の化学産業にも用いられるものであり（いわゆる汎用品）、通常の貿易を通じて入手されたものであった。この事実、各国に、自国の化学産業が他国の化学兵器開発に悪用されることがないように、化学兵器の開発に用い得る化学剤の輸出管理を強化する必要性を認識させるものであった。しかし、各国の輸出管理の対象範囲や運用方法に差がある限り、化学兵器の開発を行おうとする国が規制の緩い国を抜け穴として用いるおそれがある。そのため、化学剤の生産能力を持つ国が輸出管理政策の協調を行うようオーストラリアが提案し、1985年6月にベルギーのブリュッセルで第1回会合が開催された。

この枠組みは、オーストラリアが発案したことから「オーストラリア・グループ (AG)」と呼ばれるようになり、第1回会合以降、オーストラリアが議長及び事務局を務めている。AGは、その後、化学兵器関連汎用品・技術、生物兵器関連汎用品・技術へと規制対象を拡大し、それらの輸出管理における協調を通じて、化学・生物兵器の懸念国等への拡散を防止することを目的として活動してきている。2012年12月末現在、日本を含む40か国が参加、年1回総会を開催している。

### 2. 輸出管理の方法

AGの参加国は生物・化学兵器の不拡散という共

通の目的を達成するため、AGの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させることで、自国の輸出管理をより有効なものとする 것을目指している。

AGにおいて合意されている規制品目は以下のとおり。

- ①化学兵器原材料（化学物質）
- ②化学兵器製造設備（反応器、貯蔵容器等）及び関連技術
- ③生物兵器関連生物剤（人、動物、植物に対するウィルス・毒素等）
- ④生物兵器関連製造設備及び関連技術

参加国政府は規制品目の輸出審査にあたって、これらの輸出が生物・化学兵器の開発などに用いられることがないように、慎重に輸出管理を行っている。

### 3. 最近の動きと日本の取組

生物・化学兵器は、核兵器と比べて安価で開発、製造が可能であることから「貧者の核兵器」とも呼ばれており、その拡散は現在も国際社会が直面する課題である。生物・化学兵器の包括的禁止については、化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BWC）が存在しているが、両条約発効後も非締約国の存在や違反国もあり得ることなど、生物・化学兵器開発に関する懸念はなくなったわけではない。したがって、これらの条約を補完し、生物・化学兵器の不拡散体制を実効的なものとするため、AGの存在は重要である。日本も、AGを通じた生物・化学兵器関連汎用品・技術に関する輸出管理につい

ての各国との政策調整や情報交換を、生物・化学兵器の不拡散努力の一つの柱として重視している。

AGは主に生物・化学兵器関連物資の供給能力を持つ先進国からなる非公式な集まりであることから、開発途上国を始めとする非参加国からは、途上国のバイオテクノロジー産業や化学産業の発展を阻害しており、閉鎖的、差別的であるなどの批判が根強い。このため、非参加国にもAGの目的や活動概要を明確にすべく、ウェブサイトの開設や非参加国に対する説明等の努力が行われている。

また、日本において1995年に発生した地下鉄サリン事件、2001年に米国において発生した炭疽菌事件などは、テロ組織などの非国家主体が生物・化学兵

器を開発・取得し、これを実際に使用する危険性が現実のものであることを示した。このような状況を受け、AG参加国は、国家による開発・製造・保有などを防ぐことに加えて、テロ組織などの非国家主体への生物・化学兵器関連物資・技術の拡散防止策も強化していく必要があるとの認識で一致しており、規制対象の拡大等を通じた機能強化を進めている。

2011年総会では、法執行能力、査証審査方法、キャッチオール規制等の実施に関する情報共有を通じて協力を深化させていくことに合意するとともに、機微な技術の移転やブローカリング業務の規制に対する意識向上を含め、産業界及び学界をAGの作業に関与させることの重要性が強調された。

### 第5節 ミサイル技術管理レジーム (MTCR)

#### 1. 概要

ミサイル技術管理レジーム (MTCR) は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与する関連汎用品・技術の輸出を規制することをその目的とする、国際的な輸出管理協調の枠組みである。核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を対象に、G7が中心となって1987年4月に発足し、その後1992年7月に核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術が規制対象とされることになった。2012年12月末現在、日本を含む34か国が参加している。

#### 2. 輸出管理の方法

MTCR参加国は、ミサイル (宇宙ロケットも含む) 及び関連汎用品・技術 (例えば、航法装置やソフトウェアなど) を輸出管理の規制対象とすべき品目としてリスト化し、国内法令 (日本においては、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに基づく「輸出貿易管理令」、「外国為替管理令」等) に基づき、それらリスト上の品目につき輸出管理を実施している。MTCRの主な規制品目は以下のとおり。

①カテゴリー I 品目 (目的に関わらず原則輸出禁止) :

射程 300km 以上・搭載能力 500kg 以上の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、誘導装置や再突入機等のサブシステム。

②カテゴリー II 品目 (ケース・バイ・ケースで慎重審査。大量破壊兵器の運搬用と判断される場合は、原則輸出禁止) :

射程 300km 以上・搭載能力 500kg 未満の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、推進薬、構造材料、ジェットエンジン、加速度計、ジャイロスコープ、(一定容量の) 噴霧器付無人航空機 (射程に関わらず規制) 等。

#### 3. 最近の動きと日本の取組

日本は、日本の安全保障及び地域や世界の平和と安全の観点から、ミサイルの不拡散を重視してきており、設立当初より MTCRに参加し、厳格な輸出管理に努めてきている。最近の主な活動は以下のとおりであり、日本は、今後も MTCRを通じた取組に貢献していく考えである。

(1) 2003年、MTCRは、従来の規制品目リストに基づく輸出管理に加え、非リスト規制品目であっても、ミサイル開発に寄与する可能性がある場合は輸出許可申請の対象とする制度 (キャッチオール制度) を MTCR参加国が導入することにつき合意した (日本は、これに先立つ2002年4月に同制度を導入)。



(2) MTCRでは、MTCR参加国のみならず、MTCR非参加国によるミサイル関連物資・技術の輸出管理も重要であるとの認識から、MTCR非参加国がMTCRガイドライン及び規制品目リストを自国の輸出管理制度に取り入れるよう、MTCR議長国を中心にMTCR非参加国に働きかけを行ってきた。現在、MTCR非参加国の中にもMTCRガイドライン及び規制品目リスト（MTCR附属書）を遵守する国は増大しており、これらは輸出管理の国際基準

となりつつある。日本は、アジア地域における数少ないMTCR参加国（日本・韓国）として、従来、あらゆる機会を捉えてアジア諸国に対しかかる働きかけを行ってきた。

(3) 2012年年次総会においては、ミサイルの拡散への取組及びそのためにMTCRが果たす役割について再確認された他、2012年はMTCR創設25周年に当たるところ、これを記念するプレスリリースが発出された。

## 第6節 ワッセナー・アレンジメント (WA)

### 1. 概要

冷戦の終結に伴い、1994年3月、西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的としたココム（COCOM）は、その役割を終え解消された。他方、イラクによるクウェート侵攻に象徴されるように、新たな地域紛争の多発が問題となった。そのため、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核、生物・化学兵器といった大量破壊兵器を除いた武器：軍用艦艇、戦車など）及びそうした兵器を製造するのに必要とされる汎用品・技術の過度の蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応するため、輸出管理体制設立の必要性が強く認識されるようになった。旧ココム参加国を中心にロシアも含め2年半余り協議を行った結果、1995年にオランダのワッセナー市において、新輸出管理体制の設立に合意、1996年7月の設立総会をもって正式に「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント (WA)」が発足した。2012年12月末現在、日本を含む41か国が参加している。

WAは、通常兵器及び関連汎用品の製造・供給能力を有し、かつ、こうした武器・汎用品の不拡散のために努力する意思を有する参加国による、法的拘束力のない紳士的な申し合わせとして存在している。ココムがその対象地域を共産圏に限定していたのに対し、WAでは特定の対象国・地域に的を絞ることなくすべての国家、地域及びテロリスト等の非国家主体を対象としている。

WAの目的は、①通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の蓄積を防止することによって、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、②グローバルなテロ

との闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び関連汎用品・技術の取得を防止することにある。

### 2. 輸出管理等の方法

WAでは、①参加国による協議を通じて、輸出管理対象とすべき武器・汎用品の品目及びその性能水準を確定する作業（具体的には、技術の進歩等に対応した輸出管理対象品目リストの作成・改訂）、及び②どの国にどのような武器・汎用品を移転したかといった各種情報交換を通じて兵器等の蓄積状況を把握する作業によって、上述の目的を達成しようとしており、参加国にはWA内で合意された管理品目リストに基づく輸出管理の実施と、各種情報提供が求められている。

### 3. 最近の動きと日本の取組

日本は、日本自身の安全保障及び世界の平和と安全の維持の観点から、WAの目的に賛同し、設立前より積極的にWAの成立に関与してきており、WAの規制対象となる汎用品・技術に対して、厳格な輸出管理を実施してきている。また、日本は原則として武器輸出を行っておらず、WAや国連軍備登録制度において、各国に対し武器移転の透明性拡大を強く主張してきており、今後とも透明性拡大を通じた紛争の予防を目指し、積極的に取り組んでいく考えである。

2011年は4年に一度のWAの機能見直し年に当たり、技術の進歩や市場の動向に対応していくため、輸出管理対象品目リストの改訂を含むWAの機能

強化のための措置について集中的に議論を行った。また、2011年総会では、「汎用品・技術についての輸出管理内部規程ベストプラクティス・ガイドライン」、「汎用品及び汎用技術の輸出管理内部規程に関するベストプラクティス・ガイドライン」、「通常兵器システムの再移転（再輸出）の管理に関するベ

ストプラクティス・ガイドライン」、「第三国間の通常兵器の移転の管理に関する要素」の採択が行われ、また「通常兵器の不安定化をもたらす蓄積に関する客観的な分析及びアドバイスに係る要素」の改正が行われた。

### 第7節 輸出管理における日本の取組

日本は、上記の全ての国際輸出管理レジーム（NSG、MTCR、AG、WA）の規制品目リスト、各種国連安保理決議等に基づき、外国為替及び外国貿易法（外為法）、輸出貿易管理令（輸出令）、外国為替令（外為令）その他の法令・告示・通達等を通じ、厳格な輸出管理を実施してきている。

具体的には、①大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある機微な貨物・技術をリスト化して規制するリスト規制、②リスト規制品目以外にも用途・需要者により規制を行うキャッチオール規制、③日本以外の国を仕向地とする貨物であっ

て日本に仮陸揚げしたものについて規制を行う積替規制、④外国相互間の貨物の移動を伴う売買、貸借及び贈与について規制を行う仲介貿易・技術取引規制等を行ってきた。

また、貨物の輸出や技術の提供を継続的に行う企業、研究機関等（輸出者等）における自主管理の取組を強化することが重要との観点から、輸出者等の内部管理体制の整備を含む輸出者等遵守基準を定めるとともに、組織内部の規程として輸出管理内部規程（CP：Compliance Program）を制定すること求めている。

## 第2章

## ミサイルの不拡散

## 第1節 問題の現状

核兵器等大量破壊兵器の有効な運搬手段であるミサイルについて何らかの制限を課すことは、核兵器等大量破壊兵器の製造や保有等を禁止・制限する国際約束を補完するものとして重要な意義を有するが、現在、ミサイルの製造や保有を制限するような国際約束は存在していない。とりわけ、弾道ミサイルは、一旦発射されると極めて短時間で目的地に到達し、また爆撃機などに比べれば弾道ミサイルの弾頭ははるかに小さいため、通常のレーダーで追尾することも困難である。弾道ミサイルは、核兵器や生物・化学兵器が積まれていれば、多少精度が悪くても大変な惨事をもたらす。

先進7か国（G7）は、こうしたミサイルの拡散を防ぐため、1987年に「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」を創設し、厳格な輸出管理を通じてミサイル技術の流出を防ぐことに取り組んできた（前述）。

しかし、ミサイル技術を自ら開発したり、また

MTCR参加国以外のミサイル保有国からの協力を得たりする国もあり、先進諸国が技術流出を防ぐだけではミサイル技術の拡散を食い止めることはできなくなってきている。北朝鮮は、日本のほぼ全域を射程下におく弾道ミサイルであるノドンを実際に配備しているが、1998年には北朝鮮が発射したテポドン1を基礎とした弾道ミサイルが日本の上空を飛び越える形で太平洋側に着弾したこと、さらに2006年にもテポドン2を含む7発の弾道ミサイル発射を実施し、2009年4月及び2012年4月にも日本を含む関係各国が自制を求めたにもかかわらず、ミサイル発射を強行したことは、日本にとってミサイルが大きな脅威を構成し得るものであること、北朝鮮の弾道ミサイル活動が北東アジアの平和と安定に関わる重要な問題であることを改めて示した。さらに、インドやパキスタン、イランが発射実験を繰り返すなど、今や相当数の国が弾道ミサイルの技術を保有するようになっている。

## 第2節 ハーグ行動規範（HCOC）

## 1. 採択の経緯

このように弾道ミサイル拡散が国際的な懸念となる状況の中で、MTCRにおいて、これまでの輸出管理の協調だけでは弾道ミサイルの拡散を防止することができず、これを補完する国際的な枠組みが必要であるとの気運が高まり、MTCRを中心にグローバルな枠組み作りについて検討を開始した。2001年9月のMTCRオタワ総会以降は、MTCR内での議論を終了し、すべての国に開かれた普遍化のプロセス（2002年2月のパリ会合（78か国参加）、2002年

6月のマドリッド会合（96か国参加）を経て、2002年11月、オランダのハーグで「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）」が93か国の参加を得て採択された。

## 2. 概要

## (1) HCOCの法的性格

HCOCは、弾道ミサイルの規制を目指す初めての国際的枠組みであり、弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験開発・配備の自制などの原則と信

信頼醸成のための措置などを主な内容とする。HCOCは、法的拘束力をもつ国際約束ではなく、参加国がHCOCの原則や措置に従うとの政治的意思を示す文書である。

### (2) HCOCの内容

HCOCは、弾道ミサイル拡散防止の原則、弾道ミサイルの実験・開発・配備の抑制、宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならないとの原則、国際的軍縮・不拡散条約の義務や規範に反して大量破壊兵器の開発を行っている可能性のある国の弾道ミサイル開発計画を支援・支持しないとの原則、信頼醸成措置（弾道ミサイルや宇宙ロケットの事前発射通報、政策に関する年次報告など）を主たる内容とする。同時に、HCOCはこうした信頼醸成措置の実施が弾道ミサイル活動を正当化することにはならないことも定めている。

### (3) HCOC参加国

2012年12月末現在、HCOC参加国は採択当初の93か国から134か国に増加した。HCOCのさらなる普遍化に向けて、HCOC議長国が中心となり、HCOC

への参加を促している。なお、HCOCへの参加はすべての国に開かれており、中央連絡国であるオーストラリア政府にHCOCへの参加を表明する外交文書を提出すれば参加できる。

### (4) HCOCに関する国連総会決議及びHCOC創設10周年を記念する共同声明

2004年12月、第59回国連総会において、HCOCに関する国連総会決議が161か国の支持を得て採択された。その後も、2005年の第60回国連総会、2008年の第63回国連総会及び、2010年の第65回国連総会において同様の決議が採択されている（これらの国連総会決議には、HCOCの立ち上げを歓迎し、HCOCへの参加を促す内容が盛り込まれている）。日本は、これらの決議案の共同提案国となり、採択に向けHCOC議長国などと共にHCOC非参加国に対して決議案への支持を働きかけた。

また、2012年はHCOC創設10周年に当たるところ、過去のHCOC議長国、現議長国、次期議長国（日本）等によりHCOC創設10周年を記念する共同声明が作成され、国連事務総長に提出された。

## 第3節 日本の取組

### 1. 弾道ミサイル拡散問題への取組

弾道ミサイル拡散問題は、日本の安全保障上も重要な問題である。弾道ミサイル拡散問題への対処は、拡散懸念国への働きかけや輸出管理、さらに多国間の枠組み作りなど様々な方策がある。日本は、MTCRの枠組みにおける国際協調を重視し、HCOCをめぐる議論にも積極的に参加してきている。また、ミサイル活動を行っている国に対しては、様々な機会を通じて日本としての懸念を伝えてきている。特に、北朝鮮が、日本のほぼ全域を射程下におくノドンを配備し、弾道ミサイル発射を行うなどの懸念すべき活動を行っていることは、日本の安全保障のみならず国際社会の平和と安全に関わる重大な問題であることから、日本は北朝鮮に対し、弾道ミサイルの開発、実験、配備及び輸出の停止を強く求めてきた。

また、2001年から2008年にかけて3回にわたり設

置されたミサイル問題を多角的に検討するための国連ミサイル政府専門家パネルには、日本からも専門家が参加し、ミサイル問題への取組の重要性につき積極的に発言するなどの貢献を行った。

### 2. HCOCにおける取組

日本は、HCOCの内容を策定する過程で、北朝鮮の弾道ミサイル活動を念頭に置き、様々な具体的な提案を行ってきた。宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならない、事前発射通報の実施は弾道ミサイルの発射を正当化することにはないとの趣旨は、こうした日本の提案が反映されたものである。さらに、HCOCの採択に先立ち、オーストラリア及び韓国とともに、HCOCの意義について3回にわたりASEAN諸国に対し共同説明を行った。また、日本は2013年～2014年にHCOC議長国に就任する。

HCOCの今後の課題は、さらなる普遍化と円滑な実施であることから、日本は、各種セミナーや説明会、アジア不拡散協議（ASTOP）や二国間の協議など、様々な機会を通じて、特にASEAN諸国に対してHCOCへの理解と参加を促している。現在、HCOC参加国はASEAN諸国ではフィリピン、カンボジア及びシンガポールのみであるが、今後も引き続き、また、特に2013年～2014年は次期議長国として、ASEAN諸国に対して働きかけを行っていく考えである。

さらに、日本は、HCOCの信頼醸成措置の円滑な

実施に貢献するとの立場から、他の国に先駆けて、平和目的の宇宙ロケットの事前発射通報を行うとともに、早いタイミングで宇宙ロケットの政策に関する年次報告を提出した。また、2005年11月には、HCOCの信頼醸成措置の一環として、HCOC参加国による日本の宇宙センターの国際視察を実施した。このような積極的な実践姿勢は、他のHCOC参加国からも評価を得ている。日本は、自国の安全保障、地域や世界の平和と安全のために、HCOCが普遍的かつ実効的な規範として弾道ミサイルの不拡散に寄与するよう貢献を行っていく考えである。

## 第3章

# 拡散に対する安全保障構想（PSI）

### 第1節 成立の背景と概要

国際社会の平和と安全に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散防止のための国際的な取組としては、核兵器不拡散条約（NPT）等の国際条約に基づく不拡散体制のほか、種々の国際的な輸出管理レジームが重要な役割を演じている。

しかし、国際的な取組の存在は極めて重要であるが、その一方で関連条約や輸出管理レジームのみでは十分に防止できていないのが実情である。

このような背景を踏まえ、米国のブッシュ政権は大量破壊兵器やミサイルの拡散問題を重視し、特に、2001年の米同時多発テロ以後は北朝鮮、イラク、イランを始めとする拡散懸念国やテロリスト等の非国家主体による大量破壊兵器及びミサイルの開発及び移転への懸念を強めた。2002年12月には、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、その中で拡散を食い止めるための包括的なアプローチ（①拡散対抗、②不拡散、③大量破壊兵器使用の結果への対処）の

必要性を提唱した。

2003年5月31日、ブッシュ米国大統領は、訪問先であるポーランドのクラコフ市で演説を行い、拡散を阻止するための新たな取組として、「拡散に対する安全保障構想」（PSI: Proliferation Security Initiative）を発表し、日本を含む10か国に参加を呼びかけた。PSIは、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」で打ち出されている概念である「拡散対抗（counter-proliferation）」の中の「阻止（interdiction）」の項を精緻化したものと言える。

PSIは、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を検討・実践する取組であり、現在では、100か国以上が、PSIの活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。

### 第2節 これまでの動き

#### 1. 参加国・協力国の拡大に向けた努力（アウトリーチ活動）

PSIの下で行われる大量破壊兵器等の拡散阻止活動においては、複数の国による連携が鍵となることから、参加国・協力国の範囲を拡大し、拡散阻止のための網の目を細くすることが重要である。発足当初、PSIの参加国は11か国に過ぎなかったが、その後の精力的なアウトリーチ活動の結果、PSIに対する支持を表明する国の数は現在では100か国を超えている。

#### 2. 各種会合を通じた活動内容の精査

発足後2年間、局長級の総会及び局次長級の専門家会合においてPSIの活動内容に関する議論を深めた結果、PSIは、①国際社会全体に対する脅威である大量破壊兵器等の拡散に対抗すべき枠組みであって、特定の懸念国に対するものではないこと、②参加国を現在の参加国に限るものではないこと、③既存の国際法及び各国の国内法等に基づく活動であって、法的権限を越えた活動により拡散を阻止するものではないこと等が確認された。2003年9月の第3

回総会（於：パリ）では、「阻止原則宣言」が採択され、PSIの目的やPSIが行う阻止活動の基本原則が定められた。2006年6月には、PSI3周年を記念して、ハイレベル政策会合がワルシャワで開催され、2008年9月には、PSI5周年を記念して、PSI5周年会合がワシントンで開催された。

日本を含む21か国が参加するオペレーション専門家会合（OEG）がPSI発足以降定期的に開催されてきており、PSIの活動内容の精査、訓練実施計画の策定、法的問題の検討等を行い、PSIの活動の主たる内容を実質的に決定している。日本は2010年11月

に初めて同専門家会合を東京において主催した。

### 3. 阻止訓練の精力的な実施

実際に大量破壊兵器等の拡散を阻止する際のオペレーションを成功に導くため、PSI発足後、陸上・海上・航空等、様々な形態の阻止訓練が世界各地において実施されている。これらの訓練の主な成果として、①各国の関係機関による大量破壊兵器等の拡散阻止に関する能力の向上、②各国の軍隊、法執行機関、税関当局等の相互の連携の強化、③PSI非参加国に対するアウトリーチ効果等が挙げられる。

#### 【これまでのPSI阻止訓練】（2012年12月末時点）

##### [2003年]

9月12-14日	オーストラリア主催海上阻止訓練 (Pacific Protector) (於：オーストラリア沖)
10月8-9日	英国主催航空阻止指揮所訓練 (於：ロンドン (英国))
10月14-17日	スペイン主催海上阻止訓練 (Sanso 03) (於：地中海)
11月24-28日	フランス主催海上阻止訓練 (Basilic 03) (於：地中海)

##### [2004年]

1月11-17日	米国主催海上阻止訓練 (Sea Saber) (於：アラビア海)
2月19日	イタリア主催航空阻止訓練 (Air Brake) (於：シチリア (イタリア))
3月31日-4月1日	ドイツ主催航空阻止訓練 (Hawkeye) (於：フランクフルト (ドイツ))
4月13-22日	イタリア主催海上阻止訓練 (Clever Sentinel) (於：地中海)
4月19-21日	ポーランド主催陸上阻止訓練 (Safe Borders) (於：ポーランド)
6月23-24日	フランス主催航空阻止指揮所訓練 (ASPE 04) (於：パリ (フランス))
9月27日-10月1日	米国主催海上阻止机上訓練 (PSI Game) (於：米海軍大学 (米国))
10月25-27日	日本主催海上阻止訓練 (Team Samurai 04) (於：相模湾沖合及び横須賀港内)
11月8-18日	米国主催海上阻止訓練 (CHOKO POINT 04) (於：キーウエスト (米国))

##### [2005年]

4月8-15日	ポルトガル主催海上阻止訓練 (NINFA 2005) (於：リスボン (ポルトガル) 及びポルトガル沖合)
5月31日-6月2日	チェコ・ポーランド共催陸上阻止訓練 (Bohemian Guard) (於：オストラバ (チェコ))
6月7-8日	スペイン主催航空阻止訓練 (Blue Action 2005) (於：西地中海地域及びサラゴサ空軍基地 (スペイン))
8月15-19日	シンガポール主催海上阻止訓練 (Deep Sabre 2005) (於：シンガポール及び同周辺海域)
10月3-7日	ノルウェー主催机上訓練 (PSI Game 2005) (於：ベルゲン (ノルウェー))
11月14-18日	英国主催海上阻止訓練 (Exploring Themis 05) (於：各国首都 (指揮所訓練：14～16日) インド洋 (実働訓練：17～18日))

##### [2006年]

4月4-6日	オーストラリア主催航空阻止訓練 (Pacific Protector 06) (於：ダーウィン (オーストラリア))
--------	--

4月 4- 5日	オランダ主催海上阻止訓練 (Top Port) (於：ロッテルダム (オランダ))
5月 24-26日	トルコ主催阻止訓練 (Anatolian Sun 2006) (於：各国首都 (指揮所訓練：24～26日)、アンタリア (トルコ) (実働訓練：25～26日))
6月 21-22日	フランス主催阻止訓練 (Hades 06) (於：フランス国内)
9月 13-15日	ポーランド・ロシア・デンマーク共催海上阻止訓練 (Amber Sunrise) (於：バルト海沿岸)
10月 25-31日	米国主催海上阻止訓練 (Leading Edge) (於：各国首都 (指揮所訓練：25～27日)、ペルシャ湾 (実働訓練：29～31日))
[2007年]	
4月 26-27日	リトアニア主催 (ポーランド、ラトビア及びエストニア共催) 航空阻止訓練 (Smart Raven) (於：ビリニュス及びシャウレイ (リトアニア))
5月 27-29日	スロベニア主催海上阻止訓練 (Adriatic Gate 2007) (於：コペル港 (スロベニア))
6月 18-22日	米国主催机上訓練 (PSI Game) (於：米海軍大学 (米国))
10月 13-15日	日本主催海上阻止訓練 (Pacific Shield 07) (於：伊豆大島東方海域、横須賀港及び横浜港)
10月 29-31日	ウクライナ・ポーランド・ルーマニア共催 陸・海上阻止訓練 (Eastern Shield 2007) (於：オデッサ (ウクライナ))
[2008年]	
3月 10-12日	フランス・ジブチ共催海上阻止訓練 (GUISTIR) (於：ジブチ港 (ジブチ))
5月 12-14日	クロアチア主催海上阻止訓練 (ADRIATIC SHIELD 08) (於：リエカ (クロアチア))
9月 15-19日	ニュージーランド主催海上阻止訓練 (MARU) (於：オークランド (ニュージーランド))
[2009年]	
10月 24-28日	シンガポール主催海上阻止訓練 (Deep Sabre II) (於：シンガポール及び同周辺海域)
[2010年]	
1月 24-28日	米・アラブ首長国連邦共催海上阻止訓練 (Leading Edge 2010) (於：アブダビ (アラブ首長国連邦))
9月 15日	オーストラリア主催航空阻止訓練 (Pacific Protector 10) (於：ケアンズ (オーストラリア))
10月 14-15日	韓国主催海上阻止訓練 (Eastern Endeavor 10) (於：釜山 (韓国))
[2012年]	
7月 3-5日	日本主催航空阻止訓練 (Pacific Shield 12) (於：北海道札幌市、千歳市 (新千歳空港、航空自衛隊千歳基地))
9月 26-27日	韓国主催海上阻止訓練 (Eastern Endeavor 12) (於：釜山及び釜山沖 (対馬海峡の公海上))



## 第3節 日本の取組

日本は、輸出入管理、国内管理のみならず、輸送段階を含むすべての過程において不拡散の取組を強化する必要があるという考えをとっており、これまで日本が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取組に沿ったものとして、また、日本の安全保障の向上に資するものとして、以下のように、PSIの活動に積極的に参加してきている。

### 1. アウトリーチ活動の積極的な展開

アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組の一環として、また、アジア諸国が、日本とともに、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための活動に協力・連携することは、日本の安全保障に資するという認識の下、アジア諸国による PSI への理解の促進と支持の拡大を目指す活動（アウトリーチ活動）を積極的に展開してきている。日本は、今後とも、多くの国々、とりわけ、近隣のアジア諸国が、PSI の原則に賛同し、その活動に参加、協力するよう、積極的な働きかけを行っていく考えである（第4章第1節参照）。

### 2. PSI 阻止訓練に対する積極的な参加（日本による訓練主催、各国主催訓練への参加）

2004年10月25～27日、日本は、相模湾沖合及び横須賀港内において、日本主催として第1回目となる海上阻止訓練「Team Samurai 04」を実施した。日本からは、海上保安庁及び防衛庁（当時）・自衛隊の艦船・航空機が参加したほか、他国からも装備・人員派遣国及びオブザーバー派遣国を合わせて計21か国が参加した。

2007年10月13～15日には、2回目の日本主催海上阻止訓練「Pacific Shield 07」を実施した。日本からは、防衛省・自衛隊の他、警察、税関、海上保安庁から艦船、航空機や乗船・検査チーム等が参加した。また、装備・人員等を派遣した豪州、フランス、ニュージーランド、シンガポール、英国及び米国と

オブザーバー派遣国とを合わせて、2004年の訓練の2倍近い40か国からの参加を得た。

2012年7月3～5日には、日本初の航空阻止訓練「Pacific Shield 12」を北海道札幌市、千歳市（新千歳空港・航空自衛隊千歳基地及び周辺施設）において実施した（コラム参照）。

また、日本は、これまでに行われている各国主催訓練のほぼすべてにオブザーバーを派遣して参加しており、特に、以下①～⑦の訓練には、艦船等が参加し、積極的に貢献を行っている。

- ① オーストラリア主催海上阻止訓練「Pacific Protector」（2003年9月）  
海上保安庁巡視船・特殊部隊が参加。
- ② シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre 2005」（2005年8月）  
海上保安庁巡視船並びに海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。
- ③ オーストラリア州主催航空阻止訓練「Pacific Protector 06」（2006年4月）  
警察庁・警視庁及び財務省・税関の検査チームが参加。
- ④ ニュージーランド主催海上阻止訓練「Maru」（2008年9月）  
警察庁及び財務省・税関の検査チーム並びに海上自衛隊哨戒機が参加。
- ⑤ シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre II」（2009年10月）  
警察庁及び財務省・税関の検査チーム並びに海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。
- ⑥ 韓国主催海上阻止訓練「Eastern Endeavor 10」（2010年10月）  
海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）が参加。
- ⑦ 韓国主催海上阻止訓練「Eastern Endeavor 12」（2012年9月）  
海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。

## コラム：日本主催 PSI 航空阻止訓練（2012年7月）

本年7月3日から5日にかけて、北海道において、日本主催 PSI 航空阻止訓練「Pacific Shield 12」が開催された。日本による PSI 阻止訓練の主催は2004年10月、2007年10月（いずれも海上阻止訓練）に次いで3回目であり、航空阻止訓練の主催は初めて。

本訓練には、日本より、外務省、内閣官房、警察庁、財務省、国土交通省、防衛省等の関係省庁が参加した他、検査訓練に参加した豪州、韓国、シンガポールを含め約20カ国からの参加を得た。7月4日に行われた実動訓練及び検査訓練の内容は以下のとおり。

### ◎午前の部（日本による実動訓練及び検査訓練）

（1）拡散懸念国からの放射性物質を輸送している疑いの強い民間貨物機（訓練には航空自衛隊のU-4多用途支援機を使用）が我が国領空に侵入したとの事態を想定し、航空自衛隊が要撃機（F-15戦闘機2機。当日は天候上の理由から参加せず。）を発進させ、容疑機を空自千歳基地に着陸させる訓練（実動阻止訓練）を実施。

（2）新千歳空港において当該貨物を北海道警察・函館税関が検査し、容疑機から下ろす訓練（検査訓練）を実施。続いて、陸上自衛隊（第7化学防護隊及び中央特殊武器防護隊）が除染に関する展示訓練を行った。



日本の検査訓練



陸上自衛隊による除染に関する展示訓練

### ◎午後の部（各国検査訓練）

豪州（オーストラリア原子力科学技術機構（ANSTO））、韓国（国防部化生放防護司令部、韓国税関）、シンガポール（シンガポール軍 CBRE 防護群）が放射性物質または化学剤の検知を行う検査訓練を実施。



豪州による検査訓練



シンガポールによる検査訓練

今回の訓練は、主に以下の目的を達成するという点において大変重要な機会であった。

**(1) 拡散阻止に向けた明確かつ力強いメッセージの発出**

日本初の PSI 航空阻止訓練の主催を通じ、大量破壊兵器及びその関連物資の拡散阻止に向けた日本及び国際社会の意思を内外に表明する。また、実動訓練の一部始終をオブザーバーやメディアに公開し、PSI の目的や内容、その重要性等についての理解の向上を図る。

**(2) 各国の措置についての相互理解の促進、関係機関相互の連携の強化**

日本の訓練を通じ航空自衛隊、警察、財務省（税関）の相互の連携を強化することに加え、オーストラリア、韓国、シンガポールの各国が放射性物質や化学剤の検知に係る貨物検査を実施することを通じて、各国の検査方法についての相互理解を促進し、拡散阻止のための措置の実効性向上を図る。机上訓練においては、各国が実動訓練と同様のケースに対していかに対応するかについての議論を通じて、各国の制度についての相互理解の深化を図る。

**(3) 幅広い国々からの参加**

日本主催の初めての PSI 航空阻止訓練に対し、アジア大洋州、北米・中南米、中東、欧州から、PSI 未参加国を含む幅広い国からの参加を得て、これらの国々が PSI 及び不拡散一般に対する取組の重要性や各国の政策についての理解を深める。

## 第4章

# 不拡散政策の普及（アウトリーチ）

アジアを舞台とした大量破壊兵器関連物資の不正な調達活動の事例が複数報告されているように、この地域における不拡散体制の整備・充実は喫緊の課題となっている。この背景には、域内各国における大量破壊兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力の増大や、中継貿易地としての同地域の重要性の増大の一方で、不拡散の重要性に対する認識や輸出管理体制の整備が十分でないことが挙げられる。

このような状況において、アジア諸国が国際的不拡散体制に積極的に参画し、域内で協力して不拡散の問題に対処していくことは一層重要になっている。日本は、アジア不拡散協議（ASTOP）（第1節参照）やアジア輸出管理セミナー（第2節参照）など各種会合を主催し、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めているほか、アジア域内のPSIへの参加を呼びかけるミッションを2003年及び2010年に派遣している。

### 第1節 アジア不拡散協議（ASTOP）

日本は、2003年以来、ASEAN諸国、中国、韓国そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国・オーストラリア・カナダ・ニュージーランドから局長級の不拡散政策担当者を招いてアジア不拡散協議（ASTOP、エーストップ）を開催してきている。同協議は、アジアにおける大量破壊兵器・ミサイル関連物資等の不拡散に対する取組強化・認識の向上、及び、2003年5月に発足した「拡散に対する安全保障構想」（PSI）（第3章参照）をアジア諸国に紹介し、PSIへの協力の態様等について議論することを主眼として開始された。

同会合は、その後もほぼ毎年開催されており、最近では、2011年12月1日に第8回協議が開催され、IAEA保障措置をどのように強化するかについて、国際社会や各国の取組について意見交換が行われた。また、2012年3月に韓国において核セキュリティ・サミットが開催されることを踏まえ、核セキュリティの強化について、同サミットに向けた国際社会の動きや各国の取組について意見交換が行わ

れた。さらに、IAEA保障措置及び核セキュリティの分野における人材育成等の協力についても議論が行われた。また、拡散関連の移転を阻止するための取組として、国連安保理決議に基づく制裁の実施や、各国における輸出管理法制の整備について、具体的な取組を紹介しつつ意見交換が行われたほか、PSIについても議論が行われた。

こうした努力の結果、各国の不拡散分野での取組、特にIAEA追加議定書の締結やPSIの分野での取組が着実に進展している点が確認されるとともに、関連安保理決議の履行を含め各国の国内体制整備等に関する経験を他の参加国と共有することによって、理解が増進され、今後の積極的な取組を促進する効果が生まれている。また、アジア各国が不拡散に関する措置を国内的に実施していくために必要な支援や協力の内容が明らかになり、今後の具体的協力の方向性が明確に示されるといった成果を挙げている。

## 第2節 アジア輸出管理セミナー

アジア輸出管理セミナーは、アジア諸国・地域の不拡散・輸出管理担当者を対象に、外務省及び経済産業省の協力の下で一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）の主催により、1993年から毎年開催されている。同セミナーは、アジア地域の輸

出管理制度の強化及び不拡散体制の整備のためには、アジア諸国・地域間の協力が不可欠との認識の下、アジア地域の輸出管理の重要性に対する共通認識を高め、その輸出管理制度を強化することを目的としている。

### コラム 第20回アジア輸出管理セミナー（2013年2月）

日本は、2013年2月に20回目の節目となるアジア輸出管理セミナーを開催しました。1993年の第1回アジア輸出管理セミナーは、8のアジア諸国並びに米国及びオーストラリアの計10か国の参加の下で開催されましたが、2013年2月に開催した第20回アジア輸出管理セミナーでは、アジアを主とする15か国・地域、米国、英国、EU、4の国際輸出管理レジーム（WA、NSG、AG、MTCR）、国連安保理1718委員会専門家パネル等の参加も得て、日本を含め計41か国・地域・機関から過去最大の約120名が参加しました。

アジア諸国・地域、特にASEAN諸国においては、経済発展に伴い、将来的に大量破壊兵器等の開発に転用可能な物資の生産能力を有する可能性があることに加え、日本を含む先進国の投資先及び第三国への中継貿易地として発展を遂げているところもあり、これらの国・地域が拡散者による違法な調達活動に意図せずして関わることへの懸念が高まっています。

第20回アジア輸出管理セミナーでは、①アジア諸国における国内法令整備の進捗状況、②産業界との連携、③国内外関係機関との連携、の3つのテーマを設定し、アジア地域全体の不拡散に向けた取組等について意見交換や議論を行いました。

アジア輸出管理セミナーを通じて、アジア地域における輸出管理強化の重要性についての共通認識及び担当者間のネットワークが更に深まり、地域における輸出管理の強化につながっていることが期待され、今後とも日本としてこれらアジア諸国・地域との協力を継続していく方針です。



冒頭挨拶



輸出管理に関する専門家からの発表





**第8部**

**市民社会との  
対話・協力**

# 第8部 市民社会との対話・協力

## 第1章

### 総論

近年、地球規模の課題に対処する上で、非政府組織（NGO）をはじめとする市民社会の果たす役割は益々大きくなっている。特に、紛争終了直後の緊急援助などの活動においては迅速な活動ができるNGOと各国・国際機関との連携が不可欠となっているほか、軍縮・不拡散の分野においても、国際的な取組を前進させるための機運を盛り上げたり、犠牲者支援などの現場プロジェクトを実施していく上で、NGO等の市民社会の取組が重要な役割を担っている。

核兵器の分野では、広島市及び長崎市が中心となり、2020年までの核兵器廃絶を目指す行政指針「2020ビジョン」を策定した「平和市長会議」（注）が世

界中の多くの都市の市長の参加を得て開催されているほか、2010年5月の2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において開催されたNGOセッションでは、日本から渡航した被爆者を含む15団体のNGO代表等が演説を行った。また、通常兵器の分野では、例えば対人地雷問題における、いわゆる「オタワ・プロセス」に象徴されるようなNGO間での国際的な連携も強まっており、各国政府に対する影響力も増大している。

軍縮・不拡散に取り組む上で、NGOをはじめとする市民社会の意見に十分耳を傾け、これらとの連携を進めることは有意義であり、日本政府としても、近年、市民社会との対話・協力を強化している。

#### （注）平和市長会議

1982年6月、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、荒木武広島市長（当時）が、世界の都市が国境を越えて連携し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと「核兵器廃絶に向けての都市連携推進計画」を提唱。平和市長会議は、この計画に賛同する世界各国の都市で構成された団体。世界153か国・地域5,536都市の賛同を得ている。（2013年2月1日現在。平和市長会議ホームページより。）



## 第2章

# シンポジウム・ワークショップの開催 及び NGO との対話・協力

### 第1節 核軍縮・不拡散

世界で唯一の戦争被爆国である日本では、核兵器廃絶への市民の願いは切実であり、被爆地である広島・長崎の地方自治体や、被爆者を含め核兵器廃絶を追求する NGO の活動が活発である。核兵器使用の惨禍が再び起こらないよう国際社会に訴えていくことは重要であり、政府は、これらの NGO 等と対話を行っている。

例えば、毎年8月に広島市及び長崎市において各々開催される平和記念式典に、総理大臣を始め日本政府関係者が参列しているほか、同式典に併せて開催される被爆者との会合にも出席している。さらに、国連総会等の国際会議前後や会議開催中に、東京や現地で多くの NGO と頻繁に意見交換を行い、また NGO 主催の会合にも出席している。

2011年11月、第66回国連総会第一委員会（於：ニューヨーク）において、日本外務省及び国連の共催により、軍縮週間における被爆証言に関するサイドイベントを開催した。同イベントには、節子・サーロー氏及び据石和（本名：据石和江）氏の2名の非核特使を派遣した。非核特使のニューヨーク訪問の関連行事には、各国外交官や国連職員、NGO関係者等が参加するのみならず、地元ニューヨークの中学校・高校の生徒も多数参加、また報道各社も多く取材する等、日本が軍縮・不拡散教育に取り組んでいる具体的な形を示す上で有意義な機会となった。また、同年春より、外務省及び国連は、被爆証言の国際化に取組み、複数の言語に翻訳した被爆証言を、それぞれのホームページに掲載し、これら被爆証言を若い世代が直接聞き、感じたことを「詩」の形式で Facebook に投稿する「平和の詩」コンテストを開催した。このイベントには世界中から740を超え

る応募があり、同サイドイベント開催日に、コンテストの優秀者の表彰式を行った。Facebook という、若者に受け入れられやすいメディアを活用したことにより、それら若い世代が被爆者の証言を直接聞き、軍縮の重要性を考えるよい機会を提供することとなった。特に、インターネットを通じ、多数の若者が参加する機会を提供したことは、軍縮・不拡散教育の今後の進め方の一つの方向性を示すものとなった。

2012年5月に開催された2015年 NPT 運用検討会議第1回準備委員会（於：ウィーン）においては、毎年、米国にて米国とロシアの高校生と教師を招待した軍縮・不拡散教育プログラムを実施している米国モンレー不拡散研究所、オーストリア政府及び日本外務省が共催により、軍縮・不拡散教育プログラムのサイドイベント「Critical Issues Forum」を開催した。同サイドイベントでは、天野之弥 IAEA 事務局長が基調講演を行った他、小澤俊郎ウィーン国際機関日本政府代表部大使及び長崎市出身の非核特使がスピーチを行った。

また、2012年8月に、日本外務省と国連大学が共催で「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」を長崎市にて開催した。このフォーラムでは、19か国4国際機関から政府関係者、NGO、メディア関係者等約250名が参加し、「核兵器のない世界」の実現に向けた軍縮・不拡散教育の役割とあり方、教育を実践していく上での課題等について議論を行った。（第8部第4章3節参照）

さらに、同年10月、第67回国連総会第一委員会（於：ニューヨーク）において、日本外務省、国連軍縮部及びフリードリッヒ・イーバート財団（FES）の共

催により、ワークショップを開催した。このワークショップには、各国の政府関係者や NGO 等80名以上が参加し、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告書発出10周年を記念し、軍縮・不拡散教育の役割等についてパネル・ディスカッションを通じて活発な議論を行った。

### 第2節 通常兵器

#### (1) 対人地雷

2007年12月、外務省及び「特定非営利活動法人 難民を助ける会」の主催で、「対人地雷禁止条約（オタワ条約）署名10周年記念シンポジウム」を開催した。本シンポジウムでは、国連機関、地雷被害国政府機関、国際 NGO など海外から地雷対策の専門家の参加を得つつ、産官学及び NGO の関係者がこれまで地雷対策に関わったそれぞれの立場から過去の実績を紹介し、今後のさらなる取組の可能性を議論することを目的として、活発な意見交換を行った。また、日本政府の1998年以降の地雷対策支援の具体例及び事業の効果につき報告し、参加者の理解を深めることができた。

2009年11月から12月にかけてコロンビア・カルタヘナで開催された第2回検討会議において日本は産官学民の協力と条約普遍化への取組を披露するため、「犠牲者支援シンポジウム：支援の現状と今後の取組」及び「オタワ条約・オスロ条約普遍化シンポジウム」を NGO と共催した。この他、会場において、日本製地雷除去機の展示及びデモンストレーション、地雷探知機、技術開発関連資料の展示や解説、英文パンフレットの配布を行い、日本の技術力を活かした除去活動加速化の実例を紹介した。

#### (2) クラスターストーンに関する条約

2010年3月、武正公一外務副大臣の主催により、地雷やクラスターストーン等の不発弾による被害の実態を認識し、クラスターストーンに関する条約の普遍化、不発弾除去活動の促進を目的とする『「クラスターストーンに関する条約」促進・普遍化の集い』を開催し、武正外務副大臣、駐日ノルウェー王国大使、日本地雷廃絶キャンペーン（JCBL）代表による挨拶の他、ラオス外務省担当課長（ラオスはクラスターストーンによる

2010年からは、外務省において、外務省と NGO 諸団体との意見交換会が実施されており、2011年7月には徳永久志外務大臣政務官、2012年4月には浜田和幸外務大臣政務官、同年11月には風間直樹外務大臣政務官が出席して活発な意見交換が行われた。

世界最大の被害国の一つで第1回締約国会議の議長国）、難民を助ける会（AAR）によるプレゼンテーションが行われた。この集いには国会議員、在京各国大使館関係者、有識者、NGO 等約120名が参加した。

また、同年10月、国連本部で開催された国連第一委員会の機会に、日本はクラスターストーンに関する条約特別イベントを開催した。同イベントは2010年11月の第1回締約国会議開催に向け、条約普遍化の議長フレンドを務める日本が議長国ラオスと協力しつつ、条約未締約国の条約への理解促進、第1回締約国会議への参加促進、各国の締結に向けた検討状況の報告機会の提供を目的とするもので、70か国を超える代表団が出席するとともに、NGO からも50名を超える参加があり、参加者合計は130名に上った。

#### (3) 小型武器

2007年3月、外務省主催で「平和なコミュニティの保護・育成の観点からの小型武器問題」と題する小型武器東京ワークショップが開催され、18か国から計26名の政府関係者に加え、国会議員、国際機関関係者、国内外 NGO 関係者、有識者計29名が参加した。

小型武器問題への取組は、核軍縮の推進とともに、日本軍縮外交の重要な柱であり、今回のワークショップは、小型武器問題への日本の積極的姿勢を内外に示すとともに、国際社会が引き続き国連小型武器行動計画に基づき取組を進めていくことの必要性を確認し、小型武器問題における市民社会との連携を深める契機となった。

#### (4) 武器貿易条約（ATT）

2009年2月、「武器貿易条約（ATT）アジア太平

洋地域会合」が外務省及び国際 NGO オックスファム (Oxfam) の共催により開催され、アジア太平洋地域12か国16名の政府関係者、11か国16名の NGO 関係者の他、国際機関関係者、有識者等計47名が出席し、二日間にわたり活発な議論が行われた。会合では様々な出席者から無責任な武器移譲に伴う多方面の影響 (重大な国際人道・人権法の違反、貧困増大、教育・医療・福祉資源の好ましくない転用等) が指摘され、国際的な武器移譲に起因する問題への対応に当たっては、武器輸出入国、武器の通過国、

武器産業、市民社会等あらゆる関係者の関与が重要であることが確認された。本会合はアジア太平洋諸国における ATT に焦点を当てた最初の会合である。

この他、2010年9月にボストンで開催されたシンポジウムには、34か国の政府関係者、国際機関、有識者・NGO等が集い、条約の主要な要素についての議論を深めた。また、国内においてもオックスファム・ジャパンを含む NGO 関係者や有識者との意見交換を行っている。

## 第3章

# 国連軍縮会議

1988年の第3回国連軍縮特別総会における竹下登総理大臣の演説を契機に、翌1989年（平成元年）より毎年国内地方都市において開催されてきている。

国連軍縮会議は、国連総会やジュネーブ軍縮会議（CD）など政府代表で構成される通常の軍縮会議と異なり、決議やアピールを行うものではなく、世界各国から政府高官や軍縮問題専門家等が個人の立場で参加し、テーマに沿った討議を行うものである。

国連軍縮会議を日本で開催することは、日本の軍縮に対する積極的姿勢を国内外に示すとともに、軍

縮に関する国際的な議論を活性化するという意味での国際貢献として意義がある。また、日本の地方都市で開催することにより、軍縮に対する関心を国民に広く浸透させ、意識の高揚を図ることにも繋がる。とともに、会議及びそれに伴うサイドイベントでは一般市民や高校生・大学生等の若い世代に対する軍縮・不拡散教育の一環としても重要な意義を有している。

日本政府は、本会議に協力するとともに、会議の冒頭に政府代表演説を行ってきている。



第24回 国連軍縮会議 in 静岡（写真提供：国連軍縮部）



第24回 国連軍縮会議 in 静岡（写真提供：国連軍縮部）

## 我が国で開催された国連軍縮会議

平成25年1月

回	会議名	期間	参加者	テーマ	政府代表
1	第1回京都会議	平成元年 4月19日～22日	31ヶ国 91人	「世界の軍縮の現状と課題」	宇野外務大臣
2	仙台会議	平成2年 4月16日～19日	21ヶ国 42人	「科学技術の趨勢と国際平和・安全保障への影響」	石井外務政務次官
3	第2回京都会議	平成3年 5月27日～30日	37ヶ国 98人	「冷戦後の国際システムと多国間軍縮努力への挑戦」	海部総理大臣
4	第1回広島会議	平成4年 6月15日～18日	23ヶ国 69人	「大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散」 「北東アジアにおける安全保障及び信頼醸成構築のための方策」	堂ノ脇軍備管理軍縮担当大使
5	第3回京都会議	平成5年 4月13日～16日	38ヶ国 88人	「相互依存世界における軍縮と国家の安全」	柿澤外務政務次官
6	第2回広島会議	平成6年 5月24日～27日	19ヶ国 66人	「軍備の透明性、地域対話及び軍縮」	平田外務政務次官
7	第1回長崎会議	平成7年 6月12日～16日	36ヶ国 91人	「過去の半世紀における軍縮努力と将来への展望」	園田官房副長官 (村山内閣総理大臣代理)
8	第3回広島会議	平成8年 7月17日～20日	22ヶ国 62人	「より安全な、また、核兵器のない世界に向けての共通の努力」	池田外務大臣
9	第1回札幌会議	平成9年 7月22日～25日	25ヶ国 71人	「軍縮及び地域安全保障のための新たな課題」	高村外務政務次官
10	第2回長崎会議	平成10年 11月24日～27日	22ヶ国 70人	「核兵器のない世界に向けて」	武見外務政務次官
11	第4回京都会議	平成11年 7月27日～30日	24ヶ国 60人	「今後10年間の安全保障上の懸念及び軍縮戦略」	武見外務政務次官
12	秋田会議	平成12年 8月22日～25日	22ヶ国 63人	「21世紀の軍縮と国連：その戦略と行動」	浅野外務政務次官
13	石川・金沢会議	平成13年 8月28日～31日	16ヶ国 65人	「アジア太平洋地域：21世紀における安全保障の範囲及び軍縮の変革」	小島外務大臣政務官
14	第5回京都会議	平成14年 8月7日～9日	12ヶ国 37人	「国際安全保障と軍縮に対するテロリズムの挑戦－ 世界及び地域への影響」	水野外務大臣政務官
15	大阪会議	平成15年 8月19日～22日	18ヶ国 55人	「軍縮とその将来」	天野軍備管理・科学審議官
16	第2回札幌会議	平成16年 7月26日～29日	16ヶ国 72名	「平和・安全保障に対するさまざまな挑戦及び今日の軍縮」	田中外務大臣政務官
17	第6回京都会議	平成17年 8月17日～19日	20ヶ国 55名	「国連の60年と軍縮促進のための新たな努力」	中根軍縮不拡散・科学部長
18	横浜会議	平成18年 8月21日～23日	15カ国 50名	「憂慮すべき核拡散危機と地域及び国際の平和と安全」	伊藤外務大臣政務官
19	第3回札幌会議	平成19年 8月27日～29日	16カ国 80名	「核兵器及びその他の大量破壊兵器のない世界に向けての新たなビジョンと 求められる指導力」	中根軍縮不拡散・科学部長
20	第1回さいたま会議	平成20年 8月27日～29日	16カ国 87名	「核軍縮、核不拡散と原子力エネルギーの平和的利用：傾向と課題」	柴山外務大臣政務官
21	新潟会議	平成21年 8月26日～28日	21カ国 85名	「新潟から世界へ：核兵器のない世界に向けた新しい決意と行動」	浅野内閣官房副長官
22	第2回さいたま会議	平成22年 8月25日～27日	18カ国 80名	「核兵器のない世界：構想から行動へ着実な前進」	武正外務副大臣
23	松本会議	平成23年 7月27日～29日	24カ国 92名	「核兵器のない世界に向けた緊急の共同行動」	徳永外務大臣政務官
24	静岡会議	平成25年 1月30日～2月1日	16カ国 75名	「平和で安全な未来の創造：喫緊の課題と解決策」	若林外務大臣政務官

## 第4章

# 軍縮・不拡散と教育

### 第1節 総論

軍縮・不拡散教育とは、世界的な軍縮・不拡散の着実な進展に向けた政府や市民社会の取組を支える基礎となるものである。同教育は、核兵器を含む様々な兵器による破壊的な作用がもたらす帰結、及びそれら兵器の拡散の危険性並びに対処の必要性について個人・社会の意識を向上させ、そのような知識及び実践を基礎として、国際安全保障や軍縮・不拡散問題への国・社会・個人の各レベルにおける具体的な取組の在り方について、自ら考え行動する能力を高めることを目的としている。

国連における軍縮・不拡散教育の動きとしては、まず、2000年にニューヨークで開催された国連軍縮諮問委員会において、現在の核軍縮の停滞を打破するためには、若い世代の教育から精力的に取り組む必要があるとの問題提起がなされた。これを踏まえて、同年に開催された第55回国連総会で、軍縮・不拡散教育の研究を行うよう事務局長に要請する決議案が全会一致で採択された。

この決議に従い、2001年から軍縮・不拡散教育政府専門家グループ（日本の天野之弥在米大使館公使（現国際原子力機関（IAEA）事務局長）を含む10名の政府・NGO・研究所の専門家より構成）会合が計4回開催され、2002年8月、「軍縮・不拡散教育に関する報告書」が事務総長に提出され、事務総長から同年の国連総会に報告された。

以降同グループの作成した報告書にある軍縮・不拡散教育の活性化のための一連の勧告の実施を求める決議案「軍縮・不拡散教育に関する研究」が国連総会にて隔年で全会一致で採択されている（日本は共同提案国）。軍縮・不拡散教育を活性化していくためには、政府、国際機関、NGO、メディアを含む市民社会といったそれぞれの主体が緊密にコミュニケーションを取っていくことが重要である。唯一の戦争被爆国として市民社会の活動が活発な日本にとっては、軍縮・不拡散外交の分野において最も存在感を示すことができる取組の一つである。日本政府の取組として、非核特使の派遣（下記第5章参照）、被爆証言の多言語化（様々な言語への翻訳（下記6.参照）、各国若手外交官の被爆地研修（下記5.参照）等を通じた被爆の実相の伝達、NPT運用検討会議のプロセスにおける作業文書の提出やステートメントの実施、日本における国連軍縮会議開催への協力を行っている。また、市民社会の取組として、被爆者証言イベントの開催や国内にとどまらない市民運動の展開、報道や特集番組を通じて核兵器を含む様々な兵器のもたらす影響を紹介し、世論を喚起する活動等が挙げられる。

以下では、軍縮・不拡散教育における政府の代表的な取組を紹介する。

### 第2節 軍縮・不拡散教育に関する作業文書の提出等

2010年 NPT運用検討会議では、国連大学と共同で軍縮・不拡散教育に関する作業文書を提出した（下記4.参照）。更に、42か国の共同提案国を代表

して日本の須田明夫軍縮会議日本政府代表部大使が軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを行うなど、これらの日本による率先した取組により、

NPT運用検討会議の成果文書として初めて軍縮・不拡散教育に関する文言が盛り込まれた。

2015年 NPT運用検討会議第1回準備委員会においては、日本がリード国となり軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) として、軍縮・不拡散教育に関する共同作業文書を提出した。そこでは、次世代を担う若い世代に重点を置くことの重要性や、政府か

ら市民社会への一方向ではなく、政府、国際機関、NGO、マスメディア等の相互作用を通じて互いに学び合うことの重要性を強調し、YouTube、TwitterやFacebook等のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) やアート等の文化を活用することを奨励した。

### 第3節 海外原爆展の開催・支援

核兵器の使用による被害の悲惨さと、これを繰り返してはならないという強い願いを諸外国の国民に伝える目的で、政府は、在外公館による共催や後援名義の付与等を通じ、広島市や長崎市をはじめとするさまざまな団体が海外で開催する原爆展を支援してきている。また、2005年以降毎年、国立長崎原爆死没者追悼平和記念館が海外原爆展を開催している。近年は、海外原爆展を開催するに際しては、非核特使の派遣を行い、核兵器使用の惨禍の実相を国際社会に対して発信している。

2011年11月には、国連欧州本部 (於:ジュネーブ) において、広島市と長崎市が原爆常設展を開設した。

日本政府は、国連と広島市・長崎市間の調整を側面支援した上で、広島市・長崎市に代わり、本件常設展に関する覚書に国連欧州本部とともに署名した。また、オープニングセレモニーでは、天野万利軍縮代表部大使がレセプションを主催するなど、国連関係者、各国軍縮代表部関係者、メディア等に対する広報活動を支援した。

なお、国連本部 (於:ニューヨーク) には、第2回国連軍縮特別総会 (1982年6月) で決定した世界軍縮キャンペーンの一環として、広島、長崎被爆資料・写真パネル常設展が設置されている。

#### 国連欧州本部 (ジュネーブ) の原爆常設展



展示物

左: "Good VS Evil" (国連提供)

右: 浦上天主堂の天使像



展示パネルの様子

### 第4節 軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム

日本は、2010年 NPT運用検討会議において、国連大学と共同で軍縮・不拡散教育に関する作業文書を提出し、軍縮・不拡散教育における政府と市民社

会との連携の必要性を訴えるとともに、被爆の実相を次世代へ伝えるためのデジタル技術の活用、市民社会との対話の場の提供及び「軍縮・不拡散教育グ

ローバル・フォーラム」の開催を提案した。これを受け、2012年8月、日本外務省と国連大学が共催で、長崎市の原爆資料館において、同フォーラムを開催し、19か国4国際機関から政府関係者、NGO、メディア関係者等約250名が参加を得て、「核兵器のない世界」の実現に向けた軍縮・不拡散教育の役割とあり方、教育を実践していく上での課題等につき議論を行った。

同フォーラムでは、田上富久長崎市長が開会の挨拶を行い、野田佳彦総理大臣及び天野之弥 IAEA事務局長からのビデオメッセージに続き、ケイン国連軍縮担当上級代表及びトート包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会事務局長が基調講演を行った。続いて、①「核兵器のない世界」に向けた軍縮・不拡散教育の役割、②「中東非大量破壊兵器地帯構想」を事例とした軍縮・不拡散教育における多面的思考のあり方、③軍縮・不拡散教育の実践における教育者及びNGOの経験と見解をテーマとし、

様々な分野から選出したパネリストの議論に対し、会場の一般参加者から積極的な意見が出され、活発な議論を行った。議論の様子は、FacebookやTwitterといったSNSを活用し、リアルタイムで発信した。

また、同フォーラムの総括会議において、幅広い主体間における、軍縮不拡散の実施に向けた対話や協力の強化や、若い世代へのアプローチ、ソーシャルメディアを含む双方向的なコミュニケーション機能の活用を含む軍縮・不拡散教育の促進に向けた決意を表明する長崎宣言を採択した。

さらに、同フォーラム開催のために立ち上げたFacebookページ（Global Forum on Disarmament and Non-Proliferation Education）やTwitter（@global\_forum）を、軍縮・不拡散教育活動のため及び関係者間で意見やアイデアを交換するための国際的なプラットフォームとして現在も活用している。

### 第5節 国連軍縮フェローシップ・プログラム

1978年の第1回国連軍縮特別総会において、特に開発途上国における軍縮専門家を育成するために、国連軍縮フェローシップ・プログラムを実施することが決定された。これに従い、1979年以来毎年、軍縮に携わる各国の中堅外交官や国防省関係者等がこのフェローシップ・プログラムに参加し、軍縮・不拡散に関係のある国際機関、研究施設や関係国を訪問し、見識を深めている。

日本との関係では、1982年の第2回国連軍縮特別総会において、鈴木善幸総理大臣が、このフェローシップ・プログラムの参加者を広島及び長崎に招待する提案を行い、翌1983年以来、毎年約30名の日本への招待を実現してきている。フェローシップ・プログラムでの日本への招待は2012年で30回目を迎え、この間、延べ786名の各国の外交官等が日本を訪問した。2012年のプログラムにおいては、まず外務省で日本の軍縮・不拡散政策についての全般的な説明を受けた後、広島市と長崎市を訪問した。両市においては、地元自治体の協力を得て、被爆者の証言を聞いたり、原爆資料館を訪問したりして、核兵器使用の惨禍の実相についての理解を深めた。また、

茨城県東海村にある日本原子力研究機構（JAEA）の研究機関を訪れ、原子力の平和利用に関する日本の技術や核セキュリティに対する取組、IAEAの保障措置への対応について学んだ。その他、国際問題研究所の軍縮・不拡散促進センターにおける軍縮専門家との意見交換や、気象庁での核実験の監視システムの見学等の活動を行い、様々な観点から日本の軍縮・不拡散分野における取組について学んだ。

現在、世界の軍縮外交の第一線で活躍する各国外交官の中には本プログラムの出身者も多く、その多くが日本でのプログラム、特に被爆地である広島・長崎の訪問に非常に感銘を受けたと述べている。このように、本件研修の実施は、核兵器使用の非人道性を広く世界に訴えるとともに、軍縮・不拡散や原子力の平和利用分野における日本の取組を世界にアピールしていく上で非常に有意義である。





2012年国連軍縮フェローシップ・プログラムでの広島市訪問

## 第6節 被爆証言の多言語化

日本は、核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝えることは、日本が重視する軍縮・不拡散教育の観点から極めて重要と考え、被爆者証言の次世代への伝達という軍縮・不拡散教育の中心的課題に取り組んでいる。2010年、長崎平和祈念式典挨拶で菅直人総理大臣が「核軍縮・核不拡散に向けた教育活動を世界に広げるため、長崎・広島両市や国連と連携し、被爆者の体験談を英語等外国語に翻訳し、各国に紹介する取組を進めたいと考えております。」と表明した。また、同年、潘基文国連事務総長も、来日した際に、被爆証言の多言語化につき言及した。

具体的には、2011年、日本は、国立広島・長崎原爆死者慰霊平和祈念館から、英語・中国語・韓国語に翻訳された15名分の被爆体験記及び5名分の被

爆証言映像の提供を受け日本外務省及び国連のホームページに掲載した。また、これら被爆証言体験記の一部について、フランス語・スペイン語・ロシア語に翻訳し、日本外務省ホームページに掲載している。

更に、2012年8月、日本外務省及び国連大学が共催で開催した「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」に際して、在京大使館の協力を得て、英語・フランス語・ロシア語・オランダ語等13か国の言語に翻訳してもらった被爆証言（証言者：節子・サーローさん）を、同フォーラム公式ブログ（<http://blog.canpan.info/global-forum/>）及び外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hibakusya/index.html>）に掲載している。

## 第5章

# 非核特使

毎年8月、原爆が投下された広島・長崎では原爆死没者の慰霊と世界の平和を祈念するための平和記念式典が開催されている。核兵器使用による惨禍の実相に関する記憶を忘れないために、これらの式典の開催や被爆者自身による被爆証言の実施は、被爆地を始めとする自治体や市民社会による取組として、世界中の人々に対して核兵器廃絶に向けて真摯な訴えを繰り返してきた。一方で、年月の経過に伴い被爆者の高齢化が進み、実体験に基づく被爆体験の将来世代への継承が課題となっている。

日本政府は、核兵器使用の惨禍の実相や非人道性を国際社会及び将来の世代に継承していくことが人類に対する日本の責務であるとの認識の下、軍縮・不拡散教育を重視している。「核兵器のない世界」に向けた機運を維持・強化していく上で、市民社会の熱意と関心の維持は不可欠であり、被爆者の高齢化が進む中、軍縮・不拡散教育の促進において政府と市民社会との効果的な連携が益々求められている。

このような観点から、2010年8月6日の広島平和

記念式典（正式名称：広島市原爆死没者慰霊式並びに平和記念式典）及び8月9日の長崎平和祈念式典（正式名称：長崎原爆死没者慰霊平和祈念式典）において、菅直人総理大臣が「今後は、被爆者の方々が例えば『非核特使』として日本を代表して、様々な国際的な場面で、核兵器使用の悲惨さや非人道性、平和の大切さを世界に発信していただけるようにしたいと考えています。」と挨拶し、「非核特使」制度の立ち上げを表明した。

「非核特使」の制度は、被爆者の方が「非核特使」として自らの実体験に基づく被爆体験証言を行うことにより、核兵器使用の惨禍の実相を国際社会に広く伝えることを目的としている。これまで独自に又は政府を含む各種団体とともに被爆体験証言に取り組んでこられた被爆者の方々に、日本政府が「非核特使」としての業務委嘱を行うことにより、証言を聞く人々に対する強いアピールになることはもちろん、これら活動に関する国内外への発信力を高めることにつながる。



「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」における「非核特使」の被爆証言



「国連軍縮フェローシップ」における「非核特使」の被爆証言

## コラム：核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）は、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議及び同会議以降において、核不拡散と核軍縮に関する国際的な議論を政治的に高いレベルにおいて再活性化することを目的に、日本・オーストラリア両政府の共同イニシアティブとして2008年に設置された。個人の資格で選ばれた15人（共同議長を含む）から構成されており、川口順子元外務大臣とエバンズ元オーストラリア外相が共同議長を務めた。

ICNNDは、特にNPT運用検討会議における国際的なコンセンサスの形成に貢献するために、NPTに関連するすべての事項を取り上げつつ実践的な提言を提示することを目的に、シドニー（オーストラリア）、ワシントン（米国）、モスクワ（ロシア）、広島で、計4回にわたる本会合を開催した。また、並行して、サンチアゴ（チリ）、北京（中国）、カイロ（エジプト）、ニューデリー（インド）において地域会合を開催し、核軍縮・不拡散に関する課題の地域的な側面についても検討した。

2009年12月、東京において、川口・エバンズ両共同議長は、ICNND報告書「核の脅威を絶つために：世界の政策立案者のための実践的な計画」を鳩山由起夫総理大臣とラッド首相に提出した。ICNNDによる2010年NPT運用検討会議に向けた核軍縮に関する20項目の提案を踏まえ、日本・オーストラリア両政府は、同運用検討会議において実践的核軍縮・不拡散措置に関する提案を出した。同運用検討会議で採択された行動計画には、核兵器の役割低減等、その多くが反映された。

ICNND報告書の和訳を含めた日本語の関連情報は、外務省のウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icnnd/>）に掲載しており、また、オーストラリア政府によるウェブサイト（<http://www.icnnd.org>）でも同報告書、委員リスト等関連情報を公開している。



核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）の委員（於：広島）  
川口順子元外務大臣（前列左から3番目）、エバンズ元外相（中央）他

## コラム：日本の若い世代の取り組み ～インターン生の声～

### 国際ステューデント・プレゼンテーションにおける発表を聞いて（東京学芸大学 4年）

国際ステューデント・プレゼンテーションは、軍縮・不拡散教育の一環として、さいたま市主催で開催されました。市内の高校生が平和や軍縮・不拡散について考え、そこから学んだことを国連や外務省の職員、専門家の前で発表するという取り組みです。



私は長崎県出身です。長崎の人は皆、幼稚園の頃から原爆について学びます。ところが、東京へ出てきた時、周りの人々の原爆に対する意識の薄さに驚き悲しくなりました。そして被爆地以外の人々が原爆について学ぶ機会はあるのだろうかという疑問を持ちました。

そんな私でしたが、国際ステューデント・プレゼンテーションでさいたま市の高校生の発表を聞いて、非常に感銘を受けました。日常生活とは関係ないものに見える軍縮・不拡散の問題を重要だと認識し興味を持っている若い世代がいるのを知って、とてもうれしくなりました。このように若いうちから軍縮・不拡散について学ぶ機会を作ること、皆で核のない世界を訴えられるのではないかと思います。

### インターンを経験して（東京大学大学院修士 1年）

私がインターンをさせていただいた軍備管理軍縮課は、軍縮不拡散問題に関する外交政策や国内における取組を扱う課です。インターンをする前までに抱いていた、外務省というどこか堅いイメージとは違い、課室は省員の方々の活気にあふれていて、とても有意義なインターンの1ヶ月を過ごさせていただきました。

実習では、ホームページの改訂作業や、来年度の軍縮白書作成への準備、またちょうど直前に迫っていた軍縮・不拡散イニシアティブ（NPSDI）の資料作成などをおこないました。

ホームページ改訂では、見やすさ・使いやすさの観点からレイアウトを変更し、内容も最新の情報へと更新するように改訂案を作成しました。課内の方々の了承を得るため決裁書をまわしてサインをもらい、IT広報室へと提出し、そして最終的には実際に自分の改訂案どおりにホームページが改訂されるのを確認することができました。

軍縮白書作成の準備では、目次の選定作業に携わりました。改訂版ではどのようなカテゴリーを設けてどのような内容を掲載するか、課内での会議に参加し、それらを踏まえて目次案を作成しました。また、このコラムの執筆も任せていただきました。

ほかにも課内会議用や国際会議用の資料作成を任せられたり、外務省内外での行事に同行させていただいたり、普段の学生生活では味わえない貴重な体験をさせていただきました。

そのなかで、軍縮不拡散・科学部長とオーストラリア政府次官との電話会議に同席させていただいた

時のことが特に印象的でした。会議では NPDI のこれからの運用に関して、国際電話で時折ジョークを織り交ぜながらの話合いがおこなわれていました。「軍縮・不拡散」という外交トピックから連想されるのは、まさに国家と国家、パワーとパワーによる折衝といったイメージでした。しかし私が実際に見た軍縮不拡散外交は、まさに人と人の関係でした。この白書に取り上げられている様々な国際的取組の背後には、そういった軍縮・不拡散に携わる外交官のみなさんの努力があるのだと改めて感じ、たいへん感慨を受けました。

軍備管理軍縮課での1ヶ月は、これから大学で国際問題を考えるうえでも、また自分自身のキャリアパスを考えるうえでも、たいへんすばらしい経験になったと思います。この場を借りて、お世話になったみなさまに感謝したいと思います。ありがとうございました。



# 用語解説集

## 【ア行】

### ●アジア不拡散協議 (ASTOP : Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation)

ASEAN10か国、日本、中国、韓国、及びアジア地域の安全保障に共通の関心を持つ米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。2003年11月に第1回協議が開催され、最近では2011年12月に第8回協議が開催された。(開催地はすべて東京)

### ●宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS : Prevention of Arms Race in Outer Space)

宇宙空間の軍事的利用の制限については、宇宙条約その他の国際約束で規定されており、一定の枠組みが存在するが、1978年、第1回国連軍縮特別総会最終文書において、「宇宙空間における軍備競争の防止」のために更に追加的措置がとられるべきであるとされた。1997年以降、多国間軍縮交渉機関であるジュネーブ軍縮会議 (CD) では交渉テーマに関する各国の立場の調整がつかず停滞状況に陥っており、PAROSについても交渉は行われていない。(→ジュネーブ軍縮会議 (CD) 参照。)

### ●宇宙条約

正式名称は「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約 (Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies)」。1967年発効。大量破壊兵器の宇宙空間への配置、天体における軍事施設の設置等を禁止している。

### ●ウラン濃縮 (uranium enrichment)

ウランに含まれるウラン235の割合 (濃縮度) を高めること。ウランを核分裂させると大きなエネルギーが得られることが知られているが、天然ウランは核分裂を起こしにくいウラン238及び核分裂を起こしやすいウラン235から成り、後者は平均で約0.7%しか含まれていない。一般に原子力発電用に用いられるウラン燃料の濃縮度は3~5%、核兵器の製造に用いられるウランは濃縮度90%以上と言われ、濃縮度を高めるためにガス拡散法、遠心分離法といった方法が用いられる。(→「遠心分離法」、「高濃縮ウラン」参照。)

### ●遠心分離法 (centrifugation)

ウラン濃縮の方法の一つ。ウラン235とウラン238のわずかな質量の違いを利用し、遠心力を用いて両者を分離する。

### ●オーストラリア・グループ (AG : Australia Group)

化学・生物兵器の開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。1985年6月設立。2013年2月現在、41か国で構成されている。

**●オスロ条約（CCM）**

「クラスター弾に関する条約」を参照。

**●オタワ条約（Ottawa Treaty）**

「対人地雷禁止条約」を参照。

**【力行】****●化学兵器（CW : Chemical Weapons）**

化学兵器禁止条約（CWC）では、①生命活動に対する化学作用により、人または動物に対し、死、一時的に機能を著しく害する状態または恒久的な害を引き起こし得る化学物質及びその前駆物質、②こうした物質を放出するために特別に設計された弾薬類及び装置、③②の弾薬類及び装置の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置と定義されている。（→化学兵器禁止条約（CWC）参照。）

**●化学兵器禁止機関（OPCW : Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons）**

1997年5月、化学兵器禁止条約（CWC）の発効に伴いオランダのハーグに設置された国際機関。CWCに基づき化学兵器の廃棄のために化学兵器及び生産施設の廃棄の進捗を、査察を通じて検証し、また化学兵器の不拡散のために毒性化学物質を扱う産業施設等に対しても査察を行っている。（→化学兵器禁止条約（CWC）参照。）

**●化学兵器禁止条約（CWC : Chemical Weapons Convention）**

正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction）」。開発、生産、保有を含めた化学兵器の全面的禁止及び厳密な検証制度を盛り込んでいる。1997年発効。この条約に基づき、化学兵器禁止機関（OPCW : Organisation for Prohibition of Chemical Weapons）が1997年5月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。2013年2月現在の締約国数は188か国。

**●（日本提出の）核軍縮決議**

日本が、1994年以来毎年、国連総会に提出し、圧倒的多数の支持を得て採択されてきている核軍縮に関する決議。この決議は5年毎に開催される核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の結果を踏まえてアップデートする慣行があり、2012年12月に採択された核軍縮決議は、2010年5月に行われた第8回NPT運用検討会議において10年ぶりに最終文書が採択されたことを受けて、2010年に大幅に改訂した決議を基本的なラインとして踏襲したものであり、従来に比べ一層包括的で、「核兵器のない世界」に向けた国際社会の具体的行動を求める内容となっている。

**●拡散に対する安全保障構想（PSI : Proliferation Security Initiative）**

2003年5月、ブッシュ米国大統領が提唱した取組であり、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとり得る移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を、国際法・各国国内法の範囲内で検討・実践するもの。こうしたPSIの活動の基本原則は、「阻止原則宣言」にまとめられており、2013年2月現在、約100か国がこ



れを支持し、実質的に PSI の活動に参加・協力している。PSI では、阻止訓練の実施や情報交換等を通じ、関係国間の連携強化を図るとともに、PSI への理解・支持を拡大するための取組（アウトリーチ活動）を積極的に行っている。

### ●核実験モラトリアム（moratorium on nuclear-weapon test explosions）

核実験を自主的に一時停止すること。

### ●核セキュリティ（Nuclear Security）

核物質等を使用したテロ（核テロ）が現実のものとならないようにするための様々な措置・対策。国際原子力機関（IAEA）は、「盗取、妨害破壊行為、不法アクセス、不法移転その他の悪意を持った行為であって核物質その他の放射性物質又はそれらの関連施設を巻き込むものに対する予防、検知及び対応」と定義している。（→国際原子力機関（IAEA）参照。）

### ●核態勢の見直し（NPR：Nuclear Posture Review）

米国の核政策・核態勢等に関する包括的な見直し。これまで、1994年、2002年、2010年の3回作成されている。2010年に公表された直近の NPR は、向こう5年～10年の米国の核政策、戦略、能力及び戦力態勢を定めるとともに、核兵器の役割の低減、削減された核戦力における戦略的抑止と安定の維持、同盟国・パートナー国への拡大抑止の保証、及び核兵器のない世界に向けた条件及び取組についての姿勢等を説明している。

### ●核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合

2009年9月にニューヨークで開催（オバマ米国大統領が議長、日本からは鳩山総理大臣が出席）。核軍縮、核不拡散、原子力平和利用、核セキュリティといった主要分野を広くカバーした、安保理決議第1887号が採択された。同決議では、オバマ大統領によるプラハ演説（2009年4月）で高まった核軍縮の機運を反映し、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築する決意が表明されたほか、核兵器不拡散条約（NPT）の重要性の確認、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始といった重要な点が確認されている。

### ●核兵器（nuclear weapon）

原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器。

### ●核兵器不拡散条約（NPT）

正式名称は「核兵器の不拡散に関する条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）」。1970年発効。米国、ロシア、中国、英国、フランスの5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受入れ義務、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている。また、原子力の平和利用を締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに、原子力の平和利用の軍事技術への転用を防止するために、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受け入れる義務を定めている。2010年6月現在の締約国は190か国。（→「国際原子力機関（IAEA）」、「保障措置」参照。）

### ●核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議（NPT Review Conference）

NPT第8条3の規定により、5年に一回、NPTの運用状況について検討する締約国間の会議。2010年 NPT 運用検討会議では、具体的な行動計画を含む最終文書を採択した。次回運用検討会議は2015年に開催予定。

**●汚い爆弾 (dirty bomb)**

核兵器と異なり、核爆発は起こさないが、通常爆薬を用いて放射性物質をまき散らすことにより、人を殺傷し、又は財産若しくは環境に損害を与える爆弾。9.11同時多発テロを契機に、汚い爆弾を用いての核テロの危険への認識が高まり、核兵器の材料となる核物質以外の放射性物質についても規制が強化されつつある。

**●「希望の星」 (“Star of Hope”)**

極東ロシアにおける退役原子力潜水艦の解体に関する日本とロシアの協力事業。解体作業が行われる「ズヴェズダ造船所」(ズヴェズダはロシア語で「星」の意味)に因んで、「希望の星」と命名された。また、「希望の星」は2002年のカナナスキス・サミットでG8により合意された「G8グローバル・パートナーシップ」の下の取組の一環としても位置づけられる。低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設協力とともに、日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力の中で中心的な協力事業である。2003年の事業開始以降合計6隻の解体を実施し、2010年3月に事業完了式が行われた。(→「G8グローバル・パートナーシップ」、「すずらん」参照。)

**●キャッチオール規制 (catch-all controls)**

大量破壊兵器や通常兵器の関連汎用品・技術の輸出管理を補完・強化することを目的とした規制で、輸出管理の対象品目として規制リストに載せられていない品目であっても、大量破壊兵器や運搬手段の開発等の用途に用いられるおそれがあると判断されるときや、通常兵器の開発等の用途に用いられる恐れのある場合であって、武器禁輸対象国等一定の国に輸出する時には、当該輸出を各国の輸出管理当局の許可にかからしめる制度。(→「輸出管理」参照。)

**●クラスター弾 (cluster munitions)**

一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器を空中から投下または、地上から発射し、地上からある程度の高度になった時、容器が開き、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾・砲弾等。

**●クラスター弾に関する条約 (CCM : Convention on Cluster Munitions)**

クラスター弾の禁止に賛同する国及びNGOが中心となり開始されたオスロ・プロセスを通じ作成された条約。2010年8月発効。クラスター弾の使用、開発、生産等を禁止し、貯蔵弾の原則8年以内の廃棄を義務付けている。2013年2月現在の締約国は77か国。

**●軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI : Non-Proliferation and Disarmament Initiative)**

2010年5月の核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議で合意を得た「行動計画」を着実に実施し、中長期的な核軍縮・不拡散の方向性に関し、現実的な提案を打ち出すべく、日本とオーストラリアが主導して立場の近い10か国で形成した地域横断的グループ。日豪の他、ドイツ、オランダ、ポーランド、カナダ、メキシコ、チリ、トルコ及びアラブ首長国連邦 (UAE) が参加。2012年までに5回の外相会合を開催し、2012年のNPT運用検討会議第1回準備委員会では、核戦力の透明性 (報告フォーム) を含む4本の作業文書を提出して、議論に貢献した。(→「核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議」参照。)

**●軽水炉 (LWR : Light Water Reactor)**

通常の水 (軽水) を減速材及び冷却材として用いる原子炉。重水を用いる一部の原子炉 (重水炉) と区別する呼称。日本で現在稼働中の商業用発電炉はすべて軽水炉である。

### ●検証 (verification)

条約の締約国が、その条約の義務を誠実に履行しているかどうかを確認すること。

### ●原子力安全 (Nuclear Safety)

原子力の適正な使用、事故の防止、事故の影響緩和を達成することによって人や環境を放射線の危険から防護すること。

### ●原子力基本法

日本の原子力活動に関する最も基本的な法律。1955年制定。第2条により、日本の原子力研究、開発及び利用は平和目的に限定されている。

### ●原子力供給国グループ (NSG : Nuclear Suppliers Group)

核兵器開発に使用され得る資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート1 (1978年成立) と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート2 (1992年成立) を指針として、NSG参加国政府が国内法令に基づいて輸出管理を行っている。2013年2月末現在、47か国が参加。

### ●原子カルネッサンス (Nuclear Renaissance)

国際的なエネルギー需要の顕著な増大と地球温暖化問題への対処の必要性等を背景に、温室効果ガスの排出量が少なく、基幹電源となりうる原子力発電が再評価され、その拡充および新規導入を企図する国が増加している潮流のこと。

### ●原子炉区画陸上保管施設 (The Long-Term on-shore Storage Facility for Reactor Compartments)

原子力潜水艦を解体した後に残る原子炉区画を、陸上で安全かつ安定的に長期間保管するための施設。

### ●原子炉等規制法

正式名称は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」。1957年制定。核原料物質、核燃料物質及び原子炉に関し、①平和的利用に限定、②計画的利用実施の確保、③災害防止と核燃料物質の防護による安全確保、を図るための規制等を定めている。また、国際規制物資に関し、二国間原子力協定、その他の国際約束を実施するための規制等を定めている。

### ●高濃縮ウラン (highly enriched uranium)

ウラン235の濃縮度が20%以上であるウランをいう。核兵器に用いるには、一般的に濃縮度が90%以上である必要があると言われている。(→「ウラン濃縮」参照。)

### ●小型武器 (small arms and light weapons)

一般的に、狭義では、兵士一人で携帯、使用が可能な武器 (自動拳銃、小銃等) を指すが、広義では、数人で運搬・使用する「軽兵器」(重機関銃、携帯式対戦車ミサイル等) 及び「弾薬・爆発物」を併せた3種類の総称としても用いられる。

### ●国際科学技術センター (ISTC : International Science and Technology Center)

旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的として設立された国際機関。1994年設立。参加国は、ロシア、米国、EU、カナダ、日本など。本部はモスクワ。

### ●国際原子力機関 (IAEA : International Atomic Energy Agency)

原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関。1957年設立。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、水資源管理、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に係る技術協力といった幅広い活動を行う。事務局長はIAEA理事会が総会の承認を得て4年間の任期で任命。

### ●国際原子力機関追加議定書 (IAEA Additional Protocol)

IAEAと包括的保障措置協定締結国との間で追加的に締結される保障措置強化のための議定書。1990年代のイラクや北朝鮮の核問題等を契機として、従来の保障措置のみでは未申告の原子力活動を探知・防止するには不十分であることが明らかとなったことから、1997年のIAEA理事会でそのひな形となるモデル追加議定書が採択された。追加議定書では、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲や検認のための立ち入りの対象場所が拡大されるほか、原則24時間前までの通告でそれらの場所に立ち入ることが認められる等、IAEAの権限が強化されている。2013年2月現在の締結国数は119か国。日本は1999年12月に締結。

(→「包括的保障措置協定」及び「保障措置」参照。)

### ●国内計量管理制度 (SSAC : State System of Accounting for and Control of Nuclear Material)

各国国内に存在する核物質の種類及び量を正確に管理するための仕組み。広義では、核物質の不法な取得及び使用を防ぐための防護や、これらを国として管理するための法的枠組みをも含む。IAEAと保障措置協定を締結した国は原則として、保障措置を適用する際の前提として、計量管理制度を整備・維持する義務を負う。核物質の計量管理とは、原子力施設にどのような核物質がどれだけあり、一定期間にどれだけ搬入・搬出されたか、そして現在どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に管理する手法。

### ●国連アジア太平洋平和軍縮センター

(United Nations Regional Centre for Peace and Disarmament in Asia and Pacific)

アジア太平洋諸国の平和・軍縮への活動を支援するために1988年、国連軍縮局（現在の軍縮部）の中に設立された組織。通称「カトマンズ・センター」。日本政府協力の下、毎年日本において国連軍縮会議を開催している。また、1997年、1998年の国連決議に基づき行われた中央アジア非核兵器地帯条約案の起草支援は「カトマンズ・プロセス」として各方面から高い評価を受けている。

### ●国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS : Committee on the Peaceful Uses of Outer Space)

1959年に国連総会の下に設置された委員会。「宇宙空間の平和目的利用を維持するための方策と手段」との議題で、宇宙の秩序の問題を検討してきたが、近年、この委員会で宇宙の軍備管理・軍縮問題を取り扱うか否かについて各国の意見が分かれており、軍縮・不拡散の観点からの議論はほとんど行われていない。

### ●国連軍縮委員会 (UNDC : United Nations Disarmament Commission)

国連総会第一委員会と並んで、軍縮問題に関して議論するための国連総会の補助機関。1952年設立。第一

委員会が毎年秋に約4～5週間の日程で開催され、軍縮問題全般を扱うのに対し、UNDCは、通常毎年4月頃に3週間の日程で行われ、特定のテーマを3年間継続して取り上げ、議論する。

### ●国連軍縮会議 (United Nations Conference on Disarmament Issues)

アジア・太平洋地域において、軍縮・安全保障問題に対する意識を高め、対話を促進する観点から、1989年より毎年開催されている会議。国連アジア太平洋平和軍縮センター主催。日本政府による協力の下、毎年日本国内の地方都市で開催されている。

### ●国連軍縮研究所 (UNIDIR : United Nations Institute for Disarmament Research)

1984年に採択された国連総会決議39/148Hに基づき設立された、国連の枠内にありながら、独立して軍縮に関する研究を行う機関。軍縮・不拡散分野における多様なデータの提供を通じて、全ての国が必要な情報を得て軍縮努力を行いうるよう支援し、さらには、軍縮に関する新たな軍縮交渉に関わる問題や新たなイニシアチブに対する普遍的な洞察を提供することを目的とした研究や活動を行っている。ジュネーブ（スイス）に所在。

### ●国連軍縮諮問委員会 (UN Secretary-General's Advisory Board on Disarmament Matters)

軍縮問題一般につき国連事務総長に助言を与えることを目的に設置された機関。個人の見識を基礎とし、事務総長が任命する個人資格の委員約15名で構成される。日本からは同委員会設置以降ほぼ毎年継続して委員が選出されており、近年田中義具元軍縮大使（1999年～2002年）、猪口邦子元軍縮大使（2003年～2006年）、阿部信泰前駐スイス大使（2008年～2012年）らが委員を務めた。

### ●国連軍縮フェローシップ (United Nations Programme of Fellowship on Disarmament)

特に開発途上国における軍縮問題の専門家を育成するため、軍縮問題に携わる各国の若手外交官・国防省関係者等を対象として行う国連の研修プログラム。1978年の第1回国連軍縮特別総会において実施が決定され、1979年以来毎年実施されている。日本は、1982年の第2回国連軍縮特別総会における鈴木善幸総理大臣演説において本計画参加者の広島及び長崎招待の提案を行い、翌1983年以来、毎年約30名の各国の若手外交官等の日本訪問を実現している。

### ●国連軍備登録制度 (United Nations Register of Conventional Arms)

通常兵器の国際的な移譲を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の抑制等を図ることを目的として1991年、国連総会で採択された「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度で、国連加盟国が任意で7つのカテゴリーに属する通常兵器の国際移譲に関する情報（1年間の輸出入数量及びその相手国）等を国連事務局に登録するもの。

### ●国連小型武器会議

正式名称は「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議 (The UN Conference on the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects)」。小型武器非合法取引の防止に向けて開催された初めての閣僚級国連会議（2001年7月、於：ニューヨーク）。

### ●国連総会第一委員会 (The First Committee of the UN General Assembly)

国連総会の下に設置された6つの主要委員会のうち、軍縮と国際安全保障問題全般を取り上げる委員会。

毎年秋の国連総会一般討論後、約4～5週間の会期で開催されている。

### ●混合酸化物（MOX : Mixed Oxide）燃料

酸化ウランと酸化プルトニウムなどを混合して作られた核燃料。

### ●コンセンサス（consensus）

一般的に、合意文書が異議無く採択される方式を意味する。ジュネーブ軍縮会議（CD）や核兵器不拡散条約（NPT）等で採用されている方式。他方、国連総会では、表決によらない採択、つまり、投票や起立・発声などの一切の個別的意思表示を行わずに採択する無投票採択方式を採っている。これを一般的にコンセンサス方式と呼ぶこともあるが、無投票採択に参加しないが無投票採択を阻むものではない等公式に意思表明する場合もあるため、厳密には両者は異なるもの。

## 【サ行】

### ●再処理（reprocessing）

原子炉から出た使用済み燃料の中から、核燃料として再利用することができるウラン及びプルトニウムを他の核分裂生成物等と分離し、回収する工程。

### ●G8グローバル・パートナーシップ（G8GP : G8 Global Partnership）

2002年カナダスキス・サミットにおいて、核、化学、生物兵器及びその関連物資等の拡散防止を主たる目的として、10年のマンデートで設置された「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ（The Global Partnership Against the Spread of Weapons and Materials of Mass Destruction）」のことを指す。2011年ドーヴィル・サミットにて2012年以降もGPのマンデートを延長することが決定。GP参加国は随時拡大しており、現在24か国及びEUが参加している。

### ●重水炉（HWR : Heavy Water Reactor）

重水（D<sub>2</sub>O）を減速材として用いる原子炉。通常の水（H<sub>2</sub>O）を用いる軽水炉よりは無駄なく中性子を核分裂反応に使えるため、天然ウランをそのまま燃料として使用できる。カナダのCANDU炉が重水炉の例。なお、重水は通常の水より中性子1個分重く、天然の水の中には0.015%含まれている。

### ●ジュネーブ軍縮会議（CD : Conference on Disarmament）

ジュネーブ（スイス）にある、国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。1959年に設立された「10か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。これまで、核兵器不拡散条約（NPT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）、包括的核実験禁止条約（CTBT）等、重要な軍縮関連条約を作成。2012年現在の加盟国は65か国。

### ●消極的安全保証（NSA : Negative Security Assurance）

一般的に、核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しない旨約束することを言う。

核兵器の使用及び威嚇に対し非核兵器国の安全保障が確保されるべきであるとの主張の高まりを受け、1978年の第1回国連軍縮特別総会において、5核兵器国がそれぞれNSAに関する一方的な宣言を行った。また、1995年4月、非核兵器国の安全保障に関する国連安保理決議984号の採択に先立ち、5核兵器国がそれぞれ

れNSAに関する宣言を行っている。

なお、米国は2010年4月に発表した「核態勢の見直し（NPR）」において、NPT締約国であり、NPT上の不拡散義務を遵守する非核兵器国に対して、核兵器の使用及びその威嚇を行わない旨宣言することにより、NSAを強化することを明記。

### ●地雷廃絶国際キャンペーン（ICBL :International Campaign to Ban Landmines）

地雷禁止を目指すNGOの国際的連合体。国際社会が対人地雷禁止条約締結へ向かう動きを強力に後押しした。1997年のノーベル平和賞を受賞。

### ●新アジェンダ連合（NAC : New Agenda Coalition）

非同盟・西側諸国の中の急進派7カ国（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン）。従来の非同盟運動（NAM）諸国の核軍縮国連決議が時限付き核廃絶を目指していたのに対し、これでは広い支持を得られないため、NAM諸国よりはやや穏健な決議案（「核兵器のない世界－新たな課題（アジェンダ）の必要性」）を1998年より国連総会に提出している。（ただし2001年は決議案を提出せず）

### ●新START条約（New START Treaty: Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Measures to Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms）

2009年12月に失効した第1次戦略核兵器削減条約（START I）の後継の米露二国間戦略核兵器削減条約。2011年2月5日発効。2018年2月5日までに、米国、ロシア各々の配備戦略核弾頭数の上限（重爆撃機は1機を1発としてカウント）を1,550発とすること等が定められている。（→第1次戦略兵器削減条約（START I）を参照。）

### ●信頼醸成措置（CBM : Confidence Building Measures）

誤解や誤算に基づく偶発戦争や意図しない衝突を避けるため、二国間あるいは多数国間で実施する措置。例えば、関係国による種々の対話を通じた認識の共有や軍事活動についての年次報告がこれに当たる。

### ●「すずらん」（“SUZURAN”）

日本の支援によりロシアで建設された、浮体構造型の低レベル液体放射性廃棄物処理施設（Floating Facility to Process Low-Level Radioactive Liquid Waste）。1993年、ロシアによる放射性廃棄物の日本海への投棄が明らかになったことを受け、これを防止するため、日露非核化協力の最初の事業として1996年に建設が開始され、2001年にロシア側へ供与された。現在、ロシア極東ウラジオストク近郊のポリショイ・カーメニ市にあるズヴェズダ造船所に係留され、退役原子力潜水艦の解体により生じる液体放射性廃棄物の処理を行っている。処理能力は年間7,000立方メートル。

### ●3S

核不拡散の担保のための保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字をとった造語。原子力の平和的利用、特に原子力発電を行う国はこの3つを確保することが求められる。原子力の平和的利用に関する国際原子力機関（IAEA）の文書でも、「3Sの重要性」という言葉で表現されている。

**●生物兵器 (BW : Biological Weapons)**

生物兵器禁止条約 (BWC) では「①防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又はこのような種類及び量の毒素 (原料又は製法のいかんを問わない)、②微生物剤その他の生物剤又は毒素を敵対目的のために又は武力紛争において使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段」と定義されている。生物兵器としての使用が考えられる代表的な病原体等としては、天然痘ウイルス、炭疽菌、ペスト菌、ボツリヌス毒素等がある。

**●生物兵器禁止条約 (BWC : Biological Weapons Convention)**

正式名称は「細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological (Biological) and Toxin Weapons and on their Destruction)」。1975年発効。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面的禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約。同条約は加盟国による条約遵守の検証手段に関する規定がなく、そもそも生物剤や毒素への実効的な検証は極めて困難であるとの議論があり、条約の実効性をいかに強化するかが課題となっている。2013年2月現在の締約国数は167か国。

**●積極的安全保証 (PSA :Positive Security Assurance)**

一般的に、非核兵器国が核兵器による攻撃又は威嚇を受けた場合にはその国に支援を与える旨、核兵器国が約束することを言う。

核兵器不拡散条約 (NPT) の交渉過程で、非同盟諸国を中心とする非核兵器国側が消極的安全保証 (NSA) 及び PSA を NPT 条文中に挿入するよう要求。核兵器国側は、これらを NPT 条文中に盛り込むことには応えず、1968年国連安保理決議第255号で PSA を表明した。

**●戦術核兵器 (tactical nuclear weapon)**

一般的に、個々の戦場で使用するための核兵器のことで、短距離核ミサイル、核火砲、核地雷などが含まれる。

**●先制不使用 (NFU: No First Use)**

一般的に、核兵器による攻撃を受けない限り、核兵器を使用しないことをいう。先制攻撃 (first attack) との概念的な混乱を避けるため「先行不使用」または「第一不使用」などと訳される場合もある。

**●戦略核兵器 (strategic nuclear weapon)**

厳密な定義は存在しないが、新 START 条約上の定義によれば、5,500km以上の射程を持つ大陸間弾道ミサイル (ICBM)、600km以上の射程を持つ潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)、8,000km以上の航続距離を持つ戦略爆撃機あるいは600km超の射程を有する巡航ミサイルを搭載した戦略爆撃機がこれに該当する。なお、これらに該当しない核兵器を非戦略核と呼ぶこともある。

**●戦略攻撃能力削減に関する条約 (モスクワ条約、SORT : Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions)**

米国・ロシア間の配備戦略核弾頭 (戦略攻撃兵器) の削減に関する条約。通称「モスクワ条約」。2003年6月発効。2012年までの10年間で、米国、ロシア各々の配備戦略核弾頭を1,700~2,200発に削減すること等が規定された。2011年2月、新 START 条約発効したことに伴い終了した。



### ●相互確証破壊（MAD : Mutual Assured Destruction:）

米ソ冷戦時代（1960年代）に提唱された核抑止理論。米ソ両国が、自国の核戦力の非脆弱性（相手の攻撃に対する残存能力）を向上させて相手の先制攻撃から自国の核戦力の一部が必ず生き残るようにし、報復攻撃で相手を確実に破壊できる第二撃能力を確保することによって、核攻撃を相互に抑止することができるもの。

## 【夕行】

### ●第1次戦略兵器削減条約（START I : Strategic Arms Reduction Treaty I）

戦略核兵器（戦略攻撃兵器）の削減等に関する米国・ロシア（ソ連）二国間条約。配備する戦略核兵器の運搬手段（大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び重爆撃機）の総数をそれぞれ1,600基（機）に削減することや、配備される戦略核弾頭の総数を6,000発に制限すること等が規定された。

### ●対人地雷禁止条約（オタワ条約、Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and On Their Destruction）

カナダ政府が1996年10月にオタワで開催した国際会議に端を発するオタワ・プロセス（NGOと賛同国のみで対人地雷全面禁止を条約化するというもの）を通じ作成された条約。1999年3月発効。対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務づけている。2013年2月末現在の締約国は161か国。

### ●対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約、Anti-Ballistic Missile Treaty）

米国・ソ連（ロシア）間において、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を制限することを規定した条約。1972年10月発効。2001年12月に米国が一方的離脱をロシア等に通報し、その6ヶ月後の2002年6月に失効した。

### ●大量破壊兵器（WMD : Weapons of Mass Destruction）

一般的に、核兵器、生物兵器、及び化学兵器を指す。

### ●弾道ミサイル（Ballistic Missiles）

ロケット式推進システムで大気圏外に打ち上げられ、その慣性の力によって大気圏外を弾道飛翔することで、最小のエネルギーで最大の飛翔距離を得ることができるミサイルの総称。

### ●弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC : Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation）

大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルの規制を目指す初めての国際合意（ただし、法的拘束力を持つ国際約束ではなく、参加国の政治的意思を示すもの。）であり、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制等の原則と信頼醸成のための措置（年次報告の提出、事前発射通報、射場の視察）等を主な内容とする。2002年11月にオランダのハーグで日本を含む93か国の合意を得て採択。2013年2月現在、134か国が参加。

### ●弾道ミサイル防衛（BMD : Ballistic Missile Defense）

弾道ミサイルによる攻撃に対してミサイルやレーザー兵器等で迎撃して防御する兵器システム、もしくはその概念。

日本政府は、2003年12月にBMDシステムの整備を決定して以来、その着実な整備に努めてきており、①BMD運用・関連情報を直接、相互、リアルタイム及び常時共有するなど運用協力の強化、②長距離型監視用レーダー（Xバンド・レーダー）及びパトリオット・ミサイル（PAC-3）の配備・運用、③イージス艦搭載型迎撃ミサイル（SM-3）の防衛能力の継続的な強化など、BMDシステム能力の向上などについての日米間の協力が進められている。

#### ●中国遺棄化学兵器（ACW：Abandoned Chemical Weapons in China）

先の大戦の際に中国に残された旧日本軍の化学兵器。1997年4月に発効した化学兵器禁止条約（CWC）に基づき、日本にはその廃棄義務がある。

#### ●通常兵器（conventional weapons）

一般的には、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器を除くすべての在来の兵器を指すものと考えられる。

#### ●特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW：Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects）

過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる特定の通常兵器の使用を禁止または制限する条約。本体条約と5つの附属議定書からなる。1980年採択、1983年発効。2013年2月現在115か国が加入。

### 【ナ行】

#### ●NATO新戦略概念（Strategic Concept for the Defence and Security of the Members of the North Atlantic Treaty Organization）

2010年11月、リスボン（ポルトガル）で開催されたNATO首脳会合において採択された、NATO加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念。「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」がNATOの中核的任務であると謳い、核兵器が存在する限りNATOは核の同盟であるとしつつ、核と通常戦力の適切な調和の維持、並びに欧州の核兵器のさらなる削減にはロシアによる核の透明性向上等が必要としている。

### 【ハ行】

#### ●爆発性戦争残存物（ERW：Explosive Remnants of War）

不発弾及び遺棄弾の総称。2003年11月の特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）締約国会議において、「爆発性戦争残存物（ERW）に関する議定書」が採択され、2006年11月に発効した。

#### ●非核化協力委員会（旧ソ連）

旧ソ連諸国に対する核兵器廃棄に関する支援事業実施のため、ロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシ各国との間で非核化協力に関する二国間協定を締結し、それらの国々との間で非核化協力委員会を設立した。

1993年4月、日本は上記4か国の核兵器廃棄支援のため総額約1億ドル（117億円）の協力をを行うことを発

表。また、1999年6月のケルン・サミットにおいて、追加的に資金を供与する旨発表し、1999年度補正予算にて134億円を手当した。

### ●非核三原則 (Three Non-Nuclear Principles)

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの原則のこと。これまで歴代の内閣が累次にわたり明確に表明してきている。なお、日本はNPT上の非核兵器国として核兵器の製造や取得等を行わない義務を負っている。さらに、法律上も原子力基本法により、日本の原子力利用は平和目的に厳しく限定されている。

### ●非核特使 (Special Communicator for a World without Nuclear Weapons)

2010年8月の広島・長崎平和記念式典において菅総理が制度の創設を表明し、同年9月に最初の委嘱を実施。自らの経験に基づく被爆証言を通じて核兵器使用の参加の実相を広く国際社会に伝達する被爆者に対して、政府が「非核特使」を委嘱することによりその取組を後押しする。2013年2月現在で、47事業計88名に委嘱。

### ●非核兵器地帯 (Nuclear Weapons Free Zone)

一般的には、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理等を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）が域内の締約国に対し核兵器の使用、使用の威嚇を行わないこと（消極的安全保証の供与）や、域内における条約違反行為の助長及び核実験を行わないことを主な内容とする国際約束を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」のこと。

### ●非戦略核兵器 (Non-Strategic Nuclear Weapons)

国際的に合意された定義はないが、一般的には、戦術核や中距離核ミサイルを含む、戦略核兵器以外の核兵器のことを非戦略核兵器と呼ぶこともある。

### ●武器輸出三原則 (Three Principles on Arms Exports)

武器輸出に関して1967年に表明された、①共産圏諸国向け、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向け、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向け、の場合には武器輸出を認めない日本の政策をいう。その後、1976年の「政府統一見解」により、三原則対象地域以外の地域についても、「武器」の輸出は慎むこととされた。ここで言う「慎む」とは、「原則として認めない」という意味である旨、国会答弁で明らかにされている。したがって、現時点においては、三原則対象地域であるか否かにかかわらず、原則として、「武器」の輸出は認められないこととされている。但し、自衛隊の海外活動、対米武器・武器技術供与、物品役務相互提供協定等については、内閣官房長官談話などにより、例外とされた。また、2011年末には、防衛装備品をめぐる国際的な環境の変化を踏まえ、平和貢献・国際協力に伴う案件及び日本の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件について、厳格な管理が行われることと等を前提として、例外化措置が講じられた。

### ●兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (カットオフ条約、FMCT : Fissile Material Cut-off Treaty)

核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質（プルトニウム及び高濃縮ウラン等）の生産を禁止する条約構想。1993年9月にクリントン米国大統領によって提案された。条約交渉はジュネーブ軍縮会議（CD）にて行われることとなっているが、交渉開始について合意が得られず、2013年2月時点において交渉は開始されていない。

**●平和的核爆発**

軍事的目的ではなく、大規模な土木工事や地下資源開発など、民生的・平和的目的のために利用される核爆発をいう。1974年、インドは、原子炉から得た使用済み核燃料から抽出したプルトニウムを利用して核実験を行い、これを「平和的核爆発」と称した。なお、包括的核実験禁止条約（CTBT）では、あらゆる核爆発が禁止されているため、CTBTの下ではいわゆる平和的核爆発も禁止の対象となる。

**●包括的核実験禁止条約（CTBT : Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty）**

地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。1963年に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。1996年9月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書IIに列記されている44か国（発効要件国）の批准が必要であり、現時点ではそのうちの8か国が未批准のため未発効。

条約により、その発効と同時に検証制度が有効となるよう、発効前から条約に規定された検証制度が整備されることが前提とされている（第4条）。CTBTが発効するまでの間に検証制度の整備を行うために、1996年、最高意志決定機関として包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会が、1997年には同委員会暫定技術事務局が設立された。

**●包括的保障措置協定（CSA : Comprehensive Safeguards Agreement）**

各国がIAEAとの間で締結する、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした保障措置協定。締結国は、核物質や原子力施設に関する情報の提供、査察の受入れ等の義務を負う。NPTの締約国である非核兵器国は、NPT第3条によってその締結が義務付けられている。2013年2月現在の締結国数は171か国。日本は1977年12月に締結。

**●放射性同位元素（radioisotope）**

原子の科学的性質を決める原子番号が同じで、原子の質量数が異なるもの同士を同位元素（又は同位体）と言い、その中で放射性を有するものを、放射性同位元素という。

**●放射線源（radioactive source）**

放射線の発生源のこと。放射線発生装置や放射性同位元素などがある。

**●保障措置（Safeguards）**

原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確認するための措置。同措置の実施を主な目的のひとつとして設立された国際原子力機関（IAEA）は、保障措置協定締結国による核物質の計量管理状況の確認や査察などを通じ、転用や未申告の核物質、活動がないことを確認する役割を担う。

**【マ行】****●ミサイル技術管理レジーム（MTCR : Missile Technology Control Regime）**

大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与し得る関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする国際輸出管理レジーム。1987年4月設立。2013年2月現在、34か国が参加。

### ●未臨界実験 (subcritical experiment)

プルトニウム等の核分裂性物質を高性能火薬により爆縮させ、臨界以下の爆縮の状況を確認する実験。化学爆発は起こるが、核分裂連鎖反応が維持されない未臨界状態で反応が止まるため、臨界を超えず、包括的核実験禁止条約 (CTBT) によって禁止されている「核爆発」は生じない。

## 【ヤ行】

### ●輸出管理 (export control)

大量破壊兵器関連物質や通常兵器及びこれら兵器の開発等に用いられるおそれのある関連汎用品・技術の輸出を、輸出管理当局の許可に服せしめること。

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の供給能力を有する日本は、国際的な輸出管理で協調するための関係国の集まりである国際輸出管理レジーム (原子力供給国グループ (NSG)、ザンガー委員会、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、オーストラリア・グループ (AG)、ワッセナー・アレンジメント (WA)) における申し合わせを踏まえ、外国為替及び外国貿易法 (外為法) に基づき、輸出貿易管理令及び外国為替令に輸出管理品目リストを規定し、このリストに掲載された品目の輸出に際しては、原則として輸出先に関わらず許可申請を必要とする厳格な輸出管理を実施している。さらに、リストに掲載されていない品目についても、大量破壊兵器やその運搬手段の開発等の用途に用いられるおそれのあるときや、通常兵器の開発等の用途に用いられるおそれのある場合であって武器禁輸対象国等一定の国に輸出するときには、輸出許可申請を必要としている。(→「キャッチオール規制」参照。)

### ●余剰兵器プルトニウム (surplus weapon-grade plutonium)

国防上不要なものとして解体された核兵器から取り出された兵器用プルトニウム。一般的には、プルトニウム240の比率が7%未満のプルトニウムを指す。

## 【ラ行】

### ●劣化ウラン弾 (depleted uranium munitions)

劣化ウランは、天然ウランから濃縮ウランを製造する過程で生じる副産物で、核分裂を起こすウラン235含有率が低いウランを指す。劣化ウラン弾は、通常弾に比べ、射程距離が長く、貫通力が強いことから、戦車等の装甲や堅固な標的を攻撃するために使用される。

### ●ロンドン・ガイドライン (London Guidelines)

「原子力供給国グループ」を参照。

## 【ワ行】

### ●ワッセナー・アレンジメント (WA : Wassenaar Arrangement)

ココムが発展解消し、その後継として1996年7月に設立。①通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、②グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。2013年2月現在、41か国が参加。



# 用語索引

(注)

1. 本索引は、本文（図表も含む）に使用されている用語を対象としています。
2. →のある場合は、→の示す用語または略語をご確認下さい。
3. 数字はその用語の出ているページです。

## あ

- ・アジア不拡散協議（→ASTOP）
- ・安保理決議第984号／37,127
- ・安保理決議第1540号／11,123,127
- ・安保理決議第1673号／127
- ・安保理決議第1695号／46,47,127
- ・安保理決議第1696号／50,128
- ・安保理決議第1718号／47,128
- ・安保理決議第1737号／48,128
- ・安保理決議第1803号／48
- ・安保理決議第1810号／127
- ・安保理決議第1835号／51
- ・安保理決議第1874号／128
- ・安保理決議第1887号／171
- ・安保理決議第1928号／128
- ・安保理決議第1929号／48,51,52

## う

- ・宇宙空間における軍備競争の防止（→PAROS）
- ・宇宙条約／116,117,169
- ・ウラン濃縮／44,45,46,47,48,49,50,51,52,62,63,128,169,173
- ・遠心分離法／169

## え

- ・NPT運用検討会議／5,6,8,9,10,11,12,16,17,18,22,24,25,38,39,40,41,42,43,45,53,54,61,62,80,81,82,123,124,125,126,129,154,155,160,161,165,170,171,172

## お

- ・オーストラリア・グループ（→AG）
- ・オタワ条約（対人地雷禁止条約）／8,97,156,170,179

## か

- ・化学兵器（→CW）
- ・化学兵器禁止機関（→OPCW）
- ・化学兵器禁止条約（→CWC）
- ・核軍縮決議／9,10,11,29,41,126,170

- ・拡散に対する安全保障構想（→PSI）
- ・核実験／5,6,7,8,11,18,19,23,24,27,28,29,30,34,39,41,44,47,53,55,57,62,78,80,116,122,123,127,128,130,135,136,162,171,176,181,182,183
- ・核実験モラトリアム／30,55,56,124,171
- ・核セキュリティ／12,17,65,68,69,70,71,72,73,78,127,150,162,171,177
- ・核セキュリティ・サミット／6,71,72,73,125,150
- ・核態勢見直し（→NPR）
- ・核テロリズムに対抗するための国際イニシアティブ（→GI）
- ・核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）／70,72,123
- ・核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ（→MNA）
- ・核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合／127,171
- ・核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（→ICNND）
- ・核物質等テロ行為防止特別基金／69,71
- ・核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）／69,70,72
- ・核兵器／4,5,6,7,8,9,10,11,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,34,37,38,39,40,41,42,43,44,45,47,48,51,52,53,54,55,56,57,58,59,62,63,64,68,71,74,75,76,78,79,80,81,82,83,89,108,116,122,124,125,126,127,128,134,135,136,137,138,141,154,155,160,161,162,163,164,165,169,170,171,172,173,174,176,177,178,179,180,181,182,183
- ・核兵器不拡散条約（→NPT）
- ・カットオフ条約（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）（→FMCT）

## き

- ・汚い爆弾／68,69,172

- ・希望の星／75,76,172
- ・キャッチオール規制／47,138,140,172,183

## く

- ・クラスター弾／96,98,100,101,103,104,156,172
- ・クラスター弾に関する条約（→CCM）
- ・軍縮・不拡散イニシアティブ（→NPDI）

## け

- ・軽水炉／44,172,176
- ・検証／4,8,10,17,18,20,21,28,29,30,34,35,36,38,39,40,41,44,45,46,48,49,52,54,58,71,87,88,90,92,93,124,125,170,173,178,182
- ・原子力安全／11,17,18,57,64,65,66,67,71,73,78,173,174,177
- ・原子力基本法／173,181
- ・原子力供給国グループ（→NSG）
- ・原子力カルネッサンス／173
- ・原子炉区画陸上保管施設／76,173
- ・原子炉等規制法／173

## こ

- ・高濃縮ウラン／34,169,173,181
- ・小型武器／9,96,106,107,108,112,122,123,126,156,173,175
- ・国際科学技術センター（→ISTC）
- ・国際監視制度（→IMS）
- ・国際原子力機関（→IAEA）
- ・国内計量管理制度（→SSAC）
- ・国連アジア太平洋平和軍縮センター／82,107,174,175
- ・国連宇宙空間平和利用委員会（→COPUOS）
- ・国連軍縮委員会（→UNDC）
- ・国連軍縮会議／158,160,174,175
- ・国連軍縮研究所（→UNIDIR）
- ・国連軍縮諮問委員会／122,128,129,160,175
- ・国連軍縮フェローシップ／43,162,163,164,175
- ・国連軍備登録制度／96,109,112,122,123,139,175
- ・国連小型武器会議／106,107,108,175
- ・国連総会第一委員会／9,35,40,43,131,155,174,175
- ・コンセンサス／27,34,42,53,54,56,70,80,82,104,107,108,109,110,117,122,126,130,136,165,176

## さ

- ・再処理／44,45,48,49,50,57,60,62,63,128,135,137,176
- ・ザンガー委員会（→ZC）

## し

- ・G8グローバル・パートナーシップ（→G8GP）
- ・重水炉／50,172,176
- ・ジュネーブ軍縮会議（→CD）
- ・消極的安全保証（→NSA）
- ・地雷廃絶国際キャンペーン（→ICBL）
- ・新アジェンダ連合（→NAC）
- ・新START／6,21,22,23,25,125,177,178
- ・信頼醸成措置（→CBM）

## す

- ・すずらん（SUZURAN）／74,75,172,177
- ・3 S／177

## せ

- ・生物兵器（→BW）
- ・生物兵器禁止条約（→BWC）
- ・積極的安全保証（→PSA）
- ・戦術核兵器／19,23,178
- ・先制不使用（→NFU）
- ・戦略核兵器／5,19,20,21,22,23,25,26,74,177,178,179,181
- ・戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）／20,21,178
- ・相互確証破壊（→MAD）

## た

- ・第一次戦略兵器削減条約（→START I）
- ・対人地雷禁止条約（オタワ条約）／8,96,97,98,99,156,170,177,179,185
- ・対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）／179
- ・大量破壊兵器（→WMD）
- ・弾道ミサイル／19,23,24,25,26,44,46,47,51,52,117,127,128,141,142,143,178,179
- ・弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（→HCOC）
- ・弾道ミサイル防衛（→BMD）

## ち

- ・中央アジア非核兵器地帯条約／81,82,174
- ・中国遺棄化学兵器（→ACW）

## つ

- ・（IAEA）追加議定書／6,10,16
- ・通常兵器／4,8,12,39,95,96,98,100,102,104,105,106,108,109,110,112,123,126,129,134,139,140,154,156,



172,175,180,183

## と

- ・特定通常兵器使用禁止制限条約（→CCW）
- ・トラテロルコ条約／80

## な

- ・NATO新戦略概念／180

## は

- ・爆発性戦争残存物（→ERW）
- ・パリ合意／48,49
- ・バンコク条約／80

## ひ

- ・非核化協力委員会／74,75,76,79,180
- ・非核三原則／181
- ・非核特使／9,18,43,155,160,161,164,181
- ・非核兵器地帯／10,37,38,41,42,53,54,80,81,82,124,126,174,181
- ・非戦略核兵器／19,25,26,181

## ふ

- ・武器貿易条約（→ATT）
- ・武器輸出三原則／181

## へ

- ・兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）（→FMCT）
- ・平和的核爆発／135,182
- ・ペリンダバ条約／41,81

## ほ

- ・包括的核実験禁止条約（→CTBT）
- ・包括的保障措置協定（→CSA）
- ・放射性同位元素／69,72,182
- ・放射線源／11,68,69,72,182
- ・保障措置／10,17,36,44,45,48,49,50,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,63,64,65,78,135,136,137,150,162,171,174,177,182

## み

- ・ミサイル技術管理レジーム（→MTCR）
- ・未臨界実験／183

## ゆ

- ・輸出管理／4,8,10,12,47,55,56,57,65,110,124,127,134,135,136,137,138,139,140,141,142,144,150,151,169,172,173,182,183

## よ

- ・余剰兵器プルトニウム／183

## ら

- ・ラロトンガ条約／41,80

## れ

- ・劣化ウラン弾／183

## ろ

- ・老朽化化学兵器（→OCW）
- ・ロンドン・ガイドライン／135,173,183

## わ

- ・ワッセナー・アレンジメント（→WA）

## 略語表及び略語索引

(注)

1. 本略語表及び索引は、本文（図表も含む）に使用されている用語を対象としています。
2. 数字はその用語の出ているページです。

## A

- ・ ACW→Abandoned Chemical Weapons in China  
中国遺棄化学兵器／93,94,180
- ・ AG→Australia Group  
オーストラリア・グループ／134,137,169,183
- ・ ASTOP→Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation  
アジア不拡散協議／12,61,134,143,150,169
- ・ ATT→Arms Trade Treaty  
武器貿易条約／96,109,110,111,156

## B

- ・ BMD→Ballistic Missile Defense  
弾道ミサイル防衛／20,24,179
- ・ BW→Biological Weapons  
生物兵器／11,26,37,48,86,87,88,89,137,169,176,178,179,180
- ・ BWC→Biological Weapons Convention  
生物兵器禁止条約／48,53,86,87,130,137,176,178

## C

- ・ CBM→Confidence Building Measures  
信頼醸成措置／28,38,53,88,96,109,112,113,118,126,142,143,177
- ・ CCM→Convention on Cluster Munitions  
クラスター弾に関する条約／8,96,100,101,103,104,156,170,172
- ・ CCW→Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects  
特定通常兵器使用禁止制限条約／100,104,105,180
- ・ CD→Conference on Disarmament  
ジュネーブ軍縮会議／5,9,24,27,34,37,90,117,122,123,130,158,169,176,181
- ・ COPUOS→Committee on the Peaceful Uses of

## Outer Space

- 国連宇宙空間平和利用委員会／118,174
- ・ CSA→Comprehensive Safeguards Agreement  
包括的保障措置協定／49,53,56,58,59,60,63,174,182
- ・ CTBT→Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty  
包括的核実験禁止条約／5,8,27,34,41,53,122,123,130,162,171,176,182,183
- ・ CW → Chemical Weapons  
化学兵器／4,6,11,12,26,36,48,85,86,88,90,91,92,93,94,122,134,137,138,139,141,170,179,180
- ・ CWC → Chemical Weapons Convention  
化学兵器禁止条約／48,53,86,87,90,130,137,170,176,180

## E

- ・ ERW→Explosive Remnants of War  
爆発性戦争残存物／104,180

## F

- ・ FMCT→Fissile Material Cut-off Treaty  
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）／6,8,18,34,41,117,122,130,171,181

## G

- ・ G8GP→G8 Global Partnership  
G8グローバル・パートナーシップ／9,11,74,172,176
- ・ GI→核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ／70,71

## H

- ・ HCOC→Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation  
弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範／46,141,179
- ・ HWR→Heavy Water Reactor  
重水炉／50,172,176

## I

- ・ICBL→International Campaign to Ban Landmines  
地雷廃絶国際キャンペーン／177
- ・ICNND→International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament  
核不拡散・核軍縮に関する国際委員会／165
- ・IMS→International Monitoring System  
国際監視制度／28,30
- ・ISTC→International Science and Technology Center  
国際科学技術センター／12,79,173
- ・IAEA→International Atomic Energy Agency  
国際原子力機関／6,10,16,36,44,45,58,68,78,122,135,160,171,174,177,182

## L

- ・LWR→Light Water Reactor  
軽水炉／44,172,176

## M

- ・MAD→Mutual Assured Destruction  
相互確証破壊／6,179
- ・MNA→Multilateral Nuclear Approaches  
核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ／63
- ・MTCR→Missile Technology Control Regime  
ミサイル技術管理レジーム／46,134,138,141,182,183

## N

- ・NAC→New Agenda Coalition  
新アジェンダ連合／177
- ・NFU→no first use  
先制不使用／125,178
- ・NPDI→Non-Proliferation and Disarmament Initiative  
軍縮・不拡散イニシアティブ／9,18,40,161,166,172
- ・NPR→Nuclear Posture Review  
核態勢見直し／22,37,171,177
- ・NPT→Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons  
核兵器不拡散条約／5,8,9,16,34,37,44,45,49,58,62,78,80,123,130,136,144,154,165,170,171,172,176,178
- ・NSA→Negative Security Assurance  
消極的安全保証／23,24,26,37,41,42,82,122,127,130,

176,178,181

- ・NSG→Nuclear Suppliers Group  
原子力供給国グループ／56,63,134,135,173,183

## O

- ・OCW → Old Chemical Weapons  
老朽化化学兵器／93
- ・OPCW → Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons  
化学兵器禁止機関／36,90,92,122,170

## P

- ・PAROS → Prevention of Arms Race in Outer Space  
宇宙空間における軍備競争の防止／117,122,130,169
- ・PSA→Positive Security Assurance  
積極的安全保証／37,127,178
- ・PSI → Proliferation Security Initiative  
拡散に対する安全保障構想／4,144,150,170

## S

- ・SSAC→State System for Nuclear Material Accountancy and Control  
国内計量管理制度／17,71,78,174
- ・START I→Strategic Arms Reduction Treaty I  
第1次戦略核兵器削減条約／177

## U

- ・UNDC→United Nations Disarmament Commission  
国連軍縮委員会／41,122,125,126,174
- ・UNIDIR→United Nations Institute for Disarmament Research  
国連軍縮研究所／122,128,175

## W

- ・WA→Wassenaar Arrangement  
ワッセナー・アレンジメント／134,139,183
- ・WMD→Weapons of Mass Destruction  
大量破壊兵器／4,6,10,11,16,17,18,19,26,42,46,47,53,54,74,79,82,83,89,90,96,106,108,116,123,124,127,128,134,138,139,140,141,142,144,145,147,149,150,151,162,169,170,172,174,176,179,180,182,183

## Z

- ・ZC→Zangger Committee  
ザンガー委員会／134,136,183





## II 資料編



# 目 次

1. 国連総会における日本の核軍縮決議	195
2. 核兵器不拡散条約 (NPT)	198
3. 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 外相会合	201
4. 包括的核実験禁止条約 (CTBT)	225
5. 非核兵器地帯条約	231
6. 生物兵器禁止条約 (BWC)	236
7. 化学兵器禁止条約 (CWC)	238
8. クラスタ弾に関する条約 (CCM) / 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) / オタワ条約	240
9. 軍備登録制度	245
10. 国連安全保障理事会決議	246





# 1. 国連総会における日本の核軍縮決議

2012年、第67回国連総会我が国核軍縮決議  
(骨子)

**タイトル** 「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」

**前文**

- 核兵器のない平和で安全な世界を実現するために、すべての国が核兵器の全面的廃絶に向け、更なる实际的及び実効的措置をとる必要性を想起し、国際社会が共同行動をとることを決意。(パラ1)
- 核兵器使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を表明、国際人道法の遵守の必要性を再確認。(パラ4)
- 国際の平和と安全及び核軍縮の促進は相互に強化しあうことを再確認。(パラ5)
- 国際的な核不拡散体制の基礎としてのNPT、及び同条約の3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)を追求するための不可欠な基礎としてのNPTの決定的な重要性を再確認。(パラ7)
- 1995年NPT運用検討・延長会議の決定及び決議、並びに2000年及び2010年NPT運用検討会議の最終文書を想起(パラ8)
- 広島・長崎原爆投下65周年に開催された2010年NPT運用検討会議の成功を歓迎し、2010年NPT運用検討会議で採択された「行動計画」完全実施の必要性を再確認。(パラ9)
- 2015年NPT運用検討会議第1回準備委員会の議論と結果を歓迎。(パラ10)
- 米露間の新START条約発効を歓迎。(パラ12)
- 米英仏露の透明性向上に向けた努力を歓迎し、透明性及び核兵器国間の信頼醸成措置としての2011年に開催された5核兵器国会合を歓迎。(パラ13)
- 核セキュリティの目的の重要性を認識し、2010年にワシントンで、2012年ソウルで開催された核セキュリティ・サミットを歓迎。(パラ15)
- 北朝鮮に対し全ての核兵器及び既存の核計画をただちに放棄することを要請する安保理決議1718及び同1874の実施の重要性を認識し、ウラン濃縮計画、軽水炉建設及び2012年4月13日のミサイル発射に懸念を表明。(パラ16)

**本文**

- NPT遵守の重要性を再確認。(パラ1)
- NPTの普遍性の重要性を再確認。NPT非締約国に対して非核兵器国として早期かつ無条件でNPT加入を要請。(パラ2)
- 核兵器国による核廃絶の明確な約束を再確認。(パラ3)
- 核兵器国にすべての種類の核兵器の削減及び最終的な廃絶のためのさらなる努

- 力を要請。(パラ4)
- 核軍縮・不拡散のプロセスにおける不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の適用の重要性を強調。(パラ5)
  - 2014年の準備委員会における核兵器国による報告の重要性を強調。(パラ6)
  - 米露に対し更なる削減を達成するための措置の議論継続を奨励。(パラ7)
  - CTBT未署名・未批准国への早期署名・批准を求め、核実験モラトリアムの継続の重要性を強調。(パラ8)
  - 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)早期交渉開始・妥結を再要請し、その交渉が未だ開始されていないことを遺憾とし、核分裂性物質生産モラトリアムの宣言・継続を要請。(パラ9)
  - 核兵器国に核兵器の偶発発射等の危険を更に低減するための措置をとることを要請。(パラ10)
  - 核兵器の役割の更なる低減に向けて核兵器国が即座に関与することを要請。(パラ11)
  - 非核兵器国が明確で法的拘束力のある消極的安全保証(NSA)を受けることは正当な権利であることを認識。(パラ12)
  - 核兵器国によるNSAに関する既存のコミットメントの完全な尊重を要請。(パラ13)
  - 更なる非核兵器地帯創設を奨励し、核兵器国がNSAを含む関連議定書の署名及び批准によって個別に法的拘束力のあるコミットメントを行うことを認識。(パラ14)
  - すべての国に対し核不拡散努力の倍加を要請。(パラ15)
  - 全てのIAEA追加議定書未締結国が可能な限り早期に同議定書を締結することを奨励し、包括的保障措置協定の普遍化及び安保理決議1540の安全実施の重要性を強調。(パラ16)
  - 軍縮・不拡散教育の取組を奨励。(パラ18)
  - 核不拡散・核軍縮促進に関する市民社会の建設的役割を評価しさらに奨励。(パラ19)

(了)



## 2. 核兵器不拡散条約 (NPT)

### 2010年NPT運用検討会議：最終文書（行動計画）の概要

平成22年5月29日

軍縮不拡散・科学部

#### 1 核軍縮

##### **【核軍縮一般・2000年合意「明確な約束」の再確認】**

- すべての国は「核兵器のない世界」の実現という目標と整合性のとれた政策を追求。(アクション1)
- 核兵器廃絶の明確な約束の実施において、核兵器国は一方的、二国間、地域、多国間の措置を通じ、あらゆる種類の核兵器を削減し、究極的には廃絶するために更に努力。(アクション3)

##### **【核兵器の数と役割の低減（核兵器国による核軍縮の具体的措置）】**

- 核兵器国は2000年NPT運用検討会議の最終文書に含まれる具体的核軍縮につながる措置の進展の加速にコミット。
  - ー あらゆる種類の核兵器削減
  - ー 核兵器の役割の更なる低減
  - ー 核兵器システムの運用状態の低減 等
 2014年の準備委員会で締約国に報告するよう核兵器国に要請。2015年NPT運用検討会議で評価し、次のステップを検討。(アクション5)

##### **【消極的安全保証】**

- すべての核兵器国は消極的安全保証に関する既存のコミットメントを尊重。(すべての締約国に対する供与を奨励。(アクション8))

##### **【CTBT】**

- すべての核兵器国はCTBTの早期批准を約束。特にNPT非締約国を含む、未批准国による批准奨励に関する核兵器国の特別な責任を確認。(アクション10)
- 条約発効までの間、すべての国は、核実験実施及び新しい核兵器技術の使用に関するモラトリアムを維持。(アクション11)

##### **【FMCT】**

- CD（軍縮会議）において核分裂性物質生産禁止条約の交渉を直ちに開始すべきことに合意。(アクション15)
- 核兵器国により、軍事目的のためには不要とされたすべての核分裂性物質のストックを、IAEAに申告することを約束するよう奨励。(アクション16)

##### **【信頼醸成・軍縮不拡散教育】**

- すべての国は、核兵器のない世界の達成に向け、政府、国連、その他の国際・地域機関、市民社会の間の協力を支持することの重要性に合意。(アクション19)
- すべての国による、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告に含まれる勧告の実施を奨励。(アクション22)

## 2 核不拡散

### 【保障措置】

- 追加議定書の未締約国に対し、速やかな締結及び発効を奨励。(アクション28)
- 追加議定書の締結及び発効促進のための IAEA による支援を奨励。(アクション29)

### 【IAEA】

- IAEA の政治的、技術的、財政的基盤の確保。(アクション33)
- 各国の国内計量管理体制整備に対する IAEA の支援を奨励。(アクション46)

### 【輸出管理】

- 多国間で合意されたガイドラインの活用を奨励。(アクション36)

### 【核セキュリティ】

- 核物質防護条約の早期の批准及び未締約国による締結を奨励。(アクション42)
- 核テロ防止条約の未締約国に対し、速やかな締結を奨励。(アクション45)

### 【北朝鮮】

- 北朝鮮に対し、2005年の六者会合の共同声明のコミットメントを履行することを強く要請。NPT 及び IAEA セーフガードに復帰することを強く要求。北朝鮮及び締約国に対し、不拡散及び軍縮の義務の履行を求める。「(他の地域問題)」

## 3 原子力の平和的利用

### 【原子力の平和的利用と保障措置】

- 原子力技術の移転及び国際協力を推進するにあたっては、第3条 (IAEA との保障措置協定の締結) 等に従って促進することの確認。(アクション51)

### 【IAEA の役割の重要性】

- IAEA の活動に対し、今後5年間で1億ドルの追加拠出を奨励。(アクション55)

### 【3S の確保】

- 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり、保障措置、原子力安全及び核セキュリティ (3S) へのコミットメント及び実施の確保。(アクション57)

### 【核燃料サイクルに関する多国間アプローチ】

- 核燃料供給保証メカニズムを創設する可能性を含めて、核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論を IAEA の場で継続。(アクション58)

## 4 中東決議

- 国連事務総長及び中東決議共同提案国 (米英露) の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催を支持。

(了)

平成25年1月18日

NPT締約国とIAEA保障措置協定締結国(2013年1月18日更新)

**NPT締約国(190か国)**

(2012年6月18日現在)

**東アジア(4)**  
 ★韓国  
 ★北朝鮮  
 ★日本  
 ★モンゴル

**東南アジア(10)**  
 ★インドネシア  
 ★カンボジア  
 ★シンガポール  
 ★タイ  
 ★フィリピン  
 ★ブルネイ  
 ★マレーシア  
 ★ミャンマー  
 ★ラオス

**オセアニア(12)**  
 ★オーストラリア  
 ★キリバス  
 ★サモア  
 ★ソロモン  
 ★ツバル  
 ★トンガ  
 ★オウル  
 ★ニューギニア  
 ★パプアニューギニア  
 ★パラオ  
 ★マーシャル諸島  
 ★フィジー

**中東・南アジア(18)**  
 ★アフガニスタン  
 ★アラブ首長国連邦  
 ★イラン  
 ★イラク  
 ★イラン  
 ★オマーン  
 ★カタール  
 ★クウェート  
 ★サウジアラビア  
 ★シリア  
 ★スリランカ  
 ★ネパール  
 ★バングラデシュ  
 ★ブータン  
 ★モルジブ  
 ★ヨルダン  
 ★レバノン

**西ヨーロッパ(24)**  
 ★アイスランド  
 ★アイルランド  
 ★アンドラ  
 ★オーストリア  
 ★オランダ  
 ★ベルギー  
 ★キプロス  
 ★サンマリノ  
 ★スイス  
 ★ルクセンブルグ  
 ★スペイン  
 ★デンマーク  
 ★ドイツ  
 ★トルコ  
 ★ベルギー  
 ★パチカン  
 ★フィンランド  
 ★ベルギー  
 ★ポルトガル  
 ★マルタ  
 ★モナコ  
 ★リヒテンシュタイン  
 ★ルクセンブルグ

**東ヨーロッパ(27)**  
 ★アゼルバイジャン  
 ★アルバニア  
 ★アルメニア  
 ★ウクライナ  
 ★ウズベキスタン  
 ★エストニア  
 ★カザフスタン  
 ★キルギス  
 ★グルジア  
 ★クロアチア  
 ★スロバキア  
 ★スロベニア  
 ★セルビア  
 ★タジキスタン  
 ★チェコ  
 ★トルクメニスタン  
 ★ハンガリー  
 ★ブルガリア  
 ★ベラルーシ

**北・南アメリカ(34)**  
 ★モロッコ  
 ★ルワンダ  
 ★レソト  
 ★北・南アメリカ(34)  
 ★アルゼンチン  
 ★ブラジル  
 ★エクアドル  
 ★エルサルバドル  
 ★ガイアナ  
 ★グアテマラ  
 ★グレナダ  
 ★キューバ  
 ★コロンビア  
 ★ジャマイカ  
 ★スリナム  
 ★セントクリストファー・ネービス  
 ★セントピート・ミクロナシア  
 ★セントルシア  
 ★トリニダード・トバゴ  
 ★ニカラガ  
 ★ハイチ  
 ★パナマ  
 ★パナマ  
 ★パラグアイ  
 ★バルバドス  
 ★ブラジル  
 ★ペネズエラ  
 ★ベリーズ  
 ★パルー  
 ★ボリビア  
 ★ホンジュラス  
 ★メキシコ

**アフリカ(11)**  
 ★エリトリア  
 ★カーボベルデ  
 ★ギニア  
 ★ギニアビサウ  
 ★シエラレオネ  
 ★ジブチ  
 ★赤道ギニア  
 ★ソマリア  
 ★トーゴ  
 ★ベナン  
 ★リベリア

**オセアニア(2)**  
 ★バヌアツ  
 ★ミクロネシア

**その他の保障措置協定締結国**  
 ★イスラエル  
 ★インド  
 ★パキスタン

**ボラカール保障措置協定締結国(核兵器国)**  
 ★米国  
 ★イギリス  
 ★フランス  
 ★ロシア  
 ★中国

**IAEA保障措置協定締結国(158か国)**  
 ★ : IAEA加盟国 (158か国)  
 ■ : 追加議定書締結国 (119か国)  
 ● : 追加議定書署名済み未締結国(22国,うち包括的保障措置協定締結国は16か国)

**IAEA理事国**  
 ① IAEA理事会指定理事国(13か国 (2012年総会まで))  
 ② IAEA総会選出理事国(11か国 (13年総会まで))  
 ③ 11か国 (14年総会まで)

**その他**  
 ・ IAEAは台湾とも保障措置協定を締結済み。  
 ・ IAEAはユーラトムとも追加議定書を締結済み。

### 3. 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）外相会合

#### 日豪共催核軍縮・不拡散に関する外相会合 （概要）

平成22年9月23日  
軍備管理軍縮課

#### 1. 会合の概要

22日NY時間午後6時20分から7時15分まで、ニューヨークの豪州代表部において、10か国の外務大臣又は代理が出席し、日豪共催核軍縮・不拡散に関する外相会合が行われた。出席者は以下のとおり。

我が国	前原外務大臣（共同議長）
豪州	ラッド外相（共同議長）
ドイツ	ヴェスターヴェレ外相
オランダ	デホイヤー外務省政務局長
ポーランド	シコルスキ外相
カナダ	ブロデュアー外務省国際安全保障担当次官補・政務局長
チリ	スコクニク・ウィーン代表部大使
メキシコ	ロブレド外務次官
トルコ	ダーヴトオール外相
アラブ首長国連邦	アブダッラー外相

#### 2. 会合の概要

##### （1）共同議長からの冒頭発言

冒頭、前原大臣（共同議長）から、核軍縮は気候変動と同様に人類が世代を超える責任感を持つことができるかどうかを問われる課題である、核軍縮・不拡散を追求することが核リスクを最小化し、国際の平和と安全を導くものである、本日参集した国々は、NP T運用検討会議での合意を着実に履行することはもちろん、核軍縮・不拡散に関する創造的な政策を提案し実現していくことができると考えている、1年後の第2回の外相会談に向けて作業を継続し、その成果をグループとしての「行動計画」のような形で発表していきたいと述べた（別添1）。

ラッド豪外相は、豪州と日本は核軍縮・不拡散分野で協力を進めてきており、2008年には「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」を日本と共に立ち上げた、我々はNP T運用検討会議の結果に基づいて核軍縮を進める必要がある、日豪はNP T運用検討会議において協力したが、その協力を他の国に拡大していきたいと考えている、新しいグループでは、透明性・不可逆性・検証可能性を伴う核軍縮、C

T B T の早期発効，カットオフ条約の早期交渉開始，I A E A 追加議定書の普遍化といった点を強調していきたいと述べた。

#### (2) 各参加者からのステートメント

両共同議長以外の8名の参加者からステートメントが行われた。ヴェスターヴェレ独外相は、この日豪のイニシアティブを強力に支持する、次回の外相会合はベルリンで開催する用意がある等述べた。アブダッラーUAE外相は、原子力の平和的利用を促進している国として、このグループはNPTの3本柱（核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用）を前進させるのに貢献すると考えていると述べた。シコルスキ・ポーランド外相は、日豪のイニシアティブを歓迎する、ポーランドはこのグループの活動を積極的に支持していきたいと述べた。

#### (3) 外相共同ステートメントの採択

続いて、10名の外相による「核軍縮・不拡散に関する外相共同ステートメント」を全会一致で採択した（別添2：英文及び仮訳）。

#### (4) 締めくくりの発言

会合の締めくくりとして、前原大臣から、メンバーシップについては柔軟に考えることとし、共同歩調をとる国があれば積極的に取り込んでいきたいと述べ、参加者の意見の一致を見た。また、前原大臣は、グループとして扱うテーマについては、①核兵器の数と役割の低減（消極的安全保証の実効性を高めること及び「唯一の目的」の考え方）、②カットオフ条約の早期交渉開始を特に強調したい、そして、第2回目の外相会合の実施に向け、グループとして目指すべき方向性を「行動計画」のような形で打ち出していきたいと述べた。

(了)



(仮訳)

### 核軍縮・不拡散に関する外相共同ステートメント

1. 我々、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年NPT運用検討会議で全会一致で採択された結果を前進させ、相互に強化し合うプロセスとしての核軍縮・不拡散の課題を推し進めるという目的を共有する。
2. 我々は、核軍縮を達成するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散体制の礎石であり、かつ、原子力の平和的利用発展の基盤であるものとしての核兵器不拡散条約（NPT）に対する共通のコミットメントを再確認する。我々は、NPTへの普遍的な参加の重要性を強調し、また、すべてのNPT非締約国に対し、NPTに非核兵器国として即時に加入することを求める。
3. 我々は、2010年5月のNPT運用検討会議の成果を歓迎し、核兵器のない世界という目標を達成する決意を新たにす。我々は、核兵器の完全な廃絶を達成するための核兵器国による明確な約束の根本的な重要性を再確認する。また、我々は、すべての締約国がNPT及び国際原子力機関（IAEA）の義務を完全に遵守することの重要性を認識する。
4. 我々は、核兵器が人類に深刻な脅威を与えていることを認識し、核兵器のいかなる使用による破滅的な人道上の結果をも深く憂慮し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に完全に遵守する必要性を再確認する。
5. 国際の平和と安全を強化する観点から、我々は、核兵器のない世界を実現する途上における一里塚としての「核リスクの低い世界」に向けた具体的かつ実践的措置について共に取り組むことを決定した。

#### <核軍縮>

6. 我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用の威嚇に対する唯一の保証は、それらの完全な廃絶であることを再確認する。我々は、核軍縮が核不拡散体制を強化することに同意する。
7. 我々は、核軍縮は次のことによって最も良く達成されると考える。
  - (1) 戦略核兵器及び非戦略（戦術）核兵器の双方の数の削減

- (2) 安全保障戦略における核兵器の役割の低減
  - (3) 核兵器の偶発的使用のリスクの低減，並びに国際の安定及び安全を促進する方法での核兵器システムの運用状態の更なる低減の検討
  - (4) 核軍縮プロセスにおける不可逆性，検証可能性及び透明性の原則の適用
8. 核軍縮は，これらの原則を包括的な形で前進させることにより，核兵器保有国間の相互の信頼の着実な発展が導かれたとき，効果的に進展させられる。
  9. 我々は，包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及びシャノン・マンデートに基づく兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始及び早期妥結が核軍縮を達成するための不可欠なステップであり，力強さと決意をもって追求されるべきものであると固く信じる。
  10. 我々は，すべての核兵器保有国に対して早急に，又は，アメリカ合衆国及びロシア連邦の場合は追加的に，核兵器を削減し，また，軍縮義務の履行の進捗を定期的に報告することを含め，効果的な検証と強化された透明性のような信頼醸成措置を追求するよう要請する。すべての核兵器保有国にとっての喫緊の第一歩としての措置は，少なくとも現在の水準から核兵器数を増加させないことについてのコミットメントであるべきである。
  11. 我々は，2010年NPT運用検討会議により支持された中東非核兵器及びその他のすべての非大量破壊兵器地帯の創設に関する2012年の会議開催に向けた実践的な措置を支持し，同会議の実現のために必要な支援を行う。
  12. 我々は，特に，強力な検証制度に支えられた，核兵器禁止条約又は独立して相互に強化し合う措置の枠組みに関する合意についての交渉を検討することを含む，国連事務総長による5項目の核軍縮のための提案に留意する。

#### <核不拡散>

13. 不拡散と核軍縮は相互に強化し合うものである。我々は，効果的な不拡散体制は核軍縮の可能性を強化することに同意する。
14. 我々は，非核兵器地帯が，核不拡散体制の強化及び核軍縮の達成への貢

献を通じて、いかに国際及び地域の平和と安定を促進させることができるかについて議論を深める時であると確信し、当該関係地域の国家間で自発的に達成された手段に基づいて非核兵器地帯を設立するためにとられた措置を支持する。

15. 我々は、保障措置義務の不遵守のすべての問題を、IAEA憲章及び加盟国のそれぞれのコミットメント及び法的義務（関連する国連安全保障理事会決議を含む。）と完全に合致する形で解決することの重要性を強調する。
16. 我々は、すべてのNPT締約国に対し、IAEAがその任務及び責任を遂行する上で必要となるすべての支援引き続き受けを確保するよう要請する。我々は、包括的保障措置協定（CSA）及び追加議定書（AP）を締結及び履行していないすべての国に対し、可及的速やかに締結及び履行することを要請し、また、途上国に対し、当該国がIAEA保障措置に関する義務を履行するために必要な協力と支援を行うことの重要性を強調する。

#### <原子力の平和的利用>

17. 我々は、NPT各締約国の原子力の平和的利用に関する奪い得ない権利を認識し、また、気候変動及びエネルギー安全保障の懸念に対応する方法として原子力に対する需要が高まっていることを考慮し、世界全体の平和、健康及び繁栄に対する原子力の平和的利用の貢献を促進及び拡大していくための協力は、IAEA憲章の中心的な目的であることを強調する。我々は、原子力の利用は、国内法令及び関連する国際的義務に合致した、保障措置へのコミットメント、進行中の保障措置の履行並びに原子力安全及び核セキュリティの適切かつ効果的な水準が伴わなければならないことを確認する。
18. 我々は、核テロリズムの深刻な脅威を認識しつつ、核セキュリティを強化するために共に取り組むというコミットメント（国連安保理決議第1540号（2004年）等の関連する国際的な要請に完全に充足することによるものを含む。）を再確認する。我々は、すべての脆弱な核物質を4年以内に管理するために協力的に取り組むため、2010年ワシントン・核セキュリティ・サミットにおいて行い、2012年に大韓民国で開催される次回核セキュリティ・サミットで前進させるコミットメントの実施を積極的に追求する。

#### <次のステップ>

19. 我々は、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用及び中東という4つの副題の下での2010年NPT運用検討会議の結論及び64のすべての勧告の実施に対するコミットメントを再確認する。
20. 我々は、核兵器（戦術核兵器を含む。）の数の更なる低減並びに安全保障に関する戦略、コンセプト、ドクトリン及び政策における核兵器の役割の低減のための取組に焦点を当てることを決定する。この文脈において、我々は、核軍縮の途上における重要なステップとして、消極的安全保証の実効性を高めることといった考え方は検討に値すると考える。
21. 我々は、認識されている核兵器の安全保障上の又は政治的な利益よりも人類に対する重大な脅威が上回るという、拡大しつつあるコンセンサスに貢献することを希望する。
22. 我々は、2014年のNPT準備委員会に対して核兵器国が自らの核軍縮義務について報告するというコミットメントを実施するに際し、核兵器国が使用する「標準化された報告形式」の発展に向けていかにして最も効果的に貢献できるかにつき検討する。
23. 我々は、条約発効までの核実験による爆発及びその他のあらゆる核爆発のモラトリアムを維持することの重要性を強調しつつ、CTBTの早期発効を促進するためのあらゆる取組を支持し、また、検証制度の発展を支持する。また、我々は、すべての核兵器保有国が兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言及び維持することを要請しつつ、FMCTの交渉と発展を慫慂する。そのような取組の一つとして、我々は、他国との対話を通じてFMCTの履行に資する検証のような問題へのアプローチの発展を支援する。
24. 我々は、それぞれの地域における追加議定書の普遍化に貢献するとの観点から、特に、包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない国におけるIAEAのアウトリーチ活動を促進する手段として、IAEAとの協力を強化する方法を探求することを決定する。
25. 我々は、すべての国に対し、核兵器のない世界という我々の目標を前進させるために、社会の意識を啓発する目的で軍縮・不拡散教育を可能な限り促進するよう奨励する。

ニューヨーク  
2010年9月22日

## 第2回核軍縮・不拡散に関する外相会合 (概要と評価)

平成23年4月30日  
軍備管理軍縮課

### 1 全体概要

4月30日、ベルリンのドイツ外務省迎賓館において、地域横断的な非核兵器国10か国の第2回核軍縮・不拡散に関する外相会合が開催された。これは、昨年9月に国連総会の機会に日豪両政府が共催した核軍縮・不拡散に関する外相会合に続くもので、メンバー国であるドイツが第2回会合を主催した。午前11時30分から13時まで外相会合、その後共同記者会見が行われ、午後2時20分から3時30分までワーキング・ランチが実施された。出席者は以下のとおり。

我が国	松本外務大臣
ドイツ	ヴェスターヴェレ外相（議長）
豪州	ラッド外相
メキシコ	エスピノサ外相
オランダ	ローゼンダール外相
アラブ首長国連邦	アブドゥラー外相
カナダ	シンクレア外務省国際安全保障局長
チリ	ラーベ・ウィーン代大使
ポーランド	ナイダー外務次官
トルコ	イルデム外務省国際安全保障局長

### 2 会合の概要

#### (1) 松本大臣の発言

松本大臣は、冒頭、東日本大震災に際して集まったすべての国から支援の意思が表明されたことに謝意を表明した。福島第一原発事故に関しては、計画的に事態の収束を目指す段階に入ってきていること、今後、今回の事故を徹底的に検証し、そこから得られる知見や経験を最大限の透明性をもって国際社会と共有していくことを表明した。

続いて、この10か国の取組が、「核リスクの低減」をキーワードに、参加国間の活発な議論を通じて具体的な行動の段階に入ってきていることを歓迎し、FMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉開始、核軍縮における透明性の確保、核不拡散への取組の重要性等に言及しつつ、10か国の外相が政治的意思を結集し、これから具体的提案に基づく行動を進めていくことを提案した。

#### (2) 各参加者からの発言

すべての参加者から我が国が経験した東日本大震災に関し、犠牲者に対する哀悼の意と、復興に向けた連帯の意図が表明された。

ヴェスターヴェレ独外相は、FMCT及びCTBTを優先的に取り組む意向を表明し、FMCTについては、軍縮会議(CD)で交渉を開始できなければ代替策を検討すべきであり、国連総会に対してあらゆるオプションを検討するよう提案すべきと述べた。

ラッド豪外相は、このグループを「NPT I（軍縮・不拡散イニシアティブ Non-proliferation

and Disarmament Initiative)」と呼ぶことを提案し、受け入れられた。また、FMCTや核軍縮の報告フォームといった優先項目について、創造的な提案を行うべきと主張した。

エスピノサ墨外相は、国連場裏で核軍縮・不拡散に関する進捗に乏しいことを指摘し、この10か国が重要な役割を果たしうると述べた。

アブダッラーUAE外相は、メンバー国すべてがIAEA追加議定書を批准したことに言及しつつ、追加議定書の普遍化を第一に考えていきたいと述べた。

ローゼンタール蘭外相は、軍縮と不拡散が表裏一体であり、共に進めていくことが必要であると述べ、また、自国内の市民社会等に対するアウトリーチ（軍縮不拡散教育）の重要性を強調した。

また、アブダッラー外相からはイランに関する問題が提起され、イルデム・トルコ国際安全保障局長からは、北朝鮮のNPT脱退問題が言及されたのを受けて、核不拡散に係る現実の外交問題についても触れられるところがあった。

### （3）ベルリン・ステートメントの採択

この後、核リスク低減の重要性、2010年NPT運用検討会議の合意を着実に履行することへの決意、原子力安全強化の必要性等に言及するとともに、FMCT早期交渉開始、CTBT（包括的核実験禁止条約）早期発効、核兵器国による核軍縮の進捗に関する報告フォーム（透明性向上）、IAEA追加議定書の普遍化等に関する具体的提案を含む成果文書「ベルリン・ステートメント」を全会一致で採択した。

### （4）ワーキング・ランチでのやり取り

ワーキング・ランチでは、グループの今後のあり方について活発な議論が行われた。メンバーシップの拡大に関しては、様々な意見が提示されたが、松本大臣が参加希望を表明している国にも配慮しつつ、オープンかつ柔軟なアプローチをもって検討したいと述べ、意見の一致を見た。

また、特に核軍縮の進捗状況に関する報告フォーマットをめぐり、核兵器国との協議を進めていくことについても意見交換が行われた。

9月の国連総会の直前に第3回の外相会合を行うことで一致し、今後作業を加速化し、FMCTや核軍縮の報告フォーム等で具体的な行動の進捗を確認することで意見が一致した。2012年はトルコが外相会合を主催することになり、このイニシアティブを更に活性化していくことが明確になった。

## 3 評価

（1）参加10か国中6か国の外相が集まり、2010年NPT運用検討会議のモメンタムを維持するとともに、そこで勧奨された行動計画の実施の加速に向けて貢献していく力強い政治的意思を共同ステートメントの形で国際社会に対して発信することができた。

（2）特に、今回の外相会合では、FMCT、核軍縮の進展に関する核兵器国の報告フォーム、IAEA追加議定書の普遍化といった重要な事項につき、外相間で議論を深めるとともに、今後の道筋に関する具体的提案を提示した。

（了）

## 外相による核軍縮・不拡散に関するベルリン・ステートメント

1. 我々、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年9月22日のニューヨークにおける第1回会合で採択された共同ステートメントに示されたように、核軍縮の実現及び国際的不拡散体制強化に向けて取り組むという共同の意志を再確認する。核兵器使用の可能性によって人類がさらされている危険並びに増大する拡散リスクに対処し、核兵器を削減し、核セキュリティを強化し、また、原子力安全を強化する必要性を認識しつつ、我々は、核リスクを低減し、核兵器のない世界への途上において明白な進展を達成することが喫緊の課題であると認識する。

2. 我々は、核軍縮を実現するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散体制の礎石であり、かつ、原子力の平和的利用発展の基盤である核兵器不拡散条約（NPT）に自らの取組の基礎を置いている。2010年NPT運用検討会議のコンセンサスによる成果は、NPTの3本柱を包含する行動計画と、中東非核兵器及びその他のすべての非大量破壊兵器地帯の目標により、実践的な課題を設定した。我々は、すべてのNPT締約国によるコミットメントの履行を促進し、支援していくこと、また、実践的な貢献及び提案を通じて更なる進展を唱道していく決意である。

3. 我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用の威嚇に対する唯一の保証としての核兵器の完全な廃絶への新たな要求を歓迎し、支持する。また、我々は、その結果として、核兵器の数、並びに安全保障戦略、概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割を、更に低減する必要性を認識する。我々は、最近の進展、特に米露間の新START条約の発効及び、削減プロセスを継続するとの両国による意図表明を心強く思い、このプロセスにすべての種類の核兵器が含まれる必要性を強調する。我々は、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を核軍縮プロセスに適用しつつ、他のすべての核兵器保有国もこれに続くことを強く希望する。

4. 我々は、NPTに規定されているように、締約国による平和目的のための原子力の開発、利用の権利を認識する。我々は、福島第1原子力発電所の最近の出来事を踏まえ、原子力発電所の安全を最高レベルに引き上げ、また、原子力安全措置を国際的に強化する国際的な要求に賛同する。我々は、国及び地域のレベル及び、国際会議及び国際機関、特にIAEAで既に始まっている議論を支持する。我々は、本年6月20日から24日にウィーンで開催予定の原子力安全に関する閣僚会議への天野IAEA事務局長による招待を歓迎する。

(仮訳)

5. 今日のグローバルな安全保障の問題がこれまで以上に協力的で、かつ多国間の解決を必要としていることを認識するに、今こそ多国間の取組を再活性化し、強化する時である。2010年NPT運用検討会議の行動計画に示されている多くの課題は、多国間の取組の成功を通じてのみ履行できる。10年以上にわたり、多国間軍縮機関は、国際的な安定を高め、開発を促進し、そしてすべてにとっての安全を向上する大きな可能性を活用できないまま、効果的な多国間の軍備管理及び軍縮を通じて差し迫った安全保障の挑戦に対処するという、国際社会の期待に応えてこなかった。2010年9月24日にニューヨークで国連事務総長が主催したハイレベル会合でのメッセージは明白である。国際社会はこれ以上の時間を失うことを受け入れない。我々は、多国間軍縮機関の再活性化を一致して求める。

6. 昨年のNPT運用検討会議において達成された前向きな行動計画に関するコンセンサスは、必要な政治的意志があれば、協力的で多国間の軍縮・不拡散の取組が機能することを証明した。我々の目的は、そのような成功裏の結果のモメンタムを維持し、また、その実施を促進することである。この目的により、我々は、行動計画の主要な事項に関する行動に向けた以下の具体的な提案を採択した。

提案1：NPT締約国の間には、核兵器のための核分裂性物質の生産は停止されなければならないとのコンセンサスがある。兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)は、将来における核軍備競争のリスクを抑制し、非国家主体がそれらの物質を取得する危険を軽減するだろう。そのような条約は、世界の脆弱な核物質を防護するために行われている取組を補完するだろう。それは、核兵器のない世界の途上において必要不可欠な措置である。その行動計画において軍縮会議(CD)でのFMCT即時交渉を求めたNPT運用検討会議から1年が経過し、それが履行されていないことに対し、我々は深く失望している。交渉の過程においてすべての国の安全保障上の要求に対処しなければならないことを認識しつつ、我々は、これ以上の遅延の理由及び言い訳はないことと強調する。

1月26日、潘基文国連事務総長は、FMCTのための信頼醸成に寄与し、CDが作業計画に戻るための非公式プロセスの設置を求めた。我々は、現在の膠着状態を乗り越えるために集中的な取組を開始した。ジュネーブにおいて、CDのマージンで、日本と豪州は、交渉に向けたモメンタムを構築するため、FMCTの技術的な側面を検討する専門家による一連の議論を共催している。ウィーンにおいては、ドイツ主導の取組の中で、我々は、科学的専門家によって対処されるべき問題を列挙し、これら専門家による議論のための提案を含む、FMCTの効果的検証に関するペーパーを作成した。我々は、FMCTの技術的側面を検討することを任務とする科学的専門家グループの設置は、交渉開始



を促進し、貢献できるものとする。

これらのイニシアティブを踏まえつつ、我々は引き続き交渉の即時開始を求めていく。我々の選好は、FMCTをCDの中で交渉することである。しかし、CDが2011年の実質会期でFMCT交渉の開始に合意できない場合、我々は、すでにその議題162「2010年9月24日ハイレベル会合のフォローアップ：軍縮会議の作業の再活性化及び多国間軍縮交渉の前進」の下で本件を取り上げることになっている国連総会に対し、この問題に対処し、交渉開始のために前進する方途について検討することを求める。

提案2：包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効は、多国間の課題におけるもう一つの重要な目標である。我々は、すべてのCTBT未署名・未批准国に対し、署名・批准を求める。我々は、米国及びインドネシアによって表明された、条約の批准を確保するとのコミットメントを心強く思う。我々は、核実験の効果的な終了は、国家及びグローバルな安全保障を弱めることなく、強化し、また、グローバルな不拡散・軍縮体制を著しく増強すると確信する。CTBTは15年前に署名開放され、署名・批准国は着実に増加してきた。我々は、CTBTの普遍化及びその早期発効促進にコミットしている。様々な外交の機会を活用し、我々は、未署名・未批准国に対し、署名・批准し、発効のために必要な手続を速やかに完了するよう求めていく。我々は、効果的な監視・検証体制を整備するに当たり、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会を支援することにコミットしており、また、すでに達成した業績を評価する。

提案3：2010年NPT運用検討会議において、核兵器国は、核軍縮に向けた具体的な措置の進展を加速させること、また、NPT締約国に対して報告を行うことにコミットした。さらに、信頼醸成措置として、同会議は、核兵器国に対し、可及的速やかに標準化された報告フォームに合意することを奨励した。我々は、核兵器国がコミットメントを実現する上で使用し得る標準化された報告フォームの案を作成している。我々は、核兵器国が6月のパリにおける会合において、我々の提案を検討するよう呼びかける。この案には、我々がすべての核兵器保有国が提供することを望む情報に関する我々の期待が反映されている。我々は、標準化された形式に基づく報告が、NPT運用検討会議で採択された行動計画において奨励されているように、国際的な信頼を醸成し、更なる軍縮を可能にする環境作りに寄与するものとする。我々は、核軍縮プロセスにおいて透明性と説明責任を高めることが重要だと認識している。

提案4：我々は、効果的な不拡散体制はすべての国にとって共通の安全保障上の利益であることを強調する。我々は、国家の核不拡散義務の遵守を検証する上でのIAEAの重要な役割を認識する。我々は、2010年12月にアラブ首長国連邦において、また、2011年3月にメキシコにおいてIAEA追加

(仮訳)

議定書が発効したことにより、我々の地域横断的イニシアティブに属するすべての国が、我々が不可欠な検証基準と考える包括的保障措置協定及び追加議定書を履行している事実を強調する。我々は、2010年NPT運用検討会議の行動計画に従って、不拡散義務の違反を確実に阻止し、かつ探知するためにIAEAが必要とする追加的な権限を与えるため、すべての国に対し、追加議定書を締結し、発効させることを求める。我々は、それぞれの地域において、二国間及び多国間で、追加議定書の普遍的適用を引き続き唱道していく。我々は、追加議定書の締結及び履行における経験及びベスト・プラクティスをすべての関心国と共有することを提案し、また、法的及びその他の支援を提供する用意がある。

7. 我々は、9月の国連総会のマージンにおける次回会合において、本日の提案の進展を確認する。我々のイニシアティブの2012年の外相会合は、トルコによって主催される。

我々は、2010年9月22日の我々の共同ステートメントで特定した、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画の他の主要事項について引き続き作業を進める。特に、我々は、当該地域の関係国家間で自発的に達成された手段に基づき、かつ、国連軍縮委員会の1999年のガイドラインに従って、国際的に認知された非核兵器地帯の設置が促進されることを期待し、また、そのような地帯が、地域及びグローバルな平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の実現に貢献すると確信する。この関連で、我々は、2010年NPT運用検討会議において合意された、特別会議の2012年における開催に向けた要請に従い、中東における非核兵器及びその他の非大量破壊兵器地帯の創出を促進する決定的重要性を強調する。

我々はまた、重要な不拡散の役割を担う、国家の輸出管理体制の強化を目的とした具体的な取組を進めていく。

我々は、教育が、市民の認識及び理解を深めることによって、更なる軍縮・不拡散の取組をグローバルに動員していくための強力な手段であるとの信念に基づき、軍縮・不拡散教育を積極的に促進する。

8. 我々は、地域及びグループを越えて我々のイニシアティブに示された関心を心強く思う。我々は、我々の取組に参加することを希望し、我々の提案を支持するすべての国家に感謝している。そのような幅広い取組によってのみ、必要な架け橋を構築し、また、相互に補完し合う核軍縮・不拡散という目的に向けた意味のある進展を達成することに成功するであろう。

2011年4月30日 ベルリン

# 軍縮・不拡散イニシアティブ第3回外相会合 (概要と評価)

平成23年9月21日  
軍備管理軍縮課

## 1 全体概要

9月21日、ニューヨークの我が方国連代表部において、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)第3回外相会合が開催された。NPDIは、昨年9月の国連総会の機会に日豪主導で立ち上げた、核軍縮・不拡散分野における地域横断的な有志国グループであり、本件外相会合は、本年4月にベルリンで行われた第2回会合に続き、我が国と豪州が共催して国連総会のマージンで開催したもの。午後4時から5時30分まで外相会合、その後5時50分から6時30分まで共同記者会見が行われた。出席者は以下のとおり。

我が国	玄葉外務大臣(議長)
豪州	ラッド外相(共同議長)
ドイツ	ヴェスターヴェレ外相
カナダ	ベアード外相
オランダ	ローゼンダール外相
トルコ	ダーヴトオール外相
アラブ首長国連邦	アル・マズルーイ安全保障・軍事問題担当外務副大臣
チリ	スコクニッチ外務省官房長
ポーランド	ナイデル外務次官
メキシコ	ロブレド外務次官

## 2 会合の概要

### (1) 玄葉大臣の発言

玄葉大臣は、会合の冒頭、昨年9月に立ち上げたNPDIが、(1)核兵器国と非核兵器国との橋渡しの役割を果たすべく、現実的な提案を打ち出すこと、(2)「核リスクの低い世界」の創出に向け、国際社会における中長期的な議論を主導すること、という目的の下、核軍縮の報告フォーラムの提案など、着実な成果を挙げてきたと述べた。また、NPDIが過去2回の会合での参加国の活発な議論を経て、その動向が国際社会から注目されるまでに成長したと述べた。

その一方で、玄葉大臣は、核軍縮・不拡散の分野においては、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始をはじめとして多くの課題が山積しており、こうした課題について、2012年のNPDT運用検討会議第1回準備委員会に向けて、より行動重視の方向性を打ち出す必要性を訴えた。

### (2) 各参加者からの発言

ヴェスターヴェレ独外相は、FMCTについて、軍縮の主要機関であるジュネーブ軍縮会議(CD)が機能不全に陥っていることを踏まえ、ベルリン・ステートメントで述べているとおり、国連総会に場を移して事態の進展を図る必要がある旨述べた。また、ベアード加外相は、カナダが準備しているFMCTに関する国連総会決議案について紹介しつつ、決議案への5核兵器国を含む幅広い支持を得るべく第一委員会に向けてメンバー国間で議論を深

めていく考えを示した。

ラッド豪外相は、核軍縮の報告フォームの扱いについて、5核兵器国からのフィードバックを得る必要性に触れつつ、5核兵器国との間で不拡散を含む幅広い議題で引き続き対話の機会を持ち、意見交換を行っていくことが重要と主張した。

ダーヴトオール・トルコ外相は、2012年の中東非大量破壊兵器地帯設置国際会議の成功に向け、事務総長に対して主催国及びファシリテーターの早期決定を促すよう強いメッセージを発信するとともに、包括的なアプローチにより、全ての関係国を巻き込むことが重要である旨強調した。

ロブレド墨次官は、非核兵器地帯の拡大により消極的安全保証を拡大するとともに、バイヤマルチの外交の場で、NPD Iとして中東非大量破壊兵器地帯国際会議開催に向けた働きかけを積極的に行うべきとの主張がなされた。

ローゼンダール蘭外相からは、市民社会や各国議会との連携が必要との問題意識が提起された。

### (3) 共同ステートメントの採択

この後、核軍縮の報告フォームの5核兵器国への提示をNPD Iの成果として言及しつつ、①核軍縮の透明性の向上、②FMCT交渉開始を巡る軍縮会議(CD)での行き詰まりを打開するためにカナダが国連総会第一委員会に提出する決議案への支持、③IAEA追加議定書の普遍化に向けた経験の共有、④輸出管理強化のための実践的提案、⑤グローバルな不拡散体制の強化及び核軍縮への貢献手段としての非核兵器地帯設置促進に向けた努力への支持、⑥軍縮・不拡散教育の精力的な推進、⑦CTBT検証システムの民生上の利益の認識とCTBT発効促進に向けたコミットメントの継続、を内容とする共同ステートメントを全会一致で採択した。

## 3 評価

- (1) グループ発足から1年が経ち、国際社会におけるNPD Iの存在感が増す中、国連総会という日程調整の難しい中、参加10か国中6か国の外相が集まって、具体的な論点に関し密度の濃い実質的な議論を行うことができたことは、参加各国のこの取り組みへの意欲を感じさせた。
- (2) 特に、今回の外相会合では、特に我が国が重視するFMCT交渉の早期開始、核軍縮の進展に関する核兵器国の報告フォームといった重要な事項につき、今後NPD Iとしてどのような具体的取組を行っていくかにつき、外相間で議論を深めることが出来たことは大きな意義があった。
- (3) 更に、2010年NPT運用検討会議の成果である2012年の中東非大量破壊兵器構想国際会議開催に向け、開催地及びファシリテーターの早期選定、全ての関係者を巻き込む包括的なアプローチの重要性について認識を共有し得た点は、NPD Iの中でこの問題の議論を進める役割を負うトルコが、明年春に第4回の本件外相会議国際会議を開催していることとの関係でも、大いに意義があったと思われる。

(了)

(仮訳)

### 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）第3回外相会合 共同ステートメント

1. 1年前、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の10か国は、2010年NPT運用検討会議の成果を前進させるため、現在、「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）」として知られるイニシアティブを立ち上げた。
2. 過去12か月間にわたり、我々は核軍縮の報告における透明性の向上に努め、軍縮会議（CD）の長引く行き詰まりを打開する必要性を強調してきた。
3. 2011年4月30日のベルリンでの第2回会合で、我々はNPT運用検討会議最終文書のアクション21に則って、核兵器国間の議論に貢献するため標準化された核軍縮の報告フォームの作成に取り組んだ。我々は現在、報告フォームを5核兵器国に提示し共有している。この問題における前進を後押しするための我々の努力の一環として、核軍縮の透明性向上に一層の貢献を行っていききたい。
4. ベルリン会合において、我々は、NPT運用検討会議最終文書のアクション15で求められている兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に、CDが繰り返し失敗していることに深い懸念を表明した。また、我々は、CDが2011年の会期でFMCT交渉の開始に合意できない場合、国連総会に対し、「交渉開始のために前進する方途について検討する」こと求めると述べた。CDの2011年会期は先週、合意なく終了した。今後の方向性を検討するに当たり、NPDIは、カナダが、FMCTの即時交渉開始を求める国連総会決議を長年リードしてきたことを想起する。カナダは本年再度、同様の決議を国連総会に提出する。現状を吟味し、CDの行き詰まり打開に向けて現在進められている努力を支援し、事態を進展させる方策を提示する決議案を我々は強く支持し、他国も支持することを促す。
5. 我々各国は、CDが主要事項についての作業を開始するよう、引き続き強く求める。

6. 我々は、保障措置協定及び追加議定書が、各国の保障措置に係るコミットメントの効果的な検認の基準であると認識する。NPT運用検討会議最終文書のアクション28及び29に従い、我々は、追加議定書の締結及び実施における我々の経験を共有すべく、IAEA事務局長、及び追加議定書が未発効のIAEA加盟国に宛てた書簡を送付しようとしている。我々は引き続き、IAEAとの間で追加議定書を未締結のすべての国に対し、できる限り早期の追加議定書締結を要請する。
7. NPT運用検討会議は、各国における輸出管理が果たす不拡散上の重要な役割に留意し、各国の輸出管理制度を強化し補強するための具体的な措置を承認した。我々は、これらの措置を支援するため、実践的な提案について作業することを決定した。
8. 我々は、当該地域の関係国家間で自発的に達成された取り決めに基づく非核兵器地帯の設置促進に向けた努力を、そのような非核兵器地帯それ自体が目的ではなく、むしろグローバルな不拡散体制の強化及び核軍縮への貢献のための手段であることを考慮しつつ、強く支持する。核兵器の全面的廃絶までの間、国際的に承認された非核兵器地帯は、当該地帯内の非核兵器国に対し法的拘束力を持った消極的安全保証の拡大という重要な実質的手段を提供するものである。我々は、国連事務総長及び他の関係主体による、中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の開催に向けた努力を支持し、すべての域内国に対し、この目的に向け建設的に協力することを要請する。
9. 我々は、「核兵器のない世界」の実現に向け、核兵器使用の惨禍の実相を風化させないため、被爆者の実体験を若い世代に伝えていくことが特に重要であることを認識し、軍縮・不拡散教育を精力的に推進する。
10. 最後に、我々はCTBTの普遍化及び発効促進における我々のコミットメントを再確認する。この目標に向けて取り組む一方で、我々は、国際監視制度を含むCTBT検証システムの安全と民生上の利益を認識する。NPTメンバーは、外交的機会を活用して未署名国及び未批准国に対する働きかけを継続する。

## 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）第4回外相会合 （概要と評価）

平成24年6月16日  
軍備管理軍縮課

### 1 全体概要

6月16日、イスタンブールにおいて、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）第4回外相会合が開催された。NPD Iは、2010年9月の国連総会の機会に日豪主導で立ち上げた、核軍縮・不拡散分野における地域横断的な有志国グループであり、本件外相会合は、昨年9月にニューヨークで行われた第3回会合に続く4回目の会合。

会合は午後1時30からのワーキング・ランチに続きワーキング・セッションが行われ、その後5時30分より6時過ぎまで共同記者会見が行われた。出席者は以下のとおり。

我が国	玄葉外務大臣
トルコ	ダーヴトオール外相（議長）
豪州	カー外相
オランダ	ローゼンタール外相
アラブ首長国連邦	ガルガーシュ外務担当国務大臣
ドイツ	ピーパー国務大臣
カナダ	シンクレア駐リビア大使（前国際安全保障局長）
チリ	レイエス駐トルコ大使
メキシコ	アマラル駐トルコ大使
ポーランド	ウィルチェック駐トルコ大使

今回の会合の評価は以下2. また、会議の概要は以下3. のとおり。

### 2 評価

- (1) 第一に、2010年NPT運用検討会議の行動計画の履行促進を目的として設立されたNPD Iは、今年5月のNPT運用検討会議第1回準備委員会への作業文書の提案により、グループとしての最初の具体的な成果を国際社会に提示することに成功した。今後の課題は、設立当初の新鮮さが退潮する中で、引き続き軍縮・不拡散分野で具体的な意義のある成果を提示し続けることができるかどうかであり、その点がこのグループとして重要であることを、メンバー諸国の出席者が共通に感じ始めていることが看取された。
- (2) 第二に、その観点から、玄葉大臣が（イ）核兵器国の民生用の原子力施設への保障措置の拡充を提案したこと、（ロ）IAEA追加議定書（AP）未締結諸国への締結促進を求め、NPD I外相が合同で書簡を発出することを提案したことは、今後の具体的な成果に向けての積極的動きとして、参加諸国外相から歓迎された。同時に、他の参加諸国外相からも、（イ）核軍縮の進展の報告フォームについてのNPD I提案に対し核兵器国からは未だ返事がないが、その要請をNPD Iとして共同で行うべきではないか、（ロ）AP未締結国への働きかけをNPD I諸国が地域で分担して働きかけてはどうか、（ハ）市民社会との対話を強化する方策を具体的に進めてはどうか、といった具体的な提案がなされた。これらは今後の活動の成果に向けてのステップとなった。
- (3) 第三に、2010年NPT運用検討会議の行動計画に含まれている中東非大量破壊兵

器地帯設置のための国際会議の開催は、NPTの無期限延長とのパッケージとして1995年以来の懸案となっているところ、その実施の成否はNPT体制全体の今後に大きな意味を持つ。この点から、NPTDIとして強い関心がある。今次外相会議において、その会議の推進役を委託されているフィンランド外務省次官補の代理の大使より、その準備状況、克服すべき課題、関係諸国の意向、全体的見通しなどを詳細かつ包括的に聴取し、意見交換できた意義は大きかった。

(4) 第四に、NPTDIでは、個別の国の問題を指摘することには慎重な姿勢を維持してきたが、北朝鮮やイランのようにNPT体制自体に対する挑戦となりつつある問題については、議論をする必要があるとの認識が確認された。こうした深刻な問題については、敢えて個別の国に関する問題であっても、踏み込んで議論する姿勢が見え始めてきたことは、今後のNPTDIの取り組みに新たな扉を開くことになったと感じられた。

### 3 会合の概要

#### (1) ワーキング・ランチでのやり取り

ワーキング・ランチでは、中東非大量破壊兵器地帯構想設置構想に関する国際会議をテーマに本年開催の可能性について議論が行われた。同国際会議のファシリテーター代理であるポルホ大使（フィンランド外務省）が出席し、同大使より会議開催に向けた米英露（NPT寄託国）及び中東諸国との調整状況につきブリーフが行われた。ポルホ大使は、本件国際会議開催にあたり、考慮すべき要件として、①本構想は、核兵器を含む、全ての大量破壊兵器を対象とするものであること、②本件国際会議のマンデートは国連及びNPT寄託国の米英露にあり、彼らと域内当事国の主体的取組が重要であること、③全ての関係国の安全保障上の懸念に応えるものでなくてはならないこと、④会議の成果として将来設立される地帯は、当事国の自発的な意思によるものであること、が述べられた。

玄葉大臣からは、我が国として、域内の大量破壊兵器の脅威を除去すべくイスラエル及びイランに働きかけていること、イスラエル及びイランを含む全ての関係国の参加を得て会議が開催されることが重要であること、8月の軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム（於：長崎市）においても、本件構想を取り上げる予定である旨述べた。

各国からは、関係国が、中東和平常のフォーラムのような対立的な姿勢ではなく、友好的・建設的な姿勢で臨むことが重要、化学兵器の問題を抱えるシリアを含め、中東情勢の変化が会議にも影響を及ぼすこと、といった発言があった。

また玄葉大臣からは、NPTDIとして本件国際会議の実現に向けてどのような貢献が可能と考えるかとの問題提起がなされ、ポルホ大使からは、このタイミングで会議を開催することの重要性について発信し、会議開催に向けた雰囲気醸成することを期待する旨発言があった。

#### (2) ワーキング・セッションでのやりとり

##### (ア) 玄葉大臣の発言

玄葉大臣は、NPTDIが発足以来、核軍縮措置の報告フォームをはじめとして着実に成果を挙げ、NPT運用検討会議第1回準備委員会ではグループとして一定の存在感を示したとして、これまでのグループの活動を振り返りつつ、グループの存在感を高めるためには、外相レベルで軍縮・不拡散に関する議論を活性化するなど、政治的なダイナミズムを強化していく必要がある旨述べた。軍縮・不拡散分野の課題として、①NPTDIが提示した核軍縮の



報告フォームについて、⑤核兵器国から前向きな反応を引き出すこと、⑥兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の一刻も早い交渉開始、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進、⑦IAEA追加議定書（AP）の普遍化を主張し、⑧核兵器国の民生施設への保障措置拡大に関する作業文書を我が国として提案すると述べた。また、AP普遍化を促進するためのNPTIとしての取り組みとして、AP締結への働きかけが効果的な国を特定し、NPTIメンバー国外相の連名で書簡を発出することを提案した。また、2014年のNPTI外相会合を広島で開催する予定であること、各国外相に原爆ドームをはじめ、文明の記憶に残る核兵器の悲惨さを目に焼き付けて会合に臨んで欲しいと述べた。

また、グローバルな文脈における軍縮・不拡散の問題として、北朝鮮及びイランの核問題がNPT体制への重大な挑戦であることを述べた。また、イラン核問題に関し、我が国がイラン及びイスラエルに対して問題の解決に向け働きかけを行っていることも紹介した。

### （イ）各国参加者からの発言

各国からは、①核軍縮の報告フォームについて核兵器国からの前向きな反応を得る必要がある、②国際的な不拡散体制を強化すべく、関連条約への加入促進に向けた作業計画を策定する用意がある、③核軍縮・不拡散の取組を進めていく上で、一般市民、議会、学術界を含む市民社会を巻き込むことが重要であり、2013年のNPTI外相会合や2014年の核セキュリティ・サミット等の機会に、市民社会との連携を強化していく考えであること、等について発言があった。また、唯一の戦争被爆国である我が国がNPTIのメンバーであることに大きな意義があること、また日豪がパイオニアとなってこのグループを立ち上げたことを評価するとの発言があった。

APについて有望な未締結国に書簡を発出するとの我が国の提案に対しては、各国の賛成が得られた。また、北朝鮮の核問題については、各国から我が国の立場を支持する発言が相次いだ。イランの核問題については、EU3+3とイランとの会合について、今後の見通し等について発言があった。

### （3）共同ステートメントの採択

この後、①核兵器国に対し、核兵器廃絶に向けた一層の努力を求める、②FMCTについてCDが会期末までに作業計画に合意できない場合、選択肢を議論する用意がある、③CTBTの無条件かつ遅滞なく署名・批准することを求める、④核軍縮・不拡散の関連条約に最大限の加入を促進するための作業計画の策定、⑤国際的な不拡散レジームの不遵守の問題への深い懸念、⑥中東非大量破壊兵器地帯設置構想国際会議に関し、地域内の全ての国と国際社会による誠実かつ建設的な関与を求める、⑦軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラムを歓迎、⑧2013年及び2014年外相会合を、それぞれオランダ及び日本で開催する、ことを内容とする共同ステートメント「イスタンブール宣言」を全会一致で採択した。（骨子につき別紙参照）

（了）

## 軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）第4回外相会合 イスタンブール宣言（骨子）

### 総論

- N P Tの普遍化と効果的な履行にコミットし、2010年運用検討会議の行動計画の履行に向けた取組を約束。
- ウィーンで行われたN P T運用検討会議第1回準備委員会の検討と結果を歓迎。準備委員会への作業文書の提出等、N P D Iがグループとして目に見える建設的な役割を果たしたことを強調。

### 核兵器国の取組

- 核兵器国に対し、透明で検証可能かつ不可逆的な方法で、非戦略核兵器を含むあらゆる種類の核兵器を削減・最終的に撤廃するための一層の努力を要請。
- 6月27日～29日にワシントンDCで行われる核兵器国の第3回会合の透明性のある結果に期待。N P D Iが提案している核軍縮報告フォームについて、核兵器国の見解を各国首都ベースで求めていくことに合意。

### F M C TとC D

- ジュネーブ軍縮会議（C D）は、特に兵器用核分裂性物質生産禁止条約（F M C T）の交渉の早期開始を含む包括的な作業計画に合意し履行しなければならない。
- F M C T交渉と発効までの間、全ての核兵器国・N P T非締約国が核兵器用核分裂性物質の生産の自発的なモラトリアムを宣言・維持するよう要請。
- C Dが本年の会期末までに包括的な作業計画に合意し履行できない場合には、選択肢を議論する用意がある。この問題につき、次回N P D I外相会合で更に詳細に協議。
- 独と蘭によるF M C T専門家会合を支持。

### C T B T

- 発効要件国に対し、無条件かつ遅滞なく署名・批准するよう求める。インドネシアによる批准を歓迎。
- C T B T発効までの間、核実験モラトリアムを維持するよう全ての国に求める。
- 条約の検証体制、特に国際監視体制（I M S）を構築するC T B T事務局の多大な尽力を引き続き支持。

### 国際的な枠組みの普遍化

- 2015年のN P T運用検討会議までに重要な核軍縮不拡散の関連条約に最大限の加入を促進するための作業計画を策定することに合意。
- A Pの未締結国に対して、遅滞なきA Pの締結を求めるとともに、A Pの規定の発効前の自発的な履行開始を奨励。
- I A E A包括的保障措置協定及び追加議定書（A P）を国際的な検証基準として促進。

### 輸出管理

- 輸出管理の重要性にかんがみ、全ての国に対し、安保理決議第1540号等に基づき、核及び核関連汎用品及び技術に対する適切かつ効果的な国内の輸出管理の設置、発展、見直し、及び維持を行うよう促す。

## 国際的な不拡散レジームの未遵守の問題

- 特定の長期にわたる国際的な不拡散レジームの不遵守の問題を深く懸念し、全ての保障措置上の義務の不遵守の問題が、IAEA憲章及び各国の法的義務と完全に整合的な形で、直ちに解決されるよう強く求める。我々は、NPT体制にとって特に懸念のある事項につき議論した。

## 非核兵器地帯

- 国際的に承認され、かつ効果的に検証可能な非核兵器地帯の設立を奨励、支持。
- 2012年の中東非大量破壊兵器地帯に関する会議について、2010年運用検討会議で合意された実際的な措置を明確に支持。本外相会合でのフィンランド代表との意見交換を経て、会議の成功のためのファシリテーターの努力を完全に支持。第一義的に地域内の全ての国とそして国際社会による誠実で建設的な関与を求める。

## 原子力安全及び核セキュリティ

- この分野におけるIAEAの中心的な役割を強調。
- 核セキュリティの強化、核物質の不法取引の予防、核テロの脅威の低減に関して、ソウル核セキュリティ・サミットの成功裡の開催と2014年の蘭でのサミット開催を歓迎。
- IAEAによる国際的な原子力安全の強化を支持。世界の原子力安全の更なる強化のため、12月の原子力安全に関する福島閣僚会議の成功に向け協働する。
- G8グローバル・パートナーシップの取組を歓迎し、核テロに対抗するグローバル・イニシアティブの貢献に留意。

## 軍縮・不拡散教育

- 核兵器使用の悲惨な人道的結末を懸念。この関連で、NPTの共同の取組の不可欠な部分として軍縮・不拡散教育の重要性を認識。8月の長崎に於ける軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラムを歓迎・期待。
- 2012年のNPT運用検討会議準備委員会への市民社会からの活発な参加を歓迎し、NPT運用検討プロセスへの実質的で恒久的な貢献を認識。
- NPTの努力に貢献し得るパートナーとのアウトリーチ活動を強化。

## 結語

- 次回NPT外相会合は、国連総会のマージンにおいて9月に開催。2013年及び2014年のNPT外相会合は、それぞれ蘭と日本で開催予定。

(了)

## 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）第5回外相会合 （概要と評価）

平成24年9月26日  
軍備管理軍縮課

### 1 全体概要

9月26日、ニューヨークの豪州国連代表部において、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）第5回外相会合が開催された。NPD Iは、2010年9月の国連総会の機会に日豪主導で立ち上げた、核軍縮・不拡散分野における地域横断的な有志国グループであり、本件外相会合は、今年6月にイスタンブールで行われた第4回会合に続く5回目の会合。午前8時50分から10時まで外相会合、その後10時30分まで共同記者会見が行われた。政治レベルの出席があった国及び出席者は以下のとおり。

我が国	玄葉外務大臣（共同議長）
豪州	カー外相（議長）
オランダ	ローゼンタール外相
チリ	モレノ外相
ドイツ	ヴェスターヴェレ外相
トルコ	ダーヴトオール外相

### 2 会合の概要

#### （1）NPT運用検討会議第1回・第2回準備委員会

冒頭、日豪の両共同議長による歓迎挨拶が行われ、続いてNPT運用検討会議第1回準備委員会の議長を務めたウールコット豪州軍縮代表部大使から、同委員会に関するプレゼンテーションが行われた。その後、玄葉大臣より、来る第2回準備委員会に向けて、第1回準備委員会の成果の上に立ち、NPD Iとして、更に質の高い作業文書を出していくこと、NAMやNAC等、各グループとの対話を更に深めることが重要と考える旨述べた。

続いて玄葉大臣のリードの下、明年の次回準備委員会にNPD Iとして提出する6本の作業文書の項目（①包括的核実験禁止条約（CTBT）、②非戦略核、③核兵器の役割低減、④輸出管理、⑤非核兵器地帯、⑥核兵器国への保障措置拡大）とその分担に合意した。

#### （2）軍縮・不拡散関連条約の普遍化

玄葉大臣より、IAEA追加議定書（AP）の普遍化に関する外相連名書簡が近く発出されることを確認した。またローゼンタール蘭外相から、核物質防護条約の普遍化に言及があり、2014年3月にオランダで開催予定の核セキュリティ・サミットに向けた準備も念頭に、この分野でもNPD Iとしても協力できればと考えているとの発言があった。

#### （3）核戦力の透明性向上（報告フォーム）

NPD Iの成果である核軍縮措置の報告フォームについて、引き続き核兵器国への働きかけを行っていくことを確認しつつ、玄葉大臣から、こうした働きかけを外相レベルで行っていくべき時期にきていると述べた。

#### （4）兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

## 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）

### 第5回外相会合

ニューヨーク

2012年9月26日

1. 我々、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年NPT運用検討会議の行動計画の履行を促進するための実践的なステップをさらに前進させ、そして核兵器のない世界という目標を追求する決意である。我々は、これらの目的達成に向け多くの国々が取り組んでいることを認めるが、さらに多くのことがなされる必要があると考えている。
2. ニューヨークでの会合において我々は、NPTの三本柱にわたる強固な体制を実現することに貢献するとのコミットメントを新たにした。また、6月のイスタンブールでの会合で合意したように、これまでの進展を見直し、将来の方向性を見極めた。
3. 地域横断的な軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）を通じ、我々は主導的な非核兵器国として、核軍縮の取組における透明性を向上させることへの我々の正当な関心を示してきた。核兵器国による透明性と報告に関する議論への貢献として、NPTDIは2010年NPT運用検討会議の行動計画のアクション21に基づき報告フォームの案を作成した。この報告フォーム案は、2011年6月に核兵器国に提示され、2012年にウィーンで開かれたNPT運用検討会議第1回準備委員会で、透明性に関するNPTDIの作業文書に添付され提出された。9月にNPTDI各国はこの貢献について議論するため各核兵器国の首都において協議を実施した。我々は、核兵器国の信頼醸成措置を支援するため、本件についてフォローアップすることに合意した。
4. 我々は、中東において核兵器とその他全ての大量破壊兵器の無い地帯を設置することに関する会議を自由な意思決定によってなされた取り決めにより、域内の全ての国が出席して開催することを全面的に支持する。我々は、会議の成功に向けた準備として、全ての関係国と幅広く協議しているファシリテーターの取組を認識し、これを全面的に支持する。また、中東の全ての国に対し、真摯で建設的な協力の精神で関与するよう要請する。

5. 我々は皆、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効と核の実験的爆発の恒久的停止を実現することにコミットしている。我々はCTBTフレンドズを支持し、また、未批准の発効要件国8カ国に対し出来る限り早急に条約を批准するよう一致して求める。
6. 我々は、ジュネーブ軍縮会議（CD）の議題にある4つの主要事項において、実質的な作業が行われていないことに依然深い懸念を抱いている。我々は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始を含む包括的な作業計画の採択と履行を強く求める。国連総会決議66/44を踏まえ、今年5月と8月、NPTのメンバー国であるドイツとオランダが、FMCTにおける技術的作業を促進し交渉開始を支援するため、ジュネーブで科学専門家会合を開催した。ニューヨークで開催される第67回国連総会第一委員会において、この課題に対処するため、NPTメンバー国であるカナダが国連総会決議を再度提案する。我々は、現状を総括し、CDの停滞を打ち破るために行われている努力を支持し、前進する方法を提案する決議案を強く支持し、他国も同様にすることを奨励する。
7. 我々は、核活動の保障措置及び管理に関する主要な法的文書の支持拡大と締結に向け、共同での取組を継続することに合意した。その一環として、我々はIAEA追加議定書についての行動を促す書簡を近く発出することを確認した。我々は、非戦略核兵器及び核兵器の役割低減に関する文書の内容を確認するとともに、2013年にジュネーブで開催される第2回NPT準備委員会に向けて更に詰めていくことを歓迎する。また我々は、CTBT、輸出管理、非核兵器地帯、そして核兵器国における保障措置の適用拡大に関する共同作業文書を作成することにも合意した。これらの文書は、2015年NPT運用検討会議第2回準備委員会に、新しいアイデアと推進力をもたらすことを目指すものである。
8. 我々は、2013年4月にオランダで次回会合を開催し、我々の優先課題の実施状況の進展を評価するとともに、2013年の準備委員会が生産的なものとなり成功するよう、我々の貢献を仕上げる。

## 4. 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

### CTBT署名・批准一地域別の状況

署名国: 183か国 批准国: 159か国

2013年2月現在

無色: 批准国	未批准国 (24国)	未署名国 (12か国)	発効要件国 (44か国)
東南アジア／太平洋／極東	中東／南アジア	北米／西欧	ラテン・アメリカ／カリブ
インドネシア (12/2/6)	アフガニスタン (03/9/24)	アイスランド (00/6/26)	アルゼンチン (98/12/4)
韓国 (99/9/24)	アラブ首長国連邦 (00/9/18)	アイルランド (99/7/15)	アンティグア・バーブーダ (06/1/11)
カンボジア (00/11/10)	イエメン	アンドラ (06/7/12)	ウルグアイ (01/9/21)
北朝鮮	イスラエル	イギリス (98/4/6)	エクアドル (01/11/12)
キリバス (00/9/7)	イラク	イタリア (99/2/1)	エルサルバドル (98/9/11)
クック諸島 (05/9/6)	イラン	オーストリア (98/3/13)	ガイアナ (01/3/7)
臺灣 (98/7/9)	インド	オランダ (99/3/23)	キューバ
サモア (02/9/27)	ウズベキスタン (97/5/29)	カナダ (98/12/18)	グアテマラ (12/1/12)
シンガポール (01/11/10)	オマーン (03/6/13)	キプロス (03/7/18)	グレナダ (98/8/19)
ソロモン諸島	カザフスタン (02/5/14)	ギリシャ (99/4/21)	コスタリカ (01/9/25)
タイ	カタール (97/3/3)	サン・マリノ (02/3/12)	コロンビア (08/1/29)
中国	キルギスタン (03/10/2)	スイス (99/10/1)	ジャマイカ (01/11/13)
トウヴァル	クウェート (03/5/6)	スウェーデン (98/12/2)	スリナム (06/2/7)
トンガ	サウジアラビア	スペイン (98/7/30)	セントビンセント・グレナディン諸島 (09/9/23)
ナウル (01/11/12)	シリア	デンマーク (98/12/21)	セント・ルシア (01/4/5)
ニウエ	スリランカ	ドイツ (98/8/20)	セントクリストファー・ネイビス (05/4/27)
日本 (97/7/8)	タジキスタン (98/6/10)	トルコ (00/2/16)	チリ (00/7/12)
NZ (99/3/19)	トルクメニスタン (98/2/20)	ノルウェー (99/7/15)	ドミニカ
PNG	ネパール	パチカン (01/7/18)	ドミニカ共和国 (07/9/4)
バヌアツ (05/9/16)	バーレーン (04/4/12)	フィンランド (99/1/15)	トリニダード・トバゴ
パラオ (07/8/1)	バキスタン	フランス (98/4/6)	ニカラグア (00/12/5)
東ティモール	バングラデシュ (00/3/8)	韓国	ハイチ (05/12/1)
フィジー (96/10/10)	ブータン	ベルギー (99/6/29)	パナマ (99/3/23)
フィリピン (01/2/23)	モルディブ (00/9/7)	ポルトガル (00/6/26)	バハマ (07/11/3)
ブルネイ (13/1/10)	ヨルダン (98/8/25)	マルタ (01/7/23)	パラグアイ (01/10/4)
ベトナム (06/3/10)	レバノン (08/11/21)	モナコ (98/12/18)	バルバドス (08/1/14)
マーシャル諸島 (09/10/28)		リヒテンシュタイン (04/9/21)	ブラジル (98/7/24)
マレーシア (08/1/17)		ルクセンブルク (99/5/26)	ベネズエラ (02/5/13)
ミクロネシア (97/7/25)			ベリーズ (03/3/26)
ミャンマー			ペルー (97/11/12)
モンゴル (97/8/8)			ボリビア (99/10/4)
ラオス (00/10/5)			ホンジュラス (03/10/30)
			メキシコ (99/10/5)
東欧	アフリカ地域		
アゼルバイジャン (99/2/2)	アルジェリア (03/7/11)	スワジランド	モロッコ (00/4/17)
アルバニア (03/4/23)	アンゴラ	セイシャル (04/4/13)	リビア (04/1/6)
アルメニア (06/7/12)	ウガンダ (01/3/14)	赤道ギニア	リベリア (09/8/17)
ウクライナ (01/2/23)	エジプト	セネガル (99/6/29)	ルワンダ (04/11/30)
エストニア (99/8/13)	エチオピア (06/8/8)	ソマリア	レソト (99/9/14)
グルジア (02/9/27)	エリトリア (03/11/11)	タンザニア (04/9/30)	
クロアチア (01/3/2)	ガーナ (11/6/14)	チャド (13/2/8)	
スロバキア (98/3/3)	カーボベルデ (06/3/1)	中央アフリカ (10/5/26)	
スロベニア (99/5/25)	ガボン (00/9/20)	チュニジア (04/9/23)	
セルビア (04/5/19)	カメルーン (06/2/6)	トーゴ (04/7/2)	
チェコ (97/9/11)	ガンビア	ナイジェリア (01/9/27)	
ハンガリー (99/7/13)	ギニア (11/9/20)	ナミビア (01/6/29)	
ブルガリア (99/9/29)	ギニア・ビサウ	ニジェール (02/9/9)	
ベラルーシ (00/9/13)	ケニア (00/11/30)	ブルキナファソ (02/4/17)	
ポーランド (99/5/25)	コートジボワール (03/3/11)	ブルンディ (08/9/24)	
ボスニア・ヘルツェゴビナ (06/10/26)	コモロ	ベナン (01/3/6)	
マケドニア (00/3/14)	コンゴ共和国	ボツワナ (02/10/28)	
モルドバ (07/1/16)	コンゴ民主共和国 (04/9/28)	マダガスカル (05/9/15)	
モンテネグロ (06/10/23)	サントメ・プリンシペ	マラウイ (08/11/21)	
ラトビア (01/11/20)	ザンビア (06/2/23)	マリ (99/8/4)	
リトアニア (00/2/10)	シエラレオネ (01/9/17)	南アフリカ (99/3/30)	
ルーマニア (99/10/5)	ジブティ (05/7/15)	モーリシャス	
ロシア (00/6/30)	ジンバブエ	モーリタニア (03/4/30)	
	スーダン (04/6/10)	モザンビーク (08/11/4)	

## 第5回包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ外相会合 （概要と評価）

平成24年9月28日

9月27日、ニューヨークの国連本部において第6回包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ外相会合が開催されたところ、概要及び評価は以下のとおり。

### 1. 概要

（1）今次会合には、共催国である我が国、豪州、オランダ、カナダ、フィンランド、スウェーデン、メキシコを含め、約80か国が参加（このうち17か国の外相が出席）。カー豪外相及び玄葉外務大臣が共同議長を務め、両外相が会合冒頭にそれぞれ演説を行った。

（2）続いて、潘基文国連事務総長が核実験禁止を法的拘束力のあるものとするため未批准国に対し早急に締結手続きを進めるよう求める演説を行った。その後、条約の発効に批准が必要となる国（発効要件国）であり本年2月に批准したインドネシアのナタレガワ外相、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）事務局長、「原子爆弾の誕生」等核開発に関する著書でピューリツァー賞を受賞した作家のリチャード・ローズ氏がCTBT発効の重要性を訴えるステートメントを行った。また、イラクのズィバーリー外相及びタイの代表がCTBT批准に向けた国内手続きが進んでいる旨の演説を行った。

（3）会合ではCTBT発効促進に向けた閣僚共同声明を採択した。

### 2. 玄葉大臣による演説のポイント

CTBT発効に向けた動きを進めていくため、すぐに取り組むべき3つの共同行動を提案。第1に、核実験禁止の事実上の国際的な規範化の動きを強化するため、全ての国が核実験を自制すべきであること、第2に、CTBT未署名・未批准国に対して可能な限り早期に署名・批准するよう説得するための、更なる域内のイニシアティブを促すこと、第3に、核実験を探知する国際監視制度（IMS）の整備を加速すること。その上で、国際社会の先頭に立って取り組んでいく決意を改めて表明した。

### 3. 評価

（1）本件会合は、CTBTの早期発効の重要性を訴えることを目的に開催したものであり、17か国の外相を含む約80か国からハイレベルの出席を得たことで、本件に大きな関心を集めることができた。



(2) 発効要件国の中で本年批准を行ったインドネシアのナタレガワ外相は、残りの発効要件国の批准を促すための対応を具体的に検討したい、と発効促進に向けた熱意を表明した。また未批准国のイラクのズィバーリー外相及びタイの代表が、共同声明を支持した上で早期批准に向けて積極的に取り組んでいく姿勢を表明したことは、CTBTの発効促進及び普遍化に向けたモメンタムを高める上で有意義であった。

(3) 我が国は、本会合の共同議長として準備段階から主導的役割を果たした。玄葉外務大臣の演説においては、CTBT発効に積極的に取り組んでいく決意を表明しつつ、すぐに取りべきべき3つの具体的な共同行動を提案することにより、我が国のリーダーシップを印象付けることができた。

(参考) フレンズ外相会合

1. 本会合はCTBT発効促進会議（2年に1度。外相レベル）が開催されない年に、CTBT発効促進の機運を維持・強化するために開催され、会議の成果として閣僚共同声明を発出してきている。2002年、日豪蘭が共催国となり第1回CTBTフレンズ外相会合を開催。これまでに計5回開催。
2. CTBTフレンズとは、主に包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）の所在するウィーンを中心に、CTBT発効促進活動を調整・推進するため、日豪蘭が結成した国家グループ。現在は右3か国の他、カナダ、フィンランド、及び発効促進調整国（第7回発効促進会議の共同議長国）であるスウェーデン・メキシコの計7か国がメンバーとなっている。

(了)

(仮訳)

## CTBTに関する共同閣僚声明

2012年9月27日

ニューヨーク

1. 本声明を発表した我々外務大臣は、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効に対する強い支持を再確認する。これは、核兵器の実験的爆発及びその他の核爆発を、包括的に法的拘束力をもって禁止するものとなる。核兵器の開発及び質的な改善を抑制することにより核兵器の削減及び最終的な廃絶に向けた重要な一歩となり、したがって国際的な核軍縮・不拡散体制を強化するものとなる。我々は、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議が、CTBT早期発効が極めて重要であると再確認したことを想起する。
2. 我々は、CTBTが現在、183か国による署名及び157か国による批准を得て、ほぼ普遍的な遵守を達成していることを歓迎する。我々は、前回会合以降に実現した、発効に必要な国（発効要件国）の一つであるインドネシアによる批准、ギニア、ガーナ及びグアテマラによる批准、並びにニウエによる署名を歓迎する。
3. CTBTが署名に開放されてから15年以上が経過した。我々は、未だCTBTを署名及び批准していないすべての国、特に発効要件国(\*)に対して、ただちに署名及び批准するよう要請する。その観点から、我々は、発効促進に向けた第14条プロセスを全面的に支持し、第14条会議（CTBT発効促進会議）において発出した宣言に引き続きコミットする。
4. 2006年10月9日及び2009年5月25日に核実験の実施を発表した北朝鮮を除き、自発的な核実験モラトリアムは21世紀の事実上の国際規範となっている。法的拘束力を有するものとするためCTBT発効は引き続き緊急の目標であるが、それまでの間、全ての国に対し、核兵器の実験的爆発のモラトリアムを継続するよう要請する。我々は、CTBTの基本的な義務に関する我々のコミットメントを再確認するとともに、すべての国に対して、条約の目標と目的を無効とするような行動を差し控えるよう求める。我々は北朝鮮に対し、更なる核実験を行わないよう要求するとともに、また六者によるコミットメントの重要性を認識しつつ、2005年の共同声

明及び国連安保理決議 1718号及び第1874号を含む関連の国連安保理決議の完全な遵守を要請する。

5. 我々は、包括的核実験禁止条約機構 (CTBTO) 準備委員会によって、国際監視制度、国際データセンター及び現地査察の要素を含む条約の検証体制の構築が進展していることを歓迎するとともに、国内データセンターに関する能力向上のための活動の重要性をあらためて表明する。我々は、CTBTの検証体制強化に向けた実質的な前進について、未批准国を含む各国の科学者コミュニティの間でも認識が向上しつつあることに留意する。我々は、検証体制完成への支援に対するコミットメントを再確認し、全ての署名国に対し同様の対応を求める。
6. 条約の目的を踏まえつつも、我々はCTBT検証体制が大規模地震、津波及び原子力事故関する正確かつリアルタイムのデータの提供及びその他の民生上及び科学的な用途に活用されていることを全ての署名国に対して実証していることに勇気づけられる。
7. 我々は、全ての国に対し、CTBTの早期発効に向けて最大限の努力をするよう要請する。我々は、個別にそして共同で、最も高い政治レベルにおいて本件の認識を高めることによりこの目標の達成に全力を尽くす。

\*中国、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、米国

核爆発実験回数表(1945年-2013年2月)

年	米国	ソ連/ ロシア	英国	フランス	中国	インド	パキスタン	北朝鮮	合計
1945	1								1
1946	2								2
1947	0								0
1948	3								3
1949	0	1							1
1950	0	0							0
1951	16	2							18
1952	10	0	1						11
1953	11	5	2						18
1954	6	10	0						16
1955	18	6	0						24
1956	18	9	6						33
1957	32	16	7						55
1958	77	34	5						116
1959	0	0	0						0
1960	0	0	0	3					3
1961	10	59	0	2					71
1962	96	79	2	1					178
1963	47	0	0	3					50
1964	45	9	2	3	1				60
1965	38	14	1	4	1				58
1966	48	18	0	7	3				76
1967	42	17	0	3	2				64
1968	56	17	0	5	1				79
1969	46	19	0	0	2				67
1970	39	16	0	8	1				64
1971	24	23	0	5	1				53
1972	27	24	0	4	2				57
1973	24	17	0	6	1				48
1974	22	21	1	9	1	1			55
1975	22	19	0	2	1	0			44
1976	20	21	1	5	4	0			51
1977	20	24	0	9	1	0			54
1978	19	31	2	11	3	0			66
1979	15	31	1	10	1	0			58
1980	14	24	3	12	1	0			54
1981	16	21	1	12	0	0			50
1982	18	19	1	10	1	0			49
1983	18	25	1	9	2	0			55
1984	18	27	2	8	2	0			57
1985	17	10	1	8	0	0			36
1986	14	0	1	8	0	0			23
1987	14	23	1	8	1	0			47
1988	15	16	0	8	1	0			40
1989	11	7	1	9	0	0			28
1990	8	1	1	6	2	0			18
1991	7	0	1	6	0	0			14
1992	6	0	0	0	2	0			8
1993	0	0	0	0	1	0			1
1994	0	0	0	0	2	0			2
1995	0	0	0	5	2	0			7
1996	0	0	0	1	2	0			3
1997	0	0	0	0	0	0			0
1998	0	0	0	0	0	3(注1)	2(注2)		5
1999	0	0	0	0	0	0	0		0
2000	0	0	0	0	0	0	0		0
2001	0	0	0	0	0	0	0		0
2002	0	0	0	0	0	0	0		0
2003	0	0	0	0	0	0	0		0
2004	0	0	0	0	0	0	0		0
2005	0	0	0	0	0	0	0		0
2006	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2007	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2008	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2009	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2010	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2011	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2012	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2013	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	1030	715	45	210	45	4	2	3	2054

(注1) インド政府は、5月11日に3回、5月13日に2回、計5回の爆発実験を行ったと発表した。

(注2) パキスタン政府は、5月28日に5回、5月30日に1回、計6回の爆発実験を行ったと発表した。

出典: the Bulletin of the Atomic Scientists, Vol. 54, No. 6 (1998)所収の資料を基に近年の核実験を加筆。なお、1999年SIPRI年鑑は1945年の米国核実験回数を1回でなく3回としている。

## 5. 非核兵器地帯条約

条約名	トラテロルコ条約 (ラテンアメリカ及びカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約)
署名・発効	署名：67年 2月14日 発効：68年 4月22日 改正：90年 7月 3日 改正：91年 5月10日 改正：92年 8月26日
締約の状況	<条約の対象・・・域内33ヶ国> <批准国> アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、セントルシア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、キューバ
主な内容	<適用範囲> ・条約は、西半球（アメリカ合衆国の大陸部分及びその領海を除く）の境界内に適用される。 <義務> ・締約国領域内における、核兵器の実験、使用、製造、生産、取得、受領、貯蔵、設置、配備及び所有の禁止並びに防止。 ・締約国は、直接的にも間接的にも核兵器の実験、使用、製造、生産、所有及び管理に関与、奨励、許可及び参加することを慎む。 <IAEAとの関係、検証制度> ・IAEAとの保障措置協定締結義務 ・IAEAによる特別査察の実施 <その他> ・核兵器の定義 ・平和目的核爆発の容認 ・効力発生要件
(全ての又は一部の)核兵器国が対象となる議定書	<b>追加議定書Ⅰ</b> (米国、英国、フランス、オランダ) ・本条約の適用地域に属領を有する全ての域外国は、当該属領において非核化に関する本条約の規定を適用。 ・IAEAとの保障措置協定締結義務 <b>追加議定書Ⅱ</b> (米国、英国、フランス、ロシア、中国) ・核兵器国は、この条約によって設定される非核武装化の状態をその目的及び規定に従い完全に尊重する。 ・核兵器国は、域内において、条約第1条の定める締約国の義務（核兵器の実験、製造、生産及び取得を行わず、自国の領域内での核兵器の実験、製造、生産、管理等を禁止する等）に違反する行動の遂行を助長しない。 ・核兵器国は、本条約締約国に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を行わない。
核兵器国等の対応	<b>追加議定書Ⅰ</b> 全て批准済み（米国、英国、フランス、オランダ） <b>追加議定書Ⅱ</b> 全て批准済み（米国、英国、フランス、ロシア、中国）

条約名	<b>ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約）</b>
署名・発効	署名：85年 8月 6日 発効：86年12月11日
締約の状況	<条約の対象・太平洋諸島フォーラム(PIF)加盟の16の国と地域> <批准国・地域> オーストラリア、フィジー、サモア、キリバス、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、トンガ、クック諸島、ニウエ*（*は地域） <未署名国> ミクロネシア、マーシャル諸島、パラオ
主な内容	<適用範囲> ・条約は、別段の規定がない限り、南太平洋非核地帯内の領域（内水、領海、群島水域、その海底及び地下、陸地並びにその上空）に適用される。 <義務> ・締約国は南太平洋非核地帯内外において核爆発装置の製造、取得、所有及び管理をしない。 ・締約国は自国領域内の核爆発装置の配置及び実験を防止する。 ・締約国は域内海洋へ放射性廃棄物及び他の放射性物質を投棄せず、また、領海内での投棄を防止する。他の者による域内海洋への投棄を援助・奨励しない。 <IAEAとの関係、検証制度> ・平和的原子力活動へのIAEA保障措置の適用 ・締約国の代表により構成される協議委員会の決定により特別査察を実施。 <他の国際法との関係> ・海洋の自由に関する国際法上の国家の権利又は権利の行使を害しない。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	<b>第1議定書</b> （米国、英国、フランス） ・本条約の適用地域の属領を有するすべての域外国は、当該属領において本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等）を適用。 <b>第2議定書</b> （米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、本条約及び第1議定書の締約国に対し、核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 <b>第3議定書</b> （米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、域内（含む公海）で核爆発装置の実験を行わない。
核兵器国の対応	<b>第1議定書</b> 英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。 <b>第2議定書</b> 中国、ロシア、英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。 <b>第3議定書</b> 中国、ロシア、英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。

条約名	<b>ペリンドバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約）</b>
署名・発効	署名：96年 4月11日 発効：09年 7月15日
締約の状況	<p>&lt;条約の対象・・・域内54カ国&gt;</p> <p>&lt;署名国&gt; アンゴラ、中央アフリカ、カーボヴェルデ、コンゴ(共)、ジブチ、コンゴ(民)、エジプト、エリトリア、リベリア、モロッコ、ニジェール、サハラ・アラブ民主共和国(我が国未承認の国)、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、サントメ・プリンシペ、スーダン、ウガンダ（以上署名のみ未批准18カ国）</p> <p>&lt;批准国&gt; アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チャド、コモロ、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、リビア、レソト、マダガスカル、マリ、マラウイ、モザンビーク、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、ナミビア、ルワンダ、南ア、セネガル、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ（以上批准済み36カ国）（2012年7月現在）</p>
主な内容	<p>&lt;適用範囲&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条約の適用範囲は、別段の規定がない限り、アフリカ非核兵器地帯（アフリカ大陸、AU加盟島嶼国、AU決議によりアフリカに属するとみなされる島嶼の領域、即ち領土、内水、領海、群島水域、それらの海底及び地下、並びに領空）に適用される。</li> </ul> <p>&lt;義務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は、域内外において核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有及び管理を行わない。</li> <li>・締約国は、自国領域内における核爆発装置の配置を禁止する。</li> <li>・締約国は、域内外において核爆発装置の実験を行わず、自国領域内での実験を禁止する。</li> <li>・締約国は、核爆発装置、同製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用を行う。</li> <li>・締約国は、アフリカへの有害廃棄物の輸入を禁止し、域内の放射性廃棄物、その他の放射性物質の投棄の援助・奨励を行わない。</li> </ul> <p>&lt;IAEAとの関係、検証制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は、核爆発装置、製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用の過程に対するIAEA及びアフリカ原子力委員会の査察を受け入れる。</li> <li>・IAEAとのフルスコープ保障措置協定締結義務。同協定未締約に対し、平和目的であっても特定核分裂性物質及びその処理、使用、製造のため原料及び資機材の供給の禁止。</li> <li>・域内の原子力施設への武力攻撃を行わず、右行為を援助・奨励しない。</li> </ul> <p>&lt;他の国際法との関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条約は、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利及び権利の行使を害しない。</li> <li>・外国船舶、航空機の寄港、外国航空機による領空通過、無害通航、群島航路帯通航、海峡の通過通航の権利に含まれない外国船舶の領海、群島水域の航行に関しては、締約国に許諾の決定権。</li> </ul>
(全ての又は一部の)核兵器国が対象となる議定書	<p><b>第1議定書</b>（米国、英国、フランス、ロシア、中国）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器国は、本条約及び域内の第3議定書の締約国属領に対し核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。</li> </ul> <p><b>第2議定書</b>（米国、英国、フランス、ロシア、中国）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器国は、域内で核爆発装置の実験を行わず、右行為を援助・奨励しない。</li> </ul> <p><b>第3議定書</b>（フランス、スペイン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・域内に属領を有する締約国は、本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等）及びIAEA保障措置の適用を確保する。</li> </ul>
核兵器国等の対応	<p><b>第1議定書</b> フランス、中国、英国、ロシアは批准済み。 米国は署名のみ。</p> <p><b>第2議定書</b> フランス、中国、英国、ロシアは批准済み。 米国は署名のみ。</p> <p><b>第3議定書</b> フランスは批准済み。スペインは未署名。</p>

条約名	バンコク条約 東南アジア非核兵器地帯条約)
署名・発効	署名：95年12月15日 発効：97年 3月27日
締約の状況	<p>&lt;条約の対象・・・東南アジア諸国10カ国&gt; &lt;批准国&gt; ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン ※東ティモールは対象国に入っていない(第1条(a)) (同国はASEANにも未加盟)</p>
主な内容	<p>&lt;適用範囲&gt; ・条約は、締約国の領域、大陸棚及び排他的経済水域に適用される。</p> <p>&lt;義務&gt; ・締約国は適用域内外において核兵器の開発、製造、取得、保有、管理、配置、運搬、実験及び使用を行わない。 ・締約国は自国領域内において他国の右行為(運搬を除く)を禁止する。 ・締約国は条約適用域内において放射性物質及び同廃棄物の海洋投棄、排出、処分等を行わず、自国領域内における他国の右行為を禁止する。</p> <p>&lt;IAEAとの関係、検証制度&gt; ・IAEAとのフルスコープ保障措置協定締結義務。 ・締約国は、条約履行についての疑義もたれる状況解明のために、事実調査団の派遣を執行委員会に要請できる。</p> <p>&lt;他の国際法との関係&gt; ・公海自由、船舶の無害通航権、群島航路帯通航権・通過通航権等の国連海洋法条約上のすべての国の権利、又は、権利の行使を害せず。 ・外国船舶、航空機の寄港、着陸、外国船舶による無害通航等に該当しない領海及び群島水域内の外国船舶の航行、外国航空機の右水域上空の飛行に関しては締約国に許諾の決定権。</p>
(全ての又は一部の)核兵器国が対象となる議定書	<p><b>議定書</b> (米国、英国、フランス、ロシア、中国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核兵器国は、条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しない。</li> <li>核兵器国は、本条約締約国に対し、また東南アジア非核兵器地帯内において、核兵器を使用せず、また使用の威嚇を行わない。</li> </ul>
核兵器国の対応	99年7月のASEAN拡大外相会議において中国及びロシアが、条件付きで署名の意向を表明する等の動きはあったが、未だ、5核兵器国による署名の見通しは立っていない。



条約名	中央アジア非核兵器地帯条約
署名・発効	署名：06年9月8日 発効：09年3月21日
締約の状況	<条約の対象・・・域内5カ国> <批准国> カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
主な内容	<p>&lt;適用範囲&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条約の適用範囲は、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンに属する領土、すべての水域（港、湖及び河川）及び領空。</li> </ul> <p>&lt;義務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は、域内外において核兵器又は他の核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有及び管理を行わない。</li> <li>・締約国は、自国領域内で核兵器又は他の核爆発装置の製造、取得、配置、貯蔵又は使用を許可しない。</li> <li>・締約国は、自国領域内で他国の放射性廃棄物の処分を許可しない。</li> <li>・締約国は、包括的核実験禁止条約（CTBT）に従い、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施しない。</li> <li>・締約国は、核兵器等の開発などに関連する過去の活動の結果として汚染した領域の環境の回復のためのいかなる努力についても支援する。</li> </ul> <p>&lt;IAEAとの関係・検証制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は、自国の領域内及び管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核物質及び核施設を専ら平和的目的のために使用する。</li> <li>・締約国は、IAEAとの間で核兵器の不拡散に関する条約（NPT）に従った保障措置協定及び追加的議定書を締結し、発効させる。</li> <li>・締約国は、IAEAとの間で包括的保障措置協定及び追加的議定書を締結していない非核兵器国に対しては、特殊核分裂性物質若しくは原料物質又は特殊核分裂性物質の処理等のために特に設計された資機材を供与しない。</li> </ul> <p>&lt;他の国際法との関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条約の趣旨及び目的を損なうことなく、締約国は、主権的権利の行使において、外国船舶及び航空機による港及び飛行場への寄港を含む領空、領土及び領海の通過に関する問題を解決する自由を有する。</li> <li>・本条約は、本条約の発効前に締結された他の国際約束の下での締約国の権利及び義務に影響を及ぼさず、締約国は、本条約の主要な原則に従って本条約の趣旨及び目的の効果的な実施のためにすべての必要な措置をとるものとする。</li> </ul>
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	<p>議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器国は、本条約締約国に対して核兵器又は他の核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。</li> <li>・核兵器国は、本条約又は議定書の違反となる行為に寄与しない。</li> </ul>
核兵器国の対応	5核兵器国とも未署名。

## 6. 生物兵器禁止条約 (BWC)

### 生物兵器禁止条約(BWC)締約国等一覧

(出典: 国連軍縮部ホームページ)

2013年2月

#### 1. 締約国 (167か国)

##### アジア

アゼルバイジャン	カザフスタン	スリランカ	フィリピン
アフガニスタン	カタール	タイ	ブータン
アラブ首長国連邦	韓国	タジキスタン	ブルネイ
アルメニア	カンボジア	中国	ベトナム
イエメン	北朝鮮	トルクメニスタン	マレーシア
イラク	キプロス	トルコ	モルディブ
イラン	キルギス	日本	モンゴル
インド	クウェート	バーレーン	ヨルダン
インドネシア	グルジア	パキスタン	ラオス
ウズベキスタン	サウジアラビア	バングラデシュ	レバノン
オマーン	シンガポール	東ティモール	

##### 大洋州

オーストラリア	トンガ	パプアニューギニア
クック諸島	ニュージーランド	パラオ
ソロモン	バヌアツ	フィジー

##### 北アメリカ

アメリカ合衆国	グレナダ	セントルシア	バハマ
アンティグア・バーブーダ	コスタリカ	ドミニカ共和国	バルバドス
エルサルバドル	ジャマイカ	ドミニカ国	ベリーズ
カナダ	セントクリストファー・ネービス	トリニダード・トバゴ	ホンジュラス
キューバ	セントビンセント・グレナディーン	ニカラグア	メキシコ
グアテマラ		パナマ	

##### 南アメリカ

アルゼンチン	コロンビア	パラグアイ	ペルー
ウルグアイ	スリナム	ブラジル	ボリビア
エクアドル	チリ	ベネズエラ	

##### ヨーロッパ

アイスランド	ギリシャ	チェコ	ベラルーシ
アイルランド	クロアチア	デンマーク	ベルギー
アルバニア	サン・マリノ	ドイツ	ポーランド
イタリア	スイス	ノルウェー	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ウクライナ	スウェーデン	バチカン	ポルトガル
英国	スペイン	ハンガリー	マケドニア
エストニア	スロバキア	フィンランド	マルタ
オーストリア	スロベニア	フランス	モナコ
オランダ	セルビア	ブルガリア	モルドバ

モンテネグロ  
ラトビア

### アフリカ

アルジェリア  
ウガンダ  
エチオピア  
ガーナ  
カーボベルデ  
ガボン  
ガンビア  
ギニアビサウ  
ケニア  
コンゴ共和国

リトアニア  
リヒテンシュタイン

コンゴ民主共和国  
サントメ・プリンシペ  
ザンビア  
シエラレオネ  
ジンバブエ  
スーダン  
スワジランド  
セーシェル  
赤道ギニア  
セネガル

ルーマニア  
ルクセンブルク

チュニジア  
トーゴ  
ナイジェリア  
ニジェール  
ブルキナファソ  
ブルンジ  
ベナン  
ボツワナ  
マダガスカル  
マリ

ロシア

南アフリカ  
モーリシャス  
モロッコ  
モザンビーク  
リビア  
ルワンダ  
レソト

## 2. 署名国（12か国）

### アジア

シリア

ネパール

ミャンマー

### 北アメリカ

ハイチ

### 南アメリカ

ガイアナ

### アフリカ

エジプト

ソマリア

中央アフリカ

リベリア

コートジボワール

タンザニア

マラウイ

## 3. 未署名国・地域（19か国・地域）

### アジア

イスラエル

### 大洋州

キリバス

ツバル

ニウエ

ミクロネシア

サモア

ナウル

マーシャル

### ヨーロッパ

アンドラ

### アフリカ

アンゴラ

ギニア

チャド

モーリタニア

エリトリア

コモロ

ナミビア

カメルーン

ジブチ

南スーダン

(了)

## 7. 化学兵器禁止条約 (CWC)

### 化学兵器禁止条約 (CWC) 締約国・署名国一覧

2013年2月現在  
(出典：化学兵器禁止機関HP)

#### 1. 締約国 (188)

##### ●アフリカ

アルジェリア	ウガンダ	エチオピア	エリトリア
ガーナ	カーボヴェルデ	ガボン	カメルーン
ガンビア	ギニア	ギニア・ビサウ	ケニア
コートジボワール	コモロ	コンゴ共和国	コンゴ民主共和国
サント・プリンス	ザンビア	シエラレオネ	ジブチ
ジンバブエ	スーダン	スワジランド	セーシェル
赤道ギニア	セネガル	タンザニア	チャド
中央アフリカ	チュニジア	トーゴ	ナイジェリア
ナミビア	ニジェール	ベナン	ブルキナファソ
ブルンジ	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ
マリ	南アフリカ	モザンビーク	モーリシャス
モーリタニア	モロッコ	リビア	リベリア
ルワンダ	レソト		

##### ●アジア

アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イラン
インド	インドネシア	ウズベキスタン	オマーン
カタール	韓国	カンボジア	キプロス
キリバス	クウェート	クック諸島	サウジアラビア
サモア	シンガポール	スリランカ	ソロモン諸島
タイ	タジキスタン	中国	ツバル
トルクメニスタン	トンガ	ナウル	ニウエ
日本	ネパール	パキスタン	バヌアツ
パプアニューギニア	パラオ	バーレーン	バングラデシュ
東ティモール	フィジー	フィリピン	ブルネイ
ブータン	ベトナム	マーシャル諸島	マレーシア
ミクロネシア	モルディブ	モンゴル	ラオス
ヨルダン	レバノン	イラク	

##### ●東欧諸国

アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	ウクライナ
エストニア	カザフスタン	キルギス	グルジア
クロアチア	スロバキア	スロベニア	チェコ
ハンガリー	ブルガリア	ベラルーシ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ポーランド	マケドニア	モルドバ	モンテネグロ
ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ロシア
セルビア			

##### ●ラ米及びカリブ諸国

アルゼンチン	アンティグア・バーブーダ	ウルグアイ	エクアドル
--------	--------------	-------	-------

エルサルバドル	ガイアナ	キューバ	グアテマラ
グレナダ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ
スリナム	セント・ビンセント及びグレナディーン諸島		
セント・ルシア	チリ	ドミニカ国	トリニダード・トバコ
ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ
バルバドス	ブラジル	ベネズエラ	ベリーズ
ペルー	ボリビア	ホンジュラス	メキシコ
セントクリストファー・ネーヴィス		ドミニカ共和国	バハマ

●西ヨーロッパ及びその他の諸国

アメリカ合衆国	アイスランド	アイルランド	アンドラ
イタリア	英国	オーストラリア	オーストリア
オランダ	カナダ	ギリシャ	サンマリノ
スイス	スウェーデン	スペイン	ドイツ
トルコ	デンマーク	ニュージーランド	ノルウェー
バチカン	フィンランド	フランス	ベルギー
ポルトガル	マルタ	モナコ	リヒテンシュタイン
ルクセンブルグ			

2. 署名済み未批准国(2)

●アジア

イスラエル	ミャンマー
-------	-------

3. 未署名国(6)

●アフリカ

アンゴラ	エジプト	ソマリア	南スーダン
------	------	------	-------

●アジア

北朝鮮	シリア
-----	-----

(了)

## 8. クラスター弾に関する条約 (CCM) / 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) / オタワ条約

## CCM・CCW・オタワ各条約締約国一覧

2013年1月現在

地域	国名	CCM署名	CCM締結	CCW	オタワ
アジア・大洋州	アフガニスタン	○	○	×	○
	インド	×	×	○	×
	インドネシア	○		×	○
	オーストラリア	○		○	○
	カンボジア	×	×	○	○
	北朝鮮	×	×	×	×
	キリバス	×	×	×	○
	クック諸島*	○	○	×	○
	サモア	○	○	×	○
	シンガポール	×	×	×	×
	スリランカ	×	×	○	×
	ソロモン諸島	×	×	×	○
	タイ	×	×	×	○
	大韓民国	×	×	○	×
	トンガ	×	×	×	×
	中国	×	×	○	×
	ツバル	×	×	×	○
	ネパール	×	×	×	×
	パキスタン	×	×	○	×
	バヌアツ	×	×	×	○
	バブアニューギニア	×	×	×	○
	パラオ	○		×	○
	バングラデシュ	×	×	○	○
	東ティモール	×	×	×	○
	フィジー	○	○	×	○
	フィリピン	○		○	○
	ブータン	×	×	×	○
	ブルネイ	×	×	×	○
	ベトナム	×	×	×	×
	マレーシア	×	×	×	○
	マーシャル諸島	×	×	×	署名のみ
	ミクロネシア	×	×	×	×
	ミャンマー	×	×	×	×
	モルディブ	×	×	○	○
	モンゴル	×	×	○	×
	ラオス	○	○	○	×
	日本	○	○	○	○
	オーストラリア	○	○	○	○
	ナウル	○		○	○
	ニウエ*	×	×	×	○
ニュージーランド	○	○	○	○	
北米	カナダ	○		○	○
	米国	×	×	○	×
中南米	アルゼンチン	×	×	○	○
	アンティグア・バブーダ	○	○	○	○
	ウルグアイ	○	○	○	○
	エクアドル	○	○	○	○
	エルサルバドル	○	○	○	○
	ガイアナ	×	×	×	○
	キューバ	×	×	○	×
	グアテマラ	○	○	○	○
	グレナダ	○	○	×	○
	コスタリカ	○	○	○	○
	コロンビア	○		○	○
	スリナム	×	×	×	○
	セントクリストファー・ネイビス	×	×	×	○
	セントヴァインセント及びグレナディーン諸島	○	○	×	○
	ジャマイカ	○		○	○
	セントルシア	×	×	×	○
	チリ	○	○	○	○
	ドミニカ	×	×	○	○
	ドミニカ共和国	○	○	○	○
	トリニダード・トバゴ	○	○	×	○
	ニカラグア	○	○	○	○
	ハイチ	○		×	○
	バハマ	×	×	×	○
	パナマ	○	○	○	○
	パラグアイ	○		○	○
	バルバドス	×	×	×	○
	ブラジル	×	×	○	○
	ベネズエラ	×	×	○	○
	ベリーズ	×	×	×	○
	ペルー	○	○	○	○
ボリビア	○		○	○	
ホンジュラス	○	○	○	○	
メキシコ	○	○	○	○	

2013年1月現在

地域	国名	CCM署名	CCM締結	CCW	オタワ
中東	アラブ首長国連邦	×	×	○	×
	イエメン	×	×	×	○
	イスラエル	×	×	○	×
	イラク	○		×	○
	イラン	×	×	×	×
	エジプト	×	×	×	×
	オマーン	×	×	×	×
	カタール	×	×	○	○
	クウェート	×	×	×	○
	サウジアラビア	×	×	○	×
	シリア	×	×	×	×
	トルコ	×	×	○	○
	バーレーン	×	×	×	×
	レバノン	○	○	×	×
	ヨルダン	×	×	○	○
アフリカ	アルジェリア	×	×	×	○
	アンゴラ	○		×	○
	ウガンダ	○		○	○
	エチオピア	×	×	×	○
	エリトリア	×	×	×	○
	ガボン	×	×	○	○
	カーボヴェルデ	○	○	○	○
	カメルーン	○	○	○	○
	ガーナ	○	○	×	○
	ガンビア	○		×	○
	ギニア	○		×	○
	ギニアビサウ	○	○	○	○
	ケニア	○		×	○
	コートジボアール	○	○	×	○
	コモロ	○	○	×	○
	コンゴ(共)	○		×	○
	コンゴ(民)	○		×	○
	サントメ・プリンシペ	○		×	○
	ザンビア	○	○	×	○
	シエラレオネ	○	○	○	○
	ジブチ	○	×	○	○
	ジンバブエ	×	×	×	○
	スーダン	×	×	署名のみ	○
	南スーダン				○
	スワジランド	○	○	×	○
	赤道ギニア	×	×	×	○
	セーシェル	○	○	○	○
	セネガル	○	○	○	○
	ソマリア	○		×	○
	タンザニア	○		×	○
	チャド	○		×	○
	中央アフリカ	○		×	○
	チュニジア	○	○	○	○
	トーゴ	○	○	○	○
	ナイジェリア	○		署名のみ	○
	ナミビア	○		×	○
	ニジェール	○	○	○	○
	ブルキナファソ	○	○	○	○
	ブルンジ	○	○	○	○
	ベナン	○		○	○
	ボツワナ	○	○	×	○
	マダガスカル	○		○	○
マラウイ	○	○	×	○	
マリ	○	○	○	○	
南アフリカ	○		○	○	
モザンビーク	○	○	×	○	
モーリタニア	○	○	×	○	
モーリシャス	×	×	○	○	
モロッコ	×	×	○	×	
リビア	×	×	×	×	
リベリア	○		○	○	
ルワンダ	○		×	○	
レソト	○	○	○	○	

資料編

クラスター弾に関する条約(CCM) / 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW) / オタワ条約

2013年1月現在

地域	国名	CCM署名	CCM締結	CCW	オタワ
欧州(含NIS諸 国)	アイスランド	○		○	○
	アイルランド	○	○	○	○
	アゼルバイジャン	×	×	×	×
	アルバニア	○	○	○	○
	アルメニア	×	×	×	×
	アンドラ	×	×	×	○
	イタリア	○	○	○	○
	ウクライナ	×	×	○	○
	ウズベキスタン	×	×	○	×
	英国	○	○	○	○
	エストニア	×	×	○	○
	オーストリア	○	○	○	○
	オランダ	○	○	○	○
	カザフスタン	×	×	○	×
	キプロス	○		○	○
	ギリシャ	×	×	○	○
	キルギス	×	×	×	×
	グルジア	×	×	○	×
	クロアチア	○	○	○	○
	サンマリノ	○	○	×	○
	スイス	○	○	○	○
	スウェーデン	○	○	○	○
	スペイン	○	○	○	○
	スロバキア	×	×	○	○
	スロベニア	○	○	○	○
	セルビア	×	×	○	○
	タジキスタン	×	×	○	○
	チェコ	○	○	○	○
	デンマーク	○	○	○	○
	ドイツ	○	○	○	○
	トルクメニスタン	×	×	○	○
	ノルウェー	○	○	○	○
	バチカン	○	○	○	○
	ハンガリー	○	○	○	○
	フィンランド	×	×	○	○
	フランス	○	○	○	○
	ブルガリア	○	○	○	○
	ベラルーシ	×	×	○	○
	ベルギー	○	○	○	○
	ポーランド	×	×	○	○
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	○	○
	ポルトガル	○	○	○	○
	マケドニア	○	○	○	○
	マルタ	○	○	○	○
	モナコ	○	○	○	○
	モルドバ	○	○	○	×
	モンテネグロ	○	○	○	○
ラトビア	×	×	○	○	
リトアニア	○	○	○	○	
リヒテンシュタイン	○		○	○	
ルーマニア	×	×	○	○	
ルクセンブルク	○	○	○	○	
ロシア	×	×	○	×	
	<b>総締約国数:</b>	<b>111</b>	<b>77</b>	<b>115</b>	<b>161</b>



過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約  
(特定通常兵器使用禁止・制限条約、CCW)締約国一覧

2013年2月現在

○:締約国

地域	国名	枠組条約		附属議定書					
		第1条改正		I	II	改正II	III	IV	V
アジア・大洋州	インド	○	○	○	○	○	○	○	○
	カザフスタン	○		○			○	○	
	カンボジア	○		○		○	○	○	
	スリランカ	○	○	○	○	○	○	○	
	大韓民国	○	○	○		○			○
	中国	○	○	○	○	○	○	○	○
	パキスタン	○		○	○	○	○	○	○
	バングラデシュ	○		○	○	○	○	○	
	フィリピン	○		○	○	○	○	○	
	モルディブ	○		○	○		○	○	
	モンゴル	○		○	○			○	
	ラオス	○		○	○		○		○
	日本	○	○	○	○	○	○	○	
	オーストラリア	○	○	○	○	○	○	○	○
ナウル	○		○	○		○	○		
ニュージーランド	○	○	○	○	○	○	○	○	
北米	カナダ	○	○	○	○	○	○	○	○
	米国	○	○	○	○	○	○	○	○
中南米	アンティグア・バーブーダ	○		○			○	○	
	パラグアイ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベネズエラ	○		○	○	○	○		
	アルゼンチン	○	○	○	○	○	○	○	○
	ウルグアイ	○	○	○	○	○	○	○	○
	エクアドル	○	○	○	○	○	○	○	○
	エルサルバドル	○	○	○	○	○	○	○	○
	キューバ	○	○	○	○		○		
	グアテマラ	○	○	○	○	○	○	○	○
	コスタリカ	○	○	○	○	○	○	○	○
	コロンビア	○	○	○	○	○	○	○	
	ジャマイカ	○	○	○		○	○	○	○
	セントビンセント及びグレナディーン諸島	○		○		○	○	○	○
	チリ	○	○	○		○	○	○	○
	ドミニカ共和国	○	○			○		○	○
	ニカラグア	○	○	○		○	○	○	○
	パナマ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ブラジル	○	○	○	○	○	○	○	○
	ペルー	○	○	○		○	○	○	○
	ボリビア	○		○	○	○	○	○	
ホンジュラス	○		○	○	○	○	○	○	
メキシコ	○	○	○	○		○	○		
中東	アラブ首長国連邦			○			○		○
	イスラエル	○		○	○	○		○	
	カタール	○		○			○	○	○
	サウジアラビア	○		○			○	○	○
	トルコ	○	○	○		○		○	
アフリカ	ヨルダン			○			○		
	ウガンダ	○		○	○		○		
	ガボン	○		○			○	○	○
	カーボヴェルデ	○		○	○	○	○	○	
	カメルーン	○		○			○	○	○
	ギニアビサウ	○	○	○	○	○	○	○	○
	シエラレオネ	○	○	○		○	○	○	○
	ジブチ	○		○	○		○		
	セーシェル	○		○	○		○	○	
	セネガル	○		○			○	○	○
	チュニジア	○	○	○	○	○	○	○	○
	トーゴ	○		○	○		○		
	ニジェール	○	○	○		○	○	○	
	ブルキナファソ	○	○	○	○	○	○	○	
	ブルンジ	○		○	○				○
	ベナン	○		○			○		
	マダガスカル	○		○		○	○	○	○
	マリ	○		○	○	○	○	○	○
	南アフリカ	○	○	○	○	○	○	○	○
モーリシャス	○		○	○		○	○	○	
モロッコ	○		○		○		○		
リベリア	○	○	○	○		○	○	○	
レソト	○		○	○		○			

資料編

クラスター弾に関する条約(CCM) / 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW) / オタワ条約

2013年2月現在

○：締約国

地域	国名	枠組条約		附属議定書					
		第1条改正	I	II	改正II	III	IV	V	
欧州	アイスランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	アイルランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	アルバニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	イタリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ウクライナ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ウズベキスタン	○		○	○		○	○	
	英国	○	○	○	○	○	○	○	
	エストニア	○	○	○		○	○	○	○
	オーストリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	オランダ	○	○	○	○	○	○	○	○
	キプロス	○		○	○	○	○	○	○
	ギリシャ	○	○	○	○	○	○	○	
	ゲルジア	○	○	○	○	○	○	○	○
	クロアチア	○	○	○	○	○	○	○	○
	スイス	○	○	○	○	○	○	○	○
	スウェーデン	○	○	○	○	○	○	○	○
	スペイン	○	○	○	○	○	○	○	○
	スロバキア	○	○	○	○	○	○	○	○
	スロベニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	セルビア	○	○	○	○	○	○	○	
	タジキスタン	○		○	○	○	○	○	○
	チェコ	○	○	○	○	○	○	○	○
	デンマーク	○	○	○	○	○	○	○	○
	ドイツ	○	○	○	○	○	○	○	○
	トルクメニスタン	○		○	○	○			○
	ノルウェー	○	○	○	○	○	○	○	○
	バチカン	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	○	○
	フィンランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	フランス	○	○	○	○	○	○	○	○
	ブルガリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベラルーシ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベルギー	○	○	○	○	○	○	○	○
	ポーランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ポルトガル	○	○	○	○	○	○	○	○
	マケドニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	マルタ	○	○	○	○	○	○	○	○
	モナコ	○		○		○			
	モルドバ	○	○	○	○	○	○	○	○
	モンテネグロ	○	○	○	○	○	○	○	
ラトビア	○	○	○	○	○	○	○	○	
リトアニア	○	○	○		○	○	○	○	
リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	○	○	○	
ルーマニア	○	○	○		○	○	○	○	
ルクセンブルク	○	○	○	○	○	○	○	○	
ロシア	○	○	○	○	○	○	○	○	
総締約国数:		115	76	110	92	98	106	100	80

## 9. 軍備登録制度

### 国連軍備登録制度（登録実績一覧表）

西 暦 年	2011年10月										
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
アフリカ(53)	11	17	17	10	16	16	15	8	4	4	1
アジア(53)	31	30	29	32	31	27	26	21	18	16	19
東欧(23)	21	21	22	20	21	21	22	22	19	19	21
ラテンアメリカ/カリブ(33)	23	26	24	21	18	21	20	11	13	8	16
西欧等(30)	30	30	29	30	29	30	30	29	26	25	27
合計(192)	116	124	121	113	115	115	113	91	80	72	84

出典：Transparency in Armaments ファクトシート（第66回国連総会第一委員会）

## 10. 国連安全保障理事会決議

国際連合安全保障理事会決議第 1540 号 訳文  
(外務省告示平成 16 年第 239 号)

安全保障理事会は、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを確認し、

この関連で、すべての加盟国が軍備管理及び軍縮に関連する義務を履行すること、また、すべての大量破壊兵器のあらゆる側面における拡散を防止することの必要性を含む 1992 年 1 月 31 日の国家及び政府の首脳レベルの安全保障理事会会合において採択された議長声明 (S/23500) を再確認し、

さらに、その声明が、すべての加盟国がその関連で地域的及び世界的な安定の維持を脅かし又は混乱させるいかなる問題をも、憲章に従い平和的に解決する必要性を強調していることを想起し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散によって生ずる国際の平和及び安全に対するいかなる脅威に対しても、国連憲章に規定されているその主要な責任に従って、適切かつ有効な行動をとる決意を確認し、

核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散の除去又は防止を目的とする多数国間条約への支持及び国際的な安定を促進するためにこれらの条約のすべての締約国が当該条約を完全に実施することの重要性を確認し、

不拡散に貢献する多数国間取決めによるこの関連での努力を歓迎し、

平和的利用の目標は拡散の隠蔽に用いられるべきではないが、核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の防止が平和的目的のための物資、設備及び技術に関する国際協力を妨げるべきではないことを確認し、

テロリズムの脅威、並びに、安全保障理事会決議第 1267 号に基づいて設立された委員会により定められ保全されている国連の一覧表において明らかにされている者及び決議第 1373 号が適用される者といった非国家主体が、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段を取得、開発、取引又は使用することの危険性を重大に懸念し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の問題に新たな広がりをつ加し、国際の平和及び安全に対して脅威を与えるそのような兵器及びそれらの運搬手段並びに関連物資の不正取引の脅威を重大に懸念し、

国際の安全に対するこの深刻な課題及び脅威への世界的な対応を強化するために、国の、小地域の、地域の及び国際的な段階における努力の調整を強化する必要性を認識し、

大部分の国が、自らが締結国となっている条約の下で拘束力のある法的義務を果たし、又は核兵器、化学兵器若しくは生物兵器の拡散の防止を目的としたその他の約束を行うとともに、核物質防護条約により必要とされ、放射性源の安全及び防護に関する国際原子力機関（IAEA）行動規範により勧告されているような機微な物質の用途を明らかにし、安全を確保し及び防護するための効果的な措置をとっていることを認識し、

さらに、すべての国が、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する追加的な効果的な措置をとることが緊急に必要なであることを認識し、

すべての加盟国が、自らが締結国となっている軍縮に関する条約及び合意を完全に実施することを奨励し、

国連憲章に従い、あらゆる手段を尽くしてテロリストの行為によって生ずる国際の平和及び安全に対する脅威に対処する必要性を再確認し、

今後、不拡散の分野における世界的な脅威に対する効果的な対応を促進することを決意し、

国連憲章第7章の下で行動して、

- 1 すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えることを決定する。
- 2 また、すべての国は、自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、特にテロリストの目的のために、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することを決定する。

- 3 また、すべての国は、関連物質に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを決定し、この目的のため、すべての国が、以下を行うことを決定する。
- (a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、そのような品目の用途を明らかにし、安全を確保するための適切かつ効果的な措置を策定し維持すること。
  - (b) 適切で効果的な防護措置を策定し維持すること。
  - (c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。
  - (d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。
- 4 安全保障理事会の仮手続規則 28 に従って、2 年を超えない期間の間、すべての同理事会理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、この委員会が、適当な場合には他の専門的意見も求めつつ、この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討のために同理事会に対して報告することを決定するとともに、この目的のため、国に対し、この決議の採択から 6 か月以内に、この決議の実施のためにとつた又はとろうとする措置に関する最初の報告を委員会に提出するよう要請する。
- 5 この決議に規定するいかなる義務も、核兵器不拡散条約 (NPT)、化学兵器禁止条約 (CWC) 及び生物兵器禁止条約 (BWC) の締結国の権利及び義務と抵触する若しくはこれらを変更するものとして解してはならず、又は、国際原子力機関 (IAEA) 若しくは化学兵器禁止機関 (OPCW) の責任を変更するものとして解してはならないことを決定する。
- 6 この決議を実施するにあたり、効果的な国内管理表が有用であることを認識し、すべての加盟国に対して、必要なときは、そのような表をできる限り早い機会に策定することを追求するよう要請する。

- 7 一部の国はこの決議の規定をその領域内において実施するにあたり支援を必要とすることを認識し、国に対し、可能なときは、個々の要請に応じて、上記の規定を履行するための法令上の基盤、実施の経験または資源を欠く国に対して適当な援助を提供するよう招請する。
- 8 すべての国に対して以下を要請する。
- (a) 核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散を防止することを目的とし、自らが締約国となっている多数国間条約の普遍的な採択、完全な実施及び必要な場合には強化を促進すること。
  - (b) 不拡散に関する主要な多数国間条約の下での約束の遵守を確保するための国内法令を採択していない場合には、これを行うこと。
  - (c) 不拡散の分野における共通の目的を追求し達成するため及び平和的目的のための国際協力を促進するための重要な手段として、特に国際原子力機関（IAEA）、化学兵器禁止機関（OPCW）及び生物兵器禁止条約（BWC）の枠内において、多国間の協力への約束を新たにし、これを満たすこと。
  - (d) そのような法律の下での義務について産業界や公衆に通報し、これらとともに作業する適当な方法を策定すること。
- 9 すべての国に対し、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散による脅威に対応するよう不拡散に関する対話及び協力を促進するよう要請する。
- 10 さらに、その脅威に対処するため、すべての国に対し、自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、核兵器、化学兵器又は生物兵器、それらの運搬手段及び関連物資の不正取引を防止するための協力的行動をとるよう要請する。
- 11 この決議の実施を緊密に監視し、適当な段階で、この目的のために必要とされる更なる決定を行う意図を表明する。
- 12 この問題に引き続き関与することを決定する。

\*この決議のみを目的とする定義

運搬手段：核兵器、化学兵器又は生物兵器を運搬する能力を有するミサイル、ロケット及びその他の無人システムであって、そのような使用のために特別に設計されたもの。

非国家主体：この決議が対象とする活動を行うにあたり、いかなる国の法律に基づく権

限の下でも行動していない個人又は団体。

関連物資：核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの。



国際連合安全保障理事会決議第 1695 号 訳文  
(外務省告示平成 18 年第 489 号)

安全保障理事会は、

1993 年 5 月 11 日の決議第 825 号 (1993 年) 及び 2004 年 4 月 28 日の決議第 1540 号 (2004 年) を再確認し、

朝鮮半島及び北東アジア地域全体の平和及び安定を維持することの重要性に留意し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

北朝鮮の弾道ミサイルの発射について、このような装置が、核、化学及び生物兵器の弾頭の運搬手段として使用される可能性にかんがみ、重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、ミサイル発射のモラトリアムを維持するという誓約に違反したことについて、深刻な懸念を表明し、

北朝鮮が、適切な事前通報を行わなかったことにより民間航空及び海運に危険を生じさせたことについて、更なる懸念を表明し、

北朝鮮が、近い将来に弾道ミサイルを更に発射する可能性を示唆していることについて、重大な懸念を表明し、

このような事態を平和的かつ外交的に解決することへの要望を更に表明し、理事国及びその他の加盟国による対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための努力を歓迎し、

北朝鮮が、1998 年 8 月 31 日に、地域の諸国に対する事前通報を行わずにミサイルによって推進される物体を発射し、当該物体が日本付近の海域に落下したことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約 (以下「条約」という。) からの脱退に関する発表並びに条約及び国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) の保障措置に係る義務にもかかわらず、核兵器を追求することを表明したことを遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって2005年9月19日に採択された共同声明を実施することの重要性を強調し、

前記の発射は、特に北朝鮮が核兵器の開発を行っている旨宣言したことにかんがみ、地域内外の平和、安定及び安全を危うくすることを確認し、

国際の平和及び安全の維持のための特別な責任の下に行動して、

- 1 北朝鮮が、2006年7月5日（現地時間）に弾道ミサイルを複数回発射したことを非難する
- 2 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求する。
- 3 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、ミサイル並びにミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術が北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器（以下「WMD」という。）計画に対して移転されることを防止するよう要求する。
- 4 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、北朝鮮からのミサイル又はミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術の調達並びに北朝鮮のミサイル又はWMD計画に関連する資金の移転を防止するよう要求する。
- 5 特に北朝鮮に対し、自制を示し緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えること並びに、政治的及び外交的努力を通じ、不拡散上の懸念に係る決議に基づく取組みを継続していくことの必要性を強調する。
- 6 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、2005年9月19日の共同声明の迅速な実施に向けて作業すること、特にすべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを強く要請する。
- 7 六者会合を支持し、その早期の再開を要請し、すべての参加者に、平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、2005年9月19日の共同声明の完全な実施について努力を強化するよう要請する。
- 8 この問題に引き続き関与することを決定する。

国際連合安全保障理事会決議第 1718 号 訳文  
(外務省告示平成 18 年第 598 号)

安全保障理事会は、

決議第 825 号 (1993 年)、決議第 1540 号 (2004 年) 及び特に決議第 1695 号を含むこれまでの関連する決議並びに 2006 年 10 月 6 日の議長声明 (S/PRST/2006/41) を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

2006 年 10 月 9 日に核兵器の実験を実施したとの北朝鮮による発表、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

核兵器の不拡散に関する国際的な制度は維持されなければならないとの強固な確信を表明するとともに、北朝鮮は核兵器の不拡散に関する条約に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が無条件で六者会合に復帰することを拒否してきたことを更に遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を支持し、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを強調し、

北朝鮮が発表した実験が地域内外の緊張を増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、それゆえに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が存在することを認定し、

国際連合憲章第 7 章の下で行動し、同憲章第 41 条に基づく措置をとって、

- 1 北朝鮮が、関連する決議（特に決議第 1695 号（2006 年））、及び、このような実験は国際社会の普遍的な非難を招くものであり国際の平和及び安全に対する明白な脅威となるものである旨述べた 2006 年 10 月 6 日の議長声明（S/PRST/2006/41）を甚だしく無視して、2006 年 10 月 9 日に発表した核実験を非難する。
- 2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないことを要求する。
- 3 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 4 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の保障措置に復帰することを更に要求するとともに、核兵器の不拡散に関する条約のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。
- 5 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。
- 6 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、核兵器の不拡散に関する条約の下で締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定（IAEA INFCIR/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）を IAEA に提供することを決定する。
- 7 また、北朝鮮が、その他の既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄することを決定する。
- 8 次のとおり決定する。
  - (a) すべての加盟国は、北朝鮮に対する自国の領域を通ずる又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のもの（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止する。
  - (i) 国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システム、若しくは、予備部品を含む関連物資、又は、安全保障理事会若しくは下記 12 の規定

により設置される委員会（以下「委員会」という。）により定められる品目

- (ii) 文書 S/2006/814 及び S/2006/815 の表に定められるすべての品目、資材、機材、物品及び技術（文書 S/2006/816/の表も考慮して、本件決議の採択から 14 日以内に、委員会が規定を修正し又は完成させない場合に限る。）、並びに、安全保障理事会又は委員会により指定される、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品及び技術
- (iii) 奢侈品
- (b) 北朝鮮は、上記 (a) (i) 及び (a) (ii) の規定の対象となっているすべての品目の輸出を停止し、また、すべての加盟国は、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのそのような品目（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止する。
- (c) すべての加盟国は、上記 (a) (i) 及び (a) (ii) の規定にある品目の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の、北朝鮮に対する自国民による若しくは自国の領域からの又は北朝鮮からのその国民による若しくはその領域からの、あらゆる移転を防止する。
- (d) すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日には又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している（その他の不正な手段を通じたものも含む。）として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者又は団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。
- (e) すべての加盟国は、委員会又は安全保障理事会により、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連及びその他の大量破壊兵器関連の計画に関係のある北朝鮮の政策に責任を有している（北朝鮮の政策を支持し又は促進することを通じたものを含む。）として指定される者及びその家族の構成員が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。
- (f) すべての加盟国は、この規定の要求の遵守を確保し、これにより、核、化学又は生物兵器、その運搬手段及び関連する物資の不正な取引を阻止するため、必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、協力行動（北朝鮮への又は北朝鮮からの貨物の検査によるものを含む。）をとることが要請される。

9 上記 8 (d) の規定は、関係国により次のとおり決定された金融その他の資産又は資源に

は適用しないことを決定する。

- (a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産及び経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合
- (b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合
- (c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記 8 (d) に規定する者若しくは安全保障理事会又は委員会により指定される個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合

10 委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、委員会が、免除がこの決議の目的に資すると結論する場合は、上記 8 (e) の規定により課される措置は適用しないことを決定する。

11 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 30 日以内に、上記 8 の規定を効果的に実施するために実施した措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。

12 安全保障理事会の仮手続規則の規則 28 に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

- (a) すべての国（特に上記 8 (a) に規定される品目、資材、機材、物品及び技術を生産し又は保有する国）に対し、この決議の 8 により課された措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。
- (b) この決議の 8 により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。
- (c) 上記 9 及び 10 に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。
- (d) 上記 8 (a) (i) 及び 8 (a) (ii) の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術について決定すること。

- (e) 上記 8 (d) 及び 8 (e) により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を指定すること。
- (f) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定めること。
- (g) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記 8 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。

- 13 朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を迅速に実施するために、外交努力を強化し、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控え、かつ、6 者会合の早期の再開を促進するというすべての関係国による努力を歓迎し、更に奨励する。
- 14 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、また、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明の迅速な実施に向けて作業することを要請する。
- 15 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮によるこの決議の規定の遵守の状況にかんがみ、上記 8 に規定する措置の妥当性について、その時点における必要に応じ、検討（これらの措置の強化、調整、停止又は解除についての検討を含む。）を行う用意があることを確認する。
- 16 追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要とされることを強調する。
- 17 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

国際連合安全保障理事会決議第 1737 号 訳文  
(外務省告示平成 19 年第 47 号)

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15) 及び 2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年) を想起し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 理事会の決議 GOV/2006/14 を含め、IAEA 事務局長により安全保障理事会に報告された、イランの核計画に関連する数多くの IAEA 事務局長報告及び IAEA 理事会決議に対する深刻な懸念を改めて表明し、

2006 年 2 月 27 日の IAEA 事務局長報告 (GOV/2006/15) が、核の軍事的側面を有し得る問題を含む、イランの核計画に関する数多くの未解決の問題及び懸念を列挙していること、並びに、イランにおいて未申告の核物質又は核活動は存在しないと IAEA が結論することができないことに対する深刻な懸念を改めて表明し、

イランの核計画のすべての側面について解明するための 3 年以上にわたる IAEA による努力の後、情報の欠如が引き続き懸念されていること、並びに、IAEA がイランにおいて未申告の核物質及び核活動が存在しないことについての確証を提供するための努力において進展を得ることができないことを含む、2006 年 4 月 28 日の IAEA 事務局長報告 (GOV/2006/27) 及びその所見に対する深刻な懸念を改めて表明し、

2006 年 6 月 8 日 (GOV/2006/38)、2006 年 8 月 31 日 (GOV/2006/53) 及び 2006 年 11 月 14 日 (GOV/2006/64) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランが決議第 1696 号 (2006 年) に定めるすべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力も再開しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置もとっておらず、安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年) に定める信頼醸成のために不可欠な規定を履行していないことに深刻な懸念をもって留意するとともに、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、



交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が他の地域における核不拡散に資することに留意し、また、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、交渉による解決を追求することを引き続き約束していることを歓迎し、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号（2006 年）及び IAEA の要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと及び安全保障理事会決議第 1696 号（2006 年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下の安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、同理事会決議 GOV/2006/14 において IAEA 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認する。
- 2 この文脈において、イランが更なる遅滞なく以下の拡散上機微な核活動を停止することを決定する。
  - (a) 研究及び開発を含む、すべての濃縮関連活動及び再処理活動。その停止は IAEA により検証される。
  - (b) 研究用重水減速炉の建設を含む、すべての重水関連計画に関する作業。その停止は IAEA により検証される。
- 3 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランの濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動に又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

- (a) 文書 S/2006/814 中の INFCIRC/254/Rev.8/Part1 の B.2、B.3、B.4、B.5、B.6 及び B.7 に定めるもの
  - (b) 文書 S/2006/814 中の INFCIRC/254/Rev.8/Part1 の A.1 及び B.1 に定めるもの。ただし、次のものの供給、販売又は移転を除く。
    - (i) B.1 に掲げる機材であって、軽水炉のためのもの
    - (ii) A.1.2 に掲げる低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの
  - (c) 文書 S/2006/815 に定めるもの。ただし、同文書第 2 分類 19.A.3 に掲げる品目の供給、販売又は移転を除く。
  - (d) 濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得るものであって、安全保障理事会又は下記 18 により設立される委員会（以下「委員会」という。）が必要に応じて認めるあらゆる追加的な品目、資材、機材、物品及び技術
- 4 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。
- (a) 文書 S/2006/814 の INFCIRC/254/Rev.7/Part2 に定めるものであって、濃縮関連活動、再処理活動又は重水関連活動に寄与するであろうと加盟国が認めるもの
  - (b) 文書 S/2006/814 又は S/2006/815 に記載されていないあらゆるその他の品目であって、濃縮関連活動若しくは再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与するであろうと加盟国が認める品目
  - (c) IAEA が懸念を表明し又は未解決であると確認したその他の問題に関連する活動の追求に寄与するであろうと加盟国が認めるあらゆる更なる品目
- 5 加盟国は、文書 S/2006/814 及び S/2006/815 に掲げる品目、資材、機材、物品及び技術であって、上記 3 (b)、(c) 又は 4 (a) の規定によりイランに対する輸出が禁止されていないすべてのものの供給、販売若しくは移転について、次のことを確保することを決定する。
- (a) 文書 S/2006/814 及び S/2006/985 に定めるガイドラインの要求が適切に満たされていること。
  - (b) 加盟国が、供給されたあらゆる品目の最終用途及び最終使用地を検証する権利を取得し、かつ、それを効果的に行使する立場にあること。
  - (c) 加盟国が、その供給、販売又は移転から 10 日以内に委員会に対して通知すること。

- (d) 加盟国が、文書 S/2006/814 に含まれる品目、資材、機材、物品及び技術の場合には、IAEA に対しても、その供給、販売又は移転から 10 日以内に通知すること。
- 6 すべての加盟国が、上記 3 及び 4 に定める禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、あらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスのイランに対する提供、及び、金融資産又は金融サービスの移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。
- 7 イランが、文書 S/2006/814 及び S/2006/815 のあらゆる品目を輸出しないこと、並びに、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用によるイランからのそのような品目（イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。
- 8 イランが 2 で定める停止を検証し、かつ、IAEA の報告において確認されたすべての未解決の問題を解決できるようにするため、IAEA が要請するようなアクセス及び協力を提供することを決定するとともに、イランに対し、追加議定書を速やかに批准することを要請する。
- 9 上記 3、4 及び 6 により課される措置は、委員会がそのような品目若しくは援助の供給、販売、移転又は提供が、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に資するイランの技術の発展に明らかに寄与しないものであることを事前にかつ個別の案件に応じて認める場合（そのような品目又は援助が食糧、農業、医療又はその他の人道的目的のものである場合を含む。）には、適用されないことを決定する。ただし、次の二の条件を満たす場合に限る。
- (a) そのような品目又は援助の引渡しの契約が、最終使用者に関する適切な保証を含んでいること。
- (b) イランがそのような品目を拡散上機微な核活動において又は核兵器運搬システムの開発のために使用しないことを約束していること。
- 10 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視することを要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、この決議の附属書（以下「附属書」という。）において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（上記 3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会に

より追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を委員会に通知することを決定する。ただし、そのような渡航が上記 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。

11 上記 10 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記 10 の規定の履行において人道上の配慮及びこの決議の目的に合致する必要性 (IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。) を考慮に入れることを強調する。

12 すべての加盟国は、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、附属書において指定される者若しくは団体、並びに、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し若しくは支援を提供しているとして安全保障理事会若しくは委員会により指定される追加の者若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により、又は、それらにより所有され若しくは管理される団体により、所有され又は管理されるもの (不正な手段を通じたものも含む。) を直ちに凍結すること、また、この規定の措置は、安全保障理事会又は委員会がそのような者又は団体を附属書から削除する場合に、その時点において、それらについて適用されなくなることを決定する。また、すべての加盟国が、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内に所在する者若しくは団体により、それらの者及び団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。

13 上記 12 により課される措置は、関係国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用しないことを決定する。

(a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためだけに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産若しくは経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合

(b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合

(c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、

その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記 10 及び 12 に従って指定される者又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合

(d) 上記 3 (b) (i) 及び (ii) の規定に定める品目に直接に関連する行動に必要であると決定されたものであって、関係国により委員会に対し通知された場合

14 加盟国は、上記 12 の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

15 上記 12 の措置は、指定された者又は団体が、そのような者又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が以下のとおり決定した場合であって、関係国より委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を認可する意図について、そのような認可の 10 作業日前までに通知がなされる場合に限る。

(a) その契約が、上記 3、4 及び 6 に規定される禁止された品目、資材、機材、物品、技術、援助、訓練、資金援助、投資、仲介又はサービスのいずれにも関連していないこと。

(b) その支払いが、上記 12 に従って指定された者又は団体により直接又は間接に受領されるものでないこと。

16 IAEA により又はその下でイランに対し提供される技術協力は、食糧、農業、医療、安全又はその他の人道的目的のためである場合、又は、上記 3 (b) (i) 及び (ii) の規定に定める品目に直接に関係する事業のために必要である場合にのみ行われ、かつ、上記 2 に定める拡散上機微な核活動に関連するいかなる技術協力も提供されないことを決定する。

17 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与するであろう分野の、自国の領域内における若しくは自国民によるイラン国民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請する。

18 安全保障理事会の仮手続規則の規則 28 に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

(a) すべての国（特に地域内の国及び上記 3 及び 4 に規定される品目、資材、機材、物品及び技術を生産する国）に対し、この決議の 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 により課さ

れる措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。

(b) IAEA 事務局に対し、この決議の 16 により課される措置を効果的に実施するために IAEA がとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。

(c) この決議の 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。

(d) 上記 9、13 及び 15 に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。

(e) 上記 3 の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術を必要に応じ決定すること。

(f) 上記 10 及び 12 により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を必要に応じ指定すること。

(g) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定め、また、個人又は団体が上記 10 及び 12 に定める基準を満たす理由及び関連する識別情報につき可能な場合には情報を提供するとの加盟国に対する要求を、そのような指針に含めること。

(h) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。

19 すべての加盟国は、この決議の採択から 60 日以内に、上記 3、4、5、6、7、8、10、12 及び 17 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを決定する。

20 上記 2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全なかつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、そのような解決のために積極的に取り組むという国際社会の意思を強調し、イランに対し、上記の規定を遵守することにより国際社会及び IAEA と再び協働することを奨励し、そのような協働がイランにとって有益であることを強調する。

21 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、この問題の交渉による解決を約束していることを歓迎し、イランに対し、相互尊重に基づくイランとの関係及び協力の発展及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立を可能とする長期的かつ包括的な合意に向けた、決議第 1696 号（2006 年）において安全保障理事会により承認された 2006

年6月のこれら6か国の提案（S/2006/521）に向き合うことを奨励する。

- 22 IAEAの権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEAの枠内でイランにおけるすべての未解決の問題を解決するためにIAEA事務局長及び事務局が行っている専門的で公平な努力を称賛し及び奨励し、IAEAがイランの核計画に関連するすべての未解決の問題を明らかにするために活動を継続する必要性を強調する。
- 23 IAEA事務局長に対し、60日以内に、イランがこの決議に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA理事会により要求されるすべての措置及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 24 60日以内に提出される上記23に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。
- (a) イランが、交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これがIAEAにより検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。
- (b) 安全保障理事会は、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつIAEA理事会の要求を満たし、これがIAEA理事会により確認されたと決定した場合には、この決議の3、4、5、6、7、10、及び12の規定に定める措置を直ちに終了する。
- (c) 上記23の報告書が、イランがこの決議を遵守していないことを示す場合には、この決議及びIAEAの要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第7章第41条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。
- 25 この問題に引き続き関与することを決定する。

## 別添附属

## A 核計画に関与する団体

- 1 イラン原子力庁
- 2 メスバーフ・エネルギー社（A40 研究炉を提供・アラク）
- 3 カラ・エレクトリック（PFEP（パイロット燃料濃縮プラント）を提供・ナタンズ）
- 4 パルス・トラッシュ・カンパニー（IAEA 報告の指摘によれば、遠心分離機計画に関与。）
- 5 ファラーヤンド・テクニク（IAEA 報告の指摘によれば、遠心分離機計画に関与。）
- 6 防衛産業機構（イラン国防軍需省管理下団体の連合体。下部組織には、遠心分離器計画の組立て及びミサイル計画に関与した団体がある。）
- 7 セブンス・オブ・ティール（防衛産業機構の下部組織。核計画に直接関与してきていると広く認識されている。）

## B 弾道ミサイル計画に関与する団体

- 1 シャヒード・ヘンマツ産業グループ（航空宇宙産業機構の下部団体）
- 2 シャヒード・バーグリー産業グループ（航空宇宙産業機構の下部団体）
- 3 ファジュール産業グループ（以前は計測機器工場施設。航空宇宙産業機構の下部団体）

## C 核計画に関与する個人

- 1 モハンマド・ガンナディ・イラン原子力庁研究・開発副長官
- 2 ベフマン・アスガルプール運用部長（アラク）
- 3 ダウード・アーガージャーニーPFEP 総裁（ナタンズ）
- 4 イーサン・モナージェミー建設計画部長、ナタンズ
- 5 ジャファル・モハンマディ・イラン原子力庁技術担当顧問（遠心分離機の弁の生産管理担当）
- 6 アリー・ハージャーニアー・レイラーバーディ・メスバーフ・エネルギー社総裁
- 7 モハンマド・メフディ・ネジャード・ヌーリー中将（マレク・アシュタル防衛技術大学学長。同大化学学部は、国防軍需省と提携してベリリウム実験を実施。）

## D 弾道ミサイル計画に関与する個人

- 1 ホセイン・サリーミー准将、空軍司令官、革命ガード（IRGC）（パスダラン）
- 2 アフマド・ヴァヒード・ダストジェルディ航空宇宙産業機構総裁
- 3 レザー・ゴリー・エスマエリ航空宇宙産業機構、貿易国際部長
- 4 バフマンヤール・モルテザー・バフマンヤール航空宇宙産業機構財務予算部長

## E 核及び弾道ミサイル計画の両方に関与する個人

- 1 ヤフヤ・ラヒーム・サファヴィ少将、革命ガード（IRGC）総司令官（パスダラン）



国際連合安全保障理事会決議第 1747 号 訳文  
(外務省告示平成 19 年第 277 号)

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15)、2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年) 及び 2006 年 12 月 23 日の決議第 1737 号 (2006 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

決議第 1696 号 (2006 年) 及び第 1737 号 (2006 年) に定める国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 事務局長報告に対する安全保障理事会の深刻な懸念を想起し、

2007 年 2 月 22 日の最新の IAEA 事務局長報告 (GOV/2007/8) を想起するとともに、この報告に示されているとおり、イランが決議第 1696 号 (2006 年) 及び決議第 1737 号 (2006 年) を遵守していないことを遺憾とし、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が他の地域における核不拡散に資することに留意し、また、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、交渉による解決を追求することを引き続き約束していることを歓迎し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器 (その運搬手段を含む。) の無い中東という目的を実現することに資すると述べる IAEA 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号 (2006 年) 及び決議第 1737 号 (2006 年) 並びに IAEA の要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

加盟国は安全保障理事会により決定された措置の実施にあたり相互の支援の提供に参加することを要求されていることを想起し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと並びに安全保障理事会決議第 1696 号（2006 年）及び決議第 1737 号（2006 年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、同理事会決議 GOV/2006/14 において IAEA 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを再確認し、この文脈で、イランは決議第 1737 号（2006 年）2 において要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認する。
- 2 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視し抑制することも要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、決議第 1737 号（2006 年）18 に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）に対し、決議第 1737 号（2006 年）の附属書又はこの決議の附属書 1 において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号（2006 年）3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を通知することを決定する。ただし、そのような渡航が、同決議の 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。
- 3 上記 2 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記 2 の規定の履行において人道上の配慮（宗教上の義務を含む。）及びこの決議及び決議第 1737 号（2006 年）の目的に合致する必要性（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。

- 4 決議第 1737 号 (2006 年) 12、13、14 及び 15 に定める措置は、この決議の附属書 1 に記載される者及び団体にも適用されることを決定する。
- 5 イランが、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、いかなる武器及び関連物資の直接又は間接の供給、販売又は移転も行わないこと、及び、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランからのそのような品目（イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。
- 6 不安定化をもたらす武器の蓄積を防止するため、すべての加盟国に対し、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システムのイランに対する直接又は間接の供給、販売又は移転について、及び、そのような品目の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、あらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスのイランに対する提供、及び、金融資産又は金融サービスの移転について監視し抑制することを要請する。
- 7 すべての加盟国及び国際金融機関に対し、人道及び開発目的のものを除き、イラン・イスラム共和国政府に対する無償資金、資金援助及び緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請する。
- 8 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、上記 2、4、5、6 及び 7 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。
- 9 決議第 1737 号 (2006 年) 2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全なかつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、そのような解決のために積極的に取り組むという国際社会の意思を強調し、イランに対し、上記の規定を遵守することにより国際社会及び IAEA と再び協働することを奨励し、そのような協働がイランにとって有益であることを強調する。
- 10 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、この問題の交渉による解決の約束を継続的に確認していることを歓迎し、相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの関係及び協力の発展を可能とする長期的かつ包括的な合

意に向けて、イランに対し、決議第 1696 号（2006 年）において安全保障理事会により承認され、この決議の附属書 2 に添付されている 2006 年 6 月のこれら 6 か国の提案（S/2006/521）に向き合うことを奨励するとともに、イランに対するこの提案が、引き続き検討に供されていることを評価の意をもって確認し、

- 11 IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の枠内でイランにおけるすべての未解決の問題を解決するために IAEA 事務局長及び事務局が行っている専門的で公平な努力を称賛し及び奨励し、IAEA が、保障措置協定の遵守（非平和的目的のための核物質の不転用を含む。）を検証する権限を有すると国際的に認められた機関として、その憲章に従い、イランの核計画に関連するすべての未解決の問題を明らかにするために活動を継続する必要性を強調する。
- 12 IAEA 事務局長に対し、60 日以内に、イランが決議第 1737 号（2006 年）に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号（2006 年）及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 13 60 日以内に提出される上記 12 に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。
  - (a) イランが、早期かつ相互に受入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。
  - (b) 安全保障理事会は、上記 12 に規定される報告書の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつ IAEA 理事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定した場合には、決議第 1737 号（2006 年）の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定並びにこの決議の 2、4、5、6 及び 7 の規定に定める措置を直ちに終了する。
  - (c) 上記 12 の報告書が、イランが決議第 1737 号（2006 年）及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。
- 14 この問題に引き続き関与することを決定する。

## 別添附属書 I

核又は弾道ミサイル活動に関与する団体

- 1 アミュニション・アンド・メタラジー・インダストリーズ・グループ (AMIG) (別名 アミュニション・インダストリーズ・グループ) (AMIG は、イランの遠心分離計画におけるその役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されたセブンス・オブティールを管理している。AMIG は、決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されているディフェンス・インダストリーズ・オーガナイゼーション (DIO) に支配・管理されている。)
- 2 イスファハン・ニュークリアー・フュエル・リサーチ・アンド・プロダクション・センター (NFRPC) 及びイスファハン・ニュークリアー・テクノロジー・センター (ENTC) (濃縮関連活動に関与するアトミック・エナジー・オーガナイゼーション・オブ・イラン (AEOI) の核燃料製造及び調達会社の一部。AEOI は決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている。)
- 3 カボシャール・カンパニー (イランの核計画のためにグラスファイバー、真空溶解炉及び実験設備を入手しようとした AEOI の支配下にある会社)
- 4 パルチン・ケミカル・インダストリーズ (弾薬、爆薬並びにロケット及びミサイル用固形推進剤を製造する DIO の部門。)
- 5 キャラジ・ニュークリアー・リサーチ・センター (AEIO の研究部門の一部)
- 6 ノヴィン・エナジー・カンパニー (別名パルス・ノヴィン) (AEIO の内部で活動し、イランの核計画に関与する団体に AEIO に代わって資金を送金している。)
- 7 クルーズ・ミサイル・インダストリー・グループ (別名ネイヴアル・ディフェンス・ミサイル・インダストリー・グループ) (巡航ミサイルの製造及び開発。海軍のミサイル (巡航ミサイルを含む。)) に責任を有する。)
- 8 バンク・セパ及びバンク・セパ・インターナショナル (バンク・セパはエアロスペース・インダストリーズ・オーガナイゼーション (AIO) 及びその下部機関 (いずれも決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されたシャヒード・ヘマット・インダストリアル・グループ (SHIG) 及びシャヒード・バーゲリー・インダストリアル・グループ (SBIG) を含む。)) に支援を提供している。)
- 9 サナム・インダストリアル・グループ (AIO の下部機関。ミサイル計画のために AIO に代わって機材を購入している。)
- 10 ヤー・マヘディ・インダストリーズ・グループ (AIO の下部機関。ミサイル機材の国際的な購入に関与している。)

イラン革命ガードに関与する団体

- 1 コッツ・エアロノーティクス・インダストリーズ (無人航空機 (UAVs)、パラシュート、パラグライダー、パラモーター等を生産。イラン革命ガード (IRGC) は、これら製

品を非対称戦争主義政策の一環として使用することを高言している。)

- 2 パルス・アヴィエーション・サービシーズ・カンパニー (IRGC 空軍により使用される各種戦闘機 (MI-171 を含む。) を維持している。)
- 3 ショーア・アヴィエーション (IRGC が非対称戦争主義政策の一環として使用することを宣明している超軽量飛行機を生産している。)

#### 核計画又は弾道ミサイル活動に関与する個人

- 1 フェレイドン・アッバース・ダヴァニ (次に指定されるモフセン・ファクリザーデ・マハバディと緊密に協働し、応用物理学研究所と関連を有する国防軍需省 (MODAFL) 上級科学者。)
- 2 モフセン・ファフリザーデ・マハバディ (国防軍需省上級科学者であり、物理学研究センター (PHRC) 前所長。IAEA は、同人が所長であった期間にわたる PHRC の活動に関し、同人に対する面談を要請したが、イラン政府が拒否した。)
- 3 サイド・ジャベル・サフダリ (ナタンズ濃縮施設管理者)
- 4 アミール・ラヒミ (濃縮関連活動に関与しており、AEIO の核燃料製造及び調達会社の一部であるイスファハン・ニュークリアー・フュール・リサーチ・アンド・プロダクション・センター所長)。
- 5 モフセン・ホジャティ (弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されているファジュール・インダストリアル・グループの社長)
- 6 メヘルダード・アフラギ・ケタバチ (弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている SBIG の社長)
- 7 ナーセル・マレキ (イランの弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている SHIG の社長。ナーセル・マレキはシャハーブ 3 弾道ミサイル計画の作業を監督している MODAFL の職員でもある。シャハーブ 3 は現在配備されているイランの長距離弾道ミサイルである。)
- 8 アフマド・デラフシャンデ (AIO 及びその下部機関 (決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている SHIG 及び SBIG を含む。) に支援を提供しているバンク・セパの頭取)。

#### イラン革命ガードの主要人物

- 1 モルテザ・レザイー准将 (IRGC 副司令官)
- 2 アリ・アクバル・アフマディアン中将 (IRGC 統合参謀長)
- 3 モハンマド・レザ・ザヘディ准将 (IRGC 陸軍司令官)
- 4 モルテザ・サファリ准将 (IRGC 海軍司令官)
- 5 モハンマド・ヘジャジ准将 (バシジ抵抗軍司令官)
- 6 カセム・ソレイマニ准将 (コッツ部隊司令官)
- 7 ゴルガドル将軍 (IRGC 将校、治安担当内務次官)

## 別添附属書 II

### 長期的な取極の要素

我々の目標は、相互尊重及びイラン・イスラム共和国の核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づく、イランとの関係及び協力の発展である。我々はイランとの包括的な取極の交渉を新たに開始することを提案する。そのような取極は国際原子力機関（IAEA）に寄託され、安全保障理事会の決議により承認されることとなる。

交渉に向けた正当な条件を創出するため、

我々は、

- ・核兵器の不拡散に関する条約（以下、「NPT」と言う。）に基づく自国の義務に従って、平和的目的のために原子力を開発するイランの権利を再確認し、この文脈において、民生用原子力計画のイランによる開発に対する支持を再確認する。
- ・IAEA 憲章及び NPT に従って、国際的な共同事業を通じ、イランにおける新たな軽水炉の建設を積極的に支援することを約束する。
- ・交渉が再開されれば、安全保障理事会におけるイランの核計画の議論を停止することに合意する。

イランは、

- ・IAEA との完全な協力を通じ、IAEA のすべての未解決の懸念に対処することを約束する。
- ・IAEA 理事会及び安全保障理事会により要請されているとおり、すべての濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、IAEA による検証を受けるとともに、交渉の間これを継続することを約束する。
- ・追加的議定書の履行を再開する。

長期的な取極についての交渉において扱われる将来の協力の範囲

#### 1 核

我々は以下の措置をとる。

原子力エネルギーに対するイランの権利

- ・無差別かつ NPT の第 1 条及び第 2 条に従って、平和的目的のための原子力に対するイランの奪い得ない権利を再確認し、民生用原子力計画のイランによる開発について同国と協力する。
- ・ユーラトム・イラン原子力協力協定を交渉し、履行する。

軽水炉

- ・国際的な共同事業を通じ、IAEA 憲章及び NPT に従って、最新の技術（必要な物品の移転及び軽水炉を耐震とするための先端技術の提供を認めることによるものを含む。）

を用いたイランにおける新たな軽水炉の建設を積極的に支援する。

- ・適切な制度により、使用済み核燃料及び放射性廃棄物の管理に係る協力を提供する。

#### 原子力の研究及び開発

- ・研究用軽水炉の提供の可能性を含め、特に放射性同位元素の製造、基礎研究並びに医療及び農業における原子力の応用の分野において、研究・開発協力の相当程度の一括提案を提供する。

#### 燃料保証

- ・イランに対し、以下に基づき、法的拘束力のある多層的な燃料保証を与える。
  - イランの原子炉に対する燃料の確かな供給のため、濃縮役務を提供するロシアにおける国際的な施設におけるパートナーとしての参加。交渉次第では、そのような施設はイランにおいて製造される全ての六フッ化ウラン（UF6）を濃縮し得る。
  - IAEA の参加及び監督の下で、イランのための核燃料の最大 5 年分の供給の備蓄を維持するための緩衝用在庫を商業的な条件で設置すること。
  - IAEA 理事会の次回会合において検討される案に基づき、核燃料への確かなアクセスのための常設の多国間メカニズムを IAEA と共に発展させること。

#### モラトリアムの再検討

この長期的な取極は、国際的な信頼を醸成するための共通の努力に関連して、以下の場合には、この取極のあらゆる側面を再検討するための条項を含むものとする。

- 核の軍事的側面を有し得る活動を含め、IAEA により報告されたすべての未解決の問題及び懸念が解決されたことが IAEA により確認されること。
- イランにおいて、未申告の核活動又は核物質は存在しないこと、及び、イランの民生用原子力計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼が回復されたことが確認されること。

## 2 政治及び経済

### 地域安全保障協力

地域の安全保障問題に関する対話及び協力を促進するための新たな会議への支持

### 国際貿易及び投資

国際的な機構（世界貿易機関を含む。）への完全な統合のための実際的な支援を通じた、国際経済、市場及び資本へのイランのアクセスの改善並びにイランにおける直接投資及びイランとの貿易の拡大のための枠組み（欧州連合との貿易及び経済協力協定を含む。）の創設。主要な物品及び技術へのアクセスを改善するための措置がとられることとなる。

### 民間航空

イランに対する民間航空機の輸出に関する民間航空協力（米国及び欧州の製造業者に対する制限の撤廃の可能性を含む。）を行い、それによりイランが民間航空機を新しくする見通しを拡大すること。



#### エネルギー・パートナーシップ

具体的な、かつ、実践的な応用を伴う、イランとEU及びその他の希望する国との間の長期的なエネルギー・パートナーシップの創設

#### 通信基盤

米国の及びその他の関連輸出規制の撤廃の可能性を含む、イランの通信基盤の近代化及び先端インターネットの提供への支援

#### ハイテク協力

ハイテク分野及びその他の合意される分野における協力

#### 農業

米国及び欧州の農産品、技術、農業機器へのアクセスの可能性を含む、イランにおける農業の発展への支援

国際連合安全保障理事会決議第 1803 号  
(外務省告示平成 20 年第 218 号)

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15)、2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年)、2006 年 12 月 23 日の決議第 1737 号 (2006 年) 及び 2007 年 3 月 24 日の決議第 1747 号 (2007 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器 (その運搬手段を含む。) の無い中東という目的を実現することに資すると述べる国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

2007 年 5 月 23 日 (GOV/2007/22)、2007 年 8 月 30 日 (GOV/2007/48)、2007 年 11 月 15 日 (GOV/2007/58) 及び 2008 年 2 月 22 日 (GOV/2008/4) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランは、決議第 1696 号 (2006 年)、第 1737 号 (2006 年) 及び第 1747 号 (2007 年) に規定されているすべての濃縮関連活動及び再処理活動並びに重水関連計画の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力を再開しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置をとっておらず、信頼を醸成するために不可欠である安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年)、第 1737 号 (2006 年) 及び第 1747 号 (2007 年) の規定を遵守していないことに深刻な懸念をもって留意し、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

修正されたコード 3.1 に基づきイランにより提供された設計情報を検認する IAEA の権利に対してイランが異議を唱えたことに懸念をもって留意し、イランとの保障措置協定第 39 条に従い、コード 3.1 は一方的に修正する又は停止することができず、IAEA に対して提供された設計情報を検認する IAEA の権利は継続的権利であり、施設の建設の段階又は施設における核物質の存在に依存するものではないことを強調し、

IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA 事務局とイランの間の作業計画 (GOV/2007/48、附属) におけるイランの核計画に関連する未解決の問題を解決するための IAEA の努力を称賛し、2007 年 11 月 15 日

(GOV/2007/58) 及び 2008 年 2 月 22 日 (GOV/2008/4) の IAEA 事務局長報告に反映されている、この作業計画の実施における進捗を歓迎し、この作業計画の実施を完了すること（求められている透明性のための措置を履行することを通じて、IAEA がイランの申告の完全性及び正確性を評価することができるよう、IAEA が求めるすべての質問に対して回答を提供することを含む。）により、イランが迅速かつ効果的に明確な成果を生むことの重要性を強調し、

決議第 1737 号（2006 年）2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全かつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的かつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、その 2006 年 6 月の提案 (S/2006/521) を基礎に、交渉を通じてイランの核問題を解決する包括的戦略を探求するに当たり、更なる具体的な措置をとる意思を有していることを強調し、また、これらの国が、イランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼がひとたび回復されれば、イランは核兵器の不拡散に関する条約の締約国であるいかなる非核兵器国とも同様に扱われることとなると確認していることに留意し、

国際貿易に関連する加盟国の権利及び義務を考慮し、

決議第 1737 号（2006 年）の下での金融面の義務を履行することにつき加盟国を支援するために、金融活動作業部会が発出した指針を歓迎し、

安全保障理事会がこれらの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号（2006 年）、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）並びに IAEA の要求事項を遵守するようイランを説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと並びに安全保障理事会決議第 1696 号（2006 年）、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下の安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成する及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、IAEA 理事会決議 GOV/2006/14 において同理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを再確認し、この文脈で、イランは決議第 1737 号（2006 年）2 において要求されている措置を遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認し、また、IAEA はイランが修正されたコード 3.1 を適用することの確認を求めていることを強調する。
- 2 イランの核計画に関するすべての未解決の問題を解決するためのイランと IAEA の間の合意及び 2008 年 2 月 22 日の事務局長報告（GOV/2008/4）に述べられているとおり、この関係で得られた進捗を歓迎し、IAEA に対しすべての未解決の問題を明らかにするために作業を継続するよう懇請し、これがイランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼を再確立することを助けることを強調し、イランと IAEA の間の保障措置協定に従い IAEA がイランの核活動に対する保障措置を強化することについて IAEA を支持する。
- 3 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視し抑制することを要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、決議第 1737 号（2006 年）18 に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）に対し、決議第 1737 号（2006 年）の附属書、決議第 1747 号（2007 年）の附属書 I 又はこの決議の附属書 I において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号（2006 年）3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を通知することを決定する。ただし、そのような入国又は通過が、決議第 1737 号（2006 年）3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。
- 4 上記 3 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記の規定の履行において人道上の配慮（宗教上の義務を含む。）並びにこの決議、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）の目的に合致する必要性（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。
- 5 すべての加盟国が、この決議の附属書 II において指定される個人及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号（2006 年）3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ

禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。)として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、そのような入国又は通過が、決議第 1737 号 (2006 年) 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。また、この規定はいかなる国に対しても自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務づけるものではない。

- 6 上記 5 の規定により課せられる措置は、委員会が人道上の必要性(宗教上の義務を含む。)に基づき当該渡航が正当化されると状況に応じて個別に決定する場合、又は、同委員会がそのような例外がこの決議の目的に資すると結論する場合には、適用しないことを決定する。
  
- 7 決議第 1737 号 (2006 年) 12、13、14 及び 15 に定める措置は、この決議の附属書 I 及び III に記載される者及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する者及び団体、それらにより所有され又は管理される団体、並びに、指定された者又は団体がこの決議、決議第 1737 号 (2006 年) 又は決議第 1747 号 (2007 年) の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして安全保障理事会又は委員会により決定される者及び団体に対しても適用されることを決定する。
  
- 8 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、以下(自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。)についてのイランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に若しくは間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。
  - (a) 文書 S/2006/814 中の INFCIRC/254/Rev.7/Part2 に掲げる、すべての品目、資材、機材、物品及び技術。ただし、その文書の附属第 1 節及び第 2 節に規定される、並びに、専ら軽水炉に使用され、事前に委員会に対して通報された第 3 節から第 6 節に規定される品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売又は移転(決議第 1737 号 (2006 年) 5 の要求に従ったものに限る。)であって、そのような供給、販売又は移転が決議第 1737 号 (2006 年) 16 に規定される IAEA により又はその下でイランに対して提供される技術協力に必要な場合に限り、例外とする。
  - (b) 文書 S/2006/815 の第二分類 19.A.3 に掲げる、すべての品目、資材、機材、物品及び技術。
  
- 9 すべての加盟国に対し、決議第 1737 号 (2006 年) に規定されている拡散上機微な核活動若しくは核兵器運搬システムの開発に資する金融支援を防ぐために、イランとの貿易のための公的に供与される金融支援(輸出信用、保証又は保険の供与を含む。)の新たな

な約束を、そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して行うことに関して監視することを要請する。

- 10 すべての加盟国に対し、決議第 1737 号（2006 年）に規定されている拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に資する活動を防ぐために、自国の領域における金融機関によるイランに住所を有するすべての銀行との活動、特に、バンク・メッリ及びバンク・サデラート並びにそれらの支店及び海外の子会社との活動を監視することを要請する。
- 11 すべての加盟国に対し、イラン・エア・カーゴ及びイラン・イスラム共和国 SHIPPING・ラインにより所有され若しくは運航されている航空機及び船舶が、この決議、決議第 1737 号（2006 年）若しくは決議第 1747 号（2007 年）の下で禁じられている物品を輸送していると信じる合理的根拠がある場合には、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ、国際法、特に海洋法及び関連する国際民間航空協定に適合する範囲内で、自国の空港及び海港において、その航空機若しくは船舶内のイラン向け及びイランからの貨物を検査することを要請する。
- 12 すべての加盟国に対し、上記に記された検査が実施された場合には、検査についての書面による報告（特に、検査の根拠の説明並びにその日時、場所、状況及び結果その他関連する詳細についての情報が含まれた内容とする。）を 5 作業日以内に安全保障理事会に対して提出することを要求する。
- 13 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、上記 3、5、7、8、9、10 及び 11 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。
- 14 決議第 1737 号（2006 年）18 に規定する委員会の権限は、決議第 1747 号（2007 年）及びこの決議において課せられる措置に対しても適用することを決定する。
- 15 相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの全面的関係及びより広範な協力を発展させることを可能とする、この問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めて、対話の再開とイランへの提案を基礎とする協議を促進するための外交的努力を更に強化し、特にイランがすべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、IAEA により検証されるのであれば、イランとの直接対話及び交渉を開始すると中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国の意思を強調する。
- 16 欧州連合共通外交・安全保障政策上級代表に対し、対話を再開するための必要な条件

を作るために、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国による関連の提案を含め、交渉を通じた解決を見出すための政治的及び外交的努力を支援するためにイランとの連絡を継続することを慫慂する。

- 17 イランを含むすべての国に対し、この決議、決議第 1737 号 (2006 年) 又は決議第 1747 号 (2007 年) により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、イラン政府、イランにおけるいかなる者若しくは団体、決議第 1737 号 (2006 年) 及び関連する決議により指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。
- 18 IAEA 事務局長に対し、90 日以内に、イランが決議第 1737 号 (2006 年) に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 19 上記に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。
  - (a) イランが、早期かつ相互に受入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。
  - (b) 安全保障理事会は、上記に規定される報告の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつ IAEA 理事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定した場合には、決議第 1737 号 (2006 年) の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定、決議第 1747 号 (2007 年) の 2、4、5、6 及び 7 の規定、並びに上記の 3、5、7、8、9、10 及び 11 に定める措置を直ちに終了する。
  - (c) その報告が、イランが決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。
- 20 この問題に引き続き関与することを決定する。

## 別添附属書 I

- 1 アミール・モアッイェド・アライー（遠心分離機の組立及び技術の管理に関与。）
- 2 モハンマド・フェダーイー・アシアーニー（炭酸ウラニルアンモニウムの製造及びナタンズ濃縮施設の管理に関与。）
- 3 アッバース・レザーイー・アシュティアーニー（イラン原子力庁（以下「AEOI」という。）探査・採掘担当事務所高官。）
- 4 ハーレ・バクティヤール（99.9%に濃縮されたマグネシウムの生産に関与。）
- 5 モルテザー・ベフザード（遠心分離機の部品作成に関与。）
- 6 モハンマド・エスラーミー博士（防衛産業研修・研究機構所長。）
- 7 セイイェド・フセイン・ホセイニー（アラク重水研究炉計画に関与する AEOI 職員。）
- 8 M. ジャヴァード・キャリーミー・サーベット（決議第 1747 号（2007 年）で指定されたノヴィン・エナジー・カンパニー社長。）
- 9 ハミード＝レザー・モハジェラニー（イスファハン・ウラン転換施設の生産管理に関与。）
- 10 モハンマド・レザー・ナクディ准将（元国軍参謀本部兵站・産業研究担当部長/密輸対策庁長官、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）により課された制裁を迂回する取組に関与。）
- 11 フーシャング・ノーバリー（ナタンズ濃縮施設の管理に関与。）
- 12 アッバース・ラシディ（ナタンズの濃縮作業に関与。）
- 13 ガーセム・ソレイマニ（サガンド・ウラン鉱山・ウラン採掘操業課長。）



## 別添附属書 II

### A 決議第 1737 号（2006 年）に記載された個人

- 1 モハンマド・ガンナディ AEOI 研究・開発副長官
- 2 ダワード・アーガージャーニー P F E P（パイロット燃料濃縮プラント）総裁（ナタンズ）
- 3 ベフマン・アスガルプール運用部長（アラク）

### B 決議第 1747 号（2007 年）に記載された個人

- 1 サイド・ジャベル・サフダリ（ナタンズ濃縮施設管理者）
- 2 アミール・ラヒミ（濃縮関連活動に関与している AEOI の核燃料製造及び調達会社の一部であるイスファハン・ニュークリアー・フュール・リサーチ・アンド・プロダクションセンター所長。）

## 別添附属書 III

- 1 アブザール・ボーレシュ・カーベール・カンパニー (BK Co.) (遠心分離機の部品の生産に関与。)
- 2 バルザガーニー・テジャーラット・タヴァーンマッド・サッカー・カンパニーズ (サッカー・システム・カンパニーズの子会社) (この会社は決議第 1737 号 (2006 年) に記載された団体のために機微な物品の購入を試みた。)
- 3 エレクトロ・サナム・カンパニー (E. S. Co / E. X. Co) (航空宇宙産業機構 (以下「AIO」という。)) のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 4 エッテハード・テクニカル・グループ (AIO のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 5 インダストリアル・ファクトリーズ・オブ・プレジジョン (IFP) マシーナリー (別称 インストルメンテーション・ファクトリーズ・プラント) (幾つかの調達を試みる AIO によって利用された。)
- 6 ジャッベル・イブン・ハヤーン (燃料サイクル活動に関与する AEOI 研究所。)
- 7 ジョザー・インダストリアル・カンパニー (AIO のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 8 ホラサーン・メタラジー・インダストリーズ (DIO に従属するアミュニション・アンド・メタラジー・インダストリーズ・グループ (AMIG) の子会社、遠心分離機の部品生産に関与。)
- 9 ニールー・バッテリー・マニュファクチュアリング・カンパニー (DIO の子会社、その役割はミサイル・システムを含むイラン軍用動力装置を製造すること。)
- 10 ピーシュガーム (パイオニア) ・エナジー・インダストリーズ (イスファハンのウラン転換施設の建設に参加。)
- 11 セイフティー・エクイップメント・プロキュアメント (SEP) (AIO のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 12 TAMAS カンパニー (濃縮関連活動に関与。TAMAS はその下に設立された 4 子会社 (一社は精錬のためのウラン抽出、もう一社はウランの加工、濃縮及び廃棄を担当。) を支配する組織。)

国際連合安全保障理事会決議第 1874 号 訳文  
(外務省告示平成 21 年第 328 号)

安全保障理事会は、

決議第 825 号 (1993 年)、決議第 1540 号 (2004 年)、決議第 1695 号 (2006 年) 及び特に決議第 1718 号を含むこれまでの関連する決議並びに 2006 年 10 月 6 日の議長声明 (S/PRST/2006/41) 及び 2009 年 4 月 13 日の議長声明 (S/PRST/2009/7) を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

2009 年 5 月 25 日 (現地時間) に北朝鮮により決議第 1718 号 (2006 年) に違反して実施された核兵器の実験、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約 (NPT) 及び 2010 年 NPT 運用検討会議に向けて核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

NPT 及び同条約をそのすべての側面において強化するとの約束並びに核不拡散及び核軍縮に向けた世界的な努力に対する集団的な支持を強調するとともに、北朝鮮はいずれにせよ NPT に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、

北朝鮮による NPT からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、

また、この決議により課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調し、

北朝鮮により行われた核実験及びミサイル活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

すべての加盟国が国際連合憲章の目的と原則を支持することの重要性を再確認し、

国際連合憲章第 7 章の下で行動し、同憲章第 41 条に基づく措置をとって、

- 1 北朝鮮が、関連する決議（特に決議第 1695 号（2006 年）及び第 1718 号（2006 年））及び 2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）に違反し、甚だしく無視して、2009 年 5 月 25 日（現地時間）に実施した核実験を最も強い表現で非難する。
- 2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求する。
- 3 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。
- 4 北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議（特に決議第 1718 号（2006 年））の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。
- 5 北朝鮮に対し、NPT からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 6 北朝鮮に対し、NPT の締約国の権利及び義務に留意しつつ、NPT 及び国際原子力機関（IAEA）の保障措置にすみやかに復帰することを更に要求するとともに、NPT のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。
- 7 すべての加盟国に対し、決議第 1718 号（2006 年）に基づく義務（決議第 1718 号（2006 年）に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）が 2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）に従って行った指定に関するものを含む。）を履行することを要請する。
- 8 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄し直ちに関連するすべての活動を停止すること、NPT の下で締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定（IAEA INFCIRC/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）を IAEA に提供することを決定する。
- 9 決議第 1718 号（2006 年）8 (b) の措置は、すべての武器及び関連物資並びにこれらの武器及び関連物資の提供、製造、維持又は使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定する。

- 10 決議第 1718 号 (2006 年) 8 (a) の措置は、すべての武器及び関連物資 (小型武器及びその関連物資を除く。) 並びにこれらの武器の提供、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定し、各国に対し、北朝鮮に対する小型武器の直接又は間接の供給、販売又は移転を監視することを要請し、さらに、各国は、北朝鮮に対する小型武器の販売、供給又は移転の少なくとも 5 日前までに、委員会に通知することを決定する。
- 11 すべての国に対し、当該貨物が決議第 1718 号 (2006 年) 8 (a)、8 (b) 若しくは 8 (c) の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することを要請する。
- 12 すべての加盟国に対し、当該船舶の貨物が決議第 1718 号 (2006 年) 8 (a)、8 (b) 若しくは 8 (c) の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。
- 13 すべての国に対し、11 及び 12 の規定に基づく検査に協力することを要請し、また、旗国が公海上の検査に同意しない場合には、当該旗国は、船舶が 11 の規定に基づく現地の当局による必要な検査のために適当かつ都合のよい港に航行するよう指示することを決定する。
- 14 すべての加盟国が、11、12 及び 13 の規定に基づく検査において確認された、決議第 1718 号 (2006 年) 8 (a)、8 (b) 若しくは 8 (c) の規定又はこの決議の 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第 1540 号 (2004 年) を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務並びに NPT、1997 年 4 月 29 日の化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及び 1972 年 4 月 1 日の細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国のいかなる義務にも反しない方法で押収及び処分することを認め、また、すべての加盟国がこれを行うことを決定し、さらに、すべての国がそのような努力に協力することを決定する。

- 15 いかなる加盟国も、11、12 若しくは 13 の規定に従って検査を行い、又は 14 の規定に従って貨物を押収及び処分したときは、検査、押収及び処分につき、関連する詳細が含まれた報告を委員会に対してすみやかに提出することを要求する。
- 16 いかなる加盟国も、12 又は 13 の規定に基づく旗国の協力が得られない場合は、関連する詳細が含まれた報告を委員会に対して速やかに提出することを要求する。
- 17 加盟国は、北朝鮮の船舶が、決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、人道的目的のために必要な場合を除き、又は、貨物が検査を受け、必要な場合は押収及び処分されるまで、自国民による又は自国の領域からの当該北朝鮮の船舶に対する燃料若しくは物品の提供等の供給サービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法的な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。
- 18 加盟国に対し、決議第 1718 号（2006 年）8（d）及び 8（e）の規定に基づく義務の履行に加え、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止することを要請する（自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。）。
- 19 すべての加盟国並びに国際金融機関及び信用機関に対し、一般市民の必要に直接応える人道及び開発目的のもの又は非核化の促進のためのものを除き、北朝鮮に対する無償援助、資金援助又は緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請し、また、各国に対し、現行の約束を削減するよう警戒を強化することを要請する。
- 20 すべての加盟国に対し、当該金融支援が北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る場合は、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援（そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む。）を提供しないことを要請する。

- 21 すべての加盟国が、北朝鮮における外交使節団の外交関係に関するウィーン条約に基づく活動を妨げることなく、決議第 1718 号（2006 年）8（a）（iii）及び 8（d）の規定に従うべきことを強調する。
- 22 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 45 日以内に、またその後委員会の要請があれば、決議第 1718 号（2006 年）8 の規定、この決議 9 及び 10 の規定並びにこの決議 18、19 及び 20 の規定に定める金融措置を効果的に実施するために取った具体的措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。
- 23 決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）及び 8（c）の規定に定める措置は、INFCIRC/254/Rev.9/Part 1a 及び INFCIRC/254/Rev.7/Part 2a に列挙される品目にも適用することを決定する。
- 24 決議第 1718 号（2006 年）8 の規定及びこの決議により課された措置を調整すること（団体、物品及び個人の指定を含む。）を決定し、委員会に対し、このためにその任務を実施し、この決議の採択から 30 日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から 7 日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定する。
- 25 委員会が、2009 年 7 月 15 日までに理事会に提出される、遵守、調査、広報、対話、支援及び協力に関する作業計画を通じて、決議第 1718 号（2006 年）、2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）及びこの決議の完全な実施を促進するための努力を強化し、またこの決議の 10、15、16 及び 22 の規定に従い加盟国からの報告を受領し、検討することを決定する。
- 26 事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するために委員会の指示の下に行動する 7 名までの専門家のグループ（「専門家パネル」）を当初 1 年の間設置することを要請する。（a）決議第 1718 号（2006 年）に明記された権限及びこの決議 25 の規定に明記された任務の遂行に当たり委員会を支援する。（b）国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者からの、決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の履行に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析する。（c）理事会、委員会又は加盟国が検討しうる、決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。（d）自らの作業につき、この決議の採択後 90 日以内に理事会に中間報告を、また、その権限が終了する 30 日前までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出する。

- 27 すべての国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の実施に関して保有するいかなる情報も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請する。
- 28 すべての加盟国に対し、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮市民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請する。
- 29 北朝鮮に対し、すみやかに包括的核実験禁止条約に加盟するよう要請する。
- 30 平和的対話を支持し、北朝鮮に対し、直ちに無条件で 6 者会合に復帰することを要請し、また、すべての参加国に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するために、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明並びに 2007 年 2 月 13 日及び 2007 年 10 月 3 日の共同文書を完全に、かつ迅速に実施するための努力を強化することを要請する。
- 31 事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、また、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にし、また、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えるための理事国及びその他の加盟国による努力を歓迎する。
- 32 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議の関連する規定の遵守の状況にかんがみ、決議第 1718 号（2006 年）8 及びこの決議の関連する規定の措置の妥当性について、その時点における必要性に応じ、検討（これらの措置の強化、調整、停止又は解除についての検討を含む。）を行う用意があることを確認する。
- 33 追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要とされることを強調する。
- 34 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。



国際連合安全保障理事会決議第 1929 号  
(外務省告示平成 22 年第 356 号)

安全保障理事会は、

議長声明 (S/PRST/2006/15)、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年)、決議第 1835 号 (2008 年) 及び決議第 1887 号 (2009 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器 (その運搬手段を含む。) のない中東という目的を実現することに資すると述べる国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

2006 年 2 月 27 日 (GOV/2006/15)、2006 年 6 月 8 日 (GOV/2006/38)、2006 年 8 月 31 日 (GOV/2006/53)、2006 年 11 月 14 日 (GOV/2006/64)、2007 年 2 月 22 日 (GOV/2007/8)、2007 年 5 月 23 日 (GOV/2007/22)、2007 年 8 月 30 日 (GOV/2007/48)、2007 年 11 月 15 日 (GOV/2007/58)、2008 年 2 月 22 日 (GOV/2008/4)、2008 年 5 月 26 日 (GOV/2008/15)、2008 年 9 月 15 日 (GOV/2008/38)、2008 年 11 月 19 日 (GOV/2008/59)、2009 年 2 月 19 日 (GOV/2009/8)、2009 年 6 月 5 日 (GOV/2009/35)、2009 年 8 月 28 日 (GOV/2009/55)、2009 年 11 月 16 日 (GOV/2009/74)、2010 年 2 月 18 日 (GOV/2010/10) 及び 2010 年 5 月 31 日 (GOV/2010/28) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランは、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) に規定されているすべての濃縮関連活動及び再処理活動並びに重水関連計画の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力を再開しておらず、イランの核計画の軍事的側面の可能性を排除するために明らかにされる必要のある残された懸念事項に関連して IAEA と協力しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置をとっておらず、信頼を醸成するために不可欠である安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) の規定を遵守していないことに深刻な懸念をもって留意し、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

安全保障理事会と IAEA 理事会がイランに対して行ったすべての呼びかけに対しイランが積極的に対応することによって、未解決の問題が最良の形で解決され、イランの核計画が専ら平和的な性格であることの信頼が醸成されることを再確認し、

決議第 1737 号（2006 年）の別添附属書 D 及び E、決議第 1747 号（2007 年）の別添附属書 I 並びにこの決議の別添附属書 II に特定するものを含む、イスラム革命ガード（以下「IRGC」という。別名「イスラム革命防衛隊」）の分子の、イランの拡散上機微な核活動と核兵器運搬システムの開発における役割に深刻な懸念をもって留意し、

イランがすべての濃縮関連活動を停止するとの義務に違反してコムに濃縮施設を建設したこと及び 2009 年 9 月までに IAEA に対しそのことを通知しなかったことは保障措置協定の補助取極の下の義務に適合しないことに深刻な懸念をもって留意し、

また、イランに対し、コムにおける建設を直ちに停止し、施設の目的、設計の来歴及び構造を明確にすることを要請し、IAEA の要請に従い、IAEA に未だ申告されていないその他のいかなる核施設の建設又は建設を認めることの決定も行っていないことを確認するよう要請する IAEA 理事会決議（GOV/2009/82）に留意し、

イランがウランを 20 パーセントまで濃縮したこと及び IAEA が既存の保障措置手続を調整するために十分な時間をもって IAEA に通知せずにそれを行ったことに深刻な懸念をもって留意し、

修正されたコード 3.1 に基づきイランにより提供された設計情報を検認する IAEA の権利に対してイランが異議を唱えたことに懸念をもって留意し、イランとの保障措置協定第 39 条に従い、コード 3.1 は一方的に修正する又は停止することができず、IAEA に対して提供された設計情報を検認する IAEA の権利は継続的権利であり、施設の建設の段階又は施設における核物質の存在に依存するものではないことを強調し、

IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、イランの核計画に関連する未解決の問題を解決するための IAEA の努力を称賛し、

決議第 1737 号（2006 年）2 の規定に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全かつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的な交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出す

ための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、また、この関連で、信頼醸成措置となり得るテヘラン研究用原子炉に関するイランとの合意に向けたトルコ及びブラジルの努力に留意し、

しかし、また、これらの努力との関連において、イランがその核計画に関連する核心の問題に対処することの重要性を強調し、

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、その 2006 年 6 月の提案 (S/2006/521) 及び 2008 年 6 月の提案 (INFCIRC/730) を基礎に、交渉を通じてイランの核問題を解決する包括的戦略を探求するに当たり、更なる具体的な措置をとる意思を有していることを強調し、また、これらの国が、イランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼がひとたび回復されれば、イランは核兵器の不拡散に関する条約の締約国であるいかなる非核兵器国とも同様に扱われることとなると確認していることに留意し、

決議第 1737 号 (2006 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) の下での金融面の義務を履行することにつき加盟国を支援するために、金融活動作業部会が発出した指針を歓迎し、イラン中央銀行を含むイランの銀行が関与する取引に対し、このような取引が拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与することを防止するため、監視を行う必要性を特に想起し、

イランのエネルギー部門に由来する収入とイランの拡散上機微な核活動の資金との間の潜在的な関連に留意しつつ、多様で信頼できるエネルギーへのアクセスが持続的な成長及び開発に決定的であることを認識し、また、石油化学産業に必要な化学処理用機材及び物品は、特定の機微な核燃料サイクル活動に必要な機材及び物品と共通点が多いことに更に留意し、

国際貿易に関連する加盟国の権利及び義務を考慮し、

海洋法に関する国際連合条約 (1982 年) に反映されている海洋法が、海洋における活動に適用される法的枠組みを定めていることを想起し、

イランによる包括的核実験禁止条約への速やかな批准を要請し、

安全保障理事会がこれらの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008

年) 並びに IAEA の要求事項を遵守するようイランを説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画によりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での安全保障理事会の主要な責任に留意し、この決議のいかなる規定も、各国に対し、武力の行使又は武力による威嚇を含む、この決議の範囲を超えた措置や行動をとることを強制するものでないことを強調し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランがこれまで、IAEA 理事会の要求を満たしていないこと、また、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) を遵守していないことを確認する。
- 2 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し、未解決の問題を解決し、また、すべての濃縮関連活動を停止する義務に違反するコムでの濃縮施設建設により引き起こされた深刻な懸念に応えるために不可欠なものとして、IAEA 理事会決議 GOV/2006/14 及び GOV/2009/82 において同理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認し、この関連において、さらに、イランは決議第 1737 号 (2006 年) 2 の規定において要求されている措置を遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認する。
- 3 イランがすべての未解決の問題、特に、イランの核計画の軍事的側面の可能性についての懸念を引き起こす問題に関し、IAEA が要請するすべてのサイト、機材、個人及び文書に遅滞なくアクセスを提供することを含め、IAEA と完全に協力しなければならないことを再確認し、また、IAEA が、イランにおける作業を遂行するために必要とするすべての資源と権限を確保することの重要性を強調する。
- 4 IAEA 事務局長に対し、イランにおける保障措置の適用に関するすべての同事務局長の報告を安全保障理事会に通報することを要請する。
- 5 イランが、IAEA 保障措置協定を遅滞なく、完全かつ無条件で遵守しなければならないこと (保障措置協定の補助取極の修正されたコード 3.1 の適用を通じたものを含む。) を決定し、イランに対し、同国が 2003 年 12 月 18 日に署名した IAEA 保障措置協定の追加議定書の規定に厳格に従って行動することを要請し、イランに対し、追加議定書を速

やかに批准することを要請し、イランの保障措置協定第 24 条及び同第 39 条に従い、イランの保障措置協定及び修正されたコード 3.1 を含むその補助取極が、イランにより一方的に改正又は変更できないことを再確認し、また、同協定には、補助取極のいかなる規定の停止のための制度もないことに留意する。

- 6 すべての再処理活動、重水関連活動及び濃縮関連活動を停止するとの従前の決議の下でのイランの義務に従って、イランがいかなる新たなウラン濃縮施設、再処理施設又は重水関連施設の建設も開始してはならないこと、また、実施中のいかなるウラン濃縮施設、再処理施設又は重水関連施設の建設も打ち切らなければならないことを再確認する。
- 7 イランが、他国における、ウランの鉱業、INFCIRC/254/Rev.9/Part1 に記載される核物質及び技術の生産若しくは使用（特に、ウラン濃縮及び再処理活動）、すべての重水活動又は核兵器の運搬が可能な弾道ミサイル関連の技術に関するいかなる商業活動においても利益を取得してはならないことを決定し、また、さらに、すべての国が、自国の管轄権の及ぶ領域における、イラン、その国民、イランにおいて設立された若しくは同国の管轄権に服する団体、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体による、そのような投資を禁止することを決定する。
- 8 すべての国は、イランに対する自国の領域からの若しくは自国の領域を通ずる、自国民若しくは自国の管轄権に服する個人による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル又はミサイル・システム若しくは予備部品を含む関連物資、又は安全保障理事会若しくは決議第 1737 号（2006 年）に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）により定められる品目の直接若しくは間接の供給、販売又は移転を防止することを決定し、さらに、すべての国は、これらの武器及び関連物資の供給、販売、移転、提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、金融資産又は金融サービス、助言、その他のサービス又は援助の自国民による又は自国の領域からの若しくは自国の領域を通じたイランに対する提供を防止することを決定し、またこの関連において、すべての国に対し、すべてのその他の武器及び関連物資の供給、販売、移転、提供、製造及び使用について監視し抑制することを要請する。
- 9 イランは、核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）を実施してはならないことを決定し、各国が、そのような活動に関連する、イランに対する技術の移転又は技術援助を防止するためすべての必要な措置をとること

を決定する。

- 10 すべての国は決議第 1737 号（2006 年）の別添附属書 C、D 及び E、決議第 1747 号（2007 年）の別添附属書 O、決議第 1803 号（2008 年）の別添附属書 I 並びにこの決議の別添附属書 I 及び II において、又は安全保障理事会若しくは委員会により指定される個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定し（そのような入国又は通過が、決議第 1737 号（2006 年）3 の規定に従い、同決議 3 (b) (T) 及び (s) の規定にいう品目のイランへの提供に直接関連する活動のためのものである場合を除く。）、この規定のいかなるものもある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものでないことを強調し、この規定により課される措置は、委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、委員会が、免除がこの決議の目的（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）に資すると結論する場合には適用しないことを決定する。
- 11 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 の規定に定める措置は、この決議の別添附属書 I に記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人及び団体、それらにより所有され又は管理される団体（不法な手段を通じる場合を含む。）、並びに、指定された個人又は団体が決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）又はこの決議の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして安全保障理事会又は委員会により決定される個人及び団体に対しても適用されることを決定する。
- 12 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 の規定に定める措置は、この決議の別添附属書 II に定めるイスラム革命ガード（IRGC。別名「イスラム革命防衛隊」）の個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するあらゆる個人及び団体、並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不法な手段を通じる場合を含む。）に対しても適用されることを決定し、すべての国に対し、IRGC が関与する取引であって、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得るものを監視することを要請する。
- 13 決議第 1737 号（2006 年）3、4、5、6 及び 7 の規定に特定される措置の目的のため、文書 S/2006/814 の品目リストは、INFCIRC/254/Rev.9/Part1 及び INFCIRC/254/Rev.9/Part2 の品目リスト及び各国が濃縮関連活動、再処理活動又は重水関連活動若しくは核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると認める更なる品目によって代替されることを決定し、さらに、決議第 1737 号（2006 年）3、4、5、6 及び 7 の規定

に特定される措置の目的のため、文書 S/2006/815 に含まれる品目リストは、文書 S/2010/263 に含まれる品目リストによって代替されることを決定する。

- 14 すべての国に対し、当該貨物が決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法、特に海洋法及び関連する国際的な民間航空協定に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、イラン向け及びイランからのすべての貨物を検査することを要請する。
- 15 各国が、国際法、特に海洋法に適合する範囲内で、旗国の同意を得て公海上で船舶の検査を要請することができることに留意し、また、すべての国に対し、当該船舶が決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報がある場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、そのような検査に協力することを要請する。
- 16 すべての国が、この決議の 14 又は 15 の規定に基づく検査において確認された、決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議の 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第 1540 号（2004 年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務及び NPT の締約国のいかなる義務にも反しない方法で、破壊、使用し得ない状態にすること、保管又は当該品目が発した若しくは向かう国以外の国への処分を目的とする移転等を通じて押収及び処分することを認め、また、すべての国がこれを行うことを決定し、さらに、すべての国がそのような努力に協力することを決定する。
- 17 いかなる国に対しても、上記 14 又は 15 の規定に従って検査を行ったときは、特に、検査の根拠の説明、当該検査の結果及び協力が得られたか否かが含まれた書面による最初の報告を 5 作業日以内に委員会に提出することを要求し、さらに、移転が禁止される品目が発見された場合には、検査を行った国に対し、その後の段階で、検査、押収及び処分並びに移転に関する詳細（品目の記述、当該品目が発した又は向かうことが意図された場所を含む。）が最初の報告にない場合には、これらの情報が含まれたその後の書面による報告を委員会に対して提出することを要求する。

- 18 すべての国は、イラン人所有の又は契約した船舶（用船された船舶を含む。）が、決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、人道的目的のために必要な場合を除き、又は、貨物が検査を受け、必要な場合は押収及び処分されるまで、自国民による又は自国の領域からの当該船舶に対する燃料若しくは物品の提供等の供給サービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法的な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。
- 19 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 の規定に定める措置は、この決議の別添附属書 III に定めるイラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライNZ（以下「IRISL」という。）の団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する者及び団体、並びにそれらにより所有され又は管理され（不法な手段を通じる場合を含む。）若しくは決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）又はこの決議の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして理事会又は委員会により決定される団体に対しても適用されることを決定する。
- 20 すべての加盟国に対し、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）若しくはこの決議の制裁を逃れるために又はこれらの決議の規定に違反して行われた疑いのあるイラン航空の貨物部門又は IRISL により所有され若しくは運航されている船舶による他社への移転又は活動に関するあらゆる情報（航空機、船舶若しくは船の名称変更又は再登録を含む。）を委員会に通報することを要請し、また、委員会に対し、そうした情報を広く利用可能とすることを要請する。 \_
- 21 すべての国に対し、当該サービス、財産又は資産が、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議の規定に基づく義務の履行に加え、金融サービス（保険又は再保険を含む。）の提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、若しくは自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融若しくはその他の財産若しくは資産の移転も防止することを要請する（自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、



及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。)

- 22 すべての国は、当該取引が、イランの拡散上機微な核活動、核兵器運搬システムの開発、又は議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年) 若しくはこの決議の違反に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国民、自国の管轄権に服する者、及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する会社に対し、イランにおいて設立された又はイランの管轄権に服する団体 (IRGC 及び IRISL の団体を含む。)、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人又は団体、及びそれらにより所有され又は管理される団体 (不法な手段を通じたものを含む。) との取引を行う際に、監視を行うよう要求することを決定する。
- 23 各国に対し、当該活動がイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、金融サービスの供給を防止するため、自国の領域内において、イランの銀行の新しい支店、子会社又は代表事務所の開設を禁止し、また、イランの銀行が新しい合弁企業を設立すること、自国の管轄権内にある銀行の持ち分を得ること又は取引関係 (コルレス関係) を確立し若しくは維持することを禁止するための適切な措置をとることを要請する。
- 24 各国に対し、当該金融サービスがイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の領域内又は自国の管轄権の下の金融機関に、イランにおいて代表事務所、子会社又は銀行口座の開設を禁止する適切な措置をとるよう要請する。
- 25 決議第 1747 号 (2007 年) の採択以来、委員会に報告された同決議 5 の規定の禁止の違反を遺憾とし、これらの違反に対応して行動をとり、委員会に報告した各国を称賛する。
- 26 委員会に対し、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年) 及びこの決議で決定された措置の違反に効果的に対応するよう指示し、また、委員会が、指定された者又は団体がこれらの決議の制裁を逃れる又はこれらの決議の規定に違反することを支援した個人又は団体を指定することができることを想起する。
- 27 この決議の採択から 45 日以内に安全保障理事会に提出される、遵守、調査、広報、対話、支援及び協力に関する作業計画を通じるものを含め、委員会が、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年) 及びこの決議の完全な実施

を促進するための努力を強化することを決定する。

- 28 決議第 1737 号（2006 年）18 で規定され、決議第 1803 号（2008 年）14 の規定により修正された委員会の権限は、この決議において決定された措置に対しても適用することを決定する（上記 17 に基づき提出された各国からの報告を受理することを含む。）。
- 29 事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するため、委員会の指示の下に 8 名までの専門家のグループ（「専門家パネル」）を当初 1 年の間設置することを要請する。  
（a）決議第 1737 号（2006 年）18 の規定及びこの決議 28 の規定に明記された権限の遂行に当たり委員会を支援する。（b）国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者からの、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議により決定された措置の履行に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析する。（c）理事会、委員会又は各国が検討し得る、関連する措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。（d）自らの作業につき、パネルの任命後 90 日以内に理事会に中間報告を、また、その権限が終了する 30 日前までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出する。
- 30 すべての国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議により決定された措置の実施に関して保有するいかなる情報（特に違反の事例に関するもの）も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請する。
- 31 すべての国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、23 及び 24 の規定を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。
- 32 相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの関係及びより広範な協力を発展させることを可能とする、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が 2008 年 6 月 14 日に行った提案に基づくこの問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めて、対話と協議を促進するための外交的努力（最も最近でジュネーブにおける 2009 年 10 月 1 日のイランとの会合で行われた核問題に関するイランとの対話を無条件で再開することを含む。）を更に強化し、特に 2008 年 6 月の提案に基づくイランとの正式交渉を開始すると中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国の意思を強調し、この決議の別添附属書 IV の 2008 年 6 月の提案が引き続き検討されていることを評価の意をもって確認

する。

- 33 欧州連合外務・安全保障政策上級代表に対し、対話を再開するための必要な条件を作るために、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国による関連の提案を含め、交渉を通じた解決を見出すための政治的及び外交的努力を支援するためにイランとの連絡を継続することを懲慥し、また、イランに対し、このような提案に積極的に対応することを懲慥する。
- 34 テヘラン研究用原子炉に対する核燃料の供給のためのイランにおける研究用原子炉への核燃料供給保証の援助に関する IAEA とフランス共和国政府、イラン・イスラム共和国政府及びロシア連邦政府の間の合意案についての IAEA 事務局長の 2009 年 10 月 21 日の提案に関し、同事務局長を称賛し、イランが 2009 年 10 月 21 日の提案に建設的に対応していないことを遺憾とし、また、IAEA に対し、理事会の決議に従い、促進するために、このような信頼醸成措置を引き続き追求することを懲慥する。
- 35 イランを含むすべての国に対し、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、イラン政府、イランにおけるいかなる者若しくは団体、決議第 1737 号（2006 年）及び関連する決議により指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。
- 36 IAEA 事務局長に対し、90 日以内に、イランが決議第 1737 号（2006 年）に言及されるすべての活動の完全かつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 37 上記 36 に規定される 90 日以内に提出される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。(a) イランが、早期かつ相互に受入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。(b) 安全保障理事会は、上記に規定される報告の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守し、かつ、IAEA 理

事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定する場合には、決議第 1737 号（2006 年）の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定、決議第 1747 号（2007 年）の 2、4、5、6 及び 7 の規定、決議第 1803 号（2008 年）の 3、5、7、8、9、10 及び 11 の規定、並びに上記の 7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、23 及び 24 の規定に定める措置を直ちに終了する。(c) その報告が、イランが決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

38 この問題に引き続き関与することを決定する。

## 別添附属書 I

### 核又は弾道ミサイル活動に関与する個人及び団体

#### 団体

##### 1 アミン・インダストリアル・コンプレックス

アミン・インダストリアル・コンプレックスは、原子力研究及び操業・生産施設において使用される温度制御装置を入手しようとした。アミン・インダストリアル・コンプレックスは、決議第 1737 号（2006 年）で指定された防衛産業機構（DIO）により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 91735-549, Mashad, Iran; Amin Industrial Estate, Khalage Rd., Seyedi District, Mashad, Iran; Kaveh Complex, Khalaj Rd., Seyedi St., Mashad, Iran

別名：アミン・インダストリアル・コンパウンド及びアミン・インダストリアル・カンパニー

##### 2 アーマメント・インダストリーズ・グループ

アーマメント・インダストリーズ・グループ（AIG）は、種々の小型武器（大口径及び中口径銃並びに関連技術を含む。）を製造及び提供している。AIG は、ハディード・インダストリー・コンプレックスを通じ、その多くの調達活動を実施している。

所在地：Sepah Islam Road, Karaj Special Road Km 10, Iran; Pasdaran Ave., P.O. Box 19585/777, Tehran, Iran

##### 3 ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター

ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター（DTSRC）は、イランの国防研究及び開発、生産、維持、輸出及び調達を監督しているイラン国防軍需省（MODAFL）により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Pasdaran Ave, PO Box 19585/777, Tehran, Iran

##### 4 ドゥースターン・インターナショナル・カンパニー

ドゥースターン・インターナショナル・カンパニー（DICO）は、イランの弾道ミサイル計画に設備を供給している。

##### 5 ファラーサーフト・インダストリーズ

ファラーサーフト・インダストリーズは、MODAFL により所有又は管理されているイラン・エアークラフト・マニュファクチュアリング・カンパニーにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 83145-311, Kilometer 28, Esfahan-Tehran Freeway, Shahin Shahr, Esfahan, Iran

##### 6 ファースト・イースト・エクスポート・バンク, P.L.C.

ファースト・イースト・エクスポート・バンク,

P.L.C.は、バンク・メットラットにより所有又は管理され、若しくは代理として行動してい

る。バンク・メッラットは、過去 7 年にわたり、イランの核、ミサイル及び国防機関のための取引において数億ドルを得てきた。

所在地：Unit Level 10 (B1), Main Office Tower, Financial Park Labuan, Jalan Merdeka, 87000 WP Labuan, Malaysia; Business Registration Number LL06889 (Malaysia)

#### 7 カーヴェ・カッティング・ツールズ・カンパニー

カーヴェ・カッティング・ツールズ・カンパニーは、DIO により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：3rd Km of Khalaj Road, Seyyedi Street, Mashad 91638, Iran; Km 4 of Khalaj Road, End of Seyyedi Street, Mashad, Iran; P.O. Box 91735-549, Mashad, Iran; Khalaj Rd., End of Seyyedi Alley, Mashad, Iran; Moqan St., Pasdaran St., Pasdaran Cross Rd.,

Tehran, Iran

#### 8 M. バーバーイ・インダストリーズ

M. バーバーイ・インダストリーズは、イランのエアロスペース・インダストリーズ・オーガナイゼーション (AIO) のシャヒード・アフマド・カーゼミ・インダストリーズ・グループ (公式にはエアー・ディフェンス・ミサイル・インダストリーズ・グループ) の下部団体である。AIO は、決議第 1737 号 (2006 年) で指定されたミサイル組織であるシャヒード・ヘムマッド・インダストリアル・グループ (SHIG) 及びシャヒード・バーケリー・インダストリアル・グループ (SBIG) を管理している。

所在地：P.O. Box 16535-76, Tehran, 16548, Iran

#### 9 ク・アシュタル・ユニバーシティー

MODAFL 内の DTRSC の下部組織である。これは従前のフィジックス・リサーチ・センター (PHRC) に該当する研究グループを含んでいる。IAEA の査察官は、イランの核計画の軍事的側面の可能性についての未解決の問題を解決するために、職員に面談をすること又はこの組織の管理下にある文書を調べることを認められていない。

所在地：Corner of Imam Ali Highway and Babaei Highway, Tehran, Iran

#### 10 ミニストリー・オブ・ディフェンス・ロジスティクス・エクスポート

ミニストリー・オブ・ディフェンス・ロジスティクス・エクスポート (MODLEX) は、イランが武器及び関連物資を販売することを禁止した決議第 1747 号 (2007 年) に違反して、イランが製造した武器を全世界の顧客に販売している。

所在地：PO Box 16315-189, Tehran, Iran; located on the west side of Dabestan Street, Abbas Abad District, Tehran, Iran

#### 11 ミーザン・マシーナリー・マニュファクチュアリング

ミーザン・マシーナリー・マニュファクチュアリング (3M) は、SHIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 16595-365, Tehran, Iran

別名：3MG

12 モダン・インダストリーズ・テクニク・カンパニー

モダン・インダストリーズ・テクニク・カンパニーは (MITEC) は、アラクにおける IR`40 重水炉の設計及び建設に責任を有している。MITEC は、IR`40 重水炉の建設のための調達を主導した。

所在地：Arak, Iran

別名：ラーフカール・カンパニー、ラーフカール・インダストリーズ、ラーフカール・サナーイエ・カンパニー、ラーフカール・サナーイエ・ノヴィン

13 ニュークリアー・リサーチ・センター・フォー・アグリカルチャー・アンド・メディシン

ニュークリアー・リサーチ・センター・フォー・アグリカルチャー・アンド・メディシン (NFRPC) は、決議第 1737 号 (2006 年) で指定されたイラン原子力庁 (AEOI) の大規模な研究部門である。NFRPC は、核燃料の開発のための AEOI の中心であり、濃縮関連活動に関与している。

所在地：P.O. Box 31585-4395, Karaj, Iran

別名：センター・フォー・アグリカルチュラル・リサーチ・アンド・ニュークリアー・メディシン、キャラジ・アグリカルチュラル・アンド・メディカル・リサーチ・センター

14 ペジュマーン・インダストリアル・サービシーズ・コーポレーション

ペジュマーン・インダストリアル・サービシーズ・コーポレーションは、SBIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 16785-195, Tehran, Iran

15 サバーラーン・カンパニー

サバーラーンは、SHIG の別名である。

所在地：Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran

16 サハンド・アルミニウム・パーツ・インダストリアル・カンパニー (SAPICO)

SAPICO は、SHIG の別名である。

所在地：Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran

17 シャヒード・ハッラーズィ・インダストリーズ

シャヒード・ハッラーズィ・インダストリーズは、SBIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Tehran, Iran

18 シャヒード・サッターリ・インダストリーズ

シャヒード・サッターリ・インダストリーズは、SBIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Southeast Tehran, Iran

別名：シャヒード・サッターリ・グループ・エクイップメント・インダストリーズ

19 シャヒード・サイヤード・シーラーズィ・インダストリーズ

シャヒード・サイヤード・シーラーズィ・インダストリーズ (SSSI) は、DIO により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Next To Nirou Battery Mfg. Co, Shahid Babaii Expressway, Nobonyad Square, Tehran, Iran; Pasdaran St., P.O. Box 16765, Tehran 1835, Iran; Babaei Highway-Next to

NiruM.F.G, Tehran, Iran

20 スペシャル・インダストリーズ・グループ

スペシャル・インダストリーズ・グループ (SIG) は、DIO の下部組織である。

所在地：Pasdaran Avenue, PO Box 19585/777, Tehran, Iran

21 ティーズ・パールス

ティーズ・パールスは、SHIG の別名である。ティーズ・パールスは、2007 年の 4 月と 7 月の間、SHIG のために、イランのミサイル計画に実質的に寄与し得る 5 軸レーザー溶接・切断機を調達することを試みた。

所在地：Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran

22 ヤズド・メタラージ・インダストリーズ

ヤズド・メタラージ・インダストリーズ (YMI) は、DIO の下部組織である。

所在地：Pasdaran Avenue, Next To Telecommunication Industry, Tehran 16588, Iran ; Postal Box 89195/878, Yazd, Iran; P.O. Box 89195-678, Yazd, Iran; Km 5 of Taft Road, Yazd, Iran

別名：ヤズド・アミュニション・マニュファクチュアリング・アンド・メタラージ・インダストリーズ、ディレクトレート・オブ・ヤズド・アミュニション・アンド・メタラージ・インダストリーズ

個人

ジャヴァード・ラヒーギ

イラン原子力庁 (AEOI) イスファハン・ニュークリア・テクノロジー・センター所長 (追加的情報：生年月日：1954 年 4 月 24 日；出生地：マルシャド)



## 別添附属書 II

イスラム革命ガード (IRGC) により所有又は管理され、若しくは代理として行動する団体

- 1 ファーテル (又はファアテル)・インスティテュート  
ハタモル・アンビア (KAA) の子会社。ファーテルは、イランにおける IRGC のプロジェクトにおいて、おそらく他の KAA の会社のために、外国の供給者と協力している。
- 2 ガラルガーヘ・サーザンデギー・ガーエム  
ガラルガーヘ・サーザンデギー・ガーエムは、KAA により所有又は管理されている。
- 3 ゴルブ・カルバラゴルブ・カルバラは、KAA により所有又は管理されている。
- 4 ゴルブ・ヌーフゴルブ・ヌーフは、KAA により所有又は管理されている。
- 5 ハラ・カンパニー  
ゴルブ・ヌーフにより所有又は管理されている。
- 6 イーメンサーザン・コンサルタント・エンジニアーズ・インスティテュート  
KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
- 7 ハタモル・アンビア・コンストラクション・ヘッドクォーターズ  
ハタモル・アンビア・コンストラクション・ヘッドクォーターズ (KAA) は、大規模な非軍事上及び軍事上の建設計画及びその他の技術活動に関与している IRGC が所有する会社である。同社は、パッシブ・ディフェンス・オーガナイゼーション・プロジェクトの相当の量の業務を行っている。特に、KAA の子会社は、コム・フォルドにおけるウラン濃縮サイトの建設に深く関与していた。
- 8 マキン  
マキンは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動しており、KAA の下部団体である。
- 9 オムラーン・サーヘル  
ゴルブ・ヌーフにより所有又は管理されている。
- 10 オリエンタル・オイル・キーシュ  
オリエンタル・オイル・キーシュは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
- 11 ラーフ・サーヘル  
ラーフ・サーヘルは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
- 12 ラハーブ・エンジニアリング・インスティテュート  
ラハーブは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動しており、KAA の下部団体である。
- 13 サーヘル・コンサルタント・エンジニアーズ  
ゴルブ・ヌーフにより所有され又は管理されている。
- 14 セパニール

セパニールは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

15 セパーサッド・エンジニアリング・カンパニー

セパーサッド・エンジニアリング・カンパニーは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

### 別添附属書 III

イラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライNZ (IRISL) により所有又は管理され、若しくは代理として行動する団体

1 ラノ・ヒンド・SHIPPING・カンパニー

所在地：18 Mehrshad Street, Sadaghat Street, Opposite of Park Mellat, Vali-e-Asr Ave., Tehran, Iran ; 265, Next to Mehrshad, Sedaghat St., Opposite of Mellat Park, Vali Asr Ave., Tehran 1A001, Iran

2 IRISL・ベネルックス・NV

所在地：Noorderlaan 139, B-2030, Antwerp, Belgium ; V.A.T. Number BE480224531 (Belgium)

3 サウス・SHIPPING・ライン・イラン (SSL)

所在地：Apt. No. 7, 3rd Floor, No. 2, 4th Alley, Gandi Ave., Tehran, Iran ; Qaem Magham Farahani St., Tehran, Iran

## 別添附属書 IV

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国及び欧州連合によるイラン・イスラム共和国への提案

2008年6月14日テヘランにおいてイラン当局に提示されたイランとのあり得べき協力分野関連する国際連合安全保障理事会の決議に従い、2006年6月にイランに提示され引き続き検討されている提案に基づくイランの核問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めため、イランが、安全保障理事会決議第1803号15及び19(a)の規定に基づき、濃縮関連活動及び再処理活動を検証可能なように停止する限り、中国、フランス、ドイツ、イラン、ロシア、連合王国及び合衆国の間の、そして欧州連海上級代表も参加する交渉の問題として、以下の諸要素が提案される。このような交渉の観点から、我々は、また、イランが国際連合安全保障理事会及びIAEAの要求事項に留意することを期待する。中国、フランス、ドイツ、ロシア、連合王国、合衆国及び欧州連海上級代表としては、次を行う用意があることを述べる。

NPT上の自国の義務に従って、平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を發展させるイランの権利を認めること。

イランの核計画が専ら平和的な性格なものであることについての国際的な信頼がひとたび回復されれば、イランの核計画をNPTの締約国であるいかなる非核兵器国のものと同様に扱うこと。

## 原子力エネルギー

- ・ NPTの下での自国の義務に従った、イランの専ら平和的目的のための原子力の権利の再確認。
- ・ イランの原子力の平和的利用のために必要な技術及び資金援助並びにIAEAによるイランにおける技術協力事業の再開のための支援の提供。
- ・ 最新の技術に基づく軽水炉の建設の支援。
- ・ 漸進的な国際的信頼の回復に応じた原子力の研究及び開発の支援。
- ・ 法的拘束力のある核燃料の供給保証の提供。
- ・ 使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理に関連した協力。

## 政治

- ・ 6か国及び欧州連合のイランとの関係の改善並びに相互信頼の確立。
- ・ イランとの直接の接触及び対話の奨励。
- ・ 国際的問題においてイランが重要かつ建設的な役割を果たすことの支援。

- ・不拡散、地域の安全保障及び安定化の問題に関する対話及び協力の促進。
- ・信頼醸成措置及び地域の安全保障を奨励するためのイラン及び地域の他の諸国との作業。
- ・適切な協議と協力のメカニズムの確立。
- ・地域の安全保障問題に関する会議の支援。
- ・イランの核問題の解決が不拡散の努力及び大量破壊兵器（その運搬手段を含む。）のない中東という目的を実現することに資することの再確認。
- ・その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合憲章と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないという国際連合憲章に基づく義務の再確認。
- ・麻薬密輸に対する取組みにおける強化された協力、アフガニスタン難民のアフガニスタンへの帰還プログラムの支援、アフガニスタンの復興に関する協力及びイラン・アフガニスタン国境の警備に関する協力を含むアフガニスタンに関する協力。

## 経済

世界貿易機関を含む国際的な機構への完全な統合のための実際的な支援を通じた、国際経済、市場及び資本へのイランのアクセスの改善並びにイランにおける直接投資及びイランとの貿易の拡大のための枠組みの創設等の貿易及び経済関係の正常化へ向けた措置。

## エネルギー・パートナーシップ

エネルギーの分野におけるイランとの協力の正常化に向けた措置。すなわち、具体的かつ実践的な適用又は措置を伴う、イラン、欧州連合及びその他の希望する国との間の長期的かつ広範にわたる戦略的なエネルギー・パートナーシップの創設。

## 農業

- ・イランにおける農業の発展への支援。近代的技術における協力を通じたイランの完全な食糧自給の促進。

## 環境、インフラ

- ・環境保護、インフラ、科学技術及び先端技術の分野の民生プロジェクト。
  - 国際輸送回廊を含む輸送インフラの開発。
  - 関連の輸出規制の撤廃の可能性を含む、イランの通信インフラの近代化の支援。

## 民間航空

- ・イランへ航空機を輸出する製造業者に対する制限の撤廃の可能性を含む民間航空協力。
  - イランが民間航空機を新しくすることを可能にすること。
  - イランが同国の航空機が国際的な安全基準を満たすことを確保することを支援する

こと。

経済的、社会的並びに人的発展及び人道上の問題

- ・ イランの経済的及び社会的発展並びに人道上の必要に対する必要に応じた援助の提供。  
——イランの利益となる分野の教育における協力・技術支援。  
——イラン人が土木業、農業及び環境の研究等の分野の研修過程、職業紹介又は学位を得ることを支援すること。
- ・ 高等教育機関の間の連携の支援（例えば公衆衛生、農村の生計、共同科学プロジェクト、公共行政、歴史及び哲学）。
- ・ 緊急事態への効果的な対応能力の開発分野（例えば地震学、地震研究、災害管理等）における協力。
- ・ 「文明間の対話」の枠組み内での協力。

実施メカニズム

- ・ 将来の合意の実施のための共同監視グループの設置。

国際連合安全保障理事会決議第 2087 号 訳文  
(外務省告示平成 25 年第 30 号)

安全保障理事会は、

決議第 825 号 (1993 年)、第 1540 号 (2004 年)、第 1695 号 (2006 年)、第 1718 号 (2006 年)、第 1874 号 (2009 年) 及び第 1887 号 (2009 年) を含むこれまでの関連する決議並びに 2006 年 10 月 6 日の議長声明 (S/PRST/2006/41)、2009 年 4 月 13 日の議長声明 (S/PRST/2009/7) 及び 2012 年 4 月 16 日の議長声明 (S/PRST/2012/13) を想起し、

関連する安全保障理事会決議によって課される制限を含む国際法に従ってすべての国が有する、宇宙空間を開発し利用する自由を認識し、

1. 弾道ミサイル技術を使用しかつ決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) に違反した、2012 年 12 月 12 日の北朝鮮の発射を非難する。
2. 北朝鮮に対し、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射もこれ以上実施しないこと、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止することにより決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) を遵守すること及び、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求する。
3. 北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、関連するすべての活動を直ちに停止すること及び弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はいかなる挑発もこれ以上実施しないことを含む、決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。
4. 決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) に含まれる現行の制裁措置を再確認する。
5. 決議第 1718 号 (2006 年) 8 の規定により課され、決議第 1874 号 (2009 年) により修正された措置を想起し、次のとおり定める。
  - (a) 決議第 1718 号 (2006 年) 8 (d) の規定に定める措置は附属書 I 及び II に記載される個人及び団体に適用され、決議第 1718 号 (2006 年) 8 (e) の規定に定める措置は附属書 I に記載される個人に適用される。
  - (b) 決議第 1718 号 (2006 年) 8 (a)、8 (b) 及び 8 (c) の規定において

課される措置は、INFCIRC/254/Rev. 11/Part1 及び INFCIRC/254/Rev. 8/Part2 並びに文書 S/2012/947 の品目に適用される。

6. 決議第 1874 号 (2009 年) 18 の規定を想起し、加盟国に対し、この関連で、自国民、自国の領域内の者、金融機関及び自国の法律の下に組織されたその他の団体 (海外の支店を含む。) による北朝鮮に所在する金融機関との若しくはそれに代わって行う活動、又は支店、代表事務所、代理店及び海外の子会社を含む北朝鮮金融機関に代わって若しくはそれらの指示により行動する者の活動の監視を含め、警戒を強化することを要請する。
7. 決議第 1718 号 (2006 年) に従って設立された委員会に対し、船舶の旗国が検査を認めた後に当該船舶がそのような検査を拒否した場合又は北朝鮮船籍の船舶が決議第 1874 号 (2009 年) 12 の規定に従った検査を拒否した場合に関して、実施支援通報を発出するよう指示する。
8. 決議第 1874 号 (2009 年) 14 の規定を想起し、さらに、各国は決議第 1718 号 (2006 年)、第 1874 号 (2009 年) 及びこの決議の規定に従い品目を押収し処分することができることを想起し、さらに、各国が処分する方法には、破壊、使用し得ない状態にすること、保管又は当該品目が発した若しくは向かう国以外の国への処分を目的とする移転が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。
9. 決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) において課される措置は、その品目が何であれ、取引に関連する国が、指定された個人又は団体が当該品目の移転に係る送り主、意図された受け手又は仲介者であると信じる合理的な根拠を示す情報を有する場合には、当該品目の移転を禁止していることを明確にする。
10. 決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) の規定を実施するために取った措置について未だ報告していない加盟国に対し、報告するよう要請し、他の加盟国に対し、決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) の規定の実施に関する追加的な情報がある場合には、これを提出することを奨励する。
11. 国際機関に対し、北朝鮮に関するそのすべての活動が決議第 1718 号 (2006 年) 及び第 1874 号 (2009 年) の規定と適合することを確保するために必要な措置をとることを奨励し、さらに、関連諸機関が、これらの決議の規定に関連し得る北朝鮮関連活動に関し、委員会に関与することを奨励する。



12. 制裁を回避するための大量の現金の使用を含む、決議第 1718 号（2006 年）及び第 1874 号（2009 年）において課される措置の違反を遺憾とし、決議第 1718 号（2006 年）又は第 1874 号（2009 年）により禁止される活動に貢献し得るあらゆる品目の北朝鮮に対する若しくは北朝鮮からの又は各国の領域を通過する供給、販売又は移転に対する懸念及びこれに関する各国による適切な行動の重要性を強調し、各国に対し、指定された個人若しくは団体に代わって又はそれらの指示により活動する個人の自国の領域への入国又は自国の領域の通過に関して監視し抑制することを要請するとともに、委員会に対し、報告される違反を再検討し、制裁回避又は決議第 1718 号（2006 年）及び第 1874 号（2009 年）の規定の違反を支援した団体及び個人の指定によるものを含め、適切な場合には行動をとることを指示する。
13. 北朝鮮を含むすべての国に対し、決議第 1718 号（2006 年）及び第 1874 号（2009 年）により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、北朝鮮、北朝鮮におけるいかなる者若しくは団体、決議第 1718 号（2006 年）及び第 1874 号（2009 年）により指定された者若しくは団体又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。
14. このような事態を平和的、外交的かつ政治的に解決することへの安全保障理事会の要望を再確認し、理事国及びその他の国による対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための努力を歓迎し、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控える必要性を強調する。
15. 六者会合への支持を再確認し、その再開を要請し、すべての参加者に対して、朝鮮半島の検証可能な非核化を平和的な方法で達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明の完全かつ迅速な実施に向けた努力を強化することを要請する。
16. すべての加盟国に対し、決議第 1718 号（2006 年）及び第 1874 号（2009 年）に基づく義務を完全に実施することを要請する。
17. すべての加盟国が、北朝鮮における外交使節団の外交関係に関するウィーン条約に基づく活動を妨げることなく、決議第 1718 号（2006 年）8 (a) (iii) 及び 8 (d) の規定に従うべきことを再度強調する。

18. 決議第 1718 号（2006 年）及び第 1874 号（2009 年）によって課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調する。
19. 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による遵守の状況にかんがみ、必要性に応じ、これらの措置を強化、調整、停止又は解除する用意があることを確認し、この関連で、北朝鮮による更なる発射又は核実験の場合には重要な行動をとる決意を表明する。
20. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

附属書 I： 渡航禁止／資産凍結

1. ペク・チャンホ(PAEK CHANG-HO)

コリアン・コミッティー・フォー・スペース・テクノロジー衛星管制指揮所上級職員・  
所長

別名： パク・チャンホ

旅券番号： 381420754、旅券発行日： 2011年12月7日、旅券失効日： 2016年12月  
7日、生年月日： 1964年6月18日、出生地： 北朝鮮開城市

2. チャン・ミョンチン(CHANG MYONG-CHIN)

西海（ソヘ）衛星発射場総責任者。2012年4月13日及び12月12日に発射が行われた  
発射センターの長。

別名： チャン・ミョンジン

生年月日： 1966年又は1965年

3. ラ・ギョンス(RA KY' ONG-SU)

タンチョン・コマーシャル・バンク（TCB）職員。その職責において、TCBのための取  
引を促進。TCBは2009年4月に、委員会によって、通常兵器、弾道ミサイル並びにその  
ような兵器の組立及び製造に関連する物品の販売に責任を有する北朝鮮の主要な金融団体  
として指定された。

4. キム・グワンイル(KIM KWANG-IL)

タンチョン・コマーシャル・バンク（TCB）職員。その職責において、TCB及びコリア・  
マイニング・デベロップメント・コーポレーション（KOMID）のための取引を促進。TCB  
は、2009年4月に、委員会によって、通常兵器、弾道ミサイル及びそのような兵器の組立  
及び製造に関連する物品の販売に責任を有する北朝鮮の主要な金融団体として指定された。  
KOMIDは、2009年4月に委員会により指定されており、北朝鮮の主要な武器ディーラー  
であり、弾道ミサイル及び通常兵器に関連する物品及び装備の主要な輸出者である。

附属書 II：資産凍結

1. コリアン・コミッティー・フォー・スペース・テクノロジー

衛星管制指揮所及び西海（ソヘ）発射場を通じて、2012年4月13日及び12月12日の発射を組織した。

別称： DPRK コミッティー・フォー・スペース・テクノロジー； デパートメント・オブ・スペース・テクノロジー・オブ・ザ DPRK； コミッティー・フォー・スペース・テクノロジー； KCST

所在地： 北朝鮮平壤特別市

2. バンク・オブ・イースト・ランド

北朝鮮の金融機関。武器の製造者及び輸出者であるグリーン・パイン・アソシエイテッド・コーポレーション（グリーン・パイン）のための兵器関連取引及びその他の支援を促進。制裁を迂回する方法で資金を移転するためにグリーン・パインと活発に活動。2007年及び2008年には、グリーン・パイン並びにバンク・メッリ及びバンク・セパを含むイランの金融機関が関与する取引を促進。安全保障理事会は、イランの弾道ミサイル計画を支援しているとして、決議第1747号（2007年）で、バンク・セパを指定した。グリーン・パインは、2012年4月に委員会により指定された。

別称： ドンバン・バンク； トンバン・ウネン； トンバン・バンク

所在地： 北朝鮮平壤特別市牡丹峰区域戦勝洞ベルビルディング私書箱32

3. コリア・クムリョン・トレーディング・コーポレーション

コリア・マイニング・デベロップメント・コーポレーション（KOMID）が調達活動を実施するために使用している別名。KOMIDは、2009年4月に委員会により指定されており、北朝鮮の主要な武器ディーラーであり、弾道ミサイル及び通常兵器に関連する物品及び装備の主要な輸出者である。

4. トソン・テクノロジー・トレーディング・コーポレーション

KOMIDが親会社。KOMIDは、2009年4月に委員会により指定されており、北朝鮮の主要な武器ディーラーであり、弾道ミサイル及び通常兵器に関連する物品及び装備の主要な輸出者。

所在地： 北朝鮮平壤特別市

5. コリア・リョンハ・マシーナリー・ジョイント・ベンチャー・コーポレーション

コリア・リョンボン・ジェネラル・コーポレーションが親会社。コリア・リョンボン・ジェネラル・コーポレーションは2009年4月に委員会により指定されており、北朝鮮の防衛産業のための入手に特化した防衛コングロマリットで、北朝鮮の軍事関連の販売を支援。

別称： チョソン・ユンハ・マシーナリー・ジョイント・オペレーション・カンパニー；コリア・リエンハ・マシーナリー・J/V・コーポレーション；リョンハ・マシーナリー・ジョイント・ベンチャー・コーポレーション

所在地： 北朝鮮平壤特別市中区域；北朝鮮平壤特別市万景台区；北朝鮮平壤特別市万景台区区域

#### 6. リーダー（ホン・コン）インターナショナル

KOMID に代わって運輸を促進。KOMID は、2009 年 4 月に委員会により指定されており、北朝鮮の主要な武器ディーラーであり、弾道ミサイル及び通常兵器に関連する物品及び装備の主要な輸出者である。

別称： リーダー・インターナショナル・トレーディング・リミテッド

所在地： 香港特別行政区徳輔道 173 南豊大廈 1610 号

